

国民年金 事案 180

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 10 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 10 月から 61 年 3 月まで
私は年金をあてにしていたことから、20 歳からずっと国民年金保険料を支払ってきており、申立期間当時は送られてきた納付書により大体 3 か月くらいごとに銀行で納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされており、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 6 か月と短期間であり、申立人は、20 歳になった昭和 47 年の国民年金への加入以降、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識の高さがうかがわれる。

また、申立人は、申立期間中の昭和 60 年 11 月に転居しているが、申立期間当時、転居前に居住していた区においては、4 月と 10 月の年二回、納付書が送付されるとともに、転居後に居住していた区においても、転入してきた者に対して、転入月からの分の納付書を翌月に送付していたことが確認でき、申立人は申立期間の分の納付書を受け取っていたと考えられる。さらに、平成元年の転居の際にも申立人は未納なく納付しており、申立期間のみ国民年金保険料を支払わなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 1 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 5 月から 51 年 6 月まで

昭和 47 年に結婚し、その 2、3 年後に 20 歳からの未納分とされる国民年金保険料の納付書が社会保険事務所から送られてきたので、郵便局でその納付書により 6 万 8,000 円前後を納付し、領収書もらった。領収書は整理してしまったため残っていないが、確かに支払っているのを調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫の昭和 51 年分の確定申告書の社会保険料控除欄の国民年金保険料額 3 万 1,800 円は、夫婦 2 名分の 12 か月分に相当することから、申立人は 51 年 1 月からの保険料を納付していたものと推測されるが、それ以前の確定申告書には申立人の国民年金保険料は計上されていない。

また、申立人が国民年金に加入したのは昭和 51 年 7 月と記録されており、国民年金手帳記号番号の払出時期からも、このころに加入手続きを行ったものと考えられるが、この時期は申立期間の一部について時効により納付できない上、特例納付できない時期である。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続きを二度行った記憶は無いと述べており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 1 月から同年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 8 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 8 月から 61 年 3 月まで

昭和 59 年 8 月に勤めていた会社を退職後、妻が市役所へ行き、私の国民年金の加入手続を行った。その後妻が夫婦二人分を一緒に支払っていたにもかかわらず、妻の分のみが納付済みとなっており、私の分は未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

夫婦共に国民年金保険料の収納年月日の記録がある平成 5 年 4 月から 18 年 12 月までについては、2 か月を除きいずれも夫婦同一日に納付している記録となっているなど、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと考えられるが、申立期間については、妻の国民年金保険料のみが納付済みとなっている。

また、申立人の妻は、結婚の際の任意加入への被保険者資格の変更手続及び申立人の退職の際の強制加入への被保険者資格の変更手続も適切に行っており、国民年金に対する関心も高かったものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間において、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、申立人の妻についても、国民年金加入期間において、国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

旭川国民年金 事案 26

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 1 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月から 60 年 3 月まで

当時は、夫婦で国民年金に加入していた。国民年金保険料は、私が夫の分と一緒に取引のあった信用金庫で納付していたが、私の分だけが未納と記録されており、納得できないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年 3 月の婚姻後、厚生年金保険加入期間（昭和 48 年 3 月から 48 年 7 月までの 5 か月）を除き、平成 17 年 3 月まで国民年金に加入しており、申立期間を除くと未納期間は無い。その夫についても、昭和 37 年 8 月から平成 7 年 5 月に厚生年金保険に加入するまで国民年金に加入しており、未納期間は無く、夫婦で納付意識が高かったと認められる。夫婦の国民年金保険料の納付は妻である申立人が行っており、申立人にのみ未納期間があるのは不自然である。

また、申立人の昭和 58 年度の国民年金保険料収納記録は、納付 9 か月、未納 3 か月となっているが、同一年度内に納付月と未納月が混在した場合に保存しなければならない特殊台帳が存在しない。

なお、申立期間における夫の国民年金保険料収納記録をみると、オンライン記録では納付済みでありながら特殊台帳（申立期間が空欄）が残っており、両者の記録が一致しない。昭和 58 年当時は、オンライン化への移行時期でもあり、特殊台帳への記載漏れがあったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和 59 年 1 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から50年3月まで
社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和49年4月から50年3月までの期間については、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間についてはすべて国民年金保険料を納付している。

また、年金手帳記号番号が払い出された昭和50年8月以後において、昭和48年度分の過年度納付を行うとともに、50年度の現年度分を一括で納付していることから、申立期間だけ未納となっていることは不自然である。

さらに、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続を十数回行っているが、いずれも適正に手続を行っており、申立期間を除き、未納及び未加入期間は無くすべて国民年金保険料を納付している。

加えて、口座振替制度を利用し保険料を納付している時期もあることや厚生年金保険への切替えに伴い国民年金保険料の還付を受けていることなどからして、納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

青森国民年金 事案 31

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月から同年3月まで

20歳を過ぎてから父が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は兄に依頼して納付書で納めた記憶がある。その後は私が母の保険料と一緒に市役所で納付した。兄が金融機関に勤務していたこともあり、租税公課の未納がないように気を遣っていた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、保険料をすべて納付しており、申立人と一緒に保険料を納付したとされる申立人の母は、申立期間を含め、保険料を完納している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和40年4月から同年8月までの期間に払い出されたものと推定されることから、申立期間直後の39年4月から40年3月までの期間の国民年金保険料は過年度納付したものと考えられるが、その納付時点において、先に時効が到来することになる申立期間の保険料のみを納付しないことは不自然である。

さらに、申立人は、昭和53年12月から56年12月までの期間及び平成17年8月から10月までの期間について、国民年金に任意加入していることから、納付意識は特に高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 10 月から同年 12 月まで

申立期間の国民年金保険料については、市役所で夫婦の分を一緒に納付しており、申立期間の前後がすべて納付済みであるにもかかわらず、申立期間の 3 か月のみが未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金の資格を取得した昭和 46 年 11 月以降、資格を喪失する 59 年 10 月まで、申立期間を除き、保険料をすべて納付している。

また、昭和 55 年 4 月に、昭和 53 年度の国民年金保険料免除期間を追納していることから、申立期間当時の納付意識は高かったものと認められるほか、追納した時点の現年度保険料である申立期間の保険料のみが未納とされていることは不自然である。

さらに、申立人の国民年金保険料と一緒に納付したとされる申立人の妻の申立期間について、市町村の被保険者名簿の納付した記録が修正液により訂正された痕跡が確認できることから、申立人の保険料の申立期間に係る行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性もうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年10月から同年12月まで

申立期間の国民年金保険料については、市役所で夫婦の分を一緒に納付しており、申立期間の前後がすべて納付済みであるにもかかわらず、申立期間の3か月のみが未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金の資格を取得した昭和46年11月以降、資格を喪失する平成7年2月まで、申立期間を除き、保険料をすべて納付している。

また、昭和55年4月に、昭和53年度の国民年金保険料免除期間を追納していることから、申立期間当時の納付意識は高かったものと認められるほか、追納した時点の現年度保険料である申立期間の保険料のみが未納とされていることは不自然である。

さらに、市町村の被保険者名簿の申立期間に係る納付記録において、納付した記録を修正液により訂正した痕跡が確認できることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性もうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

岩手国民年金 事案 23

第1 委員会の結論

申立人の平成元年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月

私は、勤めていた県外の会社を平成元年3月20日に退職し、同年4月1日にA市内の会社に就職することになった。母が、3月25日、私に代わってA市役所で私の転入届けを行ってから、私の国民年金の相談をしたところ、担当者から元年3月分だけは国民年金保険料の納付が必要との指導を受け、納付書を作ってもらい1か月分の保険料を納付したので、保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母が、平成元年3月25日にA市役所国民年金課へ出向き、申立人の国民年金への加入、保険料の納付について相談をし、1か月でも加入及び納付が必要であるとの指導を受け、納付書を交付され、国民年金課の隣の収納窓口で納付したことなど記憶が具体的かつ鮮明であり、納付した金額もほぼ保険料と一致していることから、申立人の主張は信用できる。

また、申立人の母は国民年金第3号被保険者であり、自らの国民年金の加入手続及び納付と混同することはないと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

岩手国民年金 事案 24

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 11 月及び同年 12 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 11 月及び同年 12 月
昭和 60 年 10 月から同年 12 月までの 3 月が未加入とされていたが、調査してもらったところ、10 月分の納付が判明した。
私は、国民年金の強制加入対象期間及び任意加入対象期間について、すべて加入し、保険料の未納は無いと思っている。60 年 11 月及び同年 12 月の 2 月分が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の調査依頼により、未加入とされていた昭和 60 年 10 月に係る保険料の納付事実が確認されたことから、同年 11 月及び同年 12 月の分を納付しないのは不自然である。

また、申立人に関する A 町役場保管の被保険者名簿と社会保険庁の年金記録の資格喪失年月日が異なっていたことが判明し、その結果、平成 19 年 8 月 6 日に、昭和 60 年 10 月 1 日であった資格喪失年月日が同年 11 月 27 日に訂正され、納付記録も追加された。

さらに、申立人は前住所地から A 町に昭和 61 年 1 月に転入していたが、社会保険庁の納付記録を確認したところ、今回追加された 60 年 10 月を除き、前住所地に住んでいた昭和 59 年 4 月から 60 年 9 月までの期間及び A 町に転入後の 61 年 1 月から同年 11 月までの期間も、保険料が他の市区町村の納付書で納められたことを表す「他」という記載があるなど、社会保険庁の納付記録には不合理な部分がある。

加えて、申立人は任意加入しており、保険料は納付期限内に納めていたことなどから、納付意識が高かったと認められる上、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料の未納は無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から46年3月まで

私は、昭和46年、国民年金に加入してそれまで未納であった36年度以降の保険料を特例納付制度により村役場で納付した。当時、夫が、牛1頭を売りその代金から約10万円を保険料に当ててくれたので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保険料を納付したとされる時期は、第1回特例納付期間（昭和45年7月から47年6月まで）に相当する。申立人が国民年金保険料を特例納付制度により村役場で納付したとしている点については、当時、社会保険事務所の職員が市町村に出向き役場等の公的施設を利用して特例納付制度による保険料を収納していた事実が確認できた。

また、保険料納付時期に牛を売買したことについては、当時の取引関係者から売買の事実があったとの証言を得ており、その内容は、具体的、かつ、申立人の関係者しか知り得ないことである。さらに、牛の売却代金は納付した保険料額を大きく上回るものであったことが当時のA県農林水産統計から推認され、牛の売却代金の一部を保険料に当てた、とする申立人の主張には、信ぴょう性があると考えられる。しかも、申立人の国民年金保険料の納付には、特例納付後に未納期間が無い。

なお、社会保険庁の納付記録は、申立人が加入した昭和46年度分の保険料が、村の国民年金被保険者名簿では納付とされているにもかかわらず未納とされていたこと（当該記録は訂正済み）から、記録管理に係る事務処理に不十分な点があったことが伺われる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

岩手国民年金 事案 28

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月から同年 3 月まで

司法書士事務所に勤めていたが、その事業所が社会保険の適用を受けていなかったため、国民年金に加入していた。親に保険料を預け納付してもらっていた。両親の保険料と一緒に納付していたはずなので納付記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間は父母と同居していたことが確認されている。また、申立人の両親は申立期間を含め国民年金保険料をすべて納付しており、両親とともに納付していたとの申立内容に不自然さは無い。

さらに、申立期間は 3 か月と短く、申立人は国民年金に加入して以降、申立期間を除き未納が無い。

そのうえ、厚生年金保険との切替えも適切に行われているなど、年金制度に対する理解が深く、納付意識が高かったと考えられる。

なお、確認できる昭和 56 年度から 60 年度までの納付記録を照合したところ、申立人と母の納付年月日は完全に一致した。

これらのことから、申立人の申立期間に係る保険料のみ納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年4月から47年3月まで
当時、私がA農協で夫の保険料と一緒に保険料を納付していた。夫婦で申請免除したこともあるが、同じ期間で自分だけが未納とされているのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間の12か月及び申請免除された期間の24か月を除き保険料をすべて納付しており、申立人の夫は申請免除された期間の24か月を除き、申立期間を含め保険料をすべて納付している。

社会保険事務所の記録から、申立人の夫は、昭和43年度から48年度までの期間、毎年11月から翌年3月ごろまで厚生年金保険に加入（出稼ぎ）していたが、その間の国民年金保険料についてもすべて納付していたことが確認できる（当該保険料は後で還付済みである。）。申立人によれば、その間も申立人が夫婦二人分の保険料を納付していたとのことであり、申立人の保険料だけが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年7月から46年3月まで
当時父が、父と家族（兄、兄嫁、私）の国民年金保険料を納付していた。父、兄夫婦には保険料の未納は無いが、私の昭和45年7月から46年3月までの保険料が未納とされており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き保険料をすべて納付しており、申立期間当時、同一世帯であった申立人の父、兄夫婦の三人は、申立期間も含め、保険料をすべて納付している。

社会保険事務所の記録から、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは昭和45年5月であり、43年6月に遡^{そきゅう}及した資格取得であったことが確認できる。

また、申立人の保険料は、父（既に死亡）が納付したとのことであるが、社会保険事務所の記録から、遡^{そきゅう}及期間についても、加入手続を行った昭和45年度中に43年6月から同年12月までの保険料を特例納付し、44年1月から45年3月までの保険料を過年度保険料として納付したことが確認できる。このようなことから、加入手続後における申立人の父の申立人の保険料を納付しようとする意欲は高かったものと考えられ、申立期間の9か月分だけが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 6 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 6 月から 38 年 3 月まで

17 歳のときに父親が死亡して高校を中退し農業を継いだ。それからずっと住民税等税金の支払を自分が行ってきたが未納は全く無かった。自分は 20 歳から国民年金に加入して納入してきた。母親は 5 年年金ができるときに加入し、姉は制度発足時に加入して昭和 41 年から 42 年ごろに結婚して転出するまで二人の保険料は自分が納入してきた。

しかし、自分の申立期間だけが未納とされていることは納得できない。納期限に少し遅れることがあったかもしれないが未納にしたことは無いし、催促があれば必ず納付してきた。税金等は滞納していないことは自信を持って言える。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人が、自分自身の国民年金保険料と共に納付していたとされる申立人の母及び姉についても、国民年金保険料をすべて納付していることから、申立人の国民年金制度に対する理解は深く、国民年金保険料の納付意識も高かったと考えられる。

さらに、申立人の姉に係る国民年金保険料を申立人が納付していたとについて、申立人の姉から証言が得られたことを踏まえると、申立期間当時、申立人が自分自身の国民年金保険料を納付せずに姉の分のみ納付していたとは考え難く、申立人のその後の納付状況を見ると、申立内容のとおり納付期限に遅れた場合でも、その後、確実に納付していることから、申立人の主張は信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年12月

A社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和57年12月の国民年金が未納となっていることが分かった。57年12月にB市からC市に転居したが、12月分の保険料はB市で納付しており、その後も前納等で納めていたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の保管する昭和57年度のC市の納付通知書兼領収書では、57年4月から12月までの期間について「前住地納付済」とされていることから、申立期間の保険料が納付済みであることが確認できる。

また、申立人は、昭和57年12月までB市に在住しており、その間は各期(2か月)の保険料をそれぞれの初月に納付していたと主張しているが、そのことはB市の国民年金被保険者収滞納一覧表でも確認できることから、第5期の初月である申立期間が未納となっていることは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間について保険料をすべて納付しており、結婚後の期間は、任意加入や前納をしているなど納付意識が高かったと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年4月から55年3月まで
年金記録を確認したところ、申立期間について未納とされていたが、申立期間の国民年金保険料については、昭和56年1月ごろA市役所の国民年金係の窓口で私と夫の国民年金の加入手続をした際に、夫婦二人分の未納分保険料納付書の交付を受け、翌日B銀行C支店に納付したので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市役所の国民年金係の窓口で国民年金の加入手続をした際に、同時に加入したその夫の分と併せて、昭和55年度分の納入通知書並びに53年度及び54年度分の過年度納付書の交付を受け、翌日、B銀行C支店で保険料を納付したことを明瞭^{めいりょう}に記憶しており、その内容は具体的で、特段不合理な点は認められないにもかかわらず、申立期間について夫の保険料のみ納付済みになっていることは不自然である。

また、申立人の昭和55年7月から56年3月までの社会保険庁の納付記録について、平成19年6月11日にA市の納付記録に合わせて訂正が行われており、申立人の納付記録の管理が適切に行われていなかった形跡がうかがわれる。

さらに、申立人は、国民年金加入後は、申立期間を除き、昭和55年4月から平成19年8月までの26年5か月にわたり保険料をすべて納付しており、かつ、昭和56年1月から平成3年11月まで付加保険料を納付していることから、納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年5月

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、平成7年5月28日にA省を退職し同年6月1日に再就職するまでの7年5月の分について納付記録が確認できなかったとの回答があった。しかし退職翌日の7年5月29日に当時のB町役場（現在は、C市D行政センター）で妻と共に国民年金加入手続を行い二人分の保険料を納付した記憶があり、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A省を退職した翌日、B町役場（現在は、C市D行政センター）で申立人の妻と共に申立人の国民年金加入手続を行い、平成7年5月の二人分の保険料を納付したことを明瞭^{めいりょう}に記憶しており、その内容は具体的で、特段不合理な点は認められない。

また、申立人の妻について、平成7年5月に国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者に、またその翌月には第3号被保険者に資格変更を適切に行っているにもかかわらず、同時に加入手続を行ったとしている申立人について保険料が未納とされていることは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間の前後に住所の変更は無く、申立期間はA省を退職した後、再就職するまでのわずかな期間であり、経済的にも保険料の納付が困難となる状況は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年9月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月から50年3月まで
平成7年11月に国民年金保険料の申請免除をした際に保険料の納付状況がA市役所から届き、未納期間があることを知った。当時、国民年金保険料はB市役所近くの銀行に毎回納付しに行っており、納付書を未納のままにしたことはないので再調査を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で付されており、免除の記録も一致することから、基本的に夫婦一緒に国民年金保険料を納付していたことが確認できる。

また、申立人の夫がB市役所に提出した昭和49年度及び50年度分の市民税・県民税申告書(控)中に国民年金保険料の支払額が記載され、その額は夫婦2人で支払われるべき国民年金保険料の額と大きく相違しない。申告書(控)の存しない申立期間についても、申立期間を通じて申立人の仕事や住所に変更は無く、申立人の生活状況や経済状態に大きな変化は認められないことから、市民税・県民税申告書(控)の対象となっている期間と同様の納付状況にあったものと推認するのが合理的である。

さらに、申立人及びその夫は、申立期間後の国民年金加入期間については、平成7年11月以降の申請免除期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年7月から59年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年7月から59年5月まで
国民年金保険料は、妻が必ず夫婦二人分をA市B出張所で納付していた。申立期間については、妻の保険料の領収書が残っており、私のみが未加入とされていることは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、結婚後の国民年金加入期間については、申立期間を含めすべて保険料を納付しており、納付日の確認できる平成2年6月及び同年7月の保険料は、いずれも夫婦の納付日が同一であり、妻が夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の主張に不自然さはみられない。

また、申立人は、申立期間の前後に加入していた厚生年金加入期間において、延べ15か月間は任意継続で事業主負担分を含めて納付しており、年金に対する意識が非常に高かったと認められる。

さらに、申立人は、昭和38年10月に国民年金へ加入した後、申立期間を除き、保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 1 月から同年 3 月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間当時、夫が国家公務員であったため、自分は、国民年金について関心を持ち、納付しようとする意識を常に持っていた。保険料は、A 市役所 B 支所又は金融機関へ定額保険料と付加保険料を納付しており、納付しなかった時は一度も無かったので、何か月も未納となっていることは全く考えられない。申立期間について、定額保険料及び付加保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 46 年 6 月に国民年金に任意加入して以来、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付し、申立期間の前後を通じて付加保険料を 13 年 6 か月間納付しているほか、60 歳以降、任意加入により国民年金保険料を 5 年間納付するなど、納付意識が極めて高かったことが認められる。

また、申立人は、申立期間に近接する昭和 61 年 1 月から 61 年 3 月までの付加保険料が納付期限を数日過ぎていたため還付されたことに対し、極めて不満である旨、強く主張していることから、申立期間を含め継続して付加保険料を納付しようとしていた強い意欲が感じられる。

さらに、申立期間当時、申立人の経済状況は良好で、住所変更や生活の変化等も見当たらないことから、申立期間のみが未納となっていることは不自然である。

加えて、申立期間は、3 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認められる。

栃木国民年金 事案 81

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年1月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年9月から49年3月まで

義母に勧められて国民年金に加入することにし、市役所で加入手続を行った。手続をしたその日から加入するものだと思っていたが、窓口の職員から、「20歳まで^{さかのぼ}遡れる」との説明を受けたので、^{さかのぼ}遡って加入することを希望し、後日郵送されてきた納付書をもとに国民年金保険料を納付した。納付金額は3万円程度で、これで未納期間は無くなったと思った記憶がある。申立期間について未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和50年4月の時点で、申立期間の大部分は時効により納付できない期間であり、これを納付するには特例納付によることとなる。申立人は、窓口職員の説明内容のほか、加入手続後に送付されてきたとする納付書の形状及び記載内容について具体的に証言しているが、その内容からは、特例納付期間の納付書が発行された可能性はうかがえない。

また、申立人が納付したとする国民年金保険料の額は、すべての申立期間について納付した場合に必要な金額と^{かい}乖離している。

2 一方、申立人が市役所で加入手続を行った時点で、現年度及び過年度保険料の納付書が発行された可能性が考えられ、申立人の証言はこれを裏付ける内容となっているが、これら納付書の納付金額の合計は、申立人が納付したとする保険料の額とおおむね一致する。

また、申立人は、加入手続を行った直後に、昭和49年度分の保険料を一括して納付している上、加入手続後の国民年金保険料はすべて現年度内に納付しているなど、納付意識は高かったと認められる。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 1 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年6月から46年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月から46年12月まで

国民年金保険料納付記録について、社会保険庁に照会したところ、昭和39年6月から46年12月までの期間について納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。当時、市役所の職員に未納分を一括納付できる特例納付を勧められ、夫婦の未納分を全納した。夫の分は特例納付により納付済みとなっているのに、自分の分だけ未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号はその夫と連番で払い出されており、昭和47年に夫婦同時に国民年金に加入したことが認められ、申立人の夫については、36年4月から48年3月までの期間は特例納付を行って保険料をすべて納付しているのに対して、申立人については申立期間が未納となっているのは不自然である。

また、その後の国民年金加入期間については、すべての期間の保険料を夫婦が同一日に期限内に納付しており、短期間の未納期間があるものの、夫婦の納付意識は高かったことがうかがえる。

さらに、当時夫婦が営んでいた3つの店舗の経営は順調であり、経済状態は非常に良く、当時から申立人の確定申告の作成依頼を受けていた会計士からも、当時活況であったとの証言を得られており、夫婦分の保険料を特例納付で一括して納付したとする申立人の主張に不自然な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から同年12月までの期間及び52年4月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年10月から同年12月まで
② 昭和52年4月から54年3月まで

昭和49年10月から同年12月までの国民年金保険料については、市の出張所に納めていた。52年4月から54年3月までの国民年金保険料については、納付組織を通して納付していた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き保険料をすべて納付しており、昭和38年5月から39年3月までの免除期間の保険料を44年12月に追納していることなどから、納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立期間①について、3か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間①の前後の納付済みとなっている期間と同様に、申立期間①についても市の出張所に保険料を納付していたと主張しており、あえて申立期間①のみ保険料を納付しなかったとは考え難い。

2 申立期間②について、申立人から提出のあった当時の自治会の記録簿から、申立期間②については、申立人が同自治会に加入していたこと、同自治会と納付組織は同一組織であったこと、及び昭和53年度に申立人が自治会の班長に就いていたことが確認できる。

また、当時の納付組織の長から、これまでに同組織において国民年金保険料を納付しなかった者はおらず、自治会の役職に就いている者が国民年

金保険料を納付しないことは考えられないとの証言を得ており、申立内容は信用できる。

- 3 その他事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

栃木国民年金 事案 84

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 10 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 10 月から 63 年 3 月まで

国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間の納付が確認できなかったとの回答をもらった。私は、昭和 62 年 3 月の国民年金加入以降、保険料はすべて納付してきたはずである。

申立期間の領収書等はないが、近所の銀行で妻の分も含め国民年金保険料を納付してきたので、未納があることについては納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 62 年 2 月の国民年金加入以降、申立期間を除き保険料をすべて納付していること、及び厚生年金保険の資格喪失以降、厚生年金保険の任意加入制度を活用してその受給資格を得ていることなどから、年金制度に対する知識及び保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、「結婚以降、妻の国民年金の手続及び保険料納付は自分が行ってきた。」と主張しており、事実、申立期間を含む妻の国民年金保険料がすべて納付されていることも確認できる。

さらに、申立人は、当時不動産関係において順調に事業を行っていたことから、国民年金保険料を納付する資力は十分にあったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 7 月から同年 9 月まで

申立期間について、国民年金保険料の納付状況を照会したところ、納付事実が確認できなかったとの回答であった。結婚後は、妻が夫婦二人分の保険料を一緒に市役所内の銀行で納付していたので、申立期間について、私の分だけが未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が一年分綴りになった納付書により、市役所内の銀行で国民年金保険料を納付していたとの申立人の主張について、申立人が居住している市においては、国民年金保険料の納付書の様式として、年払用 1 枚及び月払用 12 枚の計 13 枚の納付書を 1 冊に綴じ込み、領収書部分を残して納付書を切り離す形式になっていたことが確認でき、申立人の妻が申立期間の納付書を切り離さず冊子に残したまま翌月以降の納付書を使用して納付していたとは考え難い。

また、昭和 50 年 11 月の結婚以降、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたとの主張について、申立人の保険料は申請免除期間及び申立期間を除きすべて納付済みとなっており、一緒に保険料を納付していた妻も申請免除期間を除き国民年金加入期間の保険料をすべて納付しているなど、納付意識が高かったと認められることから、申立期間のみ保険料を納付していないと考えるのは不自然である。

さらに、当時、申立人はその兄と共同で生鮮食料品等の店舗を経営しており、その店舗は相当な利益があったと申し立てていることから、国民年金保険料を納付する資力は十分あったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

群馬国民年金 事案 24

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで

昭和 36 年 2 月 12 日に結婚し、実家の A 市から B 村に転居した。その後の 6 月か 7 月ごろ、母親から「実家に A 市役所から国民年金保険料についての通知が来た。」との連絡を受けたので、その 1 か月か 2 か月後に A 市役所に行って国民年金保険料を納付した。その後も、途中で A 市に転居したものの、3 か月か 4 か月に一度は市役所に行き、保険料を納付した。37 年 3 月に生まれた長男を背負って、数回、A 市役所に行ったことをはっきりと覚えている。ただし、昭和 39 年度以降は納付しなくなった。申立期間が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和 36 年 2 月 12 日に結婚し、B 村に転出しているにもかかわらず、36 年 3 月 20 日に払い出された国民年金手帳記号番号に係る A 市の被保険者名簿は旧姓で作成されている上、氏名変更日と資格喪失日が「昭和 37 年 2 月 12 日」と記録されているなど、事務手続に不合理な点が認められる。このことから、「B 村転出後に A 市役所から実家に国民年金保険料の督促が来た」という申立ては、信用できる。

また、申立人の「3 か月か 4 か月に一度納付した額は 400 円ぐらいであった」という主張については、当時の月額保険料が 100 円であることから 4 か月分の保険料額に相当すると考えられ、A 市役所年金担当係の場所及び印紙購入の状況など納付方法についても記憶が具体的かつ詳細であり、かつ、おおむね当時の納付方法に合致していることから、申立内容は信

^{びょう}憑性が高いと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から42年3月まで

申立期間当時、私は、夫のほか、夫の父母、兄弟姉妹及びその配偶者と同居し、一緒に夫の父が経営する工場で働いていた。国民年金保険料については、夫の父が家族の分をまとめて払っていたはずである。申立期間中、夫の保険料は納付済みであるのに、私の分だけが未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人と同居していた申立人の夫の姉は、「工場を営んでいた父が、そこで働いていた家族の国民年金保険料をまとめて納付していた。」と証言しており、申立内容と一致している。

また、申立人と同居していた申立人の夫の父母、兄弟姉妹及びその配偶者には、国民年金の強制適用の対象者が8人おり、そのうち7人については、申立期間について保険料が納付されている。かつ、その中でも、家族の保険料をまとめて納付していたとされる夫の父を始めとした4人については、国民年金制度発足当初の昭和36年4月から国民年金に加入し保険料が納付されている上、以降の加入期間についても未納は無く、納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人の保険料は、申立期間の12か月を除き、申立期間の前後の期間を含む国民年金の加入期間について、すべて納付済みとされている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

群馬国民年金 事案 27

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで

昭和 37 年 1 月に結婚した後、妻が国民年金保険料を納付していたことから、自分も保険料を納付することにし、昭和 37 年の 2 月か 3 月ごろ、妻を伴って、市役所 1 階の国民年金係で昭和 36 年度の保険料を納付した。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳を確認したところ、昭和 36 年度印紙検認記録欄については、各月の検認印押印欄に検認印は無いものの、切り離された検認台紙との割印日付は昭和 37 年（月日不明）となっている。他方、37 年度印紙検認記録欄については、各月の検認印押印欄にすべて 38 年 4 月 30 日付け検認印がある（ただし、割印の日付は 38 年 4 月まで判読可能）。また、38 年度以降の印紙検認記録欄及び割印についても、37 年付けの検認印及び割印は無い。したがって、仮に 36 年度印紙検認記録欄の割印日（昭和 37 年）に保険料を納付しなかったとすると、申立人は 36 年度の検認台紙の切り離しを行うためだけに、市役所の年金担当係に出向いたことになり、不自然である。

また、申立人の国民年金手帳の昭和 39 年度印紙検認記録欄検認記録についても、①昭和 39 年 10 月から 40 年 3 月までの保険料の検認日が 40 年 4 月 30 日であるにもかかわらず、割印は 39 年（月日不明）となっていること、②当該 40 年 4 月 30 日付け検認印が、39 年 5 月 4 日付け検認印の上に訂正されるように押されていること、など不自然な点がみられる。

さらに、①申立人は、申立期間を除き、保険料をすべて納付している上、妻も保険料を完納していることから、納付意識が高いと認められること、②申立人の主張のとおり、当時、市役所1階に国民年金係があったことが市の広報誌で確認できること、③申立人は代々続く染色屋の4代目であり、保険料を納付する資力に特段の問題は無かったことなどから、昭和37年2月か3月に昭和36年度の保険料を納付したという申立内容には信憑^{びよう}性がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料は納付していたものと認められることから、納付記録を訂正する必要がある。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月から47年3月まで

私は、夫婦二人で寿司店を営んでおり、国民年金保険料は集金に来る女性に納付していた。昭和46年4月以降は夫婦二人分を一緒に納付していた。申立期間について未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は、社会保険庁の払出簿によると、昭和47年11月以降に連番で払い出されており、申立期間には、その時点では時効により保険料を納付することができない期間が含まれている。

また、申立人の夫も昭和42年2月から46年3月までは未納となっており、申立人が46年3月以前の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらず、上記の払出しより前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないので、42年2月から46年3月までの分の保険料の納付は認められない。

一方、申立期間のうち、昭和46年4月から47年3月までについては、申立人の夫の保険料は納付済みとされており、上記のとおり夫婦同時に国民年金に加入したにもかかわらず、夫のみが過年度保険料を納付し、申立人の保険料は納付しなかったとするのは不自然であり、夫婦二人分を一緒に納付したという申立人の主張は否定し難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案69

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和21年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年10月から同年12月まで

申立期間当時、国民年金保険料は夫婦二人分を一緒に、市役所から発行された納付書で、A銀行B支店またはC銀行D支店で納めていた。夫の保険料は納付済みとなっているのに、私だけ未納とされているのは納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、任意加入した昭和50年11月以後、申立期間を除き、国民年金加入期間については、保険料をすべて納付しており、かつ、申立期間は3か月と短期間である。

また、申立人の夫も国民年金加入期間は、申立期間と同じ期間を含め、保険料を完納しており、夫婦共に保険料の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、国民年金保険料の納付日が確認できる昭和59年度から平成16年度までの保険料は、おおむね夫婦同一日に納付しており、申立人及びその夫が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとする主張には不自然さはない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案70

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年10月から61年3月まで

申立期間当時は、A市内にある理容店で働いたので、国民年金保険料は給料が支給されるといつも市役所の出張所にある銀行に出向き、間違いなく納めていた。申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳で国民年金の被保険者になって以来、申立期間を除き、保険料を長期にわたりすべて納付しており、かつ、申立期間は6か月と短期間である。

また、社会保険庁の記録で確認できる平成2年度以降の保険料はすべて納付期限内に完納しており、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人の保険料納付の方法及び納付場所等に関する説明は具体的であり、納付場所としている出張所は、B地区市民センターとして申立期間当時存在し、同センター内に銀行があり保険料収納業務を行っていたことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月から同年9月まで

平成7年10月に再入社した際、会社から国民年金について未納分があるとの説明を受け、A市B区役所に行って国民年金の未納分を一括で納付した。領収書は年末調整時に会社に提出してしまっただが、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間については、すべて保険料を納付しており、かつ、申立期間は6月と短期間である。

また、申立人は、厚生年金保険と国民年金との切替手続を適切に行っているとともに、平成12年10月から付加保険料にも納付していることから保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

さらに、会社から国民年金についての未納分があることの説明を受けてA市B区役所で納付した経緯や、領収書を年末調整時に会社に提出し還付を受けたことなど、申立内容に不自然さはない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案72

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

第2 申立の要旨等

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から46年3月まで

昭和46年5月に父がA市役所で国民年金の加入手続をしてきて、父から「これまでの年度分の保険料は市役所では納められないから、別の方法で納めておいたが、これからは市役所で自分で印紙を買って納めるように」と言われ、国民年金手帳を手渡されたことを記憶しているので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に対する国民年金手帳記号番号の払出しは昭和46年5月であるが、申立人は、申立期間を除き、46年4月から第3号被保険者となる61年3月までの長期間にわたり、国民年金の加入期間について保険料をすべて納付しており、かつ、申立期間は、上記手帳記号番号払出前の12か月間で、比較的短期間である。

また、申立人は、国民年金加入手続と保険料納付に関しての父親の説明を明確かつ具体的に記憶しており、その内容は、申立期間の保険料についての過年度納付の事実をうかがわせるに十分なものであることから、その主張に不自然さはみられない。

さらに、申立人は、夫の転勤、退職及び再就職に伴う住所変更や被保険者種別の変更手続なども適切に行っていることから、年金に対する関心が強く、納付意識も高いことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 73

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月

私は、昭和50年3月ごろA市役所に自ら赴き、国民年金への任意加入の手続をし、国民年金保険料をすべて納付しているのに1か月分の保険料のみ未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年3月に自らA市役所に行って、国民年金の任意加入の手続をしたもので、申立期間を除き、保険料はすべて納付しており、かつ、申立期間は1か月と短期間である。

また、申立人が、任意加入の手続とともに納付したという申立期間の保険料の金額は、当時の保険料とおおむね一致しており、その主張に不自然さは無い。

さらに、申立人は、60歳到達後、基礎年金を満額とするために任意加入を行っているなど、年金に対する関心が強く、納付意識も高かったと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成 10 年 2 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 2 月から同年 3 月まで

平成 10 年 1 月末に銀行を退職した際、会社から必ず区役所で国民年金の手続をするよう説明があり、同年 2 月初めに A 市 B 区役所で国民年金の加入手続をして保険料も納付した。申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成10年 2 月に A 市 B 区で国民年金の加入手続をしており、申立人が所持する申立期間直後の10年 4 月の保険料の領収書には、申立期間 2 か月の保険料がメモ書きされている上、その金額は当時の保険料と一致することから、納付したとするのが自然である。

また、申立人は、申立期間以降の国民年金加入期間についての保険料をすべて納付しており、かつ、申立期間は、2 か月と短期間である。

さらに、申立人は、申立期間以降の国民年金と厚生年金保険の切替手続や被保険者資格の種別変更手続も適正に行っていることから、保険料の納付意識の高さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年6月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月から49年3月まで

昭和48年5月に結婚し、入居した社宅の人たちにならって同年6月に国民年金に任意加入した。保険料はA町役場に出向いて納付していたことを明確に記憶しているので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後すぐの昭和48年6月にB県A町で国民年金に任意加入しており、申立期間は49年4月C市に転居するまでの10か月間であって、申立人が国民年金に加入した経緯、A町での保険料納付の方法、金額等について述べるところは、具体的で一貫しており、加入直後の期間について保険料を納付しなかったとは考えられない。また、申立人が、56年9月までは保険料を納付した上、海外からの帰国後の58年12月に再び任意加入し、保険料の前納を行うなど年金に対する関心と保険料納付意識が高いことからして、申立内容は十分に信用することができる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 76

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から39年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から39年2月まで

昭和38年4月に国民年金の任意加入手続を行った。当時は、夫が保険料をA町役場で納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について保険料をすべて納付しており、かつ、申立期間は11か月と比較的短期間である。

また、申立期間当時、信用金庫に勤務していた申立人の夫が、オートバイに乗り、外回りの仕事の合間に、毎月20日ごろ、A町役場（当時）の窓口で保険料を納付していたとの納付状況に関する説明は具体的である上、任意で国民年金に加入したにもかかわらず、加入当初から全く保険料を納付しなかったというのは不自然である。

さらに、申立人は、昭和50年1月から61年3月まで任意加入の上、付加保険料を納付するなど納付意識も高いことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 77

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から同年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、将来のために国民年金を納めることは大事であると考えていた母が私を含め家族全員分をまとめてA市役所で納付しているはずなのに、未納とされていることは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間を除き国民年金加入期間について、すべて国民年金保険料を納付しており、かつ、申立期間は3か月と短期間である。

また、申立人の国民年金への加入手続及び申立期間当時の保険料納付は申立人の母が行ったとされており、加入手続は、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和44年1月17日に行われたことが確認されるが、その直後の期間である申立期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人の母親は、申立期間以前の昭和42年3月から43年12月までの申立人の未納期間についての保険料を46年7月に附則第13条に基づく特例納付により一括納付しており、申立期間の保険料が未納とされていれば併せて納付していたと考えるのが自然である。

加えて、申立人の母親は、申立人が厚生年金保険の被保険者期間であり、国民年金保険料を納付する必要が無い期間についても納付し、後に還付を受けているなど、納付意識の高さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 78

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 12 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 12 月から 40 年 3 月まで

昭和 39 年 12 月に A 区役所の職員が自宅に国民年金加入の勧誘に来た。当時の国民年金保険料は少額であったので、納付し続けられると思い、その場で任意加入すると同時に申立期間の保険料を一括して納付したにもかかわらず、未納とされていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間について保険料をすべて納付しており、かつ、申立期間は 4 か月と短期間である。

また、任意加入の動機や加入を勧めにきた若い男性二人の区役所職員に自宅で保険料を納付したとの申立人の納付状況に関する説明は、具体的であり、任意加入したにもかかわらず、その直後の期間である申立期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人は、被保険者資格の種別変更をすべて適正に行っていること、及び昭和 50 年 5 月から 61 年 3 月までの長期間にわたり付加保険料を併納していることから、納付意識の高さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月、同年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年3月
② 昭和43年10月及び同年11月

申立期間について、国民年金保険料が未納とされているが、母が保険料を集金人に払っていたことを記憶しており、母からは、兄姉同様、私の20歳からの保険料も納付していると聞いている。

また、兄姉からも申立期間は全員完納していると聞いており、私だけ納付済期間の前後が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について未納期間は無く、かつ、申立期間は3か月のみである。

また、申立人は、共済組合脱退後の国民年金への加入手続及び国民年金の半額免除申請もすべて適切に行っていることから、国民年金についての知識を有し、保険料の納付意識も高いと考えられる。

さらに、申立期間当時、同居していた申立人の母及び兄の申立期間の国民年金保険料は、すべて納付済みとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年5月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月から51年3月まで

結婚前に国民年金保険料を納付していたこともあり、友人と国民年金について話題にするようになり、昭和50年5月26日にA市役所で国民年金の任意加入の手続をし、51年3月にB市に転居するまでの申立期間について、保険料を納付した記憶があり、未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は11か月と短期間であり、以降の期間は任意加入も含め納付済みであることから、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、昭和50年5月に申立人が国民年金の任意加入手続のためA市役所を訪れたことは、社会保険庁の記録により確認でき、保険料を納付しようという意識を持って手続に行ったという申立人の主張に不自然さは無い。

さらに、申立人は昭和54年7月に送付されてきた特例納付の案内通知で、自分の国民年金加入記録は37年5月から41年1月までの納付記録が未納とされていることを知り、当該期間の検認印が押された国民年金手帳を提示し記録の訂正を受けた経緯があり、行政の年金記録上に^{かし}瑕疵がある可能性が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案81

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年7月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年7月から51年3月まで

自営業であった父が、A市役所(当時)で、私の20歳の誕生日前日の昭和50年7月19日に国民年金の加入手続きをし、納税組合を通じて家族4人分の保険料を一緒に納付していたはずであり、申立期間について未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間については、申立期間を除き、すべて保険料を納付しており、かつ、申立期間は9か月と短期間である。

また、申立人は、厚生年金保険から国民年金への変更手続きを適正に行っている上、申立期間当時同居していた申立人の父母及び祖母も未納が無く、父母は国民年金制度が発足した昭和36年4月初から国民年金に加入しており、申立人一家の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人一家の保険料を集金していたB納税組合では、当時、3か月ごとに保険料を現金で集金し、A市役所(当時)に納付していたことが確認されるが、申立人及びその父母の昭和52年度の記録をみると、申立人のみが前納とされており、記録に不自然さがみられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 82

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年10月から同年12月まで
昭和54年11月にA市からB町への転入手続をした際、国民年金の住所変更を行うと同時に申立期間の保険料も納付したはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年10月の国民年金加入以降、申立期間を除きすべて保険料を納付している上、申立期間は3か月と短期間である。

また、申立人がA市からの転出時に、国民年金保険料の口座振替契約を解除しており、転入したB町では転入者に対し、国民年金の手続きを周知していたことから、申立人が転入手続の際に、国民年金の手続を行わなかったとは考え難い。

さらに、申立人の住民票の転入届出は昭和54年11月だが、A市の被保険者名簿の補記欄には「昭和55.4移管」と記載されていることから管轄社会保険事務所間の検認記録移管事務までに数か月要したと推測され、この間、申立人の記録が適切に管理されていなかった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年9月

平成元年9月に結婚してA市からB市へ転居した際、B市役所で納付した記憶があるのに、1か月の未納があることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間である上、申立人は、厚生年金保険と国民年金の3回の切替手続も適切に行っており、納付意識の高さがうかがわれる。

また、当時、B市役所では、申立期間当時、転入手続に訪れた住民に対し、国民年金の周知を行っていたと確認されていることから、転入手続の際に市役所で保険料を納付したとする申立人の説明に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案 84

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 12 月の国民年金付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 12 月
国民年金保険料の納付記録を確認したところ、社会保険事務所の回答は、昭和 50 年 12 月の付加保険料が納付されていないとのことであった。
申立期間の付加保険料だけが未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 11 月に国民年金に任意加入して以降、申立期間を除き、国民年金の加入期間についての保険料はすべて付加保険料を含め納付している上、申立期間は 1 か月と短期間かつ、定額保険料は納付している。

さらに、国民年金保険への任意加入と同時に付加保険料の申出を行い、その後の国民年金加入期間のすべての保険料を区役所で納付したとする申立人の説明には不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金 事案85

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月から49年3月まで
母から、私が20歳になったときから国民年金保険料を払っていると聞いていた。申立期間について未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間については、申立期間を除き、すべて保険料を納付しており、かつ、申立期間は14か月と比較的短期間である。

また、申立人は、申立人の保険料を一緒に納めていた申立人の両親は、国民年金制度が発足した昭和36年4月当初から国民年金に加入し、申立期間を含め全加入期間の保険料を納付しており、申立人の申立期間のみ未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、昭和48年4月に国民年金への加入手続を行いながら、現年度納付できる申立期間の保険料を納付していないのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、昭和37年8月から同年12月までの期間については、厚生年金保険加入期間であることから、国民年金保険料を還付することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

昭和38年2月に、母親から国民年金保険料を納付するように強く言われたので、区役所の出張所に行き、2年分の保険料を納付した。印紙を購入し、国民年金手帳に貼ったことははっきり覚えているので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料の納付に関する主張は、母から借用し保険料として納付していたとする金額は当時の保険料額とおおむね一致するとともに、保険料を納付したとする区役所出張所は納付当時に保険料の収納事務を行っていたことなど、詳細かつ具体的であり、信用できる。

また、厚生省（当時）の通達に基づき、昭和38年までは市町村で過年度分の徴収を行うことは可能であった。

さらに、保険料の納付を勧めたとする申立人の母親は、60歳になるまでのすべての期間の保険料を納付していることなどを踏まえると、申立人は、申立期間について保険料相当額を納付していたものと考えられる。

加えて、申立人が厚生年金保険の被保険者であった昭和37年8月から同年12月までの期間については、重複して国民年金保険料を納付していたこ

ととなるが、当該国民年金保険料相当額が還付された事実は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められるとともに、申立期間のうち、申立人が厚生年金保険の被保険者であった期間の国民年金保険料は申立人に還付されていなかったものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年5月から59年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年5月から59年1月まで

私は、生活が苦しくて国民年金保険料を納付していない時期があったが、ずっと気掛かりで、就職が決まった昭和59年2月ごろに、市役所で10万円前後の保険料をまとめて納付したにもかかわらず、申立期間の保険料を未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年12月に上京した当時の臨時雇用職員としての労働状況、賃金及び生活状況並びに国民年金保険料を滞納していた理由を具体的に記憶しており、また、正社員として雇用された59年2月に給与が上がり保険料を納付する資力があつたことから国民年金保険料を納付したとの説明は、申立人がまとめて納付したとする金額が申立期間当時の保険料額とおおむね一致していること、保険料の納付時期、納付時の市役所の対応及び市役所へ行くまでの経路等の申立内容が具体的であること、申立人の当時の標準報酬月額から申立期間の保険料を納付することは十分可能であることなどから、その内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 106

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年12月から54年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年12月から54年1月まで

昭和53年12月30日に会社を退職し、54年1月22日に国民年金及び国民健康保険の加入手続のため市役所に行った。未納とされている2か月分の国民年金保険料は、市役所一階の金融機関窓口で納付した。20歳から保険料を納付し、国民年金と厚生年金保険の切替手続や保険料納付に関してはいつも注意してきたので、申立期間の2か月分の保険料のみが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、未納期間が申立期間の2か月のみであり、申立期間及び免除期間を除き、20歳から国民年金保険料をすべて納付している。

また、納付日が確認できる昭和47年3月から52年5月までの保険料の納付は、おおむね納付期限内に納付していることが確認できるほか、国民年金と厚生年金保険の切替手続も適切に行っているなど、保険料の納付意識が高かったものと考えられる上、申立期間当時、申立人と同居していた両親は、国民年金の加入期間について保険料を完納している。

さらに、会社を退職後、国民年金の加入手続を行い、その後市役所一階に所在する金融機関窓口で保険料を納付したとの申立人の主張は、具体的に、その内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 107

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年6月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年6月から44年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、集金人に納付しており、確定申告書控においても、保険料を納付していたことが確認できるため、申立期間の保険料を未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された確定申告書控には、申立人の保険料の納付額が記載されており、その額は申立期間に納付すべき保険料額と一致しているほか、確定申告書控の存しない期間等についても、申立期間を通じて申立人の仕事及び住所に変更はなく、申立人の生活状況に大きな変化は認められない。

また、申立期間に近接する時期の申立人の納付記録について、当初は未納と記録されていたが、申立人の所持していた領収書により納付済みに記録が訂正されていることなどから、申立期間の保険料は納付されていた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年7月から同年9月まで

国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所に照会したところ、昭和46年7月から同年9月までの期間について納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。母親が、妹と私を含む家族3人分の保険料と一緒に納付していたはずであり、母親と妹の国民年金保険料はすべて納付済みとされているにもかかわらず、私の分だけ未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその家族は、申立期間当時の経済状況に問題は無く、申立期間を除き、国民年金加入期間の保険料はすべて納付済みであることから、申立期間に係る保険料のみを納付しなかったとするのは不自然と考えられる。

また、保存されている国民年金手帳の検認記録によれば、申立人及びその家族(母、妹)は、申立期間前の昭和41年度の納付日及び納付場所は同一であり、申立期間の申立人家族の状況に変化も無いことから、納付行動も同一であったものと推認できる。

さらに、申立人は、20歳で国民年金に加入して以降、60歳まで申立期間の3か月を除き保険料はすべて納付済みであり、かつ、昭和52年度以降は付加保険料も併せて納付していることから納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年2月及び同年3月

国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所に照会したところ、昭和58年2月及び同年3月の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。妻が、私の分の保険料も一緒に納付していたはずであり、妻の国民年金保険料はすべて納付済みとされているにもかかわらず、私の分だけ未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻は、国民年金手帳の記号番号は夫婦連番で払い出されており、かつ、申立期間以外の保険料の納付記録は夫婦同一であることから、申立期間の納付行動も同一であったものと推認できる。

また、申立人は、申立期間当時の経済状況に問題は無く、昭和52年9月から53年3月までの期間及び申立期間を除き、保険料はすべて納付済みであること、及び58年度以降は付加保険料も併せて納付していることから納付意識は高く、申立期間に係る保険料のみを納付しなかったとするのは不自然と考えられる。

さらに、申立人が委託していた計理士から、確定申告の際、申立期間を含め国民年金保険料を控除申告していたとの証言が得られている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年9月及び平成元年2月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 9 月
② 平成元年 2 月から同年 6 月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、妻が銀行か郵便局で1か月ごとに納付していた。結婚して以降、妻が毎月の出費を家計簿代わりに記載していた給料袋をすべて保管しており、これらの封筒に保険料額の記載があるため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料袋の封筒（封筒の裏面に預金先の金融機関名及び金額、国民年金保険料、国民健康保険料及び公共料金等を記載）には、申立期間中に納付すべき国民年金保険料の金額の記載があり、その金額は当時の保険料額とおおむね一致している上、この封筒は、申立人が経営していた会社の申立期間当時の郵便番号及び電話番号が記載されたもので、紙質からも当時作成されたものと考えられるほか、申立人の妻が記載している預金先の金融機関名も当時の名称であることなどから、封筒の記載内容は信用できる。

また、申立人は、申立期間を除き保険料をすべて納付している上、申立期間を含めた加入期間の大半を任意加入しており、保険料の納付意識が高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 114

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から43年3月までの期間及び46年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和42年12月から43年3月まで
② 昭和46年4月から同年9月まで

私は、申立期間当時、兄のクリーニング店を手伝っていたため、兄が給与から国民年金保険料分を差し引いて保険料を納付してくれており、兄から「一月の漏れもなく保険料を納付した。」と言われたことを覚えているので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年12月から平成19年12月までの期間の国民年金保険料は、申立期間の10か月を除きすべて納付している。

また、申立期間①の昭和42年12月から43年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳が43年7月に発行されており、同年4月から9月までの保険料を9月にまとめて納付していることが申立人の国民年金手帳から確認でき、この際、申立期間の保険料についても納付することが可能であり、申立期間②の昭和46年4月から同年9月までの期間については、申立期間の前後を通じて申立人の仕事及び住所に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 53

第1 委員会の結論

申立人の①昭和 48 年 4 月及び同年 5 月、②49 年 3 月及び③50 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 4 月及び同年 5 月
② 昭和 49 年 3 月
③ 昭和 50 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間当時、集金人に国民年金保険料を納付していたが、集金人が領収書を持って来ないことが何度かあったため区役所で確認したところ、「今度、集金人が集金に行った時に聞いてくれ。」と言われたが、その当時の集金人は辞めてしまい確認できないままになってしまった。

集金人に保険料を納付したにもかかわらず未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が居住していた地域では、申立期間当時、国民年金保険料の集金人制度があったことが確認でき、申立人は、申立期間当時の集金人は女性で、小さな子供を連れて、買い物ついでに集金に来たこと、その後の集金人は中年の男性に替わったことなど、当時のことを鮮明に記憶しており、その記憶は具体的で、信憑性^{びよう}が高いと考えられる。

また、申立人は、本来であれば任意加入となる期間についても国民年金保険料を納付しており、かつ、受領した領収書はすべて国民年金手帳^{ちようふ}に貼付し保管しているとするなど、保険料の納付意欲及び年金制度に対する関心が高かったと認められる。

さらに、申立人は、保険料納付の際に集金人から領収書を渡されないことがあったと申述しており、当時、区役所に確認を求めたところ、納付記録の確認をしてもらえず、領収書の管理は集金人自身の責任であり社会保険事務所に記録があるため領収書が無くとも問題が無い旨、説明を受けたとしており、事実、保険料が納付済みとなっているにもかかわらず、領収書が存在し

ない期間があり、その主張に特段の不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 54

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から同年3月までの期間及び52年7月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年1月から同年3月まで
② 昭和52年7月から53年3月まで

私は、申立期間については、区役所から送られてくる納付書により、金融機関で当時の夫の分を含めて国民年金保険料を納付していた。年金記録の確認をもらった時に、未納とされている期間（昭和52年1月から53年3月まで）があったので調査してもらったところ、被保険者台帳の記録から、昭和52年4月から同年6月までの納付記録が見付かり、記録を訂正してもらった。申立期間についても同様のことがありうると思われるので、再調査をしてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び元夫の国民年金加入記録において、当初未納とされていた昭和52年1月から53年3月までの期間のうち、申立期間を除く52年4月から同年6月までの保険料について、納付記録が見付かり記録を訂正されていることから、社会保険庁の記録管理が適切に行われていなかったものと認められる。

また、申立期間①及び②の前後の国民年金加入期間については、保険料が納付済みとなっているにもかかわらず、その間の3か月（申立期間①）及び9か月（申立期間②）の保険料のみを納付していないと考えるのは不自然である。

さらに、申立人は、国民年金と厚生年金保険の切替手続を数回行っているが、いずれも適切に手続を行っており、年金制度に関する意識が高いことがうかがわれる。

その他の参考事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 55

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 1 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月から同年 9 月まで
私は、申立期間の国民年金保険料を納付書で納付した記憶があるので、未納とされていることに納得がいかない。国民年金の加入手続やその時期、申立期間の保険料額などに関することは覚えていないが、加入手続は A 区役所で行ったと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 60 年 3 月に、59 年 4 月から 60 年 1 月までの国民年金保険料を現年度納付しているが、その時点で、納付が可能であった申立期間の保険料を未納としたまま、申立期間以降の保険料を納付したとするのは不自然である。また、申立人は、申立期間のほか、その後の納付済みとされている期間についても、国民年金保険料を過年度納付した記憶は無いとしているが、現に、申立期間以降の保険料について、2 回、過年度納付している。

さらに、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付し、昭和 61 年度から現在まで国民年金保険料を前納しているほか、平成 6 年 1 月には国民年金基金に加入していることから、国民年金保険料の納付意欲は高いものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 61

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月及び同年11月

夫が厚生年金保険の裁定請求手続を行った際、私の国民年金保険料の納付記録を確認したところ、社会保険事務所からの回答は、昭和48年10月及び同年11月の保険料が未納とのことであった。

しかし、申立期間の国民年金保険料は、昭和48年4月にA市に転居後、集金人に納付しており、申立期間が未納とされていることは納得できない

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、20歳から国民年金保険料をすべて納付しており、婚姻後も引き続き任意加入するなど納付意欲も高く、申立期間の2か月だけが未納となっていることは不自然である。

また、申立人が居住していた市では、申立期間当時、国民年金保険料の集金人制度があったことが確認でき、昭和48年4月にA市に転居後、国民年金保険料については、集金人に納付してきたとの申立人の主張について不自然さはみられない。

さらに、申立人が昭和48年4月に転居した直後に、国民年金に係る住所変更手続及び強制加入から任意加入への種別変更手続を行ったことが、申立人の所持する国民年金手帳により確認できるが、A市における申立人の国民年金被保険者名簿は、半年後の48年10月に作成されており、当時の納付記録の管理が適正に行われていなかった可能性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から48年3月まで

国民年金保険料収納記録について照会したところ、昭和47年1月から48年3月までの納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

当時はA市に居住し、私の保険料は、母親が自分の保険料と一緒に集金人に払っていたと思う。母親は申立期間中の保険料が納付済みとなっており、私だけが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時は両親と同居しており、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその母親は、申立期間中の保険料は納付済みとなっている。

また、その両親と共に昭和36年4月に国民年金被保険者資格を取得後、父親が42年7月に厚生年金保険に加入した後も、母親は引き続き国民年金に任意加入し、60歳到達日まで保険料を納付し続けるなど、国民年金保険料の納付意識は高かったと考えられる。

さらに、国民年金受付処理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年3月ごろに払い出されているが、申立期間中の国民年金保険料は、加入手続当時は時効に達しておらず、保険料を納付することは可能であり、保険料の納付意識が高かった母親が、申立人の申立期間中の保険料を納付していたとしても不自然ではない。

加えて、申立人は、母親が国民年金保険料を集金人に支払っていたとしているところ、申立人が当時居住していたA市では、国民年金協力員が保険料の徴収を行っていたことが確認でき、申立人の主張には信憑性^{びよう}が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間中の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年11月

国民年金保険料納付記録について照会申出書を提出したところ、昭和56年11月について加入記録が確認できなかったとの回答をもらった。厚生年金保険に昭和56年12月21日より加入しているので、加入する1か月前に国民年金を資格喪失する理由が思い当たらない。また、納付した保険料が還付されたことになっているが、還付金を受け取った記憶も無い。よって、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人は、昭和56年4月から国民年金に強制加入し国民年金保険料の納付を続け、同年10月に婚姻し、厚生年金保険被保険者の配偶者となったため国民年金任意加入被保険者となり、同年11月21日に、国民年金被保険者資格喪失の申出により資格を喪失したとして、申立期間の保険料が還付されている。

しかしながら、申立人は国民年金被保険者資格喪失の申出を行ったとされる昭和56年11月以降も国民年金保険料の納付を続けており、申立人が厚生年金保険被保険者となった同年12月以前に、あえて資格喪失の申出を行う特段の理由も見当たらないことから、申立人が同年11月21日に資格喪失の申出を行ったと推認するのは不自然である。

また、国民年金被保険者資格喪失の申出をしたとされる昭和56年11月21日は、申立人が厚生年金保険に加入した同年12月21日と1か月違いの日付であることから、事実と異なる同年11月21日に資格を喪失したと誤記録され還付手続が行われたことも推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

新潟国民年金 事案 90

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年11月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年11月から52年3月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について納付事実が確認できなかったとの回答を得た。

申立期間当時は官公庁の臨時職員として勤務しており、毎月末に集金に来た町内会の役員へ、母親を通じて保険料を納付していたので、申立期間が中抜けの状態で未納となっているのは納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度に加入した期間について、申立期間を除きすべて国民年金保険料を納付しており、また平成17年7月の共済年金から国民年金への切替手続も適正に行われていることから、保険料の納付に関する意識及び制度に関する理解は高いと認められる。

また、申立期間の前後の期間についてはいずれも保険料を納付済みであり、申立期間当時の申立人の経済状況からみても、申立期間の5か月間のみ保険料が未納となっているのは不自然である。

さらに、申立人の居住地域において申立期間当時、町内会単位で国民年金保険料等の集金が行われていたことが確認できるため、申立内容全般について特段不自然な点はみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から46年3月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について納付記録が確認できなかったとの回答を得たが納得いかない。

当初は父親、母親、私の3人共国民年金制度には加入していなかったが、過去の保険料未納分をまとめて払えることを知り、3人そろって制度に加入し保険料をさかのぼって納めることにした。

父親の指示により、妻が幼い長男を連れて、市役所のA地区総合庁舎へ私と両親の未納保険料を支払いに行った。また、保険料の原資については保険会社で生命保険を解約し、約12万円を用立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間について保険料をすべて納付している。また、申立人の両親及び申立人の妻は、国民年金への加入期間について保険料をすべて納付していることから、世帯全体で保険料の納付意識が高かったと認められる。

また、申立人及び申立人の両親の国民年金手帳記号番号は、連番で昭和47年4月1日に払い出されているが、当該日は国民年金法附則第13条による特例納付の申出期間内にあった。申立人の妻は、昭和47年1月に申立人及び申立人の両親の未納の国民年金保険料を一括して納付したとしており、事実、母親の特殊台帳から、47年1月29日に36年4月から44年9月までの保険料が特例納付され、44年10月から46年3月までの保険料が過年度納付されていることが確認できる。さらに、父親の保険料も申立期間は納付済みとなっていることから、申立人の申立期間に係る保険料も併せて納付されていたと考えるのが自然である。

加えて、申立人及び申立人の両親の未納保険料を併せて特例納付した場合の保険料額は、申立人が主張する納付金額とおおむね一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

山梨国民年金 事案 38

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月まで

昭和 35 年ごろ離婚し、両親と同居していた。両親から将来のことが心配なので、しっかり国民年金保険料を納付するよう 36 年の制度発足当時に注意された。

保険料は、組の役員が各戸訪問し、集金しており、毎月定期的に納付していた。当時の保険料は 300 円ぐらいだったことを覚えている。

今まで、女一人で生きてきて、保険料が高額の時にも 1 度も免除申請したことが無いのに、国民年金制度が始まり、2 年目に免除とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間である約 29 年間、国民年金保険料をすべて納付しており、かつ、当初未納となっていた期間も特例納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間の前後を通じて申立人の生活環境に大きな変化は認められず、資力に問題があった事情もうかがえないことから、申立期間が全額免除とされていることは不自然である。

さらに、申立人が国民年金に加入手続をした昭和 37 年 11 月は、通常の取扱いでは、1 年間の保険料を全額免除することはできなかったにもかかわらず、全額免除とされており、A 町役場及び B 社会保険事務所の全額免除の取扱いが不適切であった可能性がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

山梨国民年金 事案 39

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月及び同年 5 月

私は、昭和 58 年 7 月に A 県 B 市から C 県 D 町に転居し、同年 4 月にさかのぼって国民年金に加入し保険料を納付したが、社会保険庁の記録では、同年 6 月に加入したこととなっており納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、小学校の第 1 学期が終わるのを待ってその子供と共に C 県 D 町に転居し国民年金加入手続を行ったと明言しており、事実、その時期は、同町の国民年金被保険者名簿に記載されている転入日（昭和 58 年 7 月 24 日）の時期と符合しているとともに、その夫と電話で申立期間の保険料を納付するか否かを相談した上で納付したことを記憶しているなど、国民年金加入時期及び保険料納付についての申立内容は、具体的かつ詳細で信用できる。

また、申立人が同町で国民年金加入手続をした際に提出したとしている年金手帳の国民年金欄に、同町のゴム印が押印され、昭和 58 年 4 月 1 日に初めて被保険者となったことが記載されていることから、同町で同年 4 月にさかのぼって国民年金に加入したと推認される。

さらに、申立期間は、2 か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることから、納付意識が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

山梨国民年金 事案 40

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月及び同年 5 月

私は、昭和 58 年 3 月まで勤務していた会社が同年 4 月及び 5 月の厚生年金保険料を納付していたことを知らずに、同年 4 月から国民年金に加入し保険料を納付したので、納付記録を訂正し、2 か月分の国民年金保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入手続を行ったとしている妻は、小学校の第 1 学期が終わるのを待ってその子供と共に A 県 B 町に転居し国民年金加入手続を行ったと明言しており、事実、その時期は、同町の国民年金被保険者名簿に記載されている転入日（昭和 58 年 7 月 24 日）の時期と符合しているとともに、その妻と電話で申立期間の保険料を納付するか否かを相談した上で納付したことを記憶しているなど、国民年金加入時期及び保険料納付についての申立内容は、具体的かつ詳細で信用できる。

また、申立人の妻が同町で国民年金加入手続をした際に提出したとしている年金手帳の国民年金欄に、同町のゴム印が押印され、昭和 58 年 4 月 1 日に初めて被保険者となったことが記載されていることから、同町で同年 4 月にさかのぼって国民年金に加入したと推認される。

さらに、申立期間は、2 か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることから、納付意識が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年3月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月から41年3月まで

当時、国民年金保険料については、月額100円か130円ぐらいを収入の中から母親に預け、しばらくは自治会役員の集金により、その後は自治会婦人部の集金により納付していたので、未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、国民年金保険料の集金組織が存在し、申立人が記憶していた集金人が実在していたことも確認でき、当時同居していた申立人の兄が「母親が不在のときには、申立人が集金人に保険料を納めていたことを見たことがある。」と証言しているなど、「母親に保険料を預け、母親が集金人に納めていた。」との申立内容には信憑性^{びよう}があると認められる。

また、申立人と申立人の兄は共に大工で、共同で仕事をしていて収入を分け合っており、申立人の兄も母親に保険料を預けていて、国民年金制度が発足した昭和36年4月から申立期間を含め60歳になるまで保険料を完納していることから、申立人は当時保険料を納めることができるだけの収入があったと認められ、母親が兄の保険料だけを集金人に納付していたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料として納付したと主張する金額は、当時の保険料額とおおむね一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から42年3月まで

昭和40年4月に結婚し、夫婦一緒に国民年金保険料を納めてきた。当時、地区の役員が集金に来て300円(3か月分)ずつ納め、その後、国民年金手帳に押印してもらったと記憶しており、申立期間について夫の国民年金保険料が納付済みとなっているのに自分の分だけが未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚した昭和40年4月から申立期間を除いて60歳まで、申立人の夫は、国民年金制度が発足した36年4月から申立期間を含め60歳まで、夫婦共に国民年金加入期間について保険料をすべて納付しており、納付意欲は高かったものと認められる。

また、申立人の夫は、厚生年金保険と国民年金の切替手続を複数回適切に行っており、それに伴い、申立人は、国民年金第3号被保険者と第1号被保険者の種別変更手続を適切に行っている。

さらに、当時、3か月ごとの納付であったことが確認でき、申立人が納付したと主張する国民年金保険料額は当時の保険料額とおおむね一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の①平成4年12月及び②5年8月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年12月
② 平成5年8月から6年3月まで

過去に3回ほど社会保険事務所で年金記録の確認を行い、「全部つながっている」と言われ安心していましたが、平成19年6月に納付記録を照会したところ、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることが分かった。申立期間については、市役所から納付書が送付され、市役所支所で納付しており、未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後の昭和50年11月に国民年金に任意加入し、以後60歳まで、申立期間を除き、国民年金加入期間について保険料をすべて納付しており、申立人の夫は、初めて国民年金に加入した54年3月から60歳までの間、国民年金加入期間について、申立期間を含め保険料をすべて納付していることから、夫婦共に納付意欲は高かったものと認められる。

また、申立人及びその夫は、厚生年金保険と国民年金の切替手続及び国民年金第1号被保険者と第3号被保険者の種別変更手続を夫婦共に10回以上適切に行っていることから、申立期間についても厚生年金保険と国民年金の切替手続を適切に行ったと考えるのが自然であり、社会保険庁の記録においても、申立期間の資格得喪に係る追加及び訂正の記録は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 10 月から同年 12 月まで
年金は老後の支えと心得、金融機関で滞りなく納めてきた。昭和 55 年 9 月に A 市に転居後も市の指定金融機関を確認して納めてきたので、3 か月間だけ未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫は、夫の退職に伴い夫婦一緒に国民年金に加入し、その翌月の昭和 48 年 4 月から夫が厚生年金保険に加入する 51 年 8 月まで、夫婦共に国民年金保険料を納付している。また、申立人は、51 年 9 月から国民年金に任意加入し、55 年 8 月に夫が死亡したことに伴い遺族年金を受給することとなっても、61 年 3 月まで任意加入を継続し、申立期間を除き保険料を納付しており、その後も、厚生年金保険と国民年金の切替手続を複数回適切に行い、60 歳まで国民年金加入期間について保険料をすべて納付していることから、年金制度を良く理解し、納付意欲も高かったものと認められる。

さらに、申立人は、昭和 55 年 9 月に A 市に転居しているが、同年 10 月に同市において母子年金の請求手続を行っていることから、転居後、国民年金の任意加入手続を適切に行ったものと考えられ、かつ、申立期間直後の 56 年 1 月に再度転居しているが、申立期間の前後の期間は、それぞれ当時の居住地で任意加入し保険料を納めていることから、任意加入期間であるにもかかわらず申立期間の 3 か月間だけが未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛知国民年金 事案 44

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 12 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 12 月から 63 年 3 月まで

20 歳を過ぎて国民年金に加入し、送られてきた納付書により、A 銀行 B 支店で保険料を納付したのを記憶している。国民年金保険料は、すべて納付しているはずであり、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 4 か月と短期間である上、申立人は、申立期間後の国民年金加入期間については保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったと考えられる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付方法について、「当初 A 銀行 B 支店で納付書により納付し、その後口座振替に切り替えた。」と具体的な記憶がある上、申立人に係る C 市の保険料収納記録によると、申立期間後の昭和 63 年 5 月から口座振替となっており、申立人の申立てに不合理な点はみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛知国民年金 事案 45

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和38年4月から45年3月まで

私は、昭和35年11月に夫婦そろって国民年金に加入し、36年4月に小学校に行って年金手帳を受け取った。国民年金保険料については、当初は小学校で、その後は3か月に1回自宅を訪問する集金人から印紙を購入し、検認を受けていた記憶がある。

時期は覚えていないが、国民年金保険料を納付しなかったことがあったが、その未納期間については、市役所の勧めで昭和50年12月に特例納付した際にすべて納付したはずである。その際、市役所の職員から「これで大丈夫」と言われたことを覚えている。

したがって、未納期間があることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、国民年金制度の発足当初である昭和35年に国民年金に加入しているが、小学校で検認を行ったとする申立人の記憶は具体的であり、当時の自治体における検認方法とも合致している。また、申立人夫婦は、昭和37年度分の国民年金保険料を納付しているが、国民年金制度の発足時から加入していることからみて、37年度分のみを納付し、申立期間を納付しなかったというのは不自然であり、申立期間のうち、①昭和36年4月から37年3月までの期間については国民年金保険料を納付していたものと思われる。

一方、申立人は、申立期間のうち、②昭和38年4月から45年3月までの7年間について、納付しなかった時期があるものの、大半の期間は申立人の夫の国民年金保険料とともに集金人に納付したとしているが、これらの期間に係る

納付方法や納付金額などの記憶が具体的ではない上、申立人が集金人に納付していたとしている昭和46年度の国民年金保険料は特例納付で納付されている。また、申立人の夫についても昭和38年4月から44年3月までの国民年金保険料が未納で、その後から48年3月までの国民年金保険料を申立人と同じ時に特例納付している。

また、申立人は昭和45年4月から48年3月までの36か月分を、申立人の夫は44年4月から48年3月までの48か月分を特例納付し、その結果、特例納付した期間を含めた60歳までの納付期間（行政側で納付済み期間として把握していなかった申立期間①は未納期間に算入）は、申立人が309か月、申立人の夫が310か月となること及び区役所職員に「今までの保険料が無駄になってしまう」との指摘を受けて特例納付したことを踏まえると、申立人夫婦は国民年金の受給権（保険料納付及び免除期間等を合算して300か月以上必要）を確保するために特例納付の対象期間を定めたものと推認される。

このほか、当該期間の納付に関する記録等も無く、保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、当該期間については、国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和38年4月から44年3月まで

私は、昭和35年11月に夫婦そろって国民年金に加入し、36年4月に小学校に行って年金手帳を受け取った。国民年金保険料については、当初は小学校で、その後は3か月に1回自宅を訪問する集金人から印紙を購入し、検認を受けていた記憶がある。

時期は覚えていないが、国民年金保険料を納付しなかったことがあったが、その未納期間については、市役所の勧めで昭和50年12月に特例納付した際にすべて納付したはずである。その際、市役所の職員から「これで大丈夫」と言われたことを覚えている。

したがって、未納期間があることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、国民年金制度の発足当初である昭和35年に国民年金に加入しているが、小学校で検認を行ったとする申立人の記憶は具体的であり、当時の自治体における検認方法とも合致している。また、申立人夫婦は、昭和37年度分の国民年金保険料を納付しているが、国民年金制度の発足時から加入していることからみて、37年度分のみを納付し、申立期間を納付しなかったというのは不自然であり、申立期間のうち、①昭和36年4月から37年3月までの期間については国民年金保険料を納付していたものと思われる。

一方、申立人は、申立期間のうち、②昭和38年4月から44年3月までの6年間について、納付しなかった時期があるものの、大半の期間は申立人の妻の国民年金保険料とともに集金人に納付したとしているが、これらの期間に係る

納付方法や納付金額などの記憶が具体的ではない上、申立人が集金人に納付していたとしている昭和46年度の国民年金保険料は特例納付で納付されている。また、申立人の妻についても昭和38年4月から45年3月までの国民年金保険料が未納で、その後から48年3月までの国民年金保険料を申立人と同じ時に特例納付している。

また、申立人は昭和44年4月から48年3月までの48か月分を、申立人の妻は45年4月から48年3月までの36か月分を特例納付し、その結果、特例納付した期間を含めた60歳までの納付期間（行政側で納付済み期間として把握していなかった申立期間①は未納期間に算入）は、申立人が310か月、申立人の妻が309か月となること及び区役所職員に「今までの保険料が無駄になってしまう」との指摘を受けて特例納付したことを踏まえると、申立人夫婦は国民年金の受給権（保険料納付及び免除期間等を合算して300か月以上必要）を確保するために特例納付の対象期間を定めたものと推認される。

このほか、当該期間の納付に関する記録等も無く、保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、当該期間については、国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については納付していたものと認められる。

岐阜国民年金 事案 40

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年3月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月から42年3月まで

私は、中学を卒業後、1年くらい会社に勤め、その後、実家の手伝いをしていた。20歳になったとき親が国民年金の加入手続を行ってくれ、昭和42年3月に結婚するまで国民年金保険料は親が納付していたはずである。

当時、国民年金保険料の集金が地区の公民館で行われており、私も親の使いで納付に行ったことをはっきり覚えている。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、申立人の両親や兄夫婦と同居し、家業を手伝っていた。申立人の父親は高齢のため、国民年金に加入していなかったが、申立人の母親及び兄夫婦の申立期間当時の国民年金保険料は納付済みとなっているとともに、申立人の母親は、申立人の国民年金保険料を納付していたと述べている。

また、申立人の主張どおり、申立期間当時、地区の公民館で国民年金保険料の集金が行われていたことが確認できるなど、申立内容に不自然さは無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重国民年金 事案 27

第1 委員会の結論

申立人の平成4年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年11月

国民年金保険料は納税組合の代表者に納めていた。夫の国民年金保険料は全期間納付済みである。私の国民年金保険料が1か月未納とされているのはおかしい。

一緒に納めていた人達にも聞いてみたが、未納となっている人はいなかった。

第3 委員会の判断の理由

未納とされている期間は1か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間については国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、国民年金加入期間のうち、昭和44年11月から45年3月までの5か月間を特例納付により保険料を納付し、申請免除されていた昭和46年度から48年度までの3年間は追納により保険料を納付しており、このように納付意識の高い申立人が、あえて申立期間のみ納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人の居住地域は、納税組合により国民年金保険料が徴収されていたことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から46年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から46年8月まで

私は、昭和46年8月にA市からB市に転居した。その際、転出の手続のためA市役所に出向いた折に、45年4月から46年8月までの17か月分の保険料を一括納付したにもかかわらず、未納になっており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年8月の転居に際して、転出手続のため訪れたA市役所において、45年4月から46年8月までの国民年金保険料（うち、昭和45年度分は過年度保険料）を一括納付したと主張している。

そこで、申立人の納付記録についてみると、昭和45年6月に支払われた過年度納付について、社会保険事務所のミスにより、37年7月及び同年8月の分が未納とされていたところ、申立人が所持する領収書を基に納付済みに訂正されている。さらに、申立人が納付したとしている45年4月から46年8月までの国民年金保険料の支払時期は、社会保険事務所のミスがあった時期と近接している。

また、通常、市町村では過年度保険料の納付はできないが、当該領収書の領収印から、当時は、A市役所内の同市指定金融機関において過年度納付が可能であったことがうかがえ、同市役所に出向いた折に過年度分を含め一括納付したとする申立人の主張にも明らかな不合理は見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から39年3月まで

昭和36年に結婚後、夫婦で国民年金を納めてきたが、私の分だけ未納であるということに納付できない。保険料の納付は、市役所の女性集金人が集金に来ていたので納付を忘れるはずはなく、納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は市役所の集金人に過年度保険料を納付していたと申し立てているところ、申立人が居住していた市では、当時、市の集金人が過年度保険料について、国民年金保険料預り証を交付し、被保険者に代わって納付する方式がとられており、申立人の主張はこれらの状況に合致している。

申立人及び申立人の夫の国民年金手帳を見ると、過年度納付分については、時効が早く到来する分から順次納付してきたことがうかがえ、昭和39年7月から同年10月までの間は、申立期間に係る支払が行われる時期であったと認められる。また、申立期間に連なる昭和39年度以降の保険料はすべて申立人とその夫が同一期日に現年度納付していることが確認できる。

指摘した支払時期について見ると、昭和39年7月10日に申立人の夫の同年1月から同年3月までの分及び申立人の37年10月から38年3月までの分が過年度納付され、申立期間（過年度納付となる）についてのみ未納との記録になっている。

しかしながら、申立人の昭和39年1月から3月まで分の預り証の手書きによる発行番号と、申立人の37年10月から38年3月まで分の預り証の手書きによる発行番号を見ると、その間に1番の欠番が見られ、申立人夫婦に係るもう1枚の預り証の存在があったものと考えるのが相当である。

さらに、申立人は昭和36年4月から60歳に到達した平成4年6月まで、申立期間の12か月を除き、すべて保険料を納付しており、納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大阪国民年金 事案 40

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月から41年3月まで

国民年金に強制加入となった昭和39年10月から41年3月までの18か月間が未納になっているが、39年10月に結婚した後、すぐに加入手続を行い夫の保険料と併せてA市の集金人に納付したはずである。当時の年金手帳は紛失したが、同市の集金人が家に来て手帳に押印していた記憶もあり納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、強制加入となった昭和39年10月から41年3月までの期間の国民年金保険料を、夫の保険料と併せてA市の集金人に納付したと主張している。

そこで夫婦の納付記録を見ると、申立人の夫は、国民年金加入期間（306か月）において、申立期間を含め全期間の保険料が納付済みとなっている。一方、申立人は、国民年金加入期間（201か月）において、申立期間を除く他の期間の保険料は納付済みとなっているが、マイクロ台帳には、申立期間が未納であれば押印されるべき催告の印が見られない。

また、記号番号払出簿の記録から、申立人の年金手帳は昭和41年9月に払い出されたものと考えられ、申立期間は過年度保険料となる。当時、大阪府は、管内市町村に対し過年度保険料の取扱いを要請しており、過年度保険料についてA市の集金人に支払える状況にあったことがうかがえる。このように申立内容には不自然な点はない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大阪国民年金 事案 41

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から48年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から48年1月まで

私は、昭和48年2月から厚生年金保険適用事業所への再就職が決まっていたが47年12月に国民年金の加入手続を行った。その後、母親が、資格取得月の昭和46年9月から48年1月までの国民年金保険料を納付したにもかかわらず、記録では、このうち47年4月から48年1月までの10か月分が未納とされており納付できない。当時の年金手帳には、未納とされる期間の保険料額を算出した内容のメモ書きも残っているが、納付の意思がなければ書き留めるはずがない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年に国民年金の加入手続を行った後、資格取得月の46年9月から再就職により厚生年金保険の適用を受ける48年1月までの期間の国民年金保険料を、母親が納付したと主張している。

一方、申立人の母親は、自身が強制加入となった昭和36年4月から60歳に到達する54年8月までの国民年金加入期間（146か月）において、国民年金保険料を完納している。また、申立人が所持する領収書から、申立人に係る加入手続直後の47年12月28日に、申立期間直前の46年9月から47年3月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認できるが、当時母親は、厚生年金保険加入期間であったにもかかわらず、娘である申立人の国民年金について、的確な納付を行っていることから、納付意欲の高さが認められる。

さらに、申立人の年金手帳には申立人による保険料額のメモ書きが残されており、その額は申立期間に相当する保険料額と一致している。母娘そろっての納付の意思がなければ書き留めたりしないと主張にも明らかに不合理な点は見られない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大阪国民年金 事案 42

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年12月及び54年1月の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年12月及び54年1月

任意加入した昭和53年12月及び54年1月の2か月間が未納とされている。当時は、離婚直前であったため自立することを考えて、任意加入の手続と併せて付加保険料の納付の申出まで行ったものであり、未納にすることは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、離婚直前であったため自立することを考え任意加入したと主張している。このことは、除籍謄本の記録から、加入手続を行った昭和53年12月6日から約3か月後の54年3月14日に離婚調停が成立していることと符合している。また、申立人が所持する年金手帳の記録から、申立人が国民年金に任意加入し、併せて付加保険料の納付の申出を行っていることが確認できる。

さらに、申立人は昭和53年12月及び54年1月の分の国民年金保険料（付加保険料を含む）を納付したと主張している。この点については、当時の夫が厚生年金保険に加入していた離婚前に、あえて国民年金の加入手続を行い、併せて付加保険料の納付の申出を行っていた事実は、申立人が申立期間に係る国民年金保険料（付加保険料を含む）を納付していたことの一証左となる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

福井国民年金 事案 14

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 1 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月から 44 年 3 月まで

昭和 46 年 5 月 10 日に A 市役所で、私の夫が、45 年 10 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料の私の分を夫の分と共に納付した際、私の 43 年 1 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料も一緒に納付したが、社会保険庁の記録では未納となっていた。

その数年後に特例納付の通知が郵送された際、上記領収書 3 枚を提示し A 市役所に対し記録の訂正を求めたところ、訂正をする旨、連絡を受けたことを記憶しているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳から 60 歳までの国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人が国民年金保険料を納付したと主張している時期は、特例納付期間内であり、納付期間は国民年金の強制加入期間である。

さらに、申立人が記憶している納付金額は実際に必要とされた金額とおおむね一致しているなど、申立内容に不合理な点はない。

加えて、申立人の夫が申立期間の国民年金保険料と一緒に納付したとされる昭和 45 年 10 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、所持していた領収書により記録が欠落していた期間が確認され、既に納付済みに記録訂正されている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から46年3月まで
20歳になった昭和41年1月から46年3月までの国民年金保険料が未納となっているが、当時、私の母親が生活の苦しい中、自治会で納付していたので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、60歳までの国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、加入手続を行ったとされる申立人の母親は、申立期間を含む国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しており、父親も、国民年金加入期間について、昭和36年度を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間当時、申立人が居住している市では、国民年金の納付組織があり、申立人の居住している地域では、町内会の当番が集金していたことが確認できる。

さらに、申立人の母親の記憶は鮮明であり、国民年金の加入方法及び納付方法について、具体的かつ詳細に証言しており、その内容は基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年7月から59年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年7月から59年2月まで
社会保険事務所の記録では、申立期間は無資格とされているが、この間は国民年金に任意加入し、毎月、近くのA市役所B支所又は銀行で保険料を納付していた記憶があり、昭和58年7月21日から59年3月6日まで任意加入とする市の押印がある国民年金手帳も所持しているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間及び免除期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳から、国民年金の任意加入日が昭和58年7月21日、資格喪失日が59年3月6日であることが認められ、任意加入しておきながら、国民年金保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたとするA市役所B支所は、当時から存在し、申立人の主張のとおり、国民年金保険料の収納事務を行っていたことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間は国民年金に任意加入し保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から49年3月まで

社会保険事務所から、昭和48年1月から49年3月まで、国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらったが、当時の勤務先が厚生年金保険の適用事業所ではなく、社長から「年金は大事だ」と言われ、町役場で保険料を納付していたので、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間当時に申立人が勤務していた事業所の事業主は、国民年金制度発足と同時に国民年金に加入し、昭和48年11月に60歳到達により資格喪失するまでの期間の国民年金保険料を完納していることから、勤務先の社長に国民年金保険料を納付するよう助言され、申立期間中の保険料を納付していたという申立人の主張は信用できる。

さらに、申立人は、申立期間当時の納付方法等を鮮明に記憶しており、申立内容は詳細かつ具体的であり、申立人が納付したと主張する金額は当時の保険料額と一致することから、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年9月から47年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月から47年4月まで
社会保険庁の記録では、昭和47年4月以前の国民年金保険料が未納とされているが、40年9月にA市B区役所に勤めていた夫の次兄の勧めで国民年金に任意加入する手続きを行い、C区役所D支所の窓口で保険料を納付していた。
また、昭和42年4月にC区からE区に転居した後は、E区役所F出張所から委託された集金人に保険料を納付した。
申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、昭和61年4月に第3号被保険者に種別変更となるまでの期間は任意加入期間であり、申立人の国民年金制度に対する理解は深く、納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続きを行った経緯や保険料の納付方法等を具体的に記憶しており、申立人が加入手続きをしたという時期に、夫の次兄がB区役所に勤務していたことが確認できるとともに、申立人が居住していたC区及びE区では、申立期間当時、申立てのとおりにより保険料を納付することが可能であったことから、申立内容に不自然さは見られない。

加えて、申立人が保険料を納付したと主張する集金人が申立期間に実在していたことを裏付ける複数の証言が得られ、申立人の主張は信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年6月

私は、職場が変わることが多く、厚生年金保険の被保険者でなくなった際には、国民年金に任意加入する手続きをしてきた。

申立期間を含む昭和60年4月から61年3月までの期間も国民年金に任意加入し、A町役場で間違いなく保険料を納付した。60年4月から同年6月まではA町役場の臨時職員として勤務していたことから、申立期間の1か月だけが未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、1か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、結婚後、昭和45年4月に国民年金に任意加入して以降、10回に及ぶ厚生年金保険と国民年金との切替手続きを適切に行っており、切替後に未納となっている期間は1か月のみであり、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、昭和60年4月から61年3月までの国民年金の任意加入期間の保険料は、申立期間を除き、現年度内に納付されているとともに、申立人が60年4月から同年6月までA町役場の臨時職員として勤務していたことが確認できることから、申立期間のみが未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

滋賀国民年金 事案 31

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から同年7月まで

昭和49年4月から同年7月までの保険料が未納とされているが、「国民年金手帳保管証」に(納)という印が押されており、国民年金に任意加入し保険料を納付したはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の所持する昭和49年10月19日付けの市長名で発行された「国民年金手帳保管証」の申立期間の欄には、社会保険庁に納付記録がある49年8月の欄と同一の(納)という印が押されており、当該保管証は真正に市長によって作成されたものと認められることから、申立人の主張のとおり、申立期間の国民年金保険料が納付されていたものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から54年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から54年6月まで

申立期間に係る国民年金保険料は、毎回、同居していた義母が、妻の分と併せて納付してくれており、未納が生じた期間についてもまとめて納付していたと記憶している。義母はしっかりした人であり、生前から「国民年金は将来のために絶対必要である。」と言っていたので、申立期間の保険料を納付していなかったとは考えられず、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入期間について、申立期間を除き、保険料をすべて納付しているとともに、申立人の国民年金保険料を納付していたとされるその義母についても、国民年金加入期間について、未納期間は無い。

また、申立人については、昭和51年度及び52年度については、免除申請の手続が行われているが、53年3月には一括して追納するなど、納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立期間を挟む昭和52年度及び55年度の2か年については、当初未納とされていたが、それぞれ平成19年及び15年に領収済通知書が発見されたことから納付済みに記録が訂正されている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から54年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から54年6月まで

申立期間に係る国民年金保険料は、毎回、同居していた母が、夫の分と併せて納付してくれており、未納が生じた期間についてもまとめて納付していたと記憶している。母はしっかりした人であり、生前から「国民年金は将来のために絶対必要である。」と言っていたので、申立期間の保険料を納付していなかったとは考えられず、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入期間について、申立期間を除き、保険料をすべて納付しているとともに、申立人の国民年金保険料を納付していたとされるその実母についても、国民年金加入期間について、未納期間は無い。

また、申立人については、昭和51年度及び52年度については、免除申請の手続が行われているが、53年3月には一括して追納するなど、納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立期間を挟む昭和52年度及び55年度の2か年については、当初未納とされていたが、それぞれ平成19年及び15年に領収済通知書が発見されたことから納付済みに記録が訂正されている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、追納していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで
昭和 57 年 9 月から 61 年 3 月までの全額免除の期間について、追納したはずであるが、60 年 4 月から 61 年 3 月までの分について、納付済みになっていない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年 4 月から平成 5 年 5 月に厚生年金保険に加入するまでの期間について、申立期間を除き、すべて国民年金保険料を納付しており、62 年 4 月以降については、1 か年を除き保険料を前納するなど、納付意欲は高かったものと考えられる。

また、社会保険事務所の記録において、昭和 57 年 9 月から 61 年 3 月までの免除承認期間のうち、申立期間を除く期間については追納された記録があり、申立期間のみ追納しなかったとするのは不自然である。

さらに、A 市の国民年金保険料収滞納リストでは、申立期間は申請免除期間の記録となっているが、申立人は、追納した納付書は手書きにより作成されていたと申し立てていることから、A 市において昭和 61 年 5 月 1 日以降作成された納付書で納付したのと考えられ、申立人は申立期間の国民年金保険料を追納したとするのが相当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年12月から45年3月まで

国民年金保険料については、実家である理容店に来た集金人に、私が、夫の分を含め、また母が、父の分を含め同時に納付していた。夫及び父母共に国民年金保険料が納付済みであるのに、私の分だけ未納となっていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和41年12月から44年3月までの期間については、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人は、国民年金保険料を集金人に納付したと主張しているが、国民年金手帳記号番号の払出日（昭和44年12月15日）からすると、国民年金保険料を特例納付や過年度納付する必要があるため、集金人に納付することはできない期間であり、さらに、申立人は特例納付や過年度納付した記憶が無いとしていることから、当該期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

一方、申立期間のうち、昭和44年4月から45年3月までの期間については、申立人が集金人に同時に国民年金保険料を納付していたとする夫の分については、納付済みとなっているとともに、同一集金人に同時に納付していたとする父母の分についても、納付済みとなっており、申立期間直後の昭和45年度の国民年金保険料の納付年月日は、申立人、夫及び父母共に一致している。

また、申立人の国民年金保険料は、申立期間を除く60歳までのすべての期間について納付済みであり、確認できる昭和58年度以降（震災により免除した期間を追納した平成7年度及び8年度を除く。）の国民年金保険料は、すべて期限内に納付されており、申立内容に不自然さは無く、国民年金保険料を納付していたものと認めることができる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から45年3月までの国民年金保険料を、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 12 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 52 年 4 月から同年 9 月まで
③ 昭和 56 年 12 月から 59 年 3 月まで

私は、昭和 57 年又は 58 年の夏ごろ、過去の未納分と併せてその時点で納付できる国民年金保険料を納付しようと思い、A 社会保険事務所を訪れ、職員に計算してもらい納付した。

それにもかかわらず、平成 19 年 6 月に私の年金記録を確認したところ、国民年金保険料が未納とされている期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうち、③昭和 56 年 12 月から 59 年 3 月までの期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す 58 年及び 59 年の確定申告書を有しており、当時、当該確定申告書を作成した税理士は、申立人から国民年金保険料を納付したという話を聞き、確定申告書に記載したと証言している。

また、申立人が国民年金保険料を納付したと主張する昭和 57 年又は 58 年の夏ごろ、申立人は夫と喫茶店経営のほか不動産賃貸業を営むなど、安定的な収入があったと申し立てており、経済的事情により未納が生じたとは考え難い。

一方、申立期間のうち、①昭和 49 年 1 月から 3 月までの期間及び②52 年 4 月から 9 月までの期間については、国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人も国民年金保険料納付の具体的な記憶が無い。

また、申立人が一括で納付したと主張している時期が昭和 57 年又は 58 年であり、当該期間であれば、時効により納付できない期間であり、申立人の主張と異なっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 12 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年10月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年1月から同年3月まで
② 昭和51年10月から52年3月まで

申立期間当時、私は夫と娘の家族三人で自営業を営み、三人分の国民年金保険料を夫が一括して納付していた。納付が遅れたときは、A市B支所から来る女性の集金人に集金納めていた。昭和48年ごろから自営業が軌道に乗ったので、国民年金保険料を未納とすることは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、①昭和51年1月から同年3月までの期間については、申立人は、申立人の夫が、申立人及びその娘の分を含め、一括して国民年金保険料を納付していたとしているが、夫が、申立人の国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付を行っていたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与していなかったため、国民年金の加入状況等が不明である。

また、申立人は、夫が申立人及びその娘の分をまとめて納付していたと主張しているが、A市の収滞納記録及び社会保険庁の納付記録において、申立人を含む三人共が未納とされていることから、当該申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることができない。

一方、申立期間のうち、②昭和51年10月から52年3月までの期間については、申立人夫婦は、49年9月1日に任意加入し、申立期間を除き、60歳になるまでの国民年金被保険者期間のすべての期間について国民年金保険料は納付済みである。

また、A市の収滞納記録によると、申立人及びその夫と娘の国民年金保険料の納付年月日及び納付方法は、ほぼ一致していることが確認でき、社会保険庁の記録では、申立期間について、夫及び娘の国民年金保険料については納付済みとなっており、申立人の分のみ未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、②昭和

51 年 10 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 5 月から 50 年 3 月まで
② 昭和 61 年 1 月から同年 3 月まで

私は、20 歳になった当時、A 市役所から国民年金に加入するよう通知があったので、間もなく加入手続きを行い、加入後は自分の収入から国民年金保険料と国民健康保険料を母に渡し、納付してもらっていた。

しかし、国民年金手帳の払出しが昭和 50 年 12 月 12 日とされ、未納とされていることに納得がいかない。

また、昭和 61 年 1 月から 3 月までの国民年金保険料についても、前後の期間が納付済みとされているにもかかわらず未納とされており、納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、②昭和 61 年 1 月から同年 3 月までの期間については、社会保険庁の記録によると、申立人について、61 年 6 月 10 日に、国民年金保険料が未納となっている過年度分の納付書が発行されているが、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除きすべて現年度内に国民年金保険料を納付していることから、当該納付書は、当該申立期間に係るものと推認できる。

また、通常、6 月の時点で申立期間に係る国民年金保険料について、社会保険庁が督促の納付書を発行することは考えにくく、申立人からの納付の申出により当該過年度納付書が発行されたと考えられ、納付の申出をしておきながら、当該保険料を納付しなかったのは不自然である。

一方、申立期間のうち、①昭和 47 年 5 月から 50 年 3 月までの期間については、国民年金手帳記号番号の払出しが 50 年 12 月となっており、47 年 5 月に 20 歳になって間もなく加入手続きを行ったという申立人の主張と異なっているとともに、その時点では、申立期間のうち 47 年 5 月から 49 年 9 月までの期間は時効により国民年金保険料を納付することはできない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、A市の収滞納一覧表の記録によると、申立期間直後の昭和 50 年4月から同年 12 月までの国民年金保険料は、51 年1月6日に一括納付されており、それ以降はすべて納付済みとなっていること、及び国民年金手帳記号番号の払出日が 50 年 12 月 12 日となっていることから、申立人は、51 年1月6日から納付を開始したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 3 月から 51 年 6 月まで
② 昭和 55 年 7 月から同年 9 月まで

平成 19 年に年金記録の照会をしたところ、①昭和 49 年 3 月から 51 年 6 月までの期間は国民年金の加入記録が無く、②55 年 7 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料が未納とされていた。

しかし、①の期間については、国民年金の加入手続をどこで行ったか記憶にないものの、国民年金保険料についてはA市のB農協で納付し、また、②の期間については、C農協で納付した記憶があるので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうち、①昭和 49 年 3 月から 51 年 6 月までの期間については、社会保険庁の記録では国民年金未加入期間であり、国民年金手帳記号番号の払出しは 51 年 8 月となっている。当時、申立人の夫が厚生年金保険の被保険者であるため、申立人は任意加入被保険者となり過年度納付はできない期間であり、それ以前に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。また、申立人は国民年金の加入手続^{あいまい}についての記憶が曖昧で、当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無いことから、当該期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

一方、申立期間のうち、②昭和 55 年 7 月から同年 9 月までの期間については、社会保険庁の記録では国民年金保険料が未納となっているものの、A市保有の電算記録及び国民年金保険料に関する記録によると、納付済みという記録になっていることが確認できる。

また、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、任意加入期間を含め国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと思われると

ともに、申立期間当時、申立人の生活状況に大きな変化は無く、経済的事情により未納が生じたとは考え難く、当該期間だけ未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、②昭和55年7月から同年9月までの国民年金保険料を、納付していたものと認められる。

兵庫国民年金 事案 77

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から同年12月まで

昭和47年1月に結婚し、夫の扶養家族となったが、実家の両親が国民年金に任意加入していたので、自分も任意加入するのが当然だと思い、市役所にて国民年金の加入手続を行った。婚姻後、住所変更や婚姻届の手続のため何度か市役所に行き、その際、一緒に手続をしたと思うが、時期については定かでない。

しかし、国民年金手帳の発行日が昭和47年4月17日となっていることから、遅くとも4月には手続に行き、国民年金保険料を納付しているにもかかわらず未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間において、すべて国民年金保険料を納付しているとともに、夫の厚生年金保険の資格喪失に伴う申立人の国民年金の種別変更手続についても、適切に届出を行っているなど、国民年金保険料の納付意識が高いことがうかがわれる。

また、申立人は、昭和47年4月17日に国民年金の任意加入手続を行い、同日に国民年金手帳の発行を受けており、任意加入の手続をしたにもかかわらず、加入時の4月から国民年金保険料を納付しなかったのは申立期間後の国民年金保険料の納付状況からしても、不自然である。

さらに、申立期間の前後を通じて、申立人の夫が常勤の会社員で安定的な収入があるなど生活状況に変化は無く、申立人が国民年金保険料を納付できない経済状況には無かったことが推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの期間及び 45 年 10 月から 46 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで
② 昭和 45 年 10 月から 46 年 3 月まで

私は、A 市 B 町に住んでいた当時、国民年金の集金人(地区役員を兼務) から、20 歳になると国民年金に加入し国民年金保険料を納付する義務があると聞き、昭和 36 年 4 月から加入し、父母の分と一緒に国民年金保険料を納付していた。45 年ごろからは同市の集金人に 3 か月単位で払っていた記憶がある。

過年度の未納期間については、昭和 50 年 11 月に特例納付までして納付していたにもかかわらず、加入当初の 36 年 4 月から 37 年 3 月までの 1 年間と 45 年 10 月からの 6 か月間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間についての国民年金保険料をすべて納付している。

申立期間のうち、①昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの期間については、申立人の国民年金への加入日は特定できないものの、申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されている姉の資格取得日が 35 年 10 月 1 日となっていることから、申立人は 20 歳到達時の国民年金制度が発足した 36 年 4 月当初から加入していたものとみられるとともに、申立人が国民年金保険料と一緒に納付していたとする同居の父母は共に国民年金保険料が納付済みであることから、申立人は 36 年 4 月当初から、国民年金保険料を納付していたとも考えられる。

また、申立期間のうち、②昭和 45 年 10 月から 46 年 3 月までの期間については、申立人の夫が厚生年金保険に加入し収入が安定していた時期であったと考えられ、転居等の生活状況の変化もみられず、さらに、申立期間前後が納付済みであるにもかかわらず、申立人が任意加入していた申立期間のみが未納になっているのは不自然である。

加えて、申立期間に近接した時期において、申立人は任意加入期間でありながら昭和 44 年 10 月から 45 年 3 月までの分の特例納付済記録があり、また、申立人の所持している国民年金手帳に、45 年 4 月から同年 9 月までの分の印紙が貼付されたまま、昭和 45 年度の印紙検認台紙がそのまま残っていることなどから、国民年金保険料の納付事務に不適切な取扱いがあったことが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年4月から60年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から56年3月まで
② 昭和57年4月から60年3月まで
③ 昭和62年4月から63年3月まで
④ 平成元年4月から2年3月まで

昭和47年4月に結婚してから、夫が、毎回、私と夫の国民年金保険料の免除申請をしていた。

申立期間について、私の記録は未納とされているが、夫と同様に免除申請をしてきたので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、②昭和57年4月から60年3月までの期間は、夫の記録は申請免除となっており、また、その他の期間において、夫が申請免除となっている場合、申立人も申請免除となっていることから、当該期間のみ申立人が申請免除されていないのは不自然であり、免除承認を受けていたものと認めることができる。

一方、申立期間のうち、①昭和47年4月から56年3月までの期間は、国民年金手帳記号番号の払出前であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、申請免除ができない期間である。

また、③昭和62年4月から63年3月までの期間及び④平成元年4月から2年3月までの期間は、申立人は、夫が夫婦二人分の免除申請を同時に行ったと主張しているが、二人分の手続を行ったとする夫の記録は申請免除ではなく、保険料が未納となっており、免除承認通知書が無い等免除申請を行ったことを示す関連資料が見当たらないことから、国民年金保険料の免除を受けていたと認めることはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、②昭和57年4月から60年3月までの国民年金保険料については免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 7 月から 60 年 1 月までの期間、61 年 9 月及び同年 10 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 3 月
② 昭和 41 年 6 月
③ 昭和 42 年 2 月から同年 3 月まで
④ 昭和 53 年 8 月から 55 年 3 月まで
⑤ 昭和 59 年 7 月から 60 年 1 月まで
⑥ 昭和 61 年 8 月から同年 10 月まで

昭和 41 年当時は、A 市 B 支所に勤務していた C さんが集金に来ていたように思う。42 年 12 月に結婚してからは、妻と一緒に同支所に出向き、確実に国民年金保険料を納付していたように記憶している。

申立期間について、国民年金保険料を納付したことを証明する領収書等の資料は保有していないが、確かに納付しているはずなので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち、①昭和 41 年 3 月、②41 年 6 月及び③42 年 2 月から同年 3 月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、時効により納付できない期間であり、申立人は、母親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたとしているが、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は加入手続等に関与していなかったため、国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況等が不明である。
- 2 申立期間のうち、④昭和 53 年 8 月から 55 年 3 月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号が夫婦連番で 55 年 4 月 30 日に払い出されており、申立人に係る A 市の国民年金被保険者名簿作成日も、55 年 3 月 31 日であることから、国民年金手帳番号の払出時期と同市の収滞納記録に不自然な点は無く、また、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

い。

また、申立人と一緒に加入手続や納付を行ったとする申立人の妻についても、当該期間は国民年金保険料が未納となっている。

- 3 申立期間のうち、⑥の昭和 61 年 8 月については、申立人の資格記録は、平成 8 年 2 月 15 日に厚生年金保険加入者から 1 号被保険者にさかのぼって訂正されていることから、61 年 8 月の時点では当該期間の国民年金保険料を納付することができなかった期間である。
- 4 申立期間のうち、⑤昭和 59 年 7 月から 60 年 1 月までの期間及び⑥のうち、61 年 9 月及び同年 10 月については、申立人の国民年金保険料と一緒に納付していたとされる妻については、当該期間は納付済みとなっており、申立人のみが未納となっているのは不自然である。
- 5 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 7 月から 60 年 1 月までの期間、61 年 9 月及び同年 10 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

広島国民年金 事案 57

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年7月から51年3月までの期間及び57年10月から58年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年7月から51年3月まで
② 昭和57年10月から58年3月まで

昭和48年から61年2月まで飲食店を経営しており、日曜日しか休めなかった。

納付が遅れ督促があった際に、市に集金を依頼し、市の職員に定期的に集金に来てもらい納付していた。社会保険庁の記録では、申立期間における国民年金保険料が未納とされており、納付できない。

第3 委員会判断の理由

申立人は、昭和36年4月から60歳に到達する前月までの国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、国民年金被保険者台帳において納付年月日が確認できる昭和39年度から46年度までの国民年金保険料を前納していることから、申立人の納付に対する納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人が居住していた市では、その当時、国民年金保険料の集金を市の職員が行っていたことが確認でき、申立人の主張に不自然さは無い。

さらに、年度内で一部が未納であった場合に保存されるはずの特殊台帳が、申立人の分については社会保険事務所に保存されていないことから、申立期間については納付済みであったと考えるのが合理的である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

未納の国民年金保険料について市役所で、「一括で支払うが大丈夫か」と問い合わせたところ、大丈夫との回答だったので、長女が小学4年生か5年生ごろに、妻が4年分の保険料15万円から16万円を一括で郵便局か銀行のどちらかで支払った。

平成13年に社会保険事務所で、5年間の未納期間があると知らされ、申立期間の4年間については、保険料を支払ったと説明したが領収書が無かったため認められなかった。領収書の詳細や明確な金額については覚えていないが納付したことは確かなので納得できない。

なお、昭和43年度分は申請免除の承認がされていたため、記録を訂正されている。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間は強制加入期間で、申立期間の国民年金保険料の支払時期を長女の生年月日から推測すると、昭和54年から55年ごろとなり、特例納付の実施期間内で、申立人が納付したとする金額は特例納付に必要な金額におおむね一致している。

また、申立人の妻は隣人から「未納となっている古い年度の国民年金保険料もさかのぼって納付できる。」と聞いて、自分も隣人と一緒にさかのぼって申立人の国民年金保険料を納付したと説明していることから、隣人の国民年金の記録について確認したところ、昭和55年4月及び同年5月の2回に分けて特例納付がされていた。

さらに、昭和43年度分の国民年金保険料は、当初、未納とされていたが、被保険者台帳に申請免除の記載があること、及び申立人が当時、居住していた

町の町長が発行した申請免除の証明書があることから、平成19年11月8日に申請免除（全額）と記録が訂正されており、社会保険事務所における申立人の年金記録の管理が不適切であったことが認められる。

加えて、申立人は、申立期間及び申請免除期間である昭和43年度を除き、国民年金保険料をすべて納付していることから、納付意識が高かったことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

広島国民年金 事案 61

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月

私は、平成5年4月に退職した後、市役所から国民年金への加入勧奨を受けた。これを受けて、市役所の窓口で国民年金の加入手続を行い、併せて1か月分の国民年金保険料を納付した。

国民年金保険料を確実に納付した記憶があるのに、社会保険庁の記録では、申立期間に係る国民年金保険料が未納とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、1か月と短期間であるとともに、申立人の資格取得手続、納付方法等に関する記憶は具体的であり、申立内容に不自然さは認められない。

また、申立期間当時、申立人が資格取得手続を行った市役所において、厚生年金保険資格喪失者に対する加入勧奨が行われていた可能性が高く、申立人の説明は基本的に信用できる。

さらに、申立人が国民年金保険料の納付を行ったのは申立期間に係る1回のみであり、納付手続等に係る記憶の混同が起こり得る可能性は低い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

広島国民年金 事案 63

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間について加入記録が無いことが分かった。申立期間当時、父が家族全員の国民年金保険料を支払っており、昭和 41 年 4 月に結婚した際、父から「これからは自分で払うように」と言われ、結婚後もすべて納付してきている。

母と兄の国民年金保険料は納付済みとなっているのに、私だけ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 37 年 4 月に国民年金に任意加入し、申立期間を除き、国民年金保険料はすべて納付済みとされている。

また、申立人の母及び兄の国民年金保険料についても、申立期間を含め、すべて納付済みとされており、納付意識の高い家族であることが認められる。さらに、申立人の兄から申立期間当時、父が家族全員の国民年金保険料を納付していたという証言が得られ、申立人のみが未納であること及び任意加入を行いながら、加入直後の保険料納付を行わないのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

島根国民年金 事案 18

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から42年3月まで

申立期間当時、国民年金は強制加入であったので、未納期間があるはずがないと思う。昭和40年1月16日から17日にかけて、A市区町村に転居した。39年12月から40年3月までは支払った記録があるが、その後の2年間で未納とされていることに納得できず、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が現在使用している国民年金手帳記号番号は、昭和44年に払出しをされているが、その時点では時効により納付不可能な39年12月から40年3月までの期間が記録上納付済みとなっていることから、当委員会において調査したところ、40年3月20日にB市区町村で別の手帳記号番号の払出しが行われている事実が確認できた。国民年金手帳記号番号払出簿における当該手帳記号番号の被保険者氏名は、「C」（親権者である母親の姓）となっており、「誤適用」との表示があることから、その後、当該手帳記号番号は取り消されたことがうかがわれるが、その経緯は不明であり、39年12月から40年3月までの保険料は、この手帳記号番号でしか納付できない期間であることから、当該手帳記号番号による納付が一定期間行われていたことがうかがわれ、申立期間の保険料についても同様に納付されていた可能性が高い。

また、申立人は、申立期間以外はすべて国民年金保険料を納付しており、納付意識は高いと考えられ、申立期間の保険料だけ納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立人の、国民年金加入手続に関する記憶及びA市区町村へ転居後に国民年金手帳がB市区町村から郵送され、A市区町村で国民年金保険料を納付したという記憶が具体的であること等を踏まえると、申立期間については納付していたはずであるとの申立人の主張は信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

島根国民年金 事案 19

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年2月から39年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月から39年1月まで
申立期間当時、国民年金は20歳から強制加入であり、国民年金保険料も確実に納付しなければならないと意識していた。
申立期間以外に未納期間は無く、この期間だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、20歳から60歳になるまでの間、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の兄と姉も昭和35年11月に加入手続をし、36年4月以降すべての期間納付していることから、申立人を含め家族の納付意識が高かったと認められる。

また、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和39年12月ごろに、現年度である昭和39年度分を納付し、同時に過年度のうち39年2月及び3月分だけを納付しているのは不自然であり、当時、納付が可能であった申立期間の保険料についても納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

島根国民年金 事案 20

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年2月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月から50年3月まで

昭和50年2月から同年3月ごろ、地区の民生委員が訪問し、国民年金保険料を納付するよう勧奨を受けたことから、その時期に私と妻の保険料を併せて6万円から7万円ほどを妻が納付した。確かに国民年金保険料を納付したことから、申立期間について記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付したと主張する昭和50年2月から同年3月は、特例納付できる期間であるとともに、申立人の妻が当時納付したとする金額は、申立人及びその妻の申立期間に係る保険料を一括納付するために必要な金額とおおむね一致している。

また、申立人が、申立期間の保険料納付は地区の民生委員による勧奨を受けたためと申し立てていることについて、A市区町村では、申立期間当時、多くの民生委員も兼務していた国民年金委員が、国民年金保険料の未納者を訪問して納付を勧奨していたと回答しており、申立内容に不自然な点は見られない。

さらに、申立人は申立期間以後、1か月を除き国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

私は、昭和38年5月ごろに自宅に来たA市から委託を受けた者から、今納付すれば満額の年金になると言われ、妻の分も併せて保険料全額の5,000円ぐらいを納付した。

今回、国民年金保険料納付記録について照会したところ、申立期間の国民年金保険料の納付事実が確認できなかった旨の回答を受けたが、納付したはずの申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市職員から、昭和36年4月の国民年金保険料から支払えば満額の年金になると聞き、当日、市場から受領した現金に自宅の所持金を足し、妻の分と併せておおよそ5,000円を支払ったと主張しており、その保険料額は当時の保険料額とおおむね一致している。

また、申立期間当時は実家へ仕送りをしていたが、当該保険料を納付したために送金ができなくなって、父親が立腹したなどの状況を記憶しており、申立内容は具体的で信憑性がある。

さらに、申立期間以外に未納期間が5か月散在はするものの、いずれの期間も、冬期に実家の農業手伝いに帰省していたなど、保険料を納付することができなかった相当の理由があり、当該期間を除いて申立期間後の保険料は完納していることから、申立人の納付意識は高かったことがうかがえる。

加えて、申立期間当時は、A市においても積極的に加入勧奨及び納付勧奨を行っており、厚生省年金局通知を受けて、社会保険事務所から納付書

を預かったりするなどして、便宜上、過年度保険料納付の取扱いをしていたことが推測され、申立人の主張に不自然さは見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで

私は、昭和 38 年 5 月ごろに自宅に来た A 市から委託を受けた者から、今納付すれば満額の年金になると言われ、夫の分も併せて保険料全額の 5,000 円ぐらいを納付した。

今回、国民年金保険料納付記録について照会したところ、申立期間の国民年金保険料の納付事実が確認できなかった旨の回答を受けたが、納付したはずの申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 市職員から、昭和 36 年 4 月の国民年金保険料から支払えば満額の年金になると聞き、当日、夫が市場から受領した現金に自宅の所持金を足し、夫の分と併せておおよそ 5,000 円を支払ったと主張しており、その保険料額は当時の保険料額とおおむね一致している。

また、申立期間当時は夫の実家へ仕送りをしてしたが、当該保険料を納付したために送金ができなくなって、夫の父親が立腹したなどの状況を記憶しており、申立内容は具体的で信憑性がある。

さらに、申立期間以外に未納期間が 6 か月散在はするものの、いずれの期間も、冬期に夫の実家の農業手伝いに帰省していたなど、保険料を納付することができなかった相当の理由があり、当該期間を除いて申立期間後の保険料は完納していることから、申立人の納付意識は高かったことがうかがえる。

加えて、申立期間当時は、A 市においても積極的に加入勧奨及び納付勧奨を行っており、厚生省年金局通知を受けて、社会保険事務所から納付書

を預かったりするなどして、便宜上、過年度保険料納付の取扱いをしていたことが推測され、申立人の主張に不自然さは見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 1 月から 43 年 3 月まで
② 昭和 48 年 4 月から 50 年 3 月まで
③ 昭和 60 年 4 月から同年 6 月まで
④ 平成 2 年 4 月から 3 年 3 月まで

国民年金に加入当時から、自分自身で市役所へ納付に行っていた。一時的に滞納していたときもあったが、固定資産税等の税金も含め、さかのぼって一括で納付するなどして、常に埋め合わせをしてきており、市役所に迷惑をかけたことなどは一切無い。

住所が変わってからも同様に納付を続けてきたので、未納期間になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、①昭和 40 年 1 月から 43 年 3 月までの期間、②48 年 4 月から 50 年 3 月までの期間及び④平成 2 年 4 月から 3 年 3 月までの期間については、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳、確定申告書等）が無く、また、国民年金加入手続についての申立人の記憶は不明確であり、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 43 年 2 月においては、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間については、婚姻期間中であり、夫の国民年金の納付記録については、未納となっている。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

- 2 一方、申立期間のうち、③昭和 60 年 4 月から同年 6 月までの期間については、3 か月と短期間であり、前後の期間は国民年金保険料が納付済みとなっている。

また、申立人が昭和 60 年 7 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認できることから、過年度納付することが可能であった申立期間の国民年金保険料が未納となっているのは不自然である。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、③昭和 60 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から52年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から52年7月まで
市役所において国民年金の支払いをしたが、未納となっているのは納得ができない。
手続をした母親は、申立期間は国民年金に加入しており、保険料が納付済みである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の父親は、厚生年金保険加入期間前後に係る国民年金との切替手続を適切に行っており、国民年金加入期間について、資格取得当初の1か年を除き未納期間は存在せず、その母親も、国民年金加入期間について、資格取得当初の1か年を除き国民年金保険料をすべて納付している上、年金額を満額にするため60歳以降に任意加入していることから、申立人の両親の納付意識は高かったものと思われる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年8月ごろに払い出されており、国民年金の加入手続を行っておきながら、当該年度の国民年金保険料を納付していないのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

香川国民年金 事案 65

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 3 月

国民年金保険料納付記録の照会を行ったところ、昭和 63 年 3 月分の納付事実が確認できなかったとの回答をもらったが納付できない。

結婚後の昭和 63 年 7 月ごろ、父親の車で一緒に市役所に出向き、第 3 号被保険者手続きができていないか否かの確認を行った際に、63 年 3 月及び同年 4 月の国民年金保険料が未納であることを知り、その時、2 か月分の保険料を納付した。

なお、国民年金保険料を納付したことを証明できる資料等は残っていないが、納付したことは憶えている。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立期間については、国民年金保険料の納付時期、納付場所、納付方法などを具体的に記憶しているなど、申立内容に不合理な点は見られず、さらに、当時、同行していた申立人の父親も、申立人が市役所内の銀行で納付したことを記憶している旨証言している。

加えて、申立人は、未納であったことを指摘された昭和 63 年 3 月及び同年 4 月の国民年金保険料について、同年 4 月分は、同年 7 月に納付しており、2 か月の未納期間のうち 1 か月の保険料が未納となっていることは不自然である。

なお、63 年 4 月分は現年度納付、同年 3 月分は過年度納付となるが、市役所の窓口では、いずれの期間の納付書も発行が可能であり、また、当時、市役所内に存在した金融機関が国庫金の取扱いを行っていたことも確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

香川国民年金 事案 66

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 7 月から 37 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月から 37 年 6 月

国民年金納付記録を確認したところ、昭和 36 年 7 月から 37 年 6 月までが未納と言われたが納得できない。

私は、納付記録にあるように、国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月から国民年金保険料を納付してきた。

申立期間当時、私は、国民年金の任意加入被保険者であったが、将来を考えて加入したことを覚えている。昭和 36 年ごろだと思うが、地区で選出された役員が国民年金保険料を集金していた。金額は、当時 100 円であった。役員は、1 年交代だったので、私自身も集金を担当したことがある。

今まで、国民年金保険料を納付しなかったことは一度も無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度発足当初から国民年金へ任意加入し、申立期間を除き未納期間は無く、国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は国民年金に加入し、集金組織で集金していたことなど当時の状況等を具体的に記憶しており、納付したとする金額も申立期間の国民年金保険料額と一致するなど、申立内容に不合理な点は認められない。

さらに、当該地区では、当時、自治会による納付組織が存在していたことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

徳島国民年金 事案54

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月から50年3月まで

昭和50年1月から同年3月の間に、市役所の国民年金係の方が、国民年金の加入勧奨に来た。自宅で妻と一緒に聞いたので50年1月の結婚後であったと思う。その時に過去の国民年金保険料をすべて納めることができると説明を受け、全額を納付して国民年金に加入した。確かに納付したのに未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後初めて参加した競艇の大会で優勝し、その賞金で国民年金保険料を納めたと主張しているが、申立人から提出のあった競艇日記及びレース開催のチラシから申立人が昭和50年2月のレースで優勝して60万円を超える現金を手にしていたことが確認できる。

また、申立人の主張する昭和50年1月から同年3月ごろは、第2回目の特例納付期間であるとともに、優勝賞金としてもらった金額は、申立期間の国民年金保険料を一括納付して納付した場合の金額を大きく上回るなど、申立内容に不自然さは無い。

さらに、自宅で集金人に保険料を納付したと主張しているが、当時、市では社会保険事務所の職員と一緒に集金をしていたことが確認でき、申立人の妻も申立人が、自宅で集金人に国民年金保険料を納付した際に同席していたことを明確に記憶している。

加えて、申立期間以後、夫婦共に未納期間は無く、昭和51年度以降の国民年金加入期間32年のうち、24年は国民年金保険料を前納するなど申立人は納付意識が高かったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から48年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月から48年10月まで

私の結婚前の国民年金保険料は、母親が私と両親の分を一緒に納付しており、結婚後は、母親が私達夫婦と両親の分を一緒に地区の集金人に納付していた。

家族の国民年金の加入手続や保険料の納付はすべて母親が行っており、妻の国民年金保険料を納付していた母親が、一人息子である私の国民年金保険料を納付しないはずがない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を納付していたとされる申立人の母親は、国民年金加入期間について、すべて国民年金保険料を納付しており、申立人の父親及びその妻も、国民年金加入期間について、国民年金保険料を完納しており、納付意識は高いものと認められる。

また、申立期間当時、申立人が居住している地区に納付組織が存在し、申立人が記憶している集金人が存在していたこと、申立人は、大学卒業後は両親と同居し、家業を手伝っていたこと、及び申立人の妻は、結婚直後の昭和46年7月に、申立人の母親が国民年金の加入手続を行っていたことが確認できることから、家族全員の国民年金保険料を納付してきた母親が、一人息子である申立人の国民年金保険料を納付しないはずがないとする申立人の主張に不自然さは見られない。

さらに、申立人、その妻及び両親は、昭和48年11月に家業の事業所が厚生年金保険の適用事業所となった際に、同時に厚生年金保険に加入していることが確認でき、国民年金についても家族全員と一緒に国民年金保険

料を納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年2月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正し、48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認められることから、還付することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月から49年3月まで

昭和49年10月にテレビで国民年金保険料をさかのぼって支払うことができることを知り、市役所に納付手続きに行った。

その際、納付金額の明細書をもらい、後日市役所に行き、昭和47年2月から49年3月までの国民年金保険料を一括して支払った。

また、昭和48年度分の国民年金保険料については、父親が支払ったものであり、二重払いとなっている。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、昭和56年4月以降は、毎年、国民年金保険料を前納しているなど、納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとする時期は、第2回目の特例納付が実施されていた時期であるとともに、社会保険庁の資料において、当時、特例納付について新聞やテレビによる広報が行われていたことが確認でき、昭和49年にテレビで国民年金保険料をさかのぼって支払うことができることを知り、国民年金保険料の納付手続きを行ったとする主張は裏付けられる。

さらに、昭和49年当時、市役所には、申立人が納付手続きを行ったとする場所に銀行の出納員が配置されていたことが確認でき、市役所に入って左側の個室で女性職員に国民年金保険料を納付したとする申立人の主張が裏付けられるなど、申立人の主張は詳細かつ具体的であり、不自然な点は

見られない。

加えて、昭和 50 年 7 月に、申立人の父親が支払ったとされる申立人の 48 年度分の過年度保険料の領収書が保管されており、申立人が 49 年に一括して申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを前提にすると、48 年度分の保険料については、二重に納付されたものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められるとともに、申立期間のうち、昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正し、国民年金保険料を還付することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年7月まで

昭和35年11月に製紙会社に入社し厚生年金保険に加入したが、その当時は有期工員で身分が不安定であったため、国民年金にも加入し36年4月から国民年金保険料を納付していた。

昭和37年7月ごろに同社に継続して勤務できる見通しがついたので、市役所に行き、国民年金の資格喪失を行った。

平成12年に厚生年金保険の支給申請を行った際に、国民年金保険料が還付済みになっていることを知ったが、過去に還付を受けた記憶がなく、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が居住する市が保管している国民年金被保険者名簿及び申立人の国民年金手帳から、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことが確認できる。

一方、同市の国民年金被保険者名簿には、申立期間に係る国民年金保険料が還付された記録があるものの、社会保険庁の記録においては、申立人に国民年金保険料が還付されたことを示す関連資料が無く、国民年金保険料の還付があった場合に社会保険事務所に保管することとされている申立人の特殊台帳も保管されていない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められるとともに、申立期間の国民年金保険料は、申立人に還付されていないものと認められる。

高知国民年金 事案 40

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで

私は、昭和 36 年 5 月に夫の転勤により、夫の両親及び夫の妹との同居を始め、当時、自宅に集金に来ていた女性の集金人に勧められて国民年金に加入し、毎月 100 円の保険料を妹と一緒に集金人に支払ってきた。

しかし、申立期間において、妹の保険料は納付済みとなっているにもかかわらず、私の保険料だけが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料を完納しているとともに、申立期間当時、家族の中で国民年金に加入することのできた夫の妹も、国民年金加入期間について、国民年金保険料を完納している。

また、申立人が納付したと主張する月額 100 円の金額は、昭和 36 年 4 月から 38 年 5 月までの国民年金保険料の金額と一致している。

さらに、申立人は、申立期間当時の集金人とのやり取り及び保険料の納付方法等について、詳細かつ具体的に説明しており、その内容については、夫の妹の証言からも裏付けられることから、申立人の主張は基本的に信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる

福岡国民年金 事案 43

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月

自宅を訪れた A 市の職員から国民年金制度の説明を受け、その場で加入し、加入後に保険料の未納は無い。加入当時には娘も立ち会っており、夫は既に亡くなっていたために、強制加入の被保険者であったと認識している。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 1 か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、昭和 38 年 7 月 15 日に国民年金手帳記号番号の払出しを受けて、60 歳になった時点で国民年金の受給資格である加入期間 10 年を満たすため、任意加入被保険者資格を 37 年 3 月 1 日にさかのぼって取得したものと推測され、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 38 年 7 月において、37 年 3 月から 38 年 3 月までは国民年金保険料を過年度納付できる期間であり、資格取得時期を 37 年 3 月としたことから、申立期間の国民年金保険料を納付しなかったとすることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福岡国民年金 事案 44

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から同年12月までの期間及び43年4月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から同年12月まで
② 昭和43年4月から47年3月まで

夫が、昭和47年の特例納付期間中に、結婚前の私の国民年金保険料未納分を自分の分と一緒に払ってくれた。夫の分は納付済みになっているのに、私の分が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和42年2月以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の夫は、昭和40年4月からは、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の夫は、当時の社会保険事務所職員から未納部分の納付を促すための来訪を受け、その後、市役所内に派遣されていた社会保険事務所職員に夫婦の未納部分保険料の計算をしてもらい、後日、市役所内の金融機関で支払ったとしているが、申立人の主張する当時の状況が確認され、その申立内容に不自然さはみられない。

さらに、申立人及びその夫の年金手帳には、第1回目の特例納付期間内である昭和47年4月の割印があることから、同月に申立人が市役所を訪れたことが確認できるとともに、申立期間について、夫の保険料は納付済みになっていることや、納付金額についても未納分を特例納付と過年度納付で一括納付した場合の金額とほぼ一致することが確認できる。

加えて、申立人に係る社会保険庁の被保険者記録では、昭和43年1月から同年3月まで納付済みとなっているが、申立人の年金手帳に検認印は押され

ておらず、また、申立期間の一部である42年4月から同年6月までについては、42年7月7日に納付したことを示すA市の検認印が年金手帳に押してあるなど、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福岡国民年金 事案 45

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から43年3月まで

A区に在住していた昭和40年代の終わりごろ、国民年金保険料の特例納付を行った記憶がある。

60歳になるときに区役所に年金金額の相談に行った時に、65歳から満額の年金がもらえると言われていたのに、未納期間があるとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

申立人が保険料の特例納付を行ったとする昭和40年代後半の時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日や、申立人の主張する納付金額からみて、第1回特例納付実施期間であると推察され、払出日の時点で、過年度納付では納付ができず、特例納付でなければ納付できない部分が納付済みとされていることから、申立人が払出日とほぼ同時期に、特例納付で保険料を支払ったと推認される。

また、申立人は60歳になるときに区役所において、65歳からの年金受給金額の確認をしており、担当者から提示されたとする金額は、当時の65歳からの年金受給金額の満額に相当する金額であったとしている。

さらに、昭和49年4月から同年12月までの期間について、申立人が当時居住していた市役所の国民年金被保険者名簿では納付済みとされており、かつ、領収書を提出していたにもかかわらず、社会保険事務所において納付記録の訂正を受けられず、申立後に納付記録の訂正を受けるなど、行政側の台帳管理について不適切な取扱いがあったことが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福岡国民年金 事案 46

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月

昭和59年4月の国民年金保険料が未納とされているが、当時は地区の隣組長が各戸を回って、国民年金保険料、国民健康保険料等を集金し、まとめて役場に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は1か月と短期間である。

また、申立期間当時、申立人の居住する地区においては、隣組長が国民年金保険料、国民健康保険料等を各戸から集金し、毎月25日に役場にまとめて納付していたことが確認できる。

さらに、国民年金保険料の納付日が確認できる昭和56年9月から58年3月までの期間及び平成11年7月から14年4月までの期間については、すべて期限内に国民年金保険料が納付されていることが確認でき、申立人の納付意識は高かったものと思われる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

佐賀国民年金 事案 43

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年1月から48年3月までの期間及び48年10月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の趣旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から50年3月まで

社会保険庁の記録では、昭和40年1月から50年3月までの期間の国民年金保険料が未納となっているが、国民年金の特例納付制度があることを知り、夫婦で国民年金の加入の手続きを行い、二人で合計30万円近い金額を納めたことを憶えている。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年12月にその夫と連番で払い出されており、夫は申立期間について、特例納付及び過年度納付により、制度上納付できない6か月（昭和48年4月から同年9月までの期間）を除き国民年金保険料を完納している。

また、申立人及びその夫が国民年金の加入手続きをした時点における未納期間の保険料額（制度上納付できない期間を除く。）は、申立金額とほぼ一致しているとともに、一緒に特例納付を行ったと主張している夫は、昭和50年12月29日に特例納付をしていることが確認でき、申立人のみ未納となっているのは不自然である。

さらに、申立人は、国民年金加入後は口座振替により夫婦二人分の保険料を納付していたと主張しているが、市町村被保険者名簿の夫婦の納付状況欄に、「昭和53年10月口座」と記入されていることから、口座振替をしていたことが推認され、夫婦一緒に保険料を納付してきたという申立人の

主張は信用できる。

加えて、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間については、国民年金保険料をすべて納付している。

一方、昭和 50 年 12 月以前に別の国民年金手帳記号番号が申立人に払い出されたことをうかがわせる事情は無く、申立期間のうち 48 年 4 月から同年 10 月までの国民年金保険料については、時効により納付できない期間であり、また、第 2 回目の特例納付の対象期間は、48 年 3 月までであることから、当該期間は、制度上特例納付ができない期間である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 40 年 1 月から 48 年 3 月までの期間及び 48 年 10 月から 50 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大分国民年金 事案 26

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月及び同年5月

私は、結婚して以降、夫と一緒に二人分の国民年金保険料を納付してきた。夫の分は納付済みとなっているのに、私の分だけ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、2か月と短期間であるとともに、申立人の夫については、申立期間の国民年金保険料が納付済みとなっている。

また、申立人及びその夫は、平成7年9月に結婚して以降、結婚前の未納期間を含めて国民年金保険料を納付しているが、5年12月から10年3月までの国民年金加入期間について、申立期間、申立人の厚生年金保険加入期間及び夫婦共に未納となっている期間を除き、夫婦で同一日又は同一月に同一月数分の保険料を納付していることが確認できることから、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと考えられ、申立期間について、申立人のみが未納となっているのは不自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大分国民年金 事案 27

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、追納していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月まで

私は、申立期間について、国民年金保険料の納付が困難であったため、免除申請をしたが、期限内に追納したはずであり、申請免除のままとされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、昭和 44 年 4 月から 49 年 3 月までの免除期間及び 59 年 4 月から 60 年 3 月までの免除期間の国民年金保険料をすべて追納していることが確認でき、申立人の納付意識が高かったことがうかがわれる。

さらに、申立人は、期限内に国民年金保険料を追納する資力は十分あったと申し立てており、申立期間のみ追納していないのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を追納していたものと認められる。

大分国民年金 事案 28

第1 委員会の結論

申立人の平成7年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月

平成7年3月の国民年金保険料が未納とされているが、私は、当時、国民年金保険料を町役場、銀行、郵便局などで納付していた。また、納付できない時は、免除申請手続きを行い、その後、追納している。国民年金、厚生年金保険の切替手続きを適切に行ってきたので、この月の保険料だけ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、1か月と短期間であり、国民年金への加入手続きを初めて行った平成6年5月以降の国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料について納付済み又は免除となっており、未納期間は存在しない。

また、申立人は、申立期間前後に、厚生年金保険と国民年金の切替手続きを5回行っているが、いずれも適切に手続きを行っている。

さらに、申立人は、申請免除が承認された期間の国民年金保険料を期限内に順次追納しており、納付意識が高いことがうかがわれる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

宮崎国民年金 事案 45

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年1月から同年12月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年1月から同年12月まで

私は、この期間、定額保険料と付加保険料を納付しており、夫の源泉徴収票に、私の国民年金の定額保険料に付加保険料を加えた金額が記載されている。社会保険事務所の記録では、定額保険料のみの納付となっており、付加保険料が未納となっていることは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している申立人の夫の昭和60年分の給与所得の源泉徴収票では、社会保険料金等の申告による控除分の欄に、申立人の当該年で算定される国民年金の定額保険料に付加保険料を加えた金額と同一額が記載されている。

また、申立人は、国民年金加入後、第3号被保険者期間を除き、申立期間を含め定額保険料を完納しているとともに、納付日の記録が残っている昭和59年度及び60年度を見ると、ほぼ月末までに保険料を納付しているなど、納付意識は高かったものと思われる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金付加保険料を納付していたものと認められる。

宮崎国民年金 事案 46

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年7月から53年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年7月から53年3月まで

私は、昭和50年12月、国民年金の任意加入の手続を行い、同時に付加保険料納付の申出を行った。その後、61年4月まで市役所窓口又は銀行窓口で国民年金保険料及び付加保険料を納付したと記憶している。申立期間のうち昭和51年7月から52年3月までの期間が社会保険庁の記録で未納とされていること、及び申立期間のすべてが付加保険料未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

市役所に保管されている申立人の国民年金被保険者名簿には、申立人が、昭和50年12月15日、国民年金に任意加入する手続を行い、同時に付加保険料納付の申出をしたことを示す記載があるが、付加保険料納付を停止したとする記載は見当たらない。

また、申立期間のうち、昭和52年4月から53年3月までの期間については、国民年金保険料が現年度納付されているにもかかわらず、付加保険料だけが未納とされているが、市役所から送付される納付書には、納付する定額保険料額及び付加保険料額が併せて記載されていたはずであるにもかかわらず、付加保険料だけが未納とされているのは不自然である。

さらに、特殊台帳及び市役所の国民年金被保険者名簿では、申立期間直前の昭和51年4月から同年6月までの期間は、国民年金保険料が納付済みと記載されているが、社会保険庁のオンライン記録では未納とされており、

今回の申立てにより訂正されるなど、適切な事務処理が行われていなかったことが認められる。

加えて、申立人の夫の厚生年金保険の標準報酬の記録から、申立人の国民年金保険料及び付加保険料を納付するだけの資力は十分にあったものと推認される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

宮崎国民年金 事案 47

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年11月から39年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月から39年1月まで

私は、昭和39年2月に結婚したが、結婚前の期間、家庭の事情で国民年金保険料を納付できなかった。しかし、50年12月に市役所において任意加入の手続きを行い、同時に結婚前の未納期間を特例納付したはずである。社会保険庁の記録で未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、昭和50年12月26日にA市役所において国民年金に任意加入する手続きを行い、同日に50年12月から51年3月までの国民年金保険料を納付したことは、申立人の国民年金手帳、領収証及び同市役所に保管されていた国民年金被保険者名簿から確認でき、当時は2回目の特例納付が実施されていた時期である。

また、申立人が国民年金の加入手続き時に市役所で受け取ったとする封筒には、申立人が備忘のために特例納付した期間及び金額を記載したメモがあり、記載されている納付期間及び金額はおおむね妥当である上、封筒の形状は当時のものであると認められる。

さらに、申立人が特例納付した国民年金保険料は、申立人の夫の賞与から納付したとのことであるが、当時夫が支給された賞与から十分納付できる金額であることが確認できるとともに、申立人は、任意加入して以降の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

宮崎国民年金 事案 48

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年4月から49年3月まで

私は、夫とともに自営業を営んでいたが、収入がほとんど無かったため、昭和48年度は免除申請を行った。今回、年金記録確認を行ったところ、夫のみが免除され、私は免除されていなかった。

夫婦同時に免除申請を行ったはずであり、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫と共に自営業を営んでおり、生計を同一にしていたものであり、世帯収入がほとんど無い状態であったと申し立てていることから、夫婦一緒に免除されていたものと考えられ、申立期間について、夫のみが免除となっているのは不自然である。

また、申立人及びその夫は、昭和49年3月27日にA市からB町に転入しており、夫の免除の記録がB町の被保険者名簿のみに記載されていること及び申立人の国民年金加入手続がB町で行われていることから、B町に転入した際に、夫婦で48年度分の免除申請を行ったと考えるのが合理的である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る国民年金保険料は免除されていたものと認められる。

沖縄国民年金 事案 27

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から42年3月まで

国民年金の被保険者期間の保険料は、すべて納付してきたので免除にされているはずはない。沖縄特例期間の年金保険料は、分割納付にしてすべて納めた。途中1年分の国民年金保険料だけ納めてないというのはあり得ず、免除とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、沖縄特例期間8年度分（8回分割納付）の国民年金保険料を、申立期間を除き、昭和63年度から平成2年度までの間に、現年度分の国民年金保険料を納付しながら納付しているとともに、納付日の確認できる昭和60年4月から平成14年7月までの期間については、すべて納期限内に納付されていることが確認できるなど、国民年金保険料の納付意識は高かったものと思われる。

さらに、当時、申立人及び同居の家族（母、兄、兄嫁）全員が就労していた上、軍用地料の収入もあったことから、特例納付が優に行える経済状況であったことが推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成3年7月から同年9月までは44万円、同年10月から4年12月までは47万円、6年7月から7年1月までは32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年7月1日から5年1月26日まで
② 平成6年7月1日から7年2月21日まで

社会保険事務所の被保険者記録では、①A社に勤務していた平成3年7月1日から5年1月26日までの標準報酬月額が著しく低い金額であった。給与支払明細書もあるので調査してほしい。また、②B社に勤務していた6年7月1日から7年2月21日までの標準報酬月額も著しく低い金額であり、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

①の期間については、給与支払明細書から、申立人は平成3年7月から同年9月までは44万円、同年10月から4年12月までは47万円の標準報酬月額に相当する保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録においては、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額を申立人が主張する平成3年7月から同年9月までは44万円、同年10月から4年12月までは47万円と記録していたところ、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（平成5年2月28日）の後の同年3月8日付けで、3年7月1日に遡及して標準報酬月額を8万円に引き下げている。

②の期間については、B社の社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録においては、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額を申立人が主張する32万円と記録していたところ、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（平成7年6月2日）の後の同年7月26日付けで、6年7月1日から同年10月31日までの標準報酬月額を8万円、同年11月1日から7年2月21日までの標準

報酬月額を9万2,000円に^{そきゅう}遡及して引き下げている。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由はなく、①及び②の期間のいずれにおいても標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成3年7月から同年9月までは44万円、同年10月から4年12月までは47万円、6年7月から7年1月までは32万円と訂正することが必要と認められる。

厚生年金 事案 87

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格取得日に係る記録を昭和51年6月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年6月15日から同年10月21日まで
年金記録を確認したところ、昭和51年6月15日にA社本社で資格喪失し、同年10月21日に同社B営業所で資格取得したこととなっているが、その間も同社B営業所に在籍していた。保険料控除の事実が確認できる給与明細書、辞令があるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書、在籍証明書及び雇用保険の記録により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和51年6月15日に同社本社から同社B営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書上の保険料控除額から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、保険料の支払台帳があるとの理由から、納付したと主張するが、この台帳は、同社の各営業所の社会保険料の総額を記載した資料であり、当該資料から申立人に係る申立期間の保険料納付を確認することはできず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

厚生年金 事案 88

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。以下同じ。）における資格喪失日に係る記録を昭和51年4月9日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年10月21日から51年4月9日まで

社会保険庁の記録では、昭和50年10月21日A社で資格喪失、51年4月9日にC社で資格取得となっているが、両社は同一グループであり、当時の同僚に確認したところ、皆連続して加入しており、未加入期間は無いとのことだった。自分だけが未加入期間があるとは考えられないことから、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、給与支払証明書及び在職証明書により、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社からC社への異動日については、雇用保険の記録から昭和51年4月9日と考えられることから、A社における資格喪失日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所の記録から14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

厚生年金 事案 89

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。以下同じ。）C出張所における資格喪失日に係る記録を昭和34年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月30日から同年5月1日まで

申立期間について照会したところ、資格喪失日が昭和34年4月30日となっていた。32年4月から退職するまで勤務しており、それまで会社を辞めたことはない。事業主が保管している名簿があるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主保管の名簿及び雇用保険の記録により、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和34年5月1日に同社C出張所から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和34年3月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、現在の給与事務は源泉控除すべき保険料と納入告知書を照合し、納入漏れの無いように事務処理を行っており、当時も同じような手順で行っていたものと思われるから納付したと主張するが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無く、事業主が資格喪失日を昭和34年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生年金 事案 90

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。以下同じ。）C工場における資格喪失日に係る記録を昭和42年9月1日に、D社における資格取得日に係る記録を45年9月19日に訂正し、42年8月の標準報酬月額を2万2,000円、45年9月の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、A社が申立人に係る①の期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。また、D社は、申立人に係る②の期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年8月27日から同年9月1日まで
② 昭和45年9月19日から同年10月1日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、転勤した際の記録が1か月ずつ欠落しているとの回答を得た。

在職証明書があるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

在職証明書、経歴台帳及び辞令により、申立人がA社及び関連会社であるD社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、①の期間については、経歴台帳及び辞令には昭和42年9月1日にA社C工場から同社E工場へ異動した記録があることから、同社C工場における資格喪失日を同日とすることが妥当である。また、②の期間については、経歴台帳及び辞令には45年9月18日に同社E工場からD社へ出向した記録があるが、雇用保険の記録では、A社E工場を同日に離職していること、また、社会保険事務所の記録では、同工場における資格喪失日は同年9月19日となっていることから、D社における資格取得日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和42年7月及び45年10月

の社会保険事務所の記録から、①の期間の標準報酬月額については2万2,000円、②の期間の標準報酬月額については5万2,000円とすることが妥当である。

なお、①の期間において、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、社会保険事務所からの納入告知書と源泉控除した保険料の照合を行った上で納付を行っていることから、保険料を納付したと主張するが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、①の期間について、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、②の期間において、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、D社は保険料を納付したかについては不明としているが、雇用保険及び厚生年金保険の記録における資格取得日がともに昭和45年10月1日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ日を記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生年金 事案 91

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和44年11月から45年7月までの期間について、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額に相当する報酬月額を届け出ていたが、社会保険事務所が誤った標準報酬月額の改定を行ったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を9万2,000円に訂正する必要がある。

また、申立人は、昭和47年8月及び同年9月について、その主張する標準報酬月額（13万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を13万4,000円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立人に係る昭和47年8月及び同年9月の当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年11月1日から45年8月1日まで
② 昭和47年8月1日から同年10月1日まで

社会保険事務所の記録では、①の期間の標準報酬月額は7万2,000円、②の期間の標準報酬月額は12万6,000円となっているが、給与明細書により、①の期間は9万2,000円の標準報酬月額、②の期間は13万4,000円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（①の期間は9万2,000円、②の期間は13万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

①の期間については、昭和44年10月までは、申立人の標準報酬月額は最高等級である6万円であったところ、同年12月に厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）が施行され、同年11月にさかのぼって標準報酬月額の最高等級が6万円から10万円に引き上げられた

ことを受け、社会保険事務所の職権により標準報酬月額が改定が行われたものであるが、最高等級が6万円の時点で事業主が届け出た厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届について、44年11月以降の標準報酬月額で9万2,000円の等級に相当する報酬月額を7万2,000円の等級に相当する報酬月額として届け出たとは考え難いことから、事業主は厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届において正しい報酬月額を届け出たにもかかわらず、社会保険事務所が職権により標準報酬月額の改定を行った際に、誤った改定を行ったものと認められる。

また、申立人の②の期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、給与明細書により、申立人が主張する標準報酬月額相当の保険料控除を行っていることが明らかであることから、保険料を納付したと主張するが、当該理由からは、事業主による保険料納付を確認することはできない。

さらに、申立人の標準報酬月額については、昭和47年8月に12万6,000円から最高等級である13万4,000円への1等級の月額変更が行われなければならなかったところ、社会保険事務所の記録では、同年10月に改定が行われており、定時決定が行われたと考えられるが、事業主が同年8月に厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれをもって定時決定を行うとは考え難い。加えて、申立人と資格取得日が同じであり、同年に標準報酬月額が12万6,000円から13万4,000円に改定されている他の被保険者についても定時決定が行われていることから、事業主が厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生年金 事案 92

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 9 月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社における資格喪失日に係る記録を同年 10 月 1 日に訂正し、同年 9 月の標準報酬月額を 14 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和 52 年 9 月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 9 月 30 日から同年 11 月 1 日まで
年金加入記録のお知らせには、A 社における資格の喪失日が昭和 52 年 9 月 30 日となっていた。給料明細書では、同年 10 月まで厚生年金保険料が控除されているので、被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給料明細書により、申立人は、A 社に昭和 52 年 4 月 1 日から継続して勤務し、申立期間のうち昭和 52 年 9 月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち、昭和 52 年 9 月の標準報酬月額については、給料明細書及び同年 8 月の社会保険事務所の記録から、14 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、厚生年金保険の記録における資格喪失日が雇用保険の記録における離職日の翌日の昭和 52 年 9 月 30 日となっており、離職日は同じであることから公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って記録したとは考え難く、さらに、事業主が保存していた、申立人の申立期間に係る厚生年金保険健康保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が同年 9 月 30 日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同

年9月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間のうち同年9月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和52年10月については、給料明細書及び雇用保険の記録からはA社における勤務実態を確認することができないため、同社における厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和23年7月15日までA社及びB社に継続して勤務していたことが認められ、かつ、事業主（B社）は、申立人が昭和23年7月16日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人に係る資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和23年6月までの標準報酬月額については、22年1月から同年5月までを480円、同年6月から23年6月までを600円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年1月5日から25年8月まで

社会保険事務所の記録では、A社に係る厚生年金保険の加入期間が、昭和19年7月16日から22年1月5日までとなっている。同社による23年5月1日付けの勤続3年の表彰状と25年8月26日と記載のある仕事現場の写真があるので、25年8月26日までを被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社による勤続3年の表彰状及びB社の人事記録から、申立人は、申立期間のうち、昭和23年7月15日までA社及びB社（B社は、同年6月1日にA社の分社化により設立）に継続して勤務していたことが認められる。

また、社会保険事務所のオンライン記録では、申立人は、A社において昭和22年1月5日に資格を喪失している。しかしながら、社会保険事務所のA社に係る厚生年金保険の被保険者名簿（以下「A社名簿」という。）における申立人の記録をみると、資格喪失日欄には、資格喪失日ではなく、A社名簿を新たに更新した名簿（以下「更新名簿」という。）の記号番号が記載されており、「標準報酬等級及適用年月日欄」（以下「標準報酬欄」という。）には、「22.

1.5」と朱書きされている。さらに、更新名簿の申立人に係る資格喪失日欄においても、資格喪失日の記載は無い。

一方、A社名簿には、申立人と同様に資格喪失日欄に更新名簿の記号番号が記載され、標準報酬欄に「19.8.15」（朱書き）との記載がされている同僚がおり、当該同僚については、更新名簿の資格喪失日欄に「21.12.2」との記載がある。

このため、社会保険事務所のオンライン記録上で、申立人がA社において昭和22年1月5日に資格を喪失したと記録されているのは、A社名簿では、他の被保険者の資格喪失日欄の資格喪失日は朱書きであるが、申立人の資格喪失日欄は朱書きでなく、標準報酬欄の「22.1.5」が朱書きであること、また、A社名簿及び更新名簿に申立人の資格喪失日の記載が無いことから、社会保険事務所が、標準報酬欄の「22.1.5」を誤って資格喪失日として記録したものと考えられる。

このほか、B社の人事記録において申立人の退職日と近い昭和23年7月10日に退職したとされている同僚の資格喪失日については、社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険の被保険者名簿及びオンライン記録においても同日と記録されていることから、同社は、当該同僚が同日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったものと推測される。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、昭和23年7月16日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を、事業主（B社）が、社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、同僚6名の記録から、昭和23年6月までの標準報酬月額については、22年1月から同年5月までを480円、同年6月から23年6月までを600円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和23年7月から25年8月までについては、申立人は、B社の人事記録に23年7月15日に退職したと記録されていることから、当該期間につき同社に勤務していたものとは考えられず、同社における厚生年金保険被保険者と認めることはできない。

旭川厚生年金 事案 6

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと、申立てに係る事業所は、平成 9 年 3 月 1 日に適用事業所として適用されたこと、及び同日に申立人に係る厚生年金保険被保険者資格を取得し、また、10 年 1 月 1 日に資格を喪失した旨の届出を行ったことが認められることから、当該事業所の適用年月日、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額は、32 万円とすることが妥当である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 3 月 1 日から 10 年 1 月 1 日まで

申立期間の平成 9 年 3 月より厚生年金保険に加入して事業主からも給与から保険料を控除されていたが、事業所の適用が取り消されたということで、未加入期間となっているのは納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

給与支払明細書及び雇用保険の記録から、申立てに係る事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

社会保険庁の記録では、当該事業所は平成 9 年 3 月 1 日に新規事業所として適用され、同日に申立人の資格取得に係る届出を行ったことが認められる。その後、同年 10 月に標準報酬月額の定時決定が行われ、同年 11 月 7 日に当該事業所の新規適用がさかのぼって取り消され、同時に申立人に係る被保険者資格の取消しが行われている。このような処理を行う合理的な理由は見当たらず、社会保険事務所において事実と反する処理が行われたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、当該事業所の新規適用の取消し及び申立人に資格取得の取消しは有効なものとは認められず、事業所の新規適用年

月日及び申立人の資格取得日は当初の記録どおりであること、また、資格喪失日は、給与支払明細書から確認できる平成 10 年 1 月 1 日であることが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の記録及び給与支払明細書の保険料控除額から、32 万円とすることが妥当である。

福島厚生年金 事案5

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和29年9月1日から30年4月19日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主は29年9月1日に船員保険被保険者の資格を申立人が取得し、30年4月20日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に行っていたと認められることから、当該期間に係る船員保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、昭和29年9月から30年3月までの標準報酬月額は1万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年8月
② 昭和29年8月から同年11月まで
③ 昭和30年8月

当時の給与明細等参考となるものは無いが、A丸（申立期間①）の加入年月日は昭和28年9月でなく28年8月からであり、B丸（申立期間②及び③）は29年8月から同年11月までであり、昭和30年9月からでなく30年8月から乗船していたので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した船員手帳の乗船記録には、A丸（申立期間①）に昭和28年9月1日雇入され、同年12月18日雇止の記録がある。また、B丸（申立期間②及び③）に29年9月9日雇入され、30年4月4日雇止との記録があるだけでほかの記録は無い。

一方、社会保険事務所の船員保険被保険者名簿によれば、申立期間③については、昭和30年9月からB丸に乗船した申立人（C氏）の氏名の一部の文字が誤ってD氏と記載されており、また、申立期間②については、D氏と同姓同名のE氏が昭和29年9月1日から30年4月19日まで被保険者と記載されている。

しかし、D氏の生年月日は申立人と一致し申立人の記録であると考えられるものの、E氏の生年月日は申立人の生年月日と大きくかけ離れているが、被保険者名簿のE氏の生年月日と同名簿上段の人物の生年月日は非常に似通っている記録となっている。このことについて申立人に聴取したところ、昭和29年のB丸に乗船した時、同姓同名の船員はいなかったと証言しており、また、E氏の被保険者記録は、社会保険庁で持ち主が無く統合されていない記録でもあり、申立人の被保険者記録が適正に管理されていなかったと考えられる。なお、申立人の申立期間②と船員手帳の雇止期間が相違していることについて申立人に確認したところ、記憶違いであったと話している。

また、申立人は、申立期間①及び②について、それぞれ漁の準備のため8月から乗船していたと申し立てているが、船員手帳に記載がある雇入年月は船員保険被保険者名簿の資格取得年月と同一であり、さらに、船長と申立人の資格取得年月日は同じで、申立人も船長より先に乗船することはなかったと証言していることから、昭和28年8月及び29年8月が未加入であったと推認できる。加えて、申立期間③について、上述のとおり氏名が誤って記載されたD氏の船員被保険者名簿によれば、申立人は30年8月からではなく同年9月から乗船していたものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、昭和29年9月1日に船員保険被保険者の資格を取得し、30年4月20日に喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、昭和29年9月から30年3月までの標準報酬月額については社会保険庁の記録等により1万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年5月から45年7月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主は、45年8月31日に厚生年金保険被保険者の資格を申立人が喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和42年5月から45年7月までの標準報酬月額については、42年5月から同年9月までを2万2000円、同年10月から43年4月までを2万4000円、43年5月から44年9月までを2万8000円、同年10月から45年7月までを3万3000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年5月2日から46年5月30日まで

私は、昭和42年5月2日にA株式会社に入社し46年5月まで同社に勤務していたが、社会保険庁の回答はA株式会社の厚生年金保険被保険者期間は1か月だけになっている。

申立期間について被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

今回の調査により、社会保険庁が保管する被保険者原票が新旧の2つあることが判明した。基となった原票によると申立期間のうち昭和42年5月2日に被保険者資格を取得し、45年8月31日に被保険者資格を喪失したことが確認できる。社会保険庁のオンラインデータでは、被保険者資格の喪失日が42年5月31日と記録されており、これは社会保険事務所においてデータ入力する際に資格取得の際の受理年月日を誤って資格喪失年月日として入力したものである。

また、雇用保険の被保険者資格は、昭和42年5月2日から45年8月31日までとなっていることから、申立人は当該期間にA株式会社に継続

勤務していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和 45 年 8 月 31 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、昭和 42 年 5 月から 45 年 7 月までの標準報酬月額については、申立人の被保険者の記録により、42 年 5 月から同年 9 月までを 2 万 2000 円、同年 10 月から 43 年 4 月までを 2 万 4000 円、同年 5 月から 44 年 9 月までを 2 万 8000 円、同年 10 月から 45 年 7 月までを 3 万 3000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 45 年 8 月 31 日から 46 年 5 月 30 日までの期間については、社会保険事務所が保管する被保険者原票の記録等関連する資料により当該事業所に勤務していたとは認められないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 21

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA研究所における資格取得日に係る記録を昭和39年8月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年8月16日から同年9月5日まで

A研究所における厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、昭和39年9月5日に資格取得となっているが、実際には、8月16日付けでのB研究所からC研究所への転勤であり、未加入期間があるのはおかしい。当該期間を被保険者期間として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書、人事記録、雇用保険の記録により、申立人が申立てに係る事業所に継続して勤務し（昭和39年8月16日にB研究所からC研究所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、資格得喪時の社会保険庁の記録及び給与明細書の基本給3万9,000円から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書における資格取得日が昭和39年9月5日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険

料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

埼玉厚生年金 事案 22

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を平成7年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月26日から同年3月1日まで

社会保険庁の記録では、株式会社Aに平成7年2月25日までの在籍となっていたが、実際には、同年2月末まで勤務していた記憶がある。7年2月までの給与明細書が残っており、保険料が控除されているので被保険者期間が1か月漏れているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた株式会社Aでは、申立人が平成7年2月28日まで勤務したかは不明であるが、残務整理のため勤務した可能性もあると証言しており、また、賃金支払日が毎月末日であることから、申立人は同年2月28日まで同社に勤務していたと考えられる。

さらに、株式会社Aは給与から厚生年金保険料を当月に控除しているため、申立人が所持する平成7年2月の給与明細書及び同社の賃金台帳により、申立人は、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成7年1月の社会保険事務所の記録及び申立人の給与明細書から28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Aは、申立てどおりの届出は行わず保険料は納付したと主張するが、同社が納付した平成7年2月の全従業員の保険料は、同年1月の全従業員の保険料よりも申立人の保険料の金額だけ減額となっていることが確認できたことから、事業主が平成7年2月26日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後

に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B支店における資格取得日に係る記録を昭和31年10月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年10月15日から同年11月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険加入記録について照会したところ、上記申立期間の記録が確認できなかったとの回答を得た。提出した在職証明書のとおり、当該期間は、A株式会社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録並びに申立てに係る事業所の人事記録及び在職証明書により、申立人がA株式会社に継続して勤務し（昭和31年10月15日に同社C本店からB支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A株式会社B支店における社会保険事務所の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立てに係る事業所に資料が保存されておらず、これを確認できる関連資料は無いものの、事業主は、厚生年金保険被保険者資格取得届の記載を誤ったとしていることから、事業主が昭和31年11月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月分の保険料の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

千葉厚生年金 事案 10

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を昭和51年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年2月29日から同年3月1日まで

昭和51年3月1日に出向先の株式会社AからB株式会社本社に異動したが、厚生年金保険の記録を確認したところ、同年2月29日に株式会社Aにおいて資格喪失、同年3月1日にB株式会社において資格取得とされている。29年4月1日にB株式会社に入社以来、59年8月31日まで継続して勤務していたので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

人事記録及び雇用保険の記録により、申立人がB株式会社（当時）に継続して勤務し（昭和51年3月1日に株式会社AからB株式会社（当時）本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、株式会社Aにおける社会保険事務所の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないとしており、また、社会保険事務所の被保険者原票における資格喪失日が昭和51年2月29日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る51年2月分の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA商工会における資格喪失日に係る記録を昭和62年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年10月31日から同年11月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、昭和62年10月31日で資格喪失しているとの回答をもらった。A商工会には62年10月31日まで勤務していたので、資格喪失日を同年11月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A商工会からの回答文書により、申立人が昭和62年10月31日まで継続して勤務し（昭和62年11月1日にB商工会連合会へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A商工会に係る社会保険事務所の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、確認できる関連資料及び周辺事情は無いものの、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載を誤ったとしていることから、事業主が昭和62年10月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 59

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における平成15年12月の標準賞与額を80万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月25日

社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、平成15年12月25日に支給された賞与について記録が無いとの回答をもらった。この時の明細書は無いが、同年7月の明細書は保存している。給与振込額は同額であり、保険料は控除されていたはずであるので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の事業主が保存している平成15年12月25日支給の賞与明細書によれば、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準賞与額については、申立期間の賞与明細書から80万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、平成15年12月期の賞与に係る保険料の社会保険事務所からの請求は来なかったと証言しており、当該賞与支払届は提出していなかったことを認めている。その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月期の賞与保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

山梨厚生年金 事案 5

第 1 委員会の結論

申立人が申立期間に勤務していたとする株式会社A（現在は、株式会社B。以下同じ。）は、申立期間当時、社会保険事務所の記録では厚生年金保険の適用事業所となっていないが、適用事業所の要件を満たしていたと認められるところ、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を同社により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同社における資格取得日に係る記録を昭和 48 年 9 月 29 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 8 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 9 月 29 日から 48 年 12 月 1 日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

保険料控除の事実が確認できる給与明細書があるので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

給与明細書、C 企業年金基金及び D 健康保険組合の加入記録により、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和 48 年 9 月 29 日に E 株式会社から株式会社 A に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書及び当時の厚生年金基金の加入員資格取得届から、8 万 6,000 円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、株式会社 A は、申立期間後の昭和 48 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間については、適用事業所としての記録がない。しかし、当時の厚生年金基金の加入員資格取得届から、同社は、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要

件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

長野厚生年金 事案 7

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得に係る記録を昭和30年4月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月15日から同年5月1日まで

昭和29年4月から平成10年3月までA社に勤務していた。しかし、同社本社から同社B支店へ転勤した昭和30年4月が厚生年金保険に加入していないことになっている。

同一会社内での転勤であり、資格は継続していると思っているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の職員票、雇用保険被保険者記録及び申立人の申立てにより、A社に継続して勤務し（昭和30年4月15日に同社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和30年5月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、C健康保険組合及び厚生年金保険の記録における資格喪失日が昭和30年4月15日となっており、健康保険組合及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格喪失日と記録したとは考え難いため、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間のうち同年4月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

長野厚生年金 事案 8

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得に係る記録を昭和46年2月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否か明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月20日から同年3月10日まで

昭和35年3月にA社に入社し、46年2月に同社C工場からB工場に配属になったが、転勤期間の同年2月の1か月間は厚生年金保険に加入していないことになっている。この間、A社に勤めていたことが確認できる在籍証明書を会社からもらっているため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の在籍証明書及び雇用保険の加入記録により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和46年2月20日に同社C工場から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B工場における社会保険事務所の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社では、「当時の関係資料は保存期限を経過して既に廃棄しているが納付していると認識している」と説明するが、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

愛知厚生年金 事案2

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和62年12月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年11月16日から同年12月16日まで
社会保険事務所の記録では、A社における厚生年金保険の資格喪失日が昭和62年11月16日となっているが、退職したのは同年12月15日であり、資格喪失日は同年12月16日となるはずである。雇用保険受給資格者証では、離職年月日は同年12月15日となっているので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

人事記録及び雇用保険の記録により、申立人がA社に昭和62年12月15日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和62年10月の社会保険事務所の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

愛知厚生年金 事案3

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成3年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月30日から同年5月1日まで

社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録では、平成3年4月30日資格喪失となっているが、同日に退職しており、資格喪失日は同年5月1日となるはずである。平成2年3月から同年12月までの分についての給料明細書の控えを提出するので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務証明書及び雇用保険の記録により、申立人は、A社に平成3年5月1日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成2年10月の社会保険事務所の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないとしており、また、当該事業所で保管されていた厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が社会保険事務所の記録上の資格喪失日と同じ平成3年4月30日であることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、そ

の後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

大阪厚生年金 事案 21

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主は、申立人が主張する昭和41年7月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については昭和38年7月から同年9月までは1万8,000円、同年10月から39年9月までは2万円、同年10月から40年9月までは2万2,000円、同年10月から41年6月までは2万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年7月31日から41年7月1日まで

私は、昭和34年3月2日から41年6月30日までA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたが、社会保険庁の記録では38年7月31日に資格喪失したことになる。

A社が保管している被保険者資格喪失確認通知書でも資格喪失日が昭和41年7月1日となっているので、資格喪失日を41年7月1日に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における厚生年金保険加入の有無については、A社が保有していた「被保険者資格喪失確認通知書」において昭和41年7月1日付け喪失の届出がなされていることが確認できる。また、昭和38年7月中に資格を喪失した同社の社員全員の「被保険者資格喪失確認通知書」を確認したところ、申立人の名前は見当たらなかった。

さらに、申立人の離職年月日については、雇用保険加入記録においても昭和41年6月30日となっており、A社の人事記録からも、同様の事実が確認できる。

以上の事実から、事業主は申立人について昭和 41 年 6 月 30 日付け退職の事実に基づき、同年 7 月 1 日付け喪失の届出を行っており、社会保険事務所における事務手続誤りがあったと推認できる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同期入社した同僚（女性）の記録から、昭和 38 年 7 月から同年 9 月までは 1 万 8,000 円、同年 10 月から 39 年 9 月までは 2 万円、同年 10 月から 40 年 9 月までは 2 万 2,000 円、同年 10 月から 41 年 6 月までは 2 万 8,000 円とすることが妥当である。

大阪厚生年金 事案 22

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和30年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年9月1日から31年2月1日まで

私は、A社B工場に昭和30年2月1日から働き始め、その後、同年8月中に面接を受け、30年9月1日から正式入社し、年金保険料を給料から控除されることとなった。30年9月1日から昭和31年2月1日までの間、厚生年金保険の記録が無いのは、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の在職状況については、当時の経理担当者及び同僚の証言から、A社B工場に勤務していたこと、及び中途採用（臨時工）の場合は、試用期間が6か月あり、正社員になった後、社会保険に加入することになっていたことが推認できる。この点について事業主も否定しておらず、申立人は昭和30年2月1日入社であり、試用期間を経て、遅くとも同年9月1日には正社員となったことが推認される。その他の事情も含め総合的に判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、資格取得時の社会保険事務所の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、確認できる関連資料及び周辺事情は無いものの、事業主は、申立人の申立てどおりの届出は行ってないとしていることから、事業主が昭和31年2月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る30年9月から31年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

広島厚生年金 事案 16

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主は、申立人が主張する昭和45年7月1日に厚生年金保険被保険者の資格を申立人が取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については3万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月1日から同年8月1日まで

厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、社会保険庁の記録では昭和45年8月1日に資格取得となっているが、実際には、同年7月1日から勤務している。

また、厚生年金保険被保険者証の資格取得年月日も昭和45年7月1日となっており、厚生年金保険料も控除されているはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の資格取得年月日は昭和45年8月1日となっているが、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証の資格取得年月日が同年7月1日となっていることに加え、A社が発行した在籍期間証明書の入社年月日及び健康保険組合が発行した健康保険喪失・削除証明書により資格取得年月日が同年7月1日であることが確認できる。

また、A社より入手した社会保険料徴収カードにおいても、申立人の資格取得年月日が昭和45年7月1日であることが確認でき、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により控除されていたことが認められる。

さらに、厚生年金手帳記号番号払出簿の資格取得年月日が昭和45年7月1日から同年8月1日に訂正されているが、申立人の厚生年金番号の次番号者の

取得年月日欄に押印されている同年8月1日の日付印とはサイズが違う日付印が押印されていることにより、後で訂正されたことが認められる。しかし、厚生年金保険被保険者証の訂正がされていないことから、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において有効な記録訂正があったとは認められず、厚生年金保険被保険者資格の取得日の記録の訂正をすることが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当初、事業主が社会保険事務所に届け出たとおり、3万6,000円とすることが妥当である。

島根厚生年金 事案 11

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年7月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を同年8月1日に訂正し、15年7月の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成15年7月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年2月1日から43年2月1日まで
② 平成15年7月1日から8月1日まで

平成14年8月から15年7月末までA事業所に勤務し、給与は月末支給、厚生年金保険料は当月控除されていたが、給与が振り込まれていた預金通帳には、15年7月分の給与は前月、前々月と同額が振り込まれた記録があり、同月分の保険料の控除はあったと思われることから、同月だけ被保険者期間となっていないのは納得できない。

また、昭和42年2月から昭和43年1月末までB事業所に臨時職員として勤務し、就職の際には厚生年金保険証書を提出し、雇用保険も掛けていたことから、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、事業所から提出された給与明細書等により、申立人が同事業所に平成15年7月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、平成15年7月の標準報酬月額については、同年6月の社会保険事務所の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る平成15年7月の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していないとしており、また、事業主が保存していた申立人の厚生年金

保険料増減内訳書における資格喪失日が社会保険庁の記録と同じ同年7月31日であることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る同年7月分の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、昭和42年2月1日から同年12月30日まで勤務したことは、雇用保険の記録から確認できるものの、B事業所では当時の保険料控除状況等については不明としているなど、保険料控除やこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立人は、厚生年金保険被保険者として保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 8

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（2万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を2万円に訂正する必要がある。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 10 月から 36 年 7 月まで

在職中から保存していた給与明細表を平成 12 年 10 月に廃棄した際に、毎月の厚生年金保険料を金銭出納帳に書き留めて整理した。金銭出納帳に記録されている保険料額に基づく標準報酬月額と、社会保険事務所が記録している標準報酬月額との間に相違が生じているのは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

金銭出納帳に記載された約 45 年間分の申立人の厚生年金保険料をみると、社会保険事務所が記録している標準報酬月額とほぼ合致しており、合致しない期間は申立期間以外では昭和 57 年 8 月及び同年 9 月のみである。また、57 年 8 月及び同年 9 月については、A社が保管する被保険者報酬月額算定基礎届の事業所控により、金銭出納帳の記載どおりの届出を事業主が行っていたことが確認できたため、既に平成 19 年 7 月 27 日付けにて社会保険事務所が記録を訂正している。

このほか、給与明細表を基に厚生年金保険料を書き留めたという申立人の主張に不自然な点は無いため、社会保険事務所の記録上、申立期間における標準報酬月額は1万 8,000 円であるが、金銭出納帳の記載から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（2万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かにつ

いては、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

徳島厚生年金 事案15

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（22万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を22万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年9月1日から13年10月1日まで

社会保険庁の記録によると、私のA事業所における標準報酬月額は17万円とされているが、所持している当時の給与明細書に記載された厚生年金保険料の控除額からみて、標準報酬月額が低いのではないかと思うので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する額の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は廃業しているとともに、当時の役員（二人）も、一人は既に死亡しており、残る一人も失踪し所在が不明となっていることから、当時の事業主等に対し確認することはできないが、申立人が提出している給与明細書では、22万円の標準報酬月額に相当する保険料が控除されているが、2年1月に及ぶ期間において、社会保険庁の記録は一貫して17万円とされていることから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛媛厚生年金 事案 12

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成8年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月21日から同年5月21日まで
A社B工場に平成8年5月20日まで勤務し、同年5月分の給与をもらって退職した。

厚生年金保険料の控除の事実が確認できる資料は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与支給明細書（控）及び従業員の社会保険の資格が記録された名簿により、申立人がA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成8年3月の社会保険事務所の記録から、44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないとしており、また、厚生年金基金加入員資格喪失届における資格喪失日が社会保険事務所の記録上の資格喪失日と同じ平成8年4月21日であることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛媛厚生年金 事案 13

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和39年7月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立期間に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 7 月 25 日から同年 8 月 1 日まで
昭和 39 年 7 月 25 日から同年 7 月 31 日までの厚生年金保険の加入期間が無いとの回答をもらった。

昭和 35 年 3 月 16 日から継続してA社（現C社）に勤めているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

退職金明細書、人事異動記録及び雇用保険の記録により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和39年7月25日に同社D支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、A社B支店に係る社会保険事務所の記録から2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行っていたか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

愛媛厚生年金 事案 14

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B出張所における資格喪失日に係る記録を昭和43年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立期間に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 7 月 25 日から同年 8 月 1 日まで

A社B出張所の厚生年金保険の加入期間について確認したところ、昭和43年7月25日から同年7月31日までの厚生年金保険の加入期間が無いとの回答をもらった。

厚生年金保険料の納付に関する資料は無いが、昭和42年4月1日から継続してA社（現在は、C社）に勤めているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

在籍証明書及び雇用保険の記録により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和43年8月1日に同社B出張所から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、A社B出張所に係る社会保険事務所の記録から2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかではないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所

に行っていたか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

熊本厚生年金 事案 12

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和45年6月9日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月9日から46年3月1日まで

社会保険庁の記録では、A社における厚生年金保険の被保険者期間は昭和46年3月1日から59年5月11日までとなっているが、私は、45年6月9日から同社に勤務しており、当時の給与明細書があるので、45年6月9日から厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書及び雇用保険の記録により、申立人がA社に昭和45年6月9日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書上の厚生年金保険料控除額から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

国民年金 事案 183

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月から 47 年 3 月まで

昭和 42 年 4 月の離婚後、母と姉との同居を始め、そのころ住んでいた市で国民年金に加入し保険料を支払っていた。そして、昭和 44 年 2 月ごろからは、別の市に移った母に国民年金の保険料を送金し支払ってもらい、支払いの都度、領収書を送ってもらっていた。47 年 4 月より前に支払った保険料について調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時に国民年金に加入し、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は加入手続、納付開始時期など保険料納付に関する記憶が曖昧であり、昭和 42 年 4 月ごろからの保険料納付をうかがうことはできない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 47 年 10 月に払い出されており、この時点では申立期間の一部は時効により納付できない期間である上、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年7月から45年3月までの期間及び45年7月から49年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年7月から45年3月まで
② 昭和45年7月から49年10月まで

申立期間のうち、①昭和40年7月から45年3月までの期間については、母親が私の分も払っていると生前言っていたし、②45年7月から49年10月までの期間については、集金人を通じて納付していた記憶があり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の母親が申立期間に申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、保険料の納付状況が明確では無い。

また、申立期間②については、集金人を通じて納付していたと主張するものの、当時居住していた区において納付書制度が開始された昭和45年10月以降は専任徴収員（集金人）による集金から納付書による納付方式に移行していることや46年に不在者処理された記録が残っていることなど、保険料を納付していなかったと考えられる事情がある一方で申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料や周辺事情は見当たらない。

さらに、申立期間以後も断続的に保険料を納付していない期間が複数存在している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

釧路国民年金 事案 16

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 12 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 12 月から 39 年 3 月まで

昭和 40 年 3 月に結婚する時に、親から国民年金手帳を手渡された。その際に国民年金保険料の納付について聞いた記憶は無いが、国民年金に加入だけして保険料を納付しなかったとは考えられないので、納付を認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付は父親が行ったと主張しているが、父親が申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、父親は既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況や当時の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳には、昭和 40 年 1 月 18 日発行と記載されており、昭和 37 年度と 38 年度の国民年金印紙検認記録欄には保険料納付済みを証する検認印が押されていないことから、父親は、申立人が昭和 40 年 3 月に結婚するに当たり、申立人の国民年金への加入手続のみを行い、過年度分の国民年金保険料の納付は行なわずに国民年金手帳を申立人に渡したものとするのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

釧路国民年金 事案 17

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から48年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から48年11月まで

昭和46年に実家に戻って両親と姉夫婦と同居し、社会保険に加入していない会社に勤めた。昭和55年に結婚するまでは給料を全部父親に渡しており、父親が、私の国民年金保険料も納付してくれていたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が、申立期間において申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人自身は国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、両親は既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況や当時の保険料の納付状況が不明である。

また、父親が保険料を納付してくれていたはずと申立人が主張する根拠は、「おまえの分も払っておく」と父親から聞いたとする記憶だけであり、当時、同居していた申立人の姉に確認しても、父親が申立人の保険料を納付していたことを裏付ける証言を得ることはできなかった。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、周辺の任意加入者の資格取得年月日から、昭和53年6月ごろに払い出されたものであると推定され、その時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 45 年 9 月までの期間及び 47 年 6 月から 62 年 10 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 45 年 9 月まで
② 昭和 47 年 6 月から 62 年 10 月まで

社会保険事務所に照会したところ、①昭和 36 年 4 月から 45 年 9 月までの期間及び②47 年 6 月から 62 年 10 月までの期間の保険料が未納との回答を得た。

申立期間①は、妻が私と妻の保険料を町内会の集金人に納付しており、申立期間②は、私自身が A 市役所で納付しており、昭和 58 年には 25 から 30 万円程度を A 市にまとめて納付した記憶がある。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は①と②の期間を合わせて 299 か月と長期間であり、このような長期にわたって納付記録の誤りが続くことは考えにくい。

申立期間①について、申立人はその妻と同時に納付していたとしているが、この期間は、妻も未納期間となっており、かつ、妻には申請免除期間（1 年間）が含まれている。

申立期間②について、申立人は自ら納付していたとしているが、申立人には納付した事実が確認できる領収書等の資料は全く残っておらず、この期間には 5 年間の申請免除期間が含まれている。

また、申立人は昭和 58 年に A 市役所で 25 から 30 万円程度を一括納付したとしているが、この時期は特例納付実施期間ではなく、かつ、過年度納付分（2 年間）及び当該年度分の保険料を全額納付したとしても、その保険料額とはかい離している上、過年度納付分については A 市で納付することはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年9月から48年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月から48年5月まで

昭和43年9月から48年5月までの国民年金保険料納付記録について照会申出書を提出したところ、社会保険事務所から納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

当時、私の保険料は、妻が町役場に納めていた。また、昭和44年ころけがをして病院で受診していたので国民健康保険証は所持しており、国民年金も併せて加入していたと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付手続に関与していないため、国民年金の加入時期や納付状況が不明である。また、申立人の国民年金保険料を納付したとされている妻に聴取しても申立人の保険料の納付状況等は不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和60年7月以降に払い出されていることが確認できるが、申立人の国民年金保険料の加入記録及び納付記録から平成6年10月から7年1月までの間に払い出されたものと推認され、申立期間は時効により納付できない期間である。

加えて、申立期間以外にも計16か月の未加入期間があり、ほかに別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から47年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月から47年12月まで

申立期間の国民年金保険料が未納であるとの回答を受けたが、母から特例制度のことを言われ、さかのぼって払うように頼んだところ、「さかのぼって払った」と言っていたのを記憶しているので、納付されているはずであり、未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、亡き母が国民年金保険料を特例納付したはずと主張しているが、申立人の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人自身は、国民年金への加入手続及び保険料の納付に直接関与していないため、納付時期や納付額の記憶が曖昧であり、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明確である。

また、申立人の母が特例納付したと主張している時期は、昭和46年ないし48年ごろとしているが、国民年金手帳記号番号が50年3月に払い出されていることから、当該時期は未加入であり特例納付できない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、昭和50年4月9日に、申立期間直後の39か月分の保険料を一括して納付しているが、申立人の母がさかのぼって払ったとする保険料は、申立期間の保険料ではなく、48年1月から49年3月までの過年度保険料、49年4月から50年3月までの現年度保険料及び50年4月から51年3月までの前納保険料である可能性が高い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に

判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年2月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年2月から40年3月まで

申立期間当時は、金銭的に余裕があったので、何の支払いであれ請求されるとすぐに支払っており、申立期間の国民年金保険料も納付していたはずである。どのように納付したかは覚えていないが、未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無いほか、申立人に加入手続や保険料の納付状況について聴取しても、具体的な記憶が無く、申立期間当時の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は昭和40年9月以降と推定され、その時期においては、申立期間の保険料の納付方法は過年度納付となるが、申立人にはさかのぼって納付したとする記憶が無い上、その形跡も見当たらない。

さらに、申立人は住所変更を行っていないため、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から55年3月まで

当時は、厚生年金保険又は船員保険に加入しながら、夫婦一緒に国民年金に加入し、保険料を納付してきており、妻の保険料は納付済みとなっているにもかかわらず、私の保険料のみが未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の特殊台帳の記録によると、厚生年金保険への加入に伴い国民年金の資格を喪失した昭和44年1月から56年7月までの期間について、申立人の国民年金加入記録が57年8月に記録訂正されるまでは国民年金の未加入期間であったことが確認できることから、申立期間については納付書そのものが発行されず、制度上、納付できない期間である。

また、申立人は、厚生年金保険又は船員保険から国民年金への切替手続を行ったとする記憶が無い上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間以外にも未納期間が多数存在するとともに、保険料を夫婦一緒に納めていたとする妻の納付記録と申立人の納付記録とが一致しないところが多くみられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

岩手国民年金 事案 21

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 4 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月から 43 年 3 月まで

申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答をもらったが、申立期間の保険料は義母が A 市へ任意加入の手続及び納付していたと記憶している。未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の義母が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関係資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人から提出された国民年金手帳(写し)の昭和 41 年度から 45 年度の 5 年間分の印紙検認記録のうち、43 年度分の保険料については昭和 44 年 4 月 30 日に一度に納付され、国民年金手帳からの印紙検認台紙の切離しがされている。(旧国民年金法施行規則第 73 条)

さらに、申立期間の 41 年 4 月から 43 年 3 月までの 2 年間分の印紙検認台紙も同規則に基づき、同日付けで切離し契印されており、申立期間が未納であったことが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岩手国民年金 事案 22

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から49年12月まで

申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答をもらったが、申立期間は実家のA社に勤務しており、同社を経営していた父が保険料を支払っていた。一緒に働いていた兄の保険料が納付されているのに、自分には納付記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関係資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は昭和41年2月に結婚して、父及び兄とは別世帯となっている。

さらに、申立人は国民年金手帳を見た記憶が無いとしており、申立人に対して国民年金手帳記号番号がこれまで払い出された記録も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岩手国民年金 事案 26

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年11月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年11月から51年3月まで
昭和36年4月から国民年金に加入しており、61年3月までの加入期間の保険料はすべて納付してきたと思っている。申立期間は身に覚えの無い未加入期間で、その期間中に近所の人に未納の通知が届き、私には届いていなかったことから、その人と二人で市役所に確認しに行った記憶がある。未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間中に複数の市町村に居住しており、それぞれの市町村保有の国民年金被保険者名簿に昭和40年11月1日資格喪失の記載があり、再度任意加入するまでの間は納付書が発行されなかったと推認される。

また、社会保険庁の記録によると申立人と申立てにある近所の住人は時期を前後して国民年金に任意加入しており、年金に関する会話をきっかけに国民年金に任意加入したと考えられるが、聴取の結果、申立内容を裏付けるような証言は得られなかった。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岩手国民年金 事案 27

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年5月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月から46年3月まで
A町役場に婚姻届を提出した際、国民年金の担当者から、20歳から婚姻するまでの分の国民年金保険料を納めるよう指示があったため、3年分の国民年金保険料をその窓口で一括納付した。
申立期間についての納付記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻届提出時に納付した保険料の金額を、約5万円であったとしているが、当時の保険料額は1か月250円であり、申立人の主張とは大幅な差異が見られる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の記憶も一貫しておらず、申立内容が変遷しており、その理由についての合理的な説明はない。

さらに、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和46年4月1日の時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年8月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月から46年3月まで
昭和42年8月から46年3月までの国民年金保険料納付記録について照会申出書を提出したところ、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

昭和46年当時、保険料は集金人に納付しており、「年金受取時に満額支給されるように、未納部分を全額納付した方がよい」と言われ、集金人に納付した。

領収書等は残っていないが全額を納付した記憶がある。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立てに係る国民年金保険料を特例納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、納付したとされる保険料の金額を記憶していない等、特例納付したことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

また、A市町村及び当時、集金人であった複数人の証言によれば、昭和46年当時は特例納付が可能な時期であったことから納付勧奨までは行うことがあったにしろ、集金人が取り扱った保険料は現年度保険料だけであり、過年度保険料及び特例納付保険料を取り扱うことはなかったとのが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで
夫婦二人ともに昭和36年度の国民年金保険料が未納とされている。二人分の保険料は地区の納付組織に納付したはずである。また、所持している国民年金手帳は、昭和36年度の印紙検認記録欄の右側が切り取られ検認印の割り印があるので納付済みの意味でないか。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦が所持する国民年金手帳によれば、昭和37年度から40年度までの国民年金印紙記録欄には、保険料が納付済みであることを示す検認印の押印があるが、36年度の国民年金印紙検認記録欄には、検認印の押印がなく、これはA市町村及び社会保険事務所における申立人の36年度保険料が未納とされている納付記録と一致している。

また、申立人夫婦によれば、昭和36年度の国民年金印紙検認記録欄の右頁が他の年度と同様に切り取られ、検認印の割り印があるので納付しているのではないかとのことであるが、検認印の押印時期は、39年であることが確認でき、36年度保険料が納付の時効により納付できなくなったため切り取られたものと推認できる。さらに、36年度の保険料は地区内の当番を通じて納付したとのことであるが、A市町村の資料によれば、申立期間当時、申立人夫婦が居住していた地区では納付組織による集金は実施されておらず、集金の開始は37年度からであったことが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで
夫婦二人ともに昭和36年度の国民年金保険料が未納とされている。二人分の保険料は地区の納付組織に納付したはずである。また、所持している国民年金手帳は、昭和36年度の印紙検認記録欄の右側が切り取られ検認印の割り印があるので納付済みの意味でないか。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦が所持する国民年金手帳によれば、昭和37年度から40年度までの国民年金印紙記録欄には、保険料が納付済みであることを示す検認印の押印があるが、36年度の国民年金印紙検認記録欄には、検認印の押印がなく、これはA市町村及び社会保険事務所における申立人の36年度保険料が未納とされている納付記録と一致している。

また、申立人夫婦によれば、昭和36年度の国民年金印紙検認記録欄の右頁が他の年度と同様に切り取られ、検認印の割り印があるので納付しているのではないかとのことであるが、検認印の押印時期は、39年であることが確認でき、36年度保険料が納付の時効により納付できなくなったため切り取られたものと推認できる。さらに、36年度の保険料は地区内の当番を通じて納付したとのことであるが、A市町村の資料によれば、申立期間当時、申立人夫婦が居住していた地区では納付組織による集金は実施されておらず、集金の開始は37年度からであったことが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月までの期間、42 年 10 月から 43 年 3 月までの期間、43 年 8 月から 44 年 3 月までの期間及び 46 年 12 月から 51 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月まで
② 昭和 42 年 10 月から 43 年 3 月まで
③ 昭和 43 年 8 月から 44 年 3 月まで
④ 昭和 46 年 12 月から 51 年 9 月まで

昭和 55 年に、夫婦二人分の未納保険料はすべて特例納付で納付したはずであり、未納期間があるとされていることに納得できない。

当時、特例納付として納付した金額は夫婦二人分で 20 万円弱の金額であったことを記憶している。

第3 委員会の判断の理由

申立人によれば、昭和 55 年に特例納付した保険料の金額は、20 万円弱であったとのことであるが、社会保険事務所の記録によれば、同年 5 月に夫婦二人分の保険料として約 18 万円が特例納付されたことが確認でき、申立人の記憶と社会保険事務所の記録とにはそごは見られない。

仮に、昭和 55 年当時、申立期間を含めてすべての未納期間の保険料を特例納付した場合の保険料額は、約 52 万円となるため、納付金額と大きな開きがあり、申立期間の①から④まで特例納付したとは言えない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 63 年 3 月までの期間並びに平成元年 6 月及び同年 7 月の国民年金保険料については、納付していたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 4 月から 63 年 3 月まで
② 平成元年 6 月及び同年 7 月

国民年金保険料については、納付手続はすべて妻が行っており、請求のあった期間についてはすべて納付していると記憶している。

一時期、納付が困難になった時期があったが、当時、妻は「夫の分だけは必ず納入する」と言っていた。以上を考慮すると未納になるはずがない。

なお、当時の領収書、家計簿等の参考になるような資料は一切無い。社会保険事務所の回答に納得できず、第三者委員会へ判断を依頼したい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、保険料の納付状況等に係る記憶が無いことに加え、申立人が国民年金保険料を納付していたことを裏付ける家計簿等の関連資料は無い。

また、申立期間のほとんどは、申立人の妻の国民年金保険料も未納となっているなど、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらず、別の国民年金手帳記号番号の払出しも確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 1 月から同年 3 月までの期間、61 年 6 月から 63 年 3 月までの期間、平成元年 6 月及び同年 7 月並びに 6 年 4 月から 7 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 61 年 6 月から 63 年 3 月まで
③ 平成元年 6 月及び同年 7 月
④ 平成 6 年 4 月から 7 年 3 月まで

国民年金保険料については、すべて自分で納付してきたと記憶している。

なお、当時の領収書、家計簿等の参考になるような資料は一切無い。社会保険事務所の回答に納得できず、第三者委員会へ判断を依頼したい。

第3 委員会の判断の理由

当委員会における本件の調査に際しては申立人の夫が応対していたが、申立人の夫は国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、保険料の納付状況等に係る記憶が無いことに加え、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける家計簿等の関連資料は無い。

また、申立期間は昭和 38 年から平成 7 年の広範囲にわたっており、さらに、申立期間の大半は、申立人の夫の国民年金保険料も未納となっているなど、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらず、別の国民年金手帳記号番号の払出しも確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から44年9月までの国民年金保険料については、納付していたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から44年9月まで

昭和39年5月8日に結婚式を挙げてすぐ婚姻した。何か月かは納めなかった記憶があるが、申立期間の前の期間も含めて4年何か月も未納は無い。

魚屋をしていて、納税額も組合では一番ぐらいに納めていたし、納税組合に入っていたので夫の分だけ納めるはずがない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の納付状況等に係る記憶が明確でないことに加え、申立人が国民年金保険料を納付していたことを裏付ける家計簿等の関連資料は無いことから、申立期間当時の状況は不明である。

また、申立人の夫は、婚姻前の昭和36年4月から国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは44年9月であり、その時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 3 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 3 月から同年 6 月まで

申立期間については、当時、市役所に行き国民健康保険と同時に窓口で加入の手続をしている。

集落にはA納税組合があり、誰が集金に来ていたかは覚えていないが間違いなく組合長が自宅に集金に来てくれて納めていた。集金の際は国民健康保険料と併せて納付していた。

申立期間が未加入となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い。

また、申立人はA納税組合の組合長に納付したと申し立てているが、同組合に集金を委託していたB市の国民年金被保険者名簿の申立人に係る納税組合番号の欄は空欄となっており、同市の職員は、「納税組合での納付は任意事項であり、申立人は昭和 54 年 11 月の加入手続の際、納税組合での納付を希望しなかったと思われる」と説明している。

さらに、A納税組合が集金した昭和 54 年度及び 55 年度の国民年金保険料の領収書について同組合を調査したところ、申立期間に係る申立人の領収書はその中に無かったことから、同納税組合では申立期間に係る申立人の国民年金保険料を集金していなかったと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福島国民年金 事案 40

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名： 男
基礎年金番号：
生 年 月 日： 昭和3年生
住 所：

2 申立内容の要旨

申 立 期 間： 昭和36年4月から39年3月まで

国民年金制度発足当時から加入し、昭和36年の納付開始当初から当時の保険料で1か月100円か150円の保険料を年4回ぐらいに分かれていた各期ごとに、国民健康保険税と一緒に市役所へ持参し納付していた。

保険料が免除されているが手続をした覚えは無く、税金等納付しなければならぬものは妻が管理しており、未納とすること無く市役所へ納付していたため、催促等も受けたことが無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとされる申立人の妻への事情聴取に際し、納付金額を「150円」と主張していることについては、知人から聞いた国民年金保険料額であると述べており、申立ての根拠となっている記憶そのものが曖昧で、かつ、市役所から催促を受けたことがあると申立内容を変更するなど、申立内容に一貫性が認められない。

さらに、申立人は国民年金の強制加入の対象となる期間中に2回、合計18か月の未加入期間があることから、国民年金制度に対する理解は必ずしも十分でなく、納付意識が高かったとは考えにくい。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福島国民年金 事案 41

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名： 女
基礎年金番号：
生 年 月 日： 昭和5年生
住 所：

2 申立内容の要旨

申 立 期 間： 昭和36年4月から39年3月まで

国民年金制度発足当時の加入で、昭和36年の納付開始当初から当時の保険料で1か月100円か150円の保険料を年4回ぐらいに分かれていた各期ごとに、国民健康保険税と一緒に市役所へ持参し納入していた。

保険料が免除されているが手続をした覚えは無く、税金等納付しなければならぬものは自分が管理しており、未納無く市役所へ納付していたため、催促等も受けたことが無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い。

また、申立人への事情聴取に際し、納付金額を「150円」と主張していることについては、知人から聞いた国民年金保険料額であると述べており、申立ての根拠となっている記憶そのものが曖昧で、かつ、市役所から催促を受けたことがあると申立内容を変更するなど、申立内容に一貫性が認められない。

さらに、申立人は、申立期間にかかわらず、保険料は納付期限内に納付していると述べているが、納付時期が分かる期間30か月のうち過半数を上回る16か月分は年度内ではあるものの、法定納付期限内に納付されていないなど申立内容の信憑性も低いと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福島国民年金 事案 42

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 5 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 5 月から 45 年 3 月まで

20 歳前後から住み込みで働いていたが、国民年金に加入していたか否かは不明である。昭和 39 年 5 月に結婚して、「国民年金保険料を納めていないのは大変だ」と義母が言っていたので、納めてくれたと思う。義母が 2 回から 3 回に分けて納めてくれた記憶がある。

年金手帳の発行日からすると、結婚後 6 年ぐらい経って国民年金に加入したことになると思うが、結婚した時から納付していたと思う。結婚した以降の期間で夫だけ納付済みとなっているのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の義母が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に直接関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は結婚後の期間も確実に納めてきたはずであると述べているが、詳細について聞くと「まったく分らない」と答えるなど申立内容の信憑性は低いと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年7月まで

当時、実家が経営していた会社で働いていた。会社の経理担当者が、母親から私の分の国民年金保険料を預かり、3か月又は4か月ごとに、会社に入入りしていた銀行員に支払っていた。

国民年金の加入手続については、当時、実家の会社では社会保険に加入していなかったため、自分自身で加入手続を行った。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人の国民年金の資格に関する記録が見当たらない。

このため、申立人が申立期間当時に居住していたA市を管轄するB社会保険事務所が保管している「国民年金の番号管理簿」により、申立人に対する国民年金手帳番号の払出しの有無を、国民年金制度発足時の昭和35年から昭和45年10月までに払い出された8万人の中から確認した結果、申立人に国民年金手帳番号が払い出されている状況は見当たらず、さらに、申立人の氏名を複数の読み方でも調査したが該当する者は認められなかった。

また、申立期間当時の国民年金保険料については、国民年金手帳に国民年金印紙を貼って検認（消印）することによって納付済みとなることが通例とされているが、申立人は銀行員に現金を預けた記憶があるのみで、国民年金手帳で印紙検認を受けたかどうかは不明である上、申立人の納付場所や納付方法に係る説明を変えており、申立期間当時の納付状況に係る記憶が必ずしも明確であるとは言えない。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す確定申告書

等の関連資料は無く、また、申立人の母親及び同僚の社会保険庁の記録をみると、申立期間を含む年度の国民年金保険料については昭和 50 年ないし 55 年に特例納付を行っていることが確認されるなど、申立人と同様の保険料納付方法が行われていたことを推認できる周辺事情が見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福島国民年金 事案 44

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 5 月から同年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 5 月から同年 7 月まで
当時、勤めていた A 社を退職したとき、B 市から封書で納付書が送られてきて、それを C 支所（現、D 支所）で現金納付した。年金手帳を交付された記憶は無いが、納付したのは事実である。
なお、当時は結婚前であり、国民年金の加入手続は母親が同支所で行っているはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の国民年金手帳記号番号 3,000 件と共に平成 6 年 9 月に社会保険事務所から B 市に一括して払い出されており、申立期間の国民年金被保険者の資格記録は、申立人が 6 年 12 月の厚生年金保険資格喪失に伴い国民年金の加入手続を行った際に、さかのぼって整備されたと考えられるが、その時点では申立期間の保険料は時効により納めることはできない。

また、氏名を旧姓及び複数の読み方で社会保険庁の記録を検索しても該当者はおらず、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す領収書や家計簿等の関連資料は無く、申立期間当時の国民年金加入手続の状況は、申立人自身は関与していないこと、国民年金手帳の交付を受けた記憶は無いこと、及び加入手続を行ったとされる母親は他界していることから不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から同年 6 月まで

当時、「国民年金に任意で加入していれば、多く年金が受け取れますよ」と言われ、老後のために加入した。また、1 か月でも抜けると、面倒なことになり、もらえないこともあるとのことだったので、きちんと国民年金保険料を支払い続けていた。

しかし、昭和 52 年度国民年金保険料領収証書の昭和 52 年 4 月分から同年 6 月分までの保険料が「フヨウ」と印字されていたため疑問を持ち、市役所の職員に聞いたところ、年金手帳に「昭和 52 年 4 月分から 53 年 3 月分まで納付済 A 市」と記入があるので大丈夫と言われ、安心していった。その時にもっと詳しく聞いていただければと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の資格記録がある期間において、国民年金保険料の未納は無く、納付意識は高かったと考えられる。

しかし、未加入とされている申立期間については、社会保険庁の記録及び戸籍謄本から、任意加入対象期間であることが確認でき、同期間においては、制度上、届出日以前にさかのぼって資格取得及び保険料を納付することはできない。

また、申立人が提出した資料によれば、A 市が発行した昭和 52 年度第 1 期分（昭和 52 年 4 月分から 6 月分まで）の国民年金保険料領収証書には保険料納入不要を意味する「フヨウ」の文字が印字されているにもかかわらず、同市の職員が申立人の年金手帳に「昭和 52 年 4 月分から 53 年 3 月分まで納付済 A 市」と記載したことに対し、同市に確認した結果、同市の記載誤りである旨の回答を得ており、ほかに申立人が申立期間に

ついて国民年金に加入し、国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年5月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月から49年3月まで

私は、支払わなければいけないものは必ず払う性格のため、国民年金保険料は納付書が届いていれば納付しているはずであり、また、親が自分に代わって納付していたかもしれないので、申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料は納付書が届いていれば納付しているはずであると主張しているが、国民年金の加入手続、保険料の納付状況等に係る記憶が無く、両親が代わって行ったことも確認できない。

また、申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）が無く、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、国民年金手帳記号番号が払い出された時点は、申立期間の5か月後であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間は国民年金の加入手続を行っていなかったものと推認され、申立人に納付書が届けられていなかったものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関係資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から49年3月まで

昭和55年、内職をしながらラジオを聞いていたところ、国民年金保険料をさかのぼって納付できるお知らせを聞いた。このため、A市役所に出向いて現金で支払った記憶がある。その時、市職員から納付記録がすべてつながるとの説明を受けた。

申立期間が未納となっていることに納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫の健康保険厚生年金被保険者原票から、申立人は昭和43年7月から夫の被扶養者に認定されていることが確認できる。このため、申立人が所持している国民年金手帳のほか、B社会保険事務所の国民年金被保険者台帳、A市及びC町（当時）の国民年金被保険者名簿ともに、申立人が43年4月10日に強制加入者から任意加入者に種別変更となり、その後、58年6月1日に厚生年金保険に加入して資格喪失するまでの間、任意加入者として記録されており、制度上、特例納付することはできない。

また、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）もない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 61

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月

1年間勤務した事業所を辞めた後、次の事業所に就職するまでの1か月の国民年金保険料が未納となっている。保険料を納付した時の領収書は無いが、年金手帳に被保険者となった日等を市役所の職員が記入してくれたので、保険料を納付したことになると思う。国民年金と厚生年金保険に交互に入っているが、申立期間を除きすべてきちんと保険料を納付しているので、1か月だけ未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号から申立人が国民年金への加入手続をしたのは、昭和62年10月ごろと推認され、この時点では、すでに申立期間は時効により納付することができない。

また、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無く、申立期間の保険料は母親が納付したかもしれないとするなど納付した時の記憶も曖昧である。

さらに、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえず、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木国民年金 事案 86

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

私は、未納とされている期間を 2 回に分けて納付した。納付した時期や金額は憶えていないが、市役所から送付された納付書で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を 2 年分ずつ 2 回に分けて納付したと主張しているが、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人から聴取しても 2 回に分けて納付したとするそれぞれの時期や金額などの記憶が不明確であるため、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、夫婦の納付書が一緒に届いたと申立てているが、申立人の妻が国民年金加入手続をした昭和 46 年 3 月以降では、申立期間は時効のため納付できない期間であり、さらに、特例納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人は申立期間当時住所変更をしておらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木国民年金 事案 87

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで
未納とされている期間のうち申立期間の 4 年分は、夫が夫の未納分と一緒に納付した。納付した時期や金額は憶えていないが、市役所から送付された納付書で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が未納期間のうち、申立期間の 4 年分の保険料を義父の死亡保険金の一部で夫の未納分と一緒に郵便局に納付したと主張しているが、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人及び申立人の夫から聴取しても納付した時期や金額などの記憶が不明確であるため、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 46 年 3 月に払い出されており、この時点で申立期間は時効のため納付できない期間であり、さらに、特例納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人は申立期間当時住所変更をしておらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木国民年金 事案 88

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 8 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 8 月から 45 年 3 月まで

申立期間について、当時は短期大学の学生であったが、父が国民年金加入手続を行い、父、母及び姉の保険料と一緒に納めていた。家族の保険料が納付済みであるにもかかわらず、私の分だけ納付されず未納とは不自然である。当時、市役所の移転の時期でもあることから、私の記録が消えてしまったのではないか。もう一度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入手続は、申立人の父親が行ったと申し立てているが、その父親から聴取しても、加入手続の時期、納付方法等について全く記憶が無く、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無いため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金加入手続は、昭和 48 年 1 月に行われていることから、申立期間について加入手続を行ったとすれば、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことになるが、国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧しても、申立人に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなかったことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間の保険料について、父親が家族の保険料と一緒に納めていたと主張しているが、申立人の両親は全期間前納制度を利用し 60 歳に至るまでの保険料を昭和 36 年 10 月に納付していたことから、父親が申立人の分と一緒に保険料を納めていたとする申立内容と一致しない。

加えて、申立人と同様に短期大学を卒業している申立人の姉の保険料については、20 歳から納付済みとなっているものの、その姉の国民年金加入手続

は短期大学卒業後に行われており、姉の20歳到達時までさかのぼって過年度納付したものと推認でき、申立人とは事情が違う。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から同年3月までの期間、49年7月から50年3月までの期間、51年4月から54年6月までの期間及び58年4月から59年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年1月から同年3月まで
② 昭和49年7月から50年3月まで
③ 昭和51年4月から54年6月まで
④ 昭和58年4月から59年3月まで

申立期間については、平成6年10月ごろにA社会保険事務所に行き、自分の年金記録を調べてもらって、未納分の国民年金保険料を窓口で納付した。当時のメモが残っているので納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料は本人が記載し所持しているメモ書きであるが、保険料を納付したとする時期や納付期間が未記載であり、申立期間の納付を直接うかがわせるものではない。

また、当該メモ書きの前後の記述及び申立人の証言から、申立期間の国民年金保険料を納付したとする時期は平成7年4月以降と推認され、その時期は特例納付の実施期間ではなく、しかも、時効により過年度納付することもできない。

さらに、国民年金保険料収納記録によると、平成7年7月に過年度納付の記録があり、それが当該メモ書きに記載されている金額の一部に該当すると考えられ、申立内容とは合致しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木国民年金 事案 90

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 5 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 5 月から 56 年 3 月まで
社会保険事務所で国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間の保険料が未納とされていることが分かった。家族で納税組合に保険料を納めていた記憶があるので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、しかも、申立人自身は国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与していないため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 56 年 9 月時点では、申立期間のほとんどは時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえない上、過年度納付及び特例納付により保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木国民年金 事案 91

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年11月から44年9月までの期間及び45年8月から50年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年11月から44年9月まで
② 昭和45年8月から50年8月まで

申立期間については、国民年金保険料の納付状況を照会したところ、納付が確認できなかったとの回答をもらった。私は、国民健康保険の加入と同時に国民年金加入手続をして保険料を納付したはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民健康保険の加入手続と同時に国民年金に加入し、保険料を納付したと主張しているが、申立人が国民年金の加入及び保険料の納付を行っていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、しかも、申立人に具体的な記憶がほとんど無いことなどから、国民年金の加入及び納付状況が不明である。

また、申立人は、昭和50年10月ごろにその夫と連番で国民年金手帳記号番号の払出しを受けているが、その時点では、申立期間①及び申立期間②の大半が時効により納付できない期間であり、事実、特例納付等により保険料を納付していた形跡も見当たらない。

さらに、申立人は昭和43年の結婚と同時に住所を変更しているが、前住所地で国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年4月から49年3月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和44年4月から49年3月までの国民年金保険料が未納となっていることが分かった。私の国民年金保険料については、資格を取得した44年4月から、母親が同居していた家族の分と一緒に国民年金委員に支払っていた。家族が申立期間の国民年金保険料を完納しているのに、私の分だけが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、同居していた母親が申立人の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、しかも、申立人自身は国民年金の手続について記憶が曖昧であり、国民年金の加入状況及び納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和50年2月時点では、既に申立期間の大部分は時効により納付できない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、申立人は、読み方によっては同一の読みの名前になる姉と間違えられて自分の記録が消えたのではないかと主張しているが、市の被保険者名簿を確認したところ、申立人の氏名欄に誤ったフリガナ（姉の読み方と同一）がなされている状況は見られるものの、姉の記録と混同された形跡は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

群馬国民年金 事案 28

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年8月から43年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月から43年10月まで

私は、20歳になった時、学生であったが、両親が、私の国民年金の任意加入手続を行ってくれ、両親の国民年金保険料と一緒に私の保険料も納付してくれた。

申立期間が国民年金未加入で未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人自身が国民年金の手続に直接関与していなかったため、具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和50年10月12日に払い出されたことは確認できるものの、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿を確認しても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている形跡はうかがえない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 1 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月から 51 年 3 月まで

昭和 47、48 年ごろ、銀行で 30 歳から納付しないと年金がもらえないと聞いて、その場で国民年金に任意加入して、保険料を 1、2 年分さかのぼって納付し、その後は銀行口座引落しで納付した。申立期間について未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年 4 月 21 日に国民年金に任意加入していることが、A 市の国民年金被保険者名簿により確認でき、任意加入以前である申立期間の保険料は、制度上、さかのぼって納付することはできない。

また、申立人は、国民年金への加入手続を B 銀行 C 支店で行い、その際、申立期間に係る過年度保険料を納付したと述べており、その主張の内容は、国民年金制度とは、かい離した不自然なものである。

さらに、申立期間は 63 か月と長期間であるが、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、銀行預金通帳等）が無く、ほかに申立人の申立期間の保険料が支払われていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 87

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から同年12月まで

昭和43年4月に結婚し、同年12月にA市役所に行き、国民年金の加入手続をした。市役所の職員に9か月分の未納分は納めますかと問われ、一括で支払った。厚生年金の被保険者証があるのであなたは国民年金手帳はいらないと言われ、領収書も受け取っていないが、納付しているはずにもかかわらず未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年12月に国民年金の加入手続をした際に、同年4月から12月までの国民年金保険料をさかのぼって一括納付したと主張しているが、国民年金手帳記号番号の払出しは、A市の記録によると44年1月であり、当時、申立人の夫は厚生年金保険に加入していたことから、申立人の国民年金への加入については、制度上任意加入となり、さかのぼって資格取得前の期間の保険料を納付することはできない。

また、A市の国民年金被保険者記録にも申立人が昭和44年1月に任意加入として資格取得と記録されており、同市が強制加入として取扱った事情も見当たらない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 100

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年12月から51年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月から51年6月まで

昭和53年に国民年金の加入手続を行った際、区役所職員から、特例納付制度及び過年度納付制度を利用してそれまでの未納保険料を納付し、以降60歳まで継続して納付すれば、年金を受給できると教示された。

このため、昭和53年10月5日に5万1,000円、55年6月23日に50万円の併せて55万1,000円の保険料を納付し、53年4月分の保険料からは、60歳になるまで欠かさず納付してきた。

それにもかかわらず、未納とされている期間があることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年10月5日及び55年6月23日に、それまで未納であった36年4月から53年3月までの204か月分の保険料を、特例納付制度及び過年度納付制度を利用して納付したため、未納期間は無いと主張している。

しかし、申立人は、昭和53年10月5日及び55年6月23日のほかには、特例納付を利用して未納分の保険料を納付したことは無いと説明しているところ、申立人から提出された53年10月5日付け及び55年6月23日付け領収印のある2枚の国民年金保険料の納付書・領収証書の写しによれば、保険料を納付した月数は、併せて149か月分（55万1,000円）であり、申立人が納付したと主張する月数には55か月分足りず、この月数は申立期間に一致する。

また、申立人は、昭和2年11月生まれであり、264か月（22年）間加入すれば老齢基礎年金の受給資格が生じるところ、53年4月から60歳となる62年10月までの115か月並びに特例納付及び過年度納付した記録のある149か月を併せると264か月となることから、当時の区役所職員が、申立人が受給権を得るために必要な月数を計算し、必要最低限度の納付額を納付するよう教示したのではないかと推測される。

このほか、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案101

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月から49年3月まで

私は、昭和43年11月に結婚して、夫と一緒に区役所に行き国民健康保険と国民年金に加入した。

加入当初から義父が私と夫の分の国民年金保険料を銀行振込で納付していたはずであり、夫の保険料は納付済みとなっているのに、私の分だけ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の義父が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関係資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は申立期間の保険料の納付に関与していないため、保険料の納付についての状況が不明であり、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和50年10月時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 102

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から45年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から45年9月まで

夫の死亡後、昭和52年11月ごろに区役所で国民年金の加入手続をした。その際、区役所の担当者から申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付できるとの説明を受け、銀行又は郵便局で保険料を一括納付したにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は国民年金に任意加入しており、その資格取得日が昭和52年11月18日であることから、この日に加入手続を行ったものと考えられるが、この時期は特例納付により国民年金保険料を納付できる時期ではなかった。

また、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料を納付した場所及び納付金額に関する記憶が不明確であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 3 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月から同年 6 月まで

母親が 20 歳の誕生日を契機に私の国民年金の加入手続を行い、市役所で国民年金保険料を納付していた記憶もあるので、申立期間の保険料を未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は申立期間の保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入手続の状況及び保険料の納付状況等が不明であり、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 108

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年12月から60年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年12月から60年5月まで

昭和59年12月23日付けで会社を退職後、失業状態であったが、若いころから年金を大切なものと認識していたことから、厚生年金保険加入中にも妻を国民年金に任意加入させていたほどであり、退職直後の遅くとも翌60年1月には区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したはずであり、半年も加入手続や保険料の納付をしなかったとは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年12月に厚生年金保険の資格を喪失した時点で厚生年金保険の加入期間を20年以上有していたことから、国民年金の任意加入者であり、加入手続を行った日に国民年金の資格を取得することとなるが、申立人が所持している国民年金手帳の資格取得日欄は60年6月8日と記載されている。

また、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日は、同年5月23日から6月11日に加入手続がされていることが確認できることから、申立人が同年1月に加入手続をしたとする申立内容は不合理な点が見られる。

さらに、申立人が昭和60年1月に加入手続をしたことを示す関連資料はなく、申立期間と一部重複する時期について、申立人の妻の保険料も未納となっており、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 111

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月から41年3月まで

国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所に照会したところ、昭和39年10月から41年3月までの期間について納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。私が母親の分と一緒に保険料を納付したはずであり、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、母親の保険料と一緒に納付していたと主張しているが、申立期間、母親に未納があることや、申立人と母親の保険料納付日が相違していることなどから、納付行動が同一であったとは言い難い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和43年1月8日に払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も無いことから、申立期間のうち39年10月から40年9月までの保険料は時効により納付できないこととなる。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を納付した時期及び場所について記憶は定かではなく、申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 112

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年6月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年6月から41年3月まで

20歳から国民年金に加入し、加入当初から父が母の分と一緒に区役所の集金人に国民年金保険料を納付していたはずであり、母の保険料は納付済みとなっているのに、私の分だけ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関係資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与していないため、加入手続及び保険料の納付についての状況が不明であり、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳が発行された時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私は、国民年金の加入手続をして以降、国民年金保険料を納付していなかったが、昭和40年7月中旬に集金人から申立期間の保険料の未納を指摘され、同年7月末に保険料を納付したことを妻から聞かされたと記憶しているので、申立期間の保険料を未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関係資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は保険料の納付に関与していないため、保険料の納付状況等が不明であり、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が保険料を一括納付したとする昭和40年7月末は、特例納付が行われていない期間である上、この時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 56

第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 2 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 2 月から 45 年 3 月まで
20 歳になったころ、事業をしていた父親の秘書から、自分の国民年金の加入手続を済ませ保険料を納付したとの話を聞いた。当時は学生だったが、就職後は自分で納付するように言われた記憶があるため、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の父親が秘書に依頼して申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿等の関連資料が無く、申立人自身は国民年金の手続に関与していないため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人から、申立期間の一部に係るその父親の昭和 43 年分の確定申告書の写しの提出があり、その社会保険料控除欄には、国民年金保険料として 3,000 円と記載されており、申立人は、この記載を申立期間の国民年金保険料を納付した根拠の一つとしているが、この金額は、43 年当時の 35 歳以上の国民年金被保険者の保険料年額であり、当時 23 歳であった申立人の保険料年額 (2,400 円) とは相違していることから、当時、国民年金に加入中であった申立人の母親の保険料年額であると推認できる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 45 年に区役所が実施した職権適用の際に払い出されており、その時点では申立期間の過半は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 57

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 3 月から 62 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 3 月から 62 年 6 月まで

昭和 57 年ころ、在日外国人の国民年金加入が可能になったことを知ったため、国民年金の加入手続を行い、その時点で老齢年金の受給資格期間を満たすべく約 3 年分の国民年金保険料として約 31 万円を一括で納付した。その後は継続して毎月保険料を納付していたのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、かつ、昭和 57 年 1 月より前の期間は外国人の国民年金加入制度自体が存在しない。また、申立人の所持する国民年金手帳の資格取得年月日も昭和 57 年 1 月 1 日と記載されているため、この時期からさかのぼって納付したとする申立人の主張には矛盾が認められる。

また、申立人の保険料納付についての記憶は曖昧であり、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年 6 月に A 市で払い出されていることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間のほとんどは時効により納付できない期間である。

加えて、申立人がさかのぼって納付したとする金額は、当時の保険料額と大きく乖離している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 58

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年12月までの国民年金保険料については、納付したものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年12月まで

昭和36年当時、私は自営業を営む両親の元で働いていた。両親は、私が20歳になったのを機に私を国民年金に加入させ保険料を払っておくので、一生懸命働くよう言っていた。39年に私が結婚する際も、父は、私が20歳の時から国民年金保険料を納付してきたが結婚後は自分で保険料を支払うようにと言っていたので、その後は自分で保険料を納付してきた。平成16年1月、年金受給手続の際、2年9か月の未納があると言われたが、両親が納付していたはずで、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その両親が国民年金加入手続を行い、保険料を納付していたはずだと主張しているが、申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人自身は国民年金の手続に関与していないため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は申立人が23歳であった昭和39年7月に、2歳違いの妹と連番で払い出されているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、事実、申立期間はその妹の納付記録も未納となっている。さらに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 59

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から48年3月までの国民年金保険料については、納付したものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月から48年3月まで
昭和43年10月に会社を退職してすぐ国民年金に加入していたと思う。将来のことを考えて年金だけは加入しておかなければと強く思っていた。国民年金保険料は自宅に集金人が来て支払っていた。以前にも年金記録を調べてもらったが、48年4月より前の国民年金保険料納付記録は見当たらないとの回答だった。最近、年金記録の漏れがあると騒がれているので再度調査を依頼したく申立てをした。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後すぐに国民年金に加入し保険料を納付したはずであると主張しているが、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人の記憶が不明瞭であるため、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、「現在所持している国民年金手帳の交付を受ける前に領収書を貼付した別の国民年金手帳を持っていたが、集金人に回収された。」と主張しているが、当時同居していた申立人の父親が所持していた同時期の国民年金手帳は印紙納付方式となっており、管轄市役所での納付書による納付方式の開始時期も申立期間後の昭和49年度からであることが確認できることから、この記憶については矛盾が認められる。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳には、昭和48年4月に国民年金に任意加入したとの記載があり、社会保険庁の国民年金手帳記号番号払出簿においても、申立人の国民年金手帳記号番号は48年4月に払い出されていることが確認でき、この記録が誤りである可能性はうかがえない。加えて、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 60

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 9 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 9 月から 54 年 3 月まで

私は、夫の国民年金保険料を集金に来ていた集金人に勧められ、時期がはっきりしないが、国民年金に加入した。集金人から 20 歳到達時の分までさかのぼって納付できると聞いたので、20 数万円を自宅で集金人に支払った記憶がある。未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫の国民年金保険料を集金に来ていた集金人に勧められ、未納となっていた 20 歳からの国民年金保険料として、20 数万円を納付したと主張しているが、納付時期の記憶が曖昧で、昭和 56 年か 57 年ごろであったとしている。申立人の主張どおりであれば、申立人は、申立期間である約 10 年分の国民年金保険料を特例納付したことになるが、昭和 56 年及び 57 年当時は、特例納付は実施されていない。

また、仮に、特例納付が可能であった昭和 53 年 7 月から 55 年 6 月までの間に国民年金保険料を特例納付したとすると、その金額は 40 数万円から 50 数万円となるが、申立人はそのような金額を納付した記憶は無いと主張していることから、申立内容の信憑性は低いと考えられる。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和 56 年 6 月ごろであり、一方、申立人の国民年金保険料納付開始は 54 年 4 月からとなっていることから、2 年 3 か月分に相当する保険料額 10 万円弱をさかのぼって納付していることが確認できる。この金額について、申立人は「夫の弟が国民年金に未加入であったため、自分と一緒に加入させ、保険料を納付してあげようと考えていた記憶がある。」と述べていることから、申立人が納付したと主張する 20 数万円は、申立人がさかのぼって納付した自身の 10 万円弱の保険料と申立人の夫の弟の保険料を併せた二人分の保険料額である可能性がうかがわれる。

加えて、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 62

第1 委員会の結論

申立人の昭和 40 年 6 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 6 月から 42 年 3 月まで

私は、20 歳になった時に、住み込みで働いていた勤務先に集金人が来た際に、自ら集金人に依頼して国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、勤務先に来ていた集金人に 2 か月か 3 か月おきに納めていた。住み込みで働いていたころは、集金以外の方法で納付したことは無い。私が所持している昭和 40 年 6 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料納付書・領収証書は、集金人から渡された際に、「大切に保管しておくように。」と言われたものであるが、手続に不慣れなこともあり、領収印の有無は確認しなかった。申立期間以降の保険料は、すべて納付しており、申立期間のみ保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「20 歳になった昭和 40 年 6 月ごろに国民年金の加入手続を行い、その後、勤務先に来ていた集金人に 2 か月か 3 か月おきに保険料を納付していた。」と主張するとともに、所持している国民年金保険料納付書・領収証書を申立期間の保険料を納付していた根拠としている。しかしながら、この納付書・領収証書は過年度保険料を納付する場合に使用するものである上、当該納付書・領収証書には領収印が無く、保険料納付を確認できない。仮に、この納付書・領収証書で保険料を納付したことになると、申立期間の 22 か月の保険料の合計 2,500 円をさかのぼって一括納付したことになり、申立内容に矛盾が認められる。

また、申立人が一冊しか所持していないとする国民年金手帳の発行時期は、昭和 42 年 7 月であり、申立人が 20 歳になった 40 年 6 月ごろに加入手続を行ったとする主張とも矛盾が認められる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料について納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 63

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年8月から48年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年8月から48年1月まで

私は、20歳になった昭和41年8月ごろ、A区B支所において、自分で国民年金の加入手続きを行い、その後は1、2回程度、自分で集金人に保険料を納付したほかは、母親に保険料を預け母親から集金人に納付してもらっていたが、41年8月から48年1月までの79か月の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、国民年金に加入し、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また国民年金手帳の交付時期、保険料の納付方法、保険料額等について申立人の記憶が曖昧なため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、社会保険庁の記録によると、国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、昭和48年2月24日であり、申立人は加入手続き当時、任意加入被保険者の対象者であったことから、申立期間にさかのぼって加入手続き及び保険料納付はできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、任意加入年月日である昭和48年2月24日は、紛失した手帳の再交付手続きを行った日であり、現在手元にある手帳は、その時交付された手帳であると主張しているが、交付されたとするオレンジ色調の年金手帳は、49年11月以前には発行されていないため、申立人の主張は不合理である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 64

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 9 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 9 月から 56 年 3 月まで

申立期間について、社会保険事務所から国民年金保険料の納付の事実が確認できなかった旨の回答を受けたが、当時、無職で収入が無かったことから、母親が「国民年金保険料に関し未納期間を作ってはいけないので、再就職するまでは肩代わりで保険料を納付しておく」と言っていた。

今まで母親の言葉を信じて疑わなかったが、納付していたことを証明する資料が無く、また、母親の証言があれば良いが平成 18 年 4 月に他界しており、約 30 年前の母親との会話の記憶しか証明するものは無いが、母親が保険料を納付してくれていたはずなので未納のはずは無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、申立人の母親が国民年金保険料を納付してくれていたはずと主張しているが、申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付をしていたとする母親も既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、申立人自身が厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った平成 2 年 9 月 1 日であり、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間は平成 3 年 12 月 24 日に国民年金被保険者記録が追加処理されたことにより、初めて被保険者期間になったものであり、申立期間当時の国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年9月から49年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月から49年1月まで

国民年金保険料収納記録について照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

当時、国民健康保険及び国民年金の加入手続と保険料納付は妻が行っており、国民年金を納め続けているのに、この間だけ納めていないわけではない。記録が漏れていると思われるので、よく調べて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その妻が国民年金保険料の納付を行っていたと主張しているが、申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、しかも、申立人自身は国民年金の手続に直接関与しておらず、妻の記憶が明瞭でないため、申立期間当時の国民年金の加入手続及び納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和52年9月の時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがえず、事実、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその妻も、申立期間は国民年金に未加入である上、夫婦とも申立期間以外についても未加入期間がみられ、国民年金制度への理解及び保険料の納付意識の高さはうかがえない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

新潟国民年金 事案 87

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から平成2年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月から平成2年8月まで

A市役所から「平成20年4月から健康保険料を年金から徴収する」との話聞いた。無年金者は保険診療を受けられなくなるのではないかと心配である。そのため、年金が欲しいので加入状況を調べてもらいたい。

私は自営業であるが、昭和40年に設備資金の返済に困り、国民年金保険料を免除してもらったが、3年から4年後には保険料納付を始めた。免除を受けた前後の期間は納付しており、加入期間のほとんどが、免除期間となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間は約29年と長期間であるが、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、保険料の納付方法、納付場所、納付金額等について、記憶が明瞭でないため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人夫婦の国民年金保険料納付記録を見ると、保険料納付済期間、保険料免除期間、保険料未納期間及び資格喪失日が夫婦同一であり、納付記録に過誤がある可能性はうかがえない。

さらに、申立人から国民年金保険料免除期間の保険料を追納したとの説明は無く、事実、保険料を追納したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から平成3年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月から平成3年9月まで

A市役所から「平成20年4月から健康保険料を年金から徴収する」との話聞いた。無年金者は保険診療を受けられなくなるのではないかと心配である。そのため、年金が欲しいので加入状況を調べてもらいたい。

夫は自営業であるが、昭和40年に設備資金の返済に困り、国民年金保険料を免除してもらったが、夫が3年から4年後には保険料納付を始めた。免除を受けた前後の期間は納付しており、加入期間のほとんどが、免除期間となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間は約30年と長期間であるが、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、保険料の納付方法、納付場所、納付金額等について、記憶が明瞭でないため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人夫婦の国民年金保険料納付記録を見ると、保険料納付済期間、保険料免除期間、保険料未納期間及び資格喪失日が夫婦同一であり、納付記録に過誤がある可能性はうかがえない。

さらに、申立人から国民年金保険料免除期間の保険料を追納したとの説明は無く、事実、保険料を追納したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年6月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年6月から61年3月まで

昭和57年か58年ころに初めて国民健康保険に加入した際に、市役所職員の勧めで国民年金に早く加入した方がいいと言われて、国民健康保険と同時に国民年金に加入した記憶がある。市役所の窓口でさかのぼって加入した方がいいと言われたので、さかのぼって加入し、保険料を納付したことを覚えている。国民年金に加入後は、保険料の納付を遅らせたことは無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、さかのぼって国民年金に加入し保険料を納付したと主張しているが、申立期間は任意加入期間であるため、さかのぼって加入し保険料を納付することはできない。また、市役所の国民年金被保険者名簿には、「法改正により加入、昭和61年11月21日受付、61年4月1日強制加入」と記載され、昭和61年4月から62年3月までの国民年金保険料を4回に分けて納付したことが確認でき、「さかのぼって国民年金に加入し、保険料を納付した」との主張は、この期間の事実と推認される。さらに、申立人に国民年金加入を勧めたとされる市役所職員は、61年4月から国民年金担当課に所属していたことが確認できる。これらのことから、申立人の加入当時の記憶が事実と相違していると考えられ、申立内容には不合理な点が認められる。

加えて、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付してきたと主張しているが、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から49年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和45年12月
②昭和46年1月から49年9月まで

当時、町内会の会長が毎月国民年金保険料の集金に来ていた。当時の組長にその事実を確認したし、昭和42年生まれの長女が3歳の時に集金に、会長が来ていたと思う。申立期間①について国民年金保険料が未納、申立期間②について国民年金に未加入とされているが、保険料を納付していたはずなので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①（昭和45年12月）については、申立人の国民年金手帳記号番号払出日（昭和49年11月30日）からすると、時効により納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間②（昭和46年1月から49年9月）については、申立人の夫が厚生年金保険被保険者だったため、申立人は国民年金に任意加入できる期間であるが、申立人は加入していなかったため、さかのぼって保険料を納付することは出来ない。

さらに、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年2月から62年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年2月から62年12月まで

昭和62年2月に社会保険事務所職員の訪問を受け、62年分から国民年金保険料を納めるようにとの指導を受けた。

その際、過去の未納分もさかのぼって納付できるとの話があり、納付書が送られてきたため、過去の未納分を何回かに分けて納付し、その後の保険料については、毎月適切に納付してきたので、申立期間が未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が社会保険事務所職員の訪問を受けたと説明している昭和62年2月の時点では、第3回目の特例納付の実施期間を過ぎていることから「過去の未納分もさかのぼって納付できる」との話は過年度納付のことと考えられ、当該時点では、60年1月から61年3月までの国民年金保険料は過年度納付が、昭和61年度の保険料は現年度納付が可能である。しかし、申立期間後も未納期間があり、昭和63年4月から平成元年12月までの保険料を平成2年7月に過年度納付しているなど、「過去の未納分については分割して納め、その後は毎月納めた」との主張には矛盾が認められる。

また、申立人は、国民年金保険料をさかのぼって納付したとする期間についての記憶が曖昧であり、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

さらに、申立期間直前の8年2か月間の保険料も未納となっており、保険料納付に対する意識が高かったとは言い難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 47

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から46年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から46年4月まで

私は、当時母親と同居し、母親、叔父と3人で飲食業を営んでおり、国民年金保険料は、母親が3人分を一緒に納税組合へ支払っていた。母親、叔父には未納が無く、自分にだけ未納があることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(領収書、家計簿等)が無く、また、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、昭和46年10月20日であり、これを基準にすると、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人は申立期間直後の昭和46年5月から同年9月までの国民年金保険料について、48年9月に過年度納付しているが、申立人の母親及び叔父の当該期間の保険料は現年度納付となっており、母親が3人の保険料を一緒に支払っていたとする申立人の主張と符合しない。

なお、申立人は、前記過年度納付に関して、「飲食業は日銭商売なので、数か月分もまとめて払うはずがない。」と主張するが、諸般の事情を総合してもこれを認めるには足りず、過年度納付を否定する新たな事実は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 48

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から38年3月までの期間及び39年4月から40年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から38年3月まで
② 昭和39年4月から40年3月まで

申立期間当時の国民年金保険料は、同居していた父親が納めてくれていたと聞いているので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無く、申立人自身は保険料の納付等に関与していないことから、国民年金への加入状況、申立期間に係る保険料の納付状況等は不明である。

また、当時、同居していた申立人の兄の国民年金保険料納付記録をみると、申立人の申立期間と全く同じ期間の保険料が未納となっている。

さらに、申立内容を裏付ける証言等も得られず、ほかに保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から同年6月までの期間、41年11月から44年7月までの期間、45年10月から46年3月までの期間、48年7月から同年12月までの期間及び49年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年1月から同年6月まで
② 昭和41年11月から44年7月まで
③ 昭和45年10月から46年3月まで
④ 昭和48年7月から同年12月まで
⑤ 昭和49年4月から同年12月まで

国民年金保険料の納付状況については、ほとんど記憶がないが、もしかしたら、申立期間のうち、保険料を納付していた期間もあるのではないかと。

第3 委員会の判断の理由

申立人の年金加入記録は、平成8年8月に、別居していた夫の厚生年金保険加入期間との照合により、納付期間、未納期間及び免除期間の一部が未加入期間（合算対象期間）に変更され、その結果、96か月分が未納期間として残っている。

また、申立人は、これらの未納期間のうち、昭和40年代の合計60か月分について、もしかしたら納付していた期間もあるのではないかととして申し立てたに過ぎず、具体的な納付時期については記憶が無く、納付していた事実を裏付ける関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

さらに、申立人の基礎年金番号以外の国民年金手帳記号番号の存在は確認できず、申立期間に保険料を納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 10 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 10 月から 48 年 3 月まで

昭和 47 年ごろ、市役所の女性職員が自宅に 3 度訪問し、特例納付で 20 歳まで遡及し納付ができる説明を受けた。金額が 7～8 万円と高額なため、夫に相談し将来の年金額を増やすために納付した。はっきり記憶にあり未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年ごろ、市役所の女性職員の訪問を受け、20 歳まで遡及し納付できる説明を受け、金額が 7～8 万円と高額なため、夫に相談し将来の年金額を増やすために特例納付したと主張しているが、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、50 年 7 月ごろ払出しをされ、その時点で時効にかかっていない 48 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を 50 年 7 月 21 日に過年度納付し、その後、48 年 7 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料も 2 回に分割し、過年度納付している。

また、申立人が所持している国民年金手帳は、昭和 49 年 11 月に施行の「年金手帳の様式を定める省令」に基づく様式であり、ほかに、47 年当時に使用されていた様式の国民年金手帳の交付を受けた記憶は無いことから、別の国民年金手帳記号番号が払出しをされていたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人が主張する納付時期は必ずしも明確でないこと、及び前述の過年度保険料の納付状況を併せて考えると、申立人が、申立内容のとおり 47 年ごろに特例納付により、未納分の国民年金保険料を納付したとは認め難い。

さらに、国民年金手帳記号番号が払出しをされた、昭和 50 年 7 月ごろ国民年金保険料を特例納付したと仮定すると、納付金額は申立ての金額と大きく異なる。

加えて、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものとは認められない。

岐阜国民年金 事案 43

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から39年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から39年3月
私は、20歳のころ納税組合長をしており、区の納税組合へ毎月28日に国民年金保険料を納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳のころ納税組合長をしており、区の納税組合へ毎月28日に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、A市(旧B町)へ調査した結果、申立人が納税組合長をしていたのは、昭和40年度(23歳)であり、申立内容を裏付ける周辺事情も確認できない。

また、申立期間当時、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、領収書等)は見当たらない。

さらに、申立人が所持している国民年金手帳は、昭和39年6月に払い出されており、申立期間は未加入期間とされているが、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものとは認めることはできない。

岐阜国民年金 事案 44

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私は、申立期間当時学生であったが、申立期間について、母親が自分の国民年金保険料と一緒に、私の国民年金保険料を納付していたはずであり、未納となっていることに納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、申立人の母親が自分の国民年金保険料と一緒に、国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているが、社会保険庁の記録では、申立人の母親は、昭和37年6月に国民年金に任意加入し、同年同月以降国民年金保険料を納付している。また、申立人の国民年金手帳記号番号は、2歳年下の申立人の妹と連番で、38年1月11日に払出しをされ、兄妹ともに、昭和37年度分の国民年金保険料は、38年2月7日に一括納付されている。

これらのことから、申立人の母親は昭和38年1月ごろ、申立人兄妹に係る国民年金の加入手続を行い、同年2月7日に当該年度分の保険料を一括納付したものと推定され、申立人の主張は認め難い。

さらに、未納とされている申立期間において、申立人の母親が国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料や関係者の証言は無く、ほかに申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものとは認めることはできない。

岐阜国民年金 事案 45

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から47年3月まで
私が会社を退職し、両親の自営業を手伝い始めた昭和44年1月から、父親が国民年金保険料を納付してくれていたと思うので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人は記憶が不明確で国民年金加入手続に直接関与しておらず、申立人の両親及び婿養子である夫も既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立期間は、昭和44年4月に結婚した夫の保険料も未納であるとともに、夫婦の国民年金手帳記号番号は、47年7月に連番で払い出されており、その時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民健康保険の加入歴も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、国民年金の任意加入の脱退の手続をした覚えは全く無いが、私の年金記録では、昭和 57 年 4 月 1 日付けで脱退したことになっており、申立期間が未加入となっている。

申立期間についても、脱退すること無く、保険料を納めていたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自らの意思で昭和 57 年 4 月 1 日に任意加入を脱退した覚えは無いとしており、申立人が市役所に届出した書類等が残っていないこと、及び申立期間当時の申立人の経済状況等に関する聴取結果から、申立人が特に申立期間において任意加入を脱退する必要性があったともみられないことから判断すると、申立人が国民年金の任意加入を脱退していないとする主張については、その可能性を否定することはできない。

しかしながら、申立期間は 48 か月と比較的長期間であり、未加入期間とされている申立期間について納付書が発行されていたことをうかがわせる事情は見付かっておらず、また、仮に、申立期間後に遡^{そぎゅう}及して資格喪失（この場合、納付書は発行されていたことになる）とされたのであれば、社会保険庁のオンライン記録上に記録補正の経緯が残ることになるが、そのような状況も見受けられない。

さらに、申立人は、実家近くの金融機関で保険料の納付を行っていたとしているものの、申立期間のことであったか確認することができないなど、申立人の申立期間における保険料の納付を裏付けるような周辺事情も見当

たらず、申立人が申立期間に保険料を納付していたとの判断を行うのは困難である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 66

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

申立期間当時、勤務していた店の店主から国民年金保険料を給与天引きされていた。店主は保険料の納付を約束してくれており、また、親子のような関係であったため、天引きした保険料を店主が納付しないことは考えられず、未納はあり得ない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和40年9月に払い出されているが、その時点では申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。また、申立人は、昭和40年に市役所から国民年金手帳が送付されてきた記憶がある一方で、同年に勤務していた店が閉店した際、店主から国民年金手帳を引き継いだ記憶は無く、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人自身は申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、店主も既に死亡しており、店主が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、給与明細等）が無いことから、申立期間に係る国民年金への加入状況及び納付状況は不明である。

加えて、市の国民年金被保険者台帳では、申立人の国民年金保険料の検認状況について、開始年月日が「昭和40年4月」と記録されており、社会保険庁の納付記録（マイクロフィルム）と一致しているが、記録管理に関して、行政側に過誤があったような可能性はうかがわれない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 67

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から44年3月まで

国民年金のことは、結婚するまで知らなかったが、昭和44年ごろ、嫁ぎ先で38年4月にさかのぼって加入した。その際、夫の両親も国民年金に加入していなかったため、一緒に加入し、夫の母親が私の分も併せて、分割で保険料を納付してくれた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年2月に国民年金の加入手続をしているが、その時点では申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、特例納付制度の実施期間でもない。

また、申立人自身は申立期間の国民年金保険料の納付に関与していないため、納付金額は承知しておらず、その夫の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無いことから、申立期間に係る国民年金保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人は聴取の過程において、申立人の夫の母親が納付組織を通じて納付していた可能性について述べていることから、申立人の国民年金加入手続が行われた時点において現年度保険料であった昭和44年度分について、さかのぼって国民年金保険料を納付したものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 68

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年1月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年1月から平成元年3月まで

年金手帳を2冊持っていたので、3年前に、社会保険事務所へ確認に行ったところ、手帳は1冊で良いと言われ、1冊は社会保険事務所に返納した。これが昭和62年1月から国民年金に加入した時の手帳だったのではないかと思う。

申立期間当時、会社退職に伴う国民健康保険及び国民年金への切替手続は、父親が行い、これらの保険料も納めてくれていたはずなので、国民年金のみが、切り替えられておらず、国民年金保険料も未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が居住していた市の被保険者台帳には、当該市の職員が、平成4年8月、申立人の障害基礎年金の請求手続のために訪れたその父親に対し、申立人の国民年金保険料の納付状況が、障害基礎年金の支給要件（初診日の前日に、初診日の属する月の2か月前から13か月前までの1年間に、保険料の未納期間が無いこと）を満たしていない旨を説明し、その父親が了承したとの記載がある。このことは、申立人の初診日が、平成元年4月26日であることから、その父親が、4年8月に市役所を訪ねたときには、初診日の前日である元年4月25日時点において、申立期間である昭和63年3月から平成元年2月までが未納であることを認めていることを示すものであり、申立内容との齟齬が認められる。

また、申立人は、3年前まで、2冊の年金手帳を所持し、昭和62年1月から国民年金に加入したときに得たとする1冊を社会保険事務所に返納したとしているが、この手帳に、申立期間における国民年金保険料を納付したときに得た領収書を貼付等していた、あるいは、保険料の納付を裏付ける記述があったとの記憶があるとはしておらず、その年金手帳を保存していたとしても、申立期間における保険料の納付を示す資料とはなり得ないとみられる。

さらに、申立人が申立期間中、国民年金保険料を納付していたことがわかる客観的な関連資料は無く、申立人の保険料を納付していたとする父親にも、国民年金加入手続、保険料の納付状況共に具体的な記憶は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 28

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年8月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月から54年3月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付について、照会申出書を提出したところ、上記期間については納付の事実が無い旨の回答を受けた。

昭和46年に町役場で長女出産時の「育児手当金」を申請した際、国民年金に加入することが条件と言われ加入した。それに、私の国民年金手帳の被保険者資格取得の日付は46年8月15日となっている。また、妻は、49年11月から国民年金保険料を納付している。妻が、私たち夫婦二人分を納付していたのに、私の納付記録が無いのはおかしい。申立期間の国民年金保険料の納付記録が無いのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和54年5月9日に払い出されていることが確認でき、この時点では、申立期間92か月のうち68か月は時効により納付できない期間である。

また、別の国民年金手帳記号番号が払い出され、これに国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申し立てている「育児手当金」は、国民健康保険の「出産育児一時金」を指すものとみられるが、この制度の支給条件には国民年金の加入状況は関係しないため、申立人の主張は不合理である。

加えて、申立人が、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

このほか、申立人は、申立期間当時の様式の国民年金手帳の交付を受けた記憶は無く、現在所持している国民年金手帳に記載された資格取得年月日（昭和46年8月15日）を、国民年金保険料の納付を開始した日付と誤解していることがうかがわれる。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 29

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年11月から44年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年11月から44年12月まで
国民年金保険料の納付記録について確認したところ、昭和41年11月から44年12月までの納付事実が確認できなかったとの回答であった。申立期間について、夫の分は納付済みとなっているのに、自分だけ未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和46年10月2日に払い出されたことが確認でき、この時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間である。

また、申立人は、申立期間中に2回転居したとしているものの、いずれも同一市内であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる関連資料等はなく、申立期間に係る国民年金加入手続及び保険料納付の記憶も明確でない。

さらに、申立人の夫の国民年金保険料は、申立人の申立期間について、納付済みとなっているが、夫の国民年金手帳記号番号の払出日は昭和36年4月6日と申立人の国民年金手帳記号番号の払出日より10年以上前の婚姻する以前であり、加えて、申立人及びその夫の国民年金保険料の納付日が確認できる45年1月から49年3月までの納付記録のうち、夫婦が同日に納付したと認められる期間は47年4月から49年3月までの期間のみであり、申立期間直後の期間は夫婦異なる日に納付していたことが確認できることから、申立期間当時、申立人とその夫の国民年金保険料の納付行為が同一であったとは判断し難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 30

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 5 月から平成 19 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 5 月から平成 19 年 7 月まで
国家公務員を退職し、1 年半後に A 市の国民年金担当課を訪れた際に「あなたは、1 年半をさかのぼって納付できない。一部は納付できる。」という事でやむを得ず、その窓口でいくらかの金額を納付しました。年金問題が取りざたされる中、新聞を見ると 2 年前までは納められると書いてある。しかし、私は納められなかったもので、今からでも納めたいと考えている。上記で支払った「いくらかの金額」も現在の給付金に反映していないと思います。調査をお願いします。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、さかのぼって国民年金保険料を納付したとしているが、国家公務員の退職共済年金(組合員期間 20 年以上)の受給権が昭和 63 年 4 月に発生しているため、制度上、国民年金の加入資格は任意加入被保険者の対象となり、さかのぼって加入できないことから、国民年金保険料を納付できない。

また、申立人は、退職後 1 年半経過した時点で、国民年金の加入手続を行ったとしているが、市役所及び社会保険事務所において国民年金に加入したことをうかがえる記録は確認できず、申立人に聴取しても、国民年金手帳を交付された記憶は不明である。

さらに、申立人が国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の大部分は 65 歳以上の期間であることから、制度上、国民年金に加入できない期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 43

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から55年3月までの期間及び57年7月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、昭和61年4月から62年3月までの国民年金保険料については、二重に納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年1月から55年3月まで
② 昭和57年7月から58年3月まで
③ 昭和58年4月から61年3月まで
④ 昭和61年4月から62年3月まで

昭和55年6月にA市で、夫婦共に国民年金の加入手続を行い、特例納付制度を利用して市役所窓口で47年1月までさかのぼって国民年金保険料を納付した。それ以降も、厚生年金保険に加入(平成5年4月)するまでの夫婦二人分の保険料を完納している。

しかし、社会保険庁の記録では、昭和47年1月から55年3月まで特例納付した記録が無く、57年7月から58年3月までの保険料が未納とされているので、納得がいかない。また、58年4月から61年3月までは申請免除期間とされているが、当時の夫の年収は申請免除の基準を超えていたため、申請しても認められるはずがなく、A市が申請書を捏造し、保険料を詐取した疑いが持たれる。

さらに、昭和61年4月から62年3月までの保険料をA市の窓口で納付したにもかかわらず、B社会保険事務所から納付書が送られてきたので金融機関から振込みをした。この結果、この期間の保険料が二重払いとなっているので、返金してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年1月から61年3月までの国民年金保険料を納付したと

申し立てているが、申立人の夫の昭和 47 年から 62 年までの源泉徴収票の社会保険料控除額の欄に記載された額から国民健康保険料を差し引いた額(国民年金保険料納付相当額と推定される)と A 市の納付記録から計算される国民年金保険料納付額とを対比すると、おおむね合致している。この点について申立人は、当時、国民年金保険料が所得税控除の対象になることを知らなかったと説明しているが、申立人の税務手続は会計事務所が処理しており、通常、適切な助言がなされていると考えられることや、国民年金保険料控除相当額が年金記録とほぼ一致していることから、この申立人の説明には不自然なものが認められる。

申立人が申立期間③について主張している申請免除の手続の有無については、当時の申立人の夫の所得水準からみてあり得ない免除決定となっており、手続が本人から行われたか否かを問わず、行政側の事務手続の誤りが認められる。しかし、この期間の保険料の納付の有無についても、会計事務所の管理の下に作成された当該年度の源泉徴収票からも、納付の事実を確認することはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。また、申立期間④の国民年金保険料を二重納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 44

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から55年3月までの期間及び57年7月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、昭和61年4月から62年3月までの国民年金保険料については、二重納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年1月から55年3月まで
② 昭和57年7月から58年3月まで
③ 昭和58年4月から61年3月まで
④ 昭和61年4月から62年3月まで

昭和55年6月にA市で、夫婦共に国民年金の加入手続を行い、特例納付制度を利用して市役所窓口で47年1月までさかのぼって国民年金保険料を納付した。それ以降も、厚生年金保険に加入(平成5年4月)するまでの夫婦二人分の保険料を完納している。

しかし、社会保険庁の記録では、昭和47年1月から55年3月まで特例納付した記録が無く、57年7月から58年3月までの保険料が未納とされているので、納得がいかない。また、58年4月から61年3月までは申請免除期間とされているが、当時の夫婦の年収は申請免除の基準を超えていたため、申請しても認められるはずがなく、A市が申請書を捏造し、保険料を詐取した疑いが持たれる。

さらに、昭和61年4月から62年3月までの保険料をA市の窓口で納付したにもかかわらず、B社会保険事務所から納付書が送られてきたので金融機関から振込みをした。この結果、この期間の保険料が二重払いとなっているので、返金してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年1月から61年3月までの国民年金保険料を納付したと

申し立てているが、申立人の昭和 47 年から 62 年までの源泉徴収票の社会保険料控除額の欄に記載された額から国民健康保険料を差し引いた額(国民年金保険料納付相当額と推定される)と A 市の納付記録から計算される国民年金保険料納付額とを対比すると、おおむね合致している。この点について申立人は、当時、国民年金保険料が所得税控除の対象になることを知らなかったと説明しているが、申立人の税務手続は会計事務所が処理しており、通常、適切な助言がなされていると考えられることや、国民年金保険料控除相当額が年金記録とほぼ一致していることから、この申立人の説明には不自然なものが認められる。

申立人が申立期間③について主張している申請免除の手続の有無については、当時の申立人の所得水準からみてあり得ない免除決定となっており、手続が本人から行われたか否かを問わず、行政側の事務手続の誤りが認められる。しかし、この期間の保険料の納付の有無についても、会計事務所の管理の下に作成された当該年度の源泉徴収票からも、納付の事実を確認することはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。また、申立期間④の国民年金保険料を二重納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 45

第1 委員会の結論

申立人の平成元年7月から2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月から2年3月まで
当時、市役所から未納になっているとの連絡があり、多額の金額が請求されるので驚かないでくださいと言われ、その際に父が支払った。
平成元年7月から2年3月までの間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会判断の理由

申立人の父が、当時、市役所から国民年金が未納となっているとの連絡を受け、多額の保険料を納付したとの申立てである。しかし、申立人自身は婚姻し、父と別居していたことから、国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は平成4年4月から同年5月ごろに払い出されており、この時点では、元年7月から3年10月までの間の保険料が未納となっていた。しかし、すでに申立期間については2年の納付時効が到来しており、当時納付可能であったのは2年4月分から3年10月まで分の過年度保険料であったので、父により支払われたのはこの期間であると推察できる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 46

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から42年6月までの期間、42年11月から45年12月までの期間及び48年4月から48年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月から42年6月まで
② 昭和42年11月から45年12月まで
③ 昭和48年4月から48年9月まで

昭和59年に、市役所から「昭和38年からの未納分を納めることができる」という通知をいただいた。そのころ、A社へ入社し、同時に市役所年金課で間違いなく支払を済ませた。それにもかかわらず、未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年に申立期間である8年間の未納分を一括納付したと主張しているが、当時は、申立期間の保険料を特例納付できる時期ではなかった。また、時効により過年度保険料として納付することもできない。

さらに、申立人は、市役所の年金担当課窓口で納付をしたとしているが、市役所窓口では特例納付や過年度保険料の収納事務は扱っておらず、申立人の主張とは相違する。

加えて、納付保険料額を記憶しておらず、このほか、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福井国民年金 事案 15

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付したものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月まで
平成 15 年 3 月末で A 事業所を退職したため、同年 4 月に夫婦それぞれ B 市役所で国民年金の加入手続を行ったところ、昭和 54 年度の国民年金保険料が未納であることを知った。この時、夫婦二人分の平成 15 年度の国民年金保険料を免除申請し、夫婦二人分の昭和 54 年度と同保険料として 33 万 6,270 円を支払ったが、社会保険庁の記録では、現在も未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 15 年 4 月に夫婦二人分の 15 年度の国民年金保険料を免除申請し、昭和 54 年度と同保険料を納付したと申し立てているが、15 年 4 月時点では、2 年以上経過しているため、時効により 54 年度と同保険料を納めることはできない。

また、国民年金保険料については、平成 14 年 4 月から社会保険事務所において一括徴収することとなっており、申立人が納付したとする時期に B 市役所で納付することはできなかった。

さらに、申立人の平成 15 年度の国民年金保険料については、夫婦併せて前納（納付額 31 万 3,540 円）の記録があり、国民年金加入手続時に前納申出があったことが推認されるが、免除申請されたことは確認できない。

加えて、申立人が当該時期に納付したとする 33 万 6,270 円については、平成 16 年分の所得税申告書（社会保険料控除欄）に記載されているが、C 共済組合任意継続被保険者としての健康保険料額であることが確認でき、国民年金保険料額及び納付時期を誤認している可能性がうかがわれる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福井国民年金 事案 16

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 9 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付したものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 9 月から 55 年 3 月まで

夫が、平成 15 年 3 月末で A 事業所を退職したため、同年 4 月に夫婦それぞれ B 市役所で国民年金の加入手続を行い、昭和 54 年度の国民年金保険料が未納であることを知った。この時、夫婦二人分の平成 15 年度国民年金保険料について免除申請を行い、夫婦二人分の昭和 54 年度国民年金保険料として 33 万 6,270 円を支払ったが、現在も未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 15 年 4 月に夫婦二人分の 15 年度の国民年金保険料を免除申請し、昭和 54 年度と同保険料を納付したと申し立てているが、15 年 4 月時点では、2 年以上経過しているため、時効により 54 年度と同保険料を納めることはできない。

また、国民年金保険料は、平成 14 年 4 月から社会保険事務所において一括徴収することとなっており、申立人が納付したとする時期に B 市役所で納付することはできなかった。

さらに、申立人の平成 15 年度の国民年金保険料については、夫婦併せて前納（納付額 31 万 3,540 円）の記録があり、国民年金加入手続時に前納申出があったことが推認されるが、免除申請されたことは確認できない。

加えて、申立人の夫が当該時期に納付したとする 33 万 6,270 円については、夫の平成 16 年分の所得税申告書（社会保険料控除欄）に記載されているが、C 共済組合任意継続被保険者としての健康保険料額であることが確認でき、国民年金保険料額及び納付時期を誤認している可能性がうかがわれる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福井国民年金 事案 17

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 4 月から 46 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月から 46 年 1 月まで
平成 19 年 6 月 27 日に社会保険庁へ昭和 41 年 4 月から 46 年 1 月までの国民年金保険料の納付記録を照会したが、記録を確認できなかった。
当時、母親が自分の国民年金保険料とともに私の分の同保険料を国民健康保険と併せて支払っていたはずである。県会議員だった叔父と母親は厳格な性格で、国の制度に背を向けることはしないので納得できない。当該期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、また、申立人は、その母親が自分の国民健康保険料及び国民年金保険料を納付する際に、申立人の国民年金保険料も併せて支払っていたと主張しているが、市町村における国民健康保険料の納付については確認できず、母親は、昭和 49 年 1 月に再開 5 年年金の手続を行っており、その国民年金手帳記号番号払出日（49 年 1 月 10 日）は申立期間後の時期であり、申立期間の国民年金保険料を納付していたとは考えにくい。

また、申立人の国民年金手帳記号番号払出日（昭和 46 年 2 月 8 日）における被保険者種別は任意加入であるため、資格取得日は遡及できないものであり、申立人が特例納付を行ったこと及び別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、引っ越し及び自宅の火災（昭和 60 年）のため、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料を保有していないとしているなど、申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 32

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年9月から51年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月から51年1月まで
社会保険庁の記録では、昭和49年9月から51年1月までの国民年金保険料が未納とされているが、当時、両親（死亡）が納付していたと思うので、記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の両親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年1月20日に払い出されており、申立期間中に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年7月まで

夫がA(株)に勤務していた当時、知人から国民年金の加入を勧められ、B市役所で説明を受けて加入した。国民年金手帳には、資格取得日が昭和36年4月1日と記載されているので、その時から国民年金保険料を納付していた。39年12月に夫がC市へ転勤となったが、国民年金の住所変更ができていたと思っていた。

申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の所持する国民年金手帳の資格取得日が昭和36年4月1日と記載されていることをもって、同年4月から国民年金保険料を納付したと主張している。しかし、申立人の国民年金手帳は40年9月22日にC市役所で交付されており、しかも、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿によっても、申立人の国民年金手帳記号番号は、C市役所で、同年9月に払い出されていることが確認できる。

また、申立人の国民年金手帳には、資格取得日が昭和36年4月1日、資格種別が任意加入と記載されている。本来、任意加入の場合は加入申出日が資格取得日とされるが、国民年金手帳における資格種別が強制加入から任意加入に訂正され、国民年金印紙検認記録の各年度の記載もそれぞれ訂正されていることから、国民年金手帳の資格取得日は40年9月22日、資格種別は任意加入とあるべきところを誤記した可能性が高い。

さらに、申立人が昭和36年4月に加入手続を行ったとすれば、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことになるが、B市役所で申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見

当たらない。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続について、自ら届出を行ったとしているが、申立期間に係る記憶が曖昧であり、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 53 年 6 月までの期間及び平成 9 年 4 月から同年 10 月までの期間の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 36 年 4 月から 53 年 6 月まで
②平成 9 年 4 月から同年 10 月まで

国民年金に加入した昭和 36 年 4 月から 60 歳まで、付加保険料納付の届出をして納付してきたにもかかわらず納付済みとされていないことに納得できない。

また、夫とは 9 歳の年齢差があり、夫より 9 年間長く保険料を納めているにもかかわらず年金額に差が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、①昭和 36 年 4 月から 53 年 6 月までの期間については、申立人は、36 年 4 月から付加保険料を納付したと申し立てているが、国民年金法に基づく付加保険料制度は、45 年 10 月から開始されたものであり、同年 9 月以前の期間について付加保険料を納付することはできない。

また、昭和 45 年 10 月から 53 年 6 月までの期間については、付加保険料納付申出届が提出された場合、国民年金手帳に申出年月日が記入されることになるが、申立人が所持している 46 年 4 月 1 日に交付され、51 年 3 月まで使用していた国民年金手帳には、付加保険料納付申出年月日の記載は無い。

さらに、社会保険事務所の特殊台帳に、昭和 53 年 7 月 10 日付けで、「付加加入」の記載がある上、市役所の回答書においても、付加保険料が納付されているのは同年 7 月からとなっている。

加えて、申立人が付加保険料制度導入以降、昭和 53 年 6 月までの期

間について、付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

- 2 申立期間のうち、②平成9年4月から同年10月までの期間については、付加保険料は定額保険料と併せて納付しなければならないが、申立人は、昭和36年4月から60歳到達前の3月である平成9年3月までの定額保険料をすべて納付しており、満額の老齢基礎年金を受給する資格を得ていることから、同年4月から同年10月までの定額保険料を納付しなかったものとするのが自然である。
- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。
- 4 なお、老齢基礎年金額は、加入可能年数に12月を乗じて得た月数を保険料納付済月数で除して得た数に、満額の年金額を乗じて算出されることになっており、昭和16年4月2日以降に生まれた者は、20歳から60歳までの480月（40年）納付した場合、満額の老齢基礎年金が支給されることになる。しかし、同年4月1日以前に生まれた者は、加入可能年数が短縮されていることから、申立人及び申立人の夫については、それぞれ加入可能年数に12月を乗じた月数のすべてを納付し、満額の老齢基礎年金が支給されている。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から53年6月までの期間及び63年4月から同年7月までの期間の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和36年4月から53年6月まで
②昭和63年4月から同年7月まで

国民年金に加入した昭和36年4月から60歳まで、付加保険料納付の届出をして納付してきたにもかかわらず納付済みとされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、①昭和36年4月から53年6月までの期間については、申立人は、36年4月から付加保険料を納付したと申し立てているが、国民年金法に基づく付加保険料制度は、45年10月から開始されたものであり、同年9月以前の期間について付加保険料を納付することはできない。

また、昭和45年10月から53年6月までの期間については、付加保険料納付申出届が提出された場合、国民年金手帳に申出年月日が記入されることになるが、申立人が所持している46年4月1日に交付され、51年3月まで使用していた国民年金手帳には、付加保険料納付申出年月日の記載は無い。

さらに、社会保険事務所の特殊台帳に、昭和53年7月10日付けで、「付加加入」の記載がある上、市役所の回答書においても、付加保険料が納付されているのは同年7月からとなっている。

加えて、申立人が付加保険料制度導入以降、昭和53年6月までの期間について、付加保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、

確定申告書等) も無い。

- 2 申立期間のうち、②昭和 63 年 4 月から同年 7 月までの期間については、付加保険料は定額保険料と併せて納付しなければならないが、申立人は、36 年 4 月から 60 歳到達前の 3 月である 63 年 3 月までの定額保険料をすべて納付しており、満額の老齢基礎年金を受給する資格を得ていることから、同年 4 月から同年 7 月までの定額保険料を納付しなかったものとするのが自然である。
- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から38年3月まで
昭和36年10月から38年3月までの国民年金保険料は、3か月に1回、自宅に市役所の担当者が来た際に、3か月分まとめて支払っていた。国民年金手帳の切離し部分に契印があり、昭和36年4月から9月までの時効消滅した期間を除き、36年度及び37年度の国民年金保険料は納付しているはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を3か月ごとに集金人に印紙納付（現年度納付）したとしているが、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人の所持する国民年金手帳が発行された昭和39年1月時点では、既に申立期間は印紙納付（現年度納付）することができない期間であり、これを納付するには過年度納付か特例納付によることとなるが、申立人は国民年金保険料をさかのぼって納付した記憶は無いとしている。

さらに、申立人が納付していた証拠と主張する国民年金手帳の契印は、納付の有無にかかわらず、押印の上、切り離すことと定められており、申立人が居住する地方公共団体でも同様の取扱いが行われていたことが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年10月から38年3月まで
昭和36年10月から38年3月までの国民年金保険料は、3か月に1回、自宅に市役所の担当者が来た際に、3か月分まとめて支払っていた。国民年金手帳の切離し部分に契印があり、昭和36年4月から9月までの時効消滅した期間を除き、36年度及び37年度の国民年金保険料は納付しているはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を3か月ごとに集金人に印紙納付（現年度納付）したとしているが、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人の所持する国民年金手帳が発行された昭和39年1月時点では、既に申立期間は印紙納付（現年度納付）することができない期間であり、これを納付するには過年度納付か特例納付によることとなるが、申立人は国民年金保険料をさかのぼって納付した記憶は無いとしている。

さらに、申立人が納付していた証拠と主張する国民年金手帳の契印は、納付の有無にかかわらず、押印の上、切り離すことと定められており、申立人が居住する地方公共団体でも同様の取扱いが行われていたことが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 60

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年5月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年5月から50年3月まで
さかのぼって国民年金保険料を納めることができると聞いたので、未納期間をすべて納付した記憶がある。これだけの期間が未納になるのは納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人は、さかのぼって国民年金保険料を一括納付したと主張しているが、当時、国民年金業務を取り扱っていない社会保険事務所で国民年金保険料納付書を発行してもらったとしているなど、申立内容には不自然な点が見られる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和51年2月時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、これを納付するには特例納付によることとなるが、申立人は特例納付をした記憶が無いとしており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 61

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から50年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から50年10月まで
昭和50年か55年ごろに市の女性職員から「年金は受給できない」との説明を受けたが、45年ごろに一括して国民年金保険料を納付した。
また、同居の妹は、国民年金保険料が納付済みとなっており、私が国民年金に未加入となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿では、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された記録が無く、また、申立人は国民年金手帳を所持していない。

また、申立人が国民年金保険料を一括納付したとしている昭和45年当時、申立人の夫は厚生年金保険加入中であり、申立人が国民年金に加入していた場合の加入資格は任意加入となり、制度上、特例納付することはできない。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 5 月から 61 年 1 月までの期間、平成 6 年 11 月から 7 年 2 月までの期間、8 年 12 月及び 10 年 7 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 5 月から 61 年 1 月まで
② 平成 6 年 11 月から 7 年 2 月まで
③ 平成 8 年 12 月
④ 平成 10 年 7 月

国民年金加入手続については、明確な記憶が無いが、妻が A 市役所で行ったと思う。

昭和 60 年 5 月から 61 年 1 月までは、社会保険に加入していない事業所で勤務しており、事業所に納付書を提出し、事業所が国民年金保険料を納付してくれていたと思う。

平成 6 年 11 月以降については、事業所を退職する度に、妻が市民センターで国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたのに、未納とされており納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、申立人の妻が国民年金への加入手続を行い、国民年金保険料を納付したはずであると主張しているが、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人は厚生年金保険被保険者記号番号が記載された年金手帳しか所持しておらず、その番号が平成 9 年 1 月に基礎年金番号として付番されており、申立人も国民年金手帳の交付を受けたことはないと主張しており、別の、国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、夫婦二人分の国民年金手帳を持参し、市役所で国民年金の加入手続を行ったとする申立人の妻の国民年金手帳には、国民年金保険料が納付されたすべての期間について、納付の記載があり、平成 10 年 8 月に、1 号被保険者から 3 号被保険者へ種別変更の手続が行われた際に押されたと思われる市役所の訂正印もあるが、

申立人の所持する当該年金手帳には、国民年金保険料の納付を開始した平成 16 年以降の納付の記載しかない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 79

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から52年3月まで

昭和51年1月21日に結婚退職し、A市B支所で将来のために国民年金の加入手続を行った。当時、サラリーマンの妻は任意加入であったので、加入の手続をする際、支所の年配の職員に「若いのに偉い。」と褒められた記憶がある。

昭和51年9月30日に長女を授かり、お腹が大きい時に、夜勤明けの夫と二人で、市役所に行き納付書により支払った記憶がある。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人は、A市B支所へ国民年金保険料を納付に行ったと主張しているが、国民年金手帳記号番号は、A市C支所で昭和53年3月15日に払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認できず、A市の収滞納記録においても、53年3月に新規加入となっている。

さらに、現在、申立人が所持している年金手帳の記号番号はすべて基礎年金番号に統合されており、申立人は、ほかに国民年金手帳を所持したことも無いとしており、また、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和53年3月の時点で、申立期間については過年度納付が可能であるが、申立人は過年度納付したとの記憶が定かでなく、また、申立人が当時納付していたと主張する国民年金保険料の金額は、当時の国民年金保険料額と異なっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 49 年 3 月まで
平成 19 年 6 月に国民年金保険料の納付記録を照会し、昭和 36 年 4 月から 49 年 3 月まで未納であるとの通知を受けた。私が大学に通っていた 21 歳の時に母親が市役所で加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、未納とされていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無く、また、申立人自身が納付に関与していないため、国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 51 年 7 月当時は特例納付の期間ではなく、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間直後の国民年金保険料の納付状況から、昭和 49 年 4 月から 51 年 3 月までの分は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 51 年度中に過年度納付されていることが確認できる。このことから、母親が加入手続をしたのは、過年度納付を行った 51 年 7 月であり、その時点で過年度納付が可能な期間について、国民年金保険料を納付したと考えるのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 81

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 2 月から 53 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 2 月から 53 年 1 月まで

私は、昭和 52 年当時、年金受給者であった父母から国民年金に加入するよう熱心に勧められ、A 町役場の窓口で、国民年金保険料を 2 か月分ずつ納付した記憶がある。その後、結婚に伴い B 市に転居し、同市でも国民年金保険料の納付を続け、同市での領収書は一部保存している。

A 町で国民年金保険料を納付した際の領収書については、同町にいる兄嫁が保管していたが、現在は無い。

A 町で国民年金保険料を納付した記憶は確かにあり、未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金保険料の納付記録がある B 市で昭和 53 年 2 月に払い出された記録があるが、申立人が納付したと主張する、A 町及びその前住所地である C 町（現在は、D 市）において、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、A 町の窓口において、納付書で国民年金保険料を支払った記憶があるとしているが、同町での申立人の国民年金保険の加入手続及び国民年金手帳の保有についての記憶が無く、納付書の様式についても明確な記憶が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から 52 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 52 年 9 月まで
昭和 49 年ごろから国民年金に加入し、A 市役所まで毎月子どもを連れて行き国民年金保険料を納付していた。

市役所で付加保険料の説明を聞いたこと、市役所までの道のりを苦勞して納付しに行ったことを覚えているので、A 市での国民年金が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、年金手帳等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続を行った時期及び国民年金保険料の納付金額等について明確な記憶が無い。

また、A 市には、申立人の国民年金被保険者名簿等、国民年金の加入及び国民年金保険料の納付を示す記録は無く、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 52 年 11 月 10 日に B 市で払い出されており、その時点で、申立期間の一部については時効により納付できない期間となっており、また、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 49 年 3 月まで
国民年金の納付記録について照会したところ、昭和 36 年 4 月から 49 年 3 月までの期間が未納であるとの回答をもらった。

しかし、私は昭和 36 年 6 月に国民年金に加入し、国民年金保険料は、同居していた叔母が私の分と一緒に集金人に納め、39 年ごろからは自分で納付書により納め、さらに、43 年 7 月ごろから口座振替で納めた記憶がある。

社会保険事務所の記録で未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年 6 月に、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人が 38 年ごろまで、申立人の分と一緒に保険料を納付していたと主張するその叔母は、36 年 4 月から 40 年 3 月までの保険料が未納となっている。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 48 年 6 月に払い出されているが、A 市の収滞納一覧表では、昭和 48 年度の異動理由欄に「居所不明」と記録されているとともに、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は昭和 43 年ごろから口座振替により国民年金保険料を納付したと主張しているが、A 市での口座振替による取扱いは 48 年 4 月からの実施であり、申立人の主張と異なっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 4 月から 50 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月から 50 年 10 月まで

私は、申立期間中、4 度の転居を行ったが、昭和 42 年 6 月に A 市に転居した後は市役所窓口で、45 年 6 月に B 市に転居した後は C 銀行の窓口で、47 年 6 月に D 市に転居した後は市役所窓口で、50 年 3 月に E 市に転居した後は市役所支所の窓口で、それぞれ国民年金保険料を納付してきた。

それにもかかわらず、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、国民年金の加入手続、国民年金保険料の納付状況についての明確な記憶が無い。

また、申立人は、昭和 42 年 4 月に国民年金被保険者の資格を喪失しているため、申立期間は国民年金の未加入期間であるとともに、申立期間内に他市に 4 度転居しているが、転居したいずれの市においても国民年金の加入記録は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、昭和 45 年に B 市に転居後、C 銀行の窓口で国民年金保険料を納付したとしているが、同市では、その当時、銀行窓口での納付書による納付は行うことができなかった時期であるとしており、申立人の主張と異なっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から53年3月まで期間及び53年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年4月から53年3月まで
② 昭和53年10月

私が昭和51年4月に就職したA社は、当時、厚生年金保険適用事業所ではなかったため、同社から国民年金に加入するように言われたので、就職した時点で、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきたつもりである。

しかし、社会保険事務所の記録で昭和51年4月から53年3月までの期間及び53年10月の国民年金保険料が未納とされていることについて、私としては領収書等証明する資料は無いものの、納付していた記憶があり納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

申立期間のうち、①昭和51年4月から53年3月までの期間については、国民年金手帳記号番号が払い出された53年12月の時点では、一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、納付するためには特例納付によることとなるが、申立人は国民年金保険料を一括で納付したとの主張は行っておらず、また、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

一方、申立期間のうち、②昭和53年10月については、申立人は同月に結婚しており、妻が厚生年金保険被保険者であったため、申立人が継続して国民年金保険に加入するには任意加入の手続をする必要があるが、申立人が任意加入したのは53年11月28日であることから、その時点では、国民年金保険料を遡及納付できなかった期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 8 月から 55 年 3 月までの期間及び 61 年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 8 月から 55 年 3 月まで
② 昭和 61 年 8 月

私は、昭和 53 年 8 月に夫が会社を辞めたので、すぐに国民年金に入らなければと思い、加入手続を行った。その後、A 市役所 B 支所で国民年金保険料を納付したように記憶している。

10 年ほど前に国民年金保険料の納付記録がどうなっているかを確認するため、B 支所に行き、完納していると言われ、安心して帰ってきた。

申立期間について、納付したことを証明する領収書等は保有していないが、納付しているはずなので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、①昭和 53 年 8 月から 55 年 3 月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号が夫婦連番で 55 年 4 月 30 日に払い出されており、申立人に係る A 市の国民年金被保険者名簿の作成日も、55 年 3 月 31 日であることから、国民年金手帳番号払出時期と同市の収滞納記録に不自然な点は無く、また、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人と一緒に加入手続や納付を行ったとする申立人の夫についても、当該期間は国民年金保険料が未納となっている。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で、申立期間は過年度納付又は特例納付が可能な期間ではあるが、申立人はそれらを行った記憶も無く、A 市 B 支所では過年度納付又は特例納付で納めることはできなかったことが確認されている。

2 一方、申立期間のうち、②昭和 61 年 8 月については、平成 8 年 2 月 15 日に、3 号被保険者から 1 号被保険者に訂正されていることから、その時点では国民年金保険料を納付することができなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年9月及び6年3月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、納付したものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年9月
② 平成6年3月から同年7月まで

私は、平成5年9月にA社を、6年3月にB社を退社したが、退社後はすぐに国民年金の加入手続を行い、妻が国民年金保険料の納付を行ったと記憶しており、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社及びB社をそれぞれ退社後、すぐに国民年金の加入手続を行ったとしているが、社会保険庁の記録によると、最初の国民年金の資格取得日は平成13年4月16日と記録されており、それ以前に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が、申立期間中に在住していたC市における申立人の国民年金の加入記録及び納付記録も存在しない。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（領収書等）は無く、また、申立人は、国民年金保険料の納付に関与しておらず、当時、国民年金保険料の納付をしていたと主張する申立人の妻の記憶は曖昧である。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

和歌山国民年金 事案 49

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年5月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年5月から53年3月まで

昭和51年5月に国民年金に加入し、妻が私と妻の母の分と一緒に三人分の国民年金保険料を銀行で納付していた。妻と妻の母の分は納付済みとなつて、私の分だけが未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和55年1月の時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、国民年金保険料が納付済みとなっている申立人の国民年金加入期間のうち、昭和53年度は55年12月、54年度は54年11月に一括納付されており、一緒に保険料を納付していたとする妻及び妻の母とは納付日が相違している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

和歌山国民年金 事案 50

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から43年10月まで

昭和36年4月から43年10月までの国民年金保険料の納付の事実が確認できないとされているが、41年に転出するまでは私が、それ以降43年10月までは私の母親が集落の婦人会を通して国民年金保険料を納付しているはずなので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうち昭和36年4月から41年3月までの期間について、国民年金保険料を集金人である婦人会の班長に毎月納付したと主張しているが、申立人が申し立てている納付金額は、当時の保険料額と相違している。

また、申立人は、申立期間のうち昭和41年4月から43年10月までの期間については、母親が代わりに国民年金保険料を納付していたと申し立てているが、申立人は、41年4月ごろにA県B町からC県D市に移り、申立人の子供を保育園に入園させるため住民票もC県D市に移したと申し立てており、申立人の国民年金保険料をA県B町で納付することはできなかつたはずであり、申立内容には不自然な点がある。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）が無く、夫等関係者からも申立てを裏付ける証言が得られず、また、申立人の夫も申立人と同様の期間、保険料納付記録が未納となっており、申立期間に係る保険料が納付されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 59

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 7 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 7 月から 61 年 3 月まで

国民年金保険料納付記録について照会したところ、申立期間について納付の事実が確認できなかったとの回答をもらった。

昭和 62 年の夏に社会保険事務所の職員と名乗る者が訪ねてきて、年金制度が変わり、未納となっている国民年金保険料を納付しないと将来の年金受給に不利となる旨の説明をされ、申立期間の国民年金保険料を納付するよう言われた。当時、家計は苦しかったが、お金をかき集めてその人に渡し、領収済通知書（「納付書・領収証書」等と 3 枚一組）を受け取った。

申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の職員が納付督促で戸別訪問する場合、当該職員は分任収入官吏に任命され、戸別訪問先で現金を受領した際は、「国民年金保険料現金領収証書」に分任収入官吏の印を押して納付者に渡すこととしている。職員が金融機関等で納付するための「納付書・領収証書」を渡して帰るのは、その場で国民年金保険料の納付が無かった場合である。

また、申立人が所持している申立期間に係る「納付書・領収証書」には、領収日付印が押印されていないことから、領収の証明にはならず、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料等はない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 60

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 8 月から 48 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 8 月から 48 年 5 月まで

私は、申立期間において、家業の自動車整備業の家族従事者として働いてきた。その間、母、妻、二人の弟及び妹は、国民年金保険料を納付しているのに、私だけ納付記録が無いのは納付できない。

また、会社を退職して、実家に帰ってすぐに市役所の支所に行き、国民年金と国民健康保険の加入手続を同時に行った記憶がある。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、申立人の母が申立人の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、そのことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。また、申立人の母は既に死亡し、申立人の妻も申立人の保険料を納付した記憶が無いとしており、申立人自身は保険料の納付に関与していないため、国民年金の納付状況等が不明である。

また、申立期間は未加入期間であるが、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された記録は無く、申立人の二人の弟及び妹についても、申立期間中に未加入期間が散見される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 62

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 9 月から 57 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨等

申 立 期 間 : 昭和 47 年 9 月から 57 年 9 月まで
社会保険事務所で確認したところ、申立期間について加入記録が無いことが分かった。申立期間に係る国民年金保険料は、婚姻前の昭和 58 年 2 月ごろに、市役所の窓口で一括して納付した。
確かに納付した記憶があるのに、加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を一括して納付したと主張する時期は、特例納付の実施時期ではなく、納付したと主張する金額も申立期間当時の保険料額又は第 3 回特例納付の保険料額で試算した金額と大きく異なっている。

加えて、申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出された時期（昭和 59 年 11 月 12 日ごろと推認）に昭和 57 年 10 月から 59 年 9 月までの国民年金保険料を納付していることが、申立人が所持する領収書から確認できることから、申立人は、加入手続の時点で時効となっていなかった期間について、さかのぼって納付したと考えるのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 64

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から46年3月まで

国民年金保険料の納付記録について照会申立書を提出したところ、申立期間の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

昭和36年4月に国民年金被保険者資格を取得した後、夫婦の国民年金保険料は、町内会の集金人に払ってきたので、申立期間について夫の分が納付済みとされ、私の分だけが未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の集金時に使用されていた「国民年金保険料カード」には、申立期間直前の昭和44年1月から同年3月までの各月欄に領収印が押されているが、申立期間の各月欄には領収印が押されていない。

また、申立人夫婦の国民年金手帳を見ると、申立人の申立期間に係る検認印欄はすべて空欄のままとなっているが、申立人の夫については昭和45年度の各月欄に検認印が押印されている(昭和44年度分の頁は保存されていない)。

以上のような状況になっていることについて、申立人の当時の記憶は明らかでなく、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 65

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年10月まで

私は、昭和39年10月に現住所に転居したが、前住所地において国民年金保険料を集金人に納付していた。

申立期間当時の国民年金手帳や領収書は残っていないが、町県民税の領収証があるので調査して欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が提出した町県民税の領収証からは申立人が国民年金保険料を納付していたことを推認することはできない。

また、申立人の国民年金加入手続に係る記憶は不明であり、申立期間当時に国民年金手帳の交付を受けた記憶も無いことから、申立人が前住所地において国民年金の加入手続を行ったことの確認はできず、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間は、国民年金に未加入とされていることから保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 66

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年11月から39年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月から39年10月まで

私は、昭和39年10月に現住所に転居したが、前住所地において国民年金保険料を集金人に納付していた。

申立期間当時の国民年金手帳や領収書は残っていないが、町県民税の領収証があるので調査して欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の夫が提出した町県民税の領収証からは申立人が国民年金保険料を納付していたことを推認することはできない。

また、申立人の国民年金加入手続に係る記憶は不明であり、申立期間当時に国民年金手帳の交付を受けた記憶も無いことから、申立人が前住所地において国民年金の加入手続を行ったことの確認はできず、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間は、国民年金に未加入とされていることから保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 67

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 62 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 62 年 7 月まで

国民年金保険料の未納期間があるとはこれまで思ってもいなかったが、年金相談センターに相談したところ、申立期間が未納となっていることが分かった。

保険料納付の領収書等はないが、銀行又は郵便局で納付しているはずであるので、申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人の国民年金保険料の納付等に関する記憶が明らかでないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明であり、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間のほとんどは時効により納付できない期間であり、これを納付するには特例納付によることとなるが、申立期間は特例納付の対象期間ではなく、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 68

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から48年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月から48年7月まで
昭和44年3月に食品会社を退職し、48年7月に再就職するまでの間、亡父が営んでいた寿司店を手伝っていた。
この間の国民年金保険料は、市役所が家のそばなので、亡父が家族全員分を納付期限内に市役所で納付していた。父と母の国民年金保険料の納付記録はあるのに、私のみ未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していることを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人自身は、国民年金保険料の納付に直接関与していなかったため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等は不明であり、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

さらに、申立期間は、国民年金の未加入期間とされていることから保険料を納付できない期間であり、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、国民年金被保険者となった平成13年10月より前に国民年金に加入した形跡は無く、申立期間当時に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年3月から5年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月から5年11月まで

私は、平成4年3月に会社を退職後、市役所で国民年金の加入手続をし、現在保持している年金手帳の交付を受けた。

国民年金保険料の納付書が届いたときは保険料額が大きいことに驚いたが、母から「お守りだと思って支払っておきなさい」と言われ、数か月分ずつを銀行で納付してきたのに、納付記録が無いのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、現在保持している年金手帳について、平成4年3月の国民年金加入手続時に交付されたものであると説明しているが、①当該手帳は基礎年金番号実施後の様式の手帳であり、9年3月に交付されていること、②申立人は9年3月に国民年金第3号被保険者該当届を提出し、5年12月までさかのぼって第3号被保険者資格を取得していることから、申立期間の被保険者資格は第3号被保険者該当届の提出時に併せて取得されたものであることが推察される。

このことを前提とすると、申立期間は、第3号被保険者該当届が提出されるまでは、国民年金に未加入の期間とされていたことから保険料は納付できない期間であり、また、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

島根国民年金 事案 21

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年9月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月から46年3月まで
申立期間については、A市区町村在住であり、個人商店に勤めていたため、未納であったが、帰省して以降、B市区町村から未納を指摘され一括納付した記憶がある。納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（預貯金通帳や家計簿の入出金記録、確定申告書等）は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年6月29日に払出しをされており、申立期間については、その時点で時効により国民年金保険料を納付することができず、かつ、特例納付の実施期間中でもなく、別に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間後の昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料を48年7月に、47年4月から48年3月までを48年9月に、それぞれ一括納付していることが、国民年金手帳に貼付されている領収書により確認できるものの、申立期間については、領収書も残っておらず、加えて、申立人に聴取しても納付時期や納付金額については覚えていないことなどから、申立人は、国民年金の加入手続を行った時点で、時効となっておらず納付可能であった期間について国民年金保険料を納付したと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から36年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から36年7月まで
亡母が国民年金の手続をしたので、詳しいことは分からないが、私が結婚した時に国民年金手帳をもらった記憶がある。国民年金保険料を未納にしておくような亡母ではないので、申立期間が未納であることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した国民年金手帳には、申立期間について印紙検認印が無く、印紙検認台紙が割印を押されて切り取られている。これは、申立期間について、保険料納付がされていないことを示し、当該印紙検認台紙がA市区町村において、未納保険料として処理されたものと推測される。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付等はすべて亡母が行ったと回答しており、申立人は、国民年金に関する加入手続等についての記憶が無いことから、申立期間当時の状況は不明である。

さらに、申立期間において、国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（預貯金通帳や家計簿の入出金記録、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 12 月から 62 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 12 月から 62 年 2 月まで

60 歳到達時に市役所で私の年金のことについて相談したところ、国民年金に任意加入すれば年金額が増えるというので、5 年間任意加入し、5 年間保険料を納付した。62 年 3 月に市役所で再度、年金について相談した際、市役所の職員に「そのままいいですよ」と言われたので、任意加入の書類等は提出していない。

保険料の納付方法については、妻によると、毎月 28 日に A 町の B 館で開催された町内会に妻が出席し、電気代、水道代及び国民健康保険料と併せ、夫婦二人の分を一緒に年金係に納めていた。

妻の分だけ町内会に納めるはずはないので、私の年金額が増えるようお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

日本国内に居住する 60 歳以上 65 歳未満の者が国民年金に任意加入できる制度が始まったのは昭和 61 年 4 月であり、申立期間のうち、59 年 12 月から 61 年 3 月までは、制度上、国民年金被保険者となり得ず、保険料を納付できない期間である。

また、申立人は 60 歳到達時に市役所で相談した記憶はあるものの、任意加入手続に関する書類を提出した記憶は無いとしていることから、社会保険庁の記録のとおり、昭和 62 年 3 月 6 日に国民年金に任意加入する手続を行い、その後の期間について保険料について納付を行ったと考えられる。

さらに、申立人は、申立人の妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納付したとしているが、昭和 62 年 3 月（申立期間直後）の保険料納付年月日を見

ると、申立人が62年3月6日、妻が同年4月21日と異なっている上、申立人及びその妻の昭和59年11月（申立期間前月）及び申立人の妻の同年12月（申立期間初月）の市の国民年金保険料収納記録をみると、納付組織を利用した記録となっていないなど、申立人の主張と記録上の納付方法が合致しない点が見受けられる。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

香川国民年金 事案 61

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年6月から55年10月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年6月から55年10月まで
昭和51年6月から55年10月まで、数回に渡り刑務所に在所しており、保険料を納めることができないため、国民年金保険料免除申請書に押印した覚えがある。
警察署に電話で在所期間の確認をしたが、保存期間を過ぎており確認できないと言われた。
当時、A市内に住んでいたが、住民票は移しておらず、B町であった。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間後の昭和59年7月以降に払い出されたものと推認され、申立期間について、国民年金保険料免除の申請手続はできなかったものと考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金保険料免除の申請手続について、刑事施設入所中に行ったと主張しているが、刑事施設において国民年金保険料免除の申請手続に係る記録は確認できず、申立人の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の刑事施設への入所暦、住民票の移動についての申立内容は、確認できた申立人の状況と相違しているとともに、国民年金の手続についての申立人の記憶も曖昧である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る国民年金保険料が免除されていたものと認めることはできない。

香川国民年金 事案 64

第1 委員会の結論

申立人の 昭和 37 年 8 月から 39 年 6 月までの期間及び 40 年 12 月から 41 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 8 月から 39 年 6 月まで
② 昭和 40 年 12 月から 41 年 3 月まで

社会保険庁から、記録上、申立期間に係る国民年金保険料が未納である旨回答があったが、昭和 37 年に会社を辞めた後は地元の集金組織を通じて国民年金保険料を納付していたはずであり、その後も厚生年金保険の適用事業所で働いていた期間以外は同様に国民年金保険料を納付したはずであり納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人の記憶も曖昧であることから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明確である。

また、国民年金手帳番号払出簿では、申立人の国民年金手帳記号番号が、昭和 35 年 10 月 1 日にさかのぼって資格を取得する形で、42 年 8 月 14 日付けで払い出されたこととなっているが、その後は、35 年 12 月から 37 年 7 月までの期間及び 39 年 7 月から 40 年 11 月までの期間を厚生年金保険加入期間に修正するため、社会保険庁の年金記録の変更処理が行われた平成 9 年 2 月 13 日まで、国民年金に係る記録は変更されておらず、申立人が、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が納付したとする国民年金保険料額は、当時の保険料額と大きく乖離^{かいり}しており、納付済みとなっている期間のものとほぼ一致していることから、申立人が納付時期を誤認している可能性がうかがわれる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

香川国民年金 事案 67

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 12 月から 44 年 3 月までの期間及び 45 年 4 月から 55 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 12 月から 44 年 3 月まで
② 昭和 45 年 4 月から 55 年 3 月まで

国民年金保険料納付記録について照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できなかったとの回答を受けたが納得できない。

平成 2 年に死亡した父親から、生前、私の国民年金保険料を厚生年金保険の被保険者期間を含め納付していると聞かされた。

父親が国民年金保険料を納付していたと思われる期間（私が 20 歳になった昭和 39 年 12 月から結婚する 55 年 3 月までの 15 年 4 か月間）のうち、1 年のみ納付済みとされているのはおかしい。

国民年金保険料の納付機関、納付方法及び納付時期については、父親から聞いていないため不明であり、国民年金保険料の領収証を見せてもらったこともない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、父親から、20 歳になったころに国民年金に加入し、保険料を納付していたと聞かされたと主張しているが、申立人の父親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は、保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立期間のうち、昭和 40 年 7 月から 43 年 5 月までの期間は、厚生年金保険の被保険者期間であったため、納付することができなかった期間である。

加えて、申立期間のうち、昭和 44 年 3 月及び 45 年 4 月から 54 年 12 月までの期間については、申立人が A 町から B 市に転出しており、申立人と父親は別の市町村に居住していたこととなるため、申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付することはできなかったにもかかわらず、申立人は、父親

が国民年金保険料を納付していたと主張しており、申立内容が不合理となっている。

このほか、申立人と同様に、申立人の父親から国民年金保険料を納付していると聞かされていた申立人の妹についても、申立期間当時、国民年金に未加入又は保険料未納となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない

香川国民年金 事案 68

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から47年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年9月から47年11月まで
国民年金保険料納付記録について照会したところ、昭和44年9月から47年11月までの国民年金保険料が未納であるとの回答をもらったが納付できない。

申立期間当時、私は結婚しており、夫の転勤に伴う転居のため、転居先で国民年金の加入手続を行ったが、手続を行った時期は詳しくは覚えていない。転居直後ではなく、1、2か月後であったかもしれない。

国民年金保険料は、買い物のついでに立ち寄った転居先近くの郵便局で毎月納付していたが、納付額についてはよく覚えていない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（領収書、家計簿等）が無く、また、申立期間当初の国民年金の加入状況、納付金額等についての申立人の記憶が明確ではなく、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年12月に払い出されており、申立期間は、申立人が国民年金の任意加入対象者であるため、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、国民年金保険料をさかのぼって納付することができず、別の国民年金手帳記号番号が払出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、昭和61年3月以前は、国民年金保険料は、年4回に分けて、3か月分ずつ納付するものとされていたことから、毎月納付期限までには納めていたという申立内容と相違している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島国民年金 事案52

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から39年3月まで

申立期間について、A市B区において、国民年金保険料を毎月納付していた。保険料を納めていたことを立証するものは持っていないが、納付していたことは事実であるので、保険料納付済期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人の申立期間における国民年金の加入状況、保険料の納付状況等の記憶が曖昧である。

また、申立人は、当初から区役所で納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和39年5月ごろに払い出されており、払い出された時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が保管している国民年金手帳の発行日も、昭和39年5月22日となっていることが確認できるとともに、当該手帳には、39年4月から検認印が押されており、契印と共に切り取られているのが確認できるが、申立期間について検認印は押されていない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島国民年金 事案53

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から51年3月まで

私は、申立期間当時、A県B市に住民登録しており、申立期間のうち昭和43年4月から46年11月までの期間は、母親が私の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。

また、自分の店を開業した昭和46年12月以降については、市役所から店舗まで集金に来てくれていた。集金担当者は40歳から50歳くらいの女性の方で、細長い短冊のようなものに領収印を押印してくれていた。

未加入及び未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立期間のうち、昭和43年4月から46年11月までの期間について、申立人は、申立人の母親が保険料を納付していたと主張しており、申立人は当該期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明であるとともに、当時、申立人の店舗隣りで食堂を経営していた申立人の母親は、申立期間について未納となっている。

さらに、申立人自身が国民年金保険料を納付したと主張する昭和46年12月以降の期間についても、申立人は、国民年金の加入手続を自分自身で行ったか否かについて明確な記憶は無く、市の集金担当者の訪問頻度や納付した国民年金保険料額を記憶していないなど、申立人の主張は信憑性に欠けている。

加えて、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和51年7月の

時点では、既に申立期間の大半は、時効により納付できない期間であるとともに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島国民年金 事案55

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から59年3月まで

昭和49年に帰郷し、同年10月ごろ国民年金の加入手続を行い、当時A町で個人商店を営んでいたため、店の前にあった銀行で納付した。

また、昭和54年ごろはB市の銀行で納付した記憶があり、申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年10月ごろに国民年金の加入手続を行い、銀行で国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、59年7月ごろに払い出されたことが確認できることから、払出しの時点で、申立期間の大部分は時効により納付できない期間であり、また、申立人は、現在所持する国民年金手帳以外に国民年金手帳を見たことがないと述べており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、国民年金保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島国民年金 事案56

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年6月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年6月から58年3月まで

昭和48年に結婚し、国民年金保険料の支払は妻が行ってきた。2年前に妻が他界して詳細は不明であるが、申立期間について妻の国民年金保険料は納付済みとなっており、私の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人自身は国民年金への加入手続、国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和58年9月に払い出されており、払い出された時点では、申立期間の一部は時効で納付できない期間である。

さらに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和26年10月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和26年10月から38年3月まで
昭和26年ごろに、妹が勤めていた漁業協同組合において母親又は妹が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は母親又は妹が納付していたと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和26年ごろに国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、国民年金制度は36年4月に発足しており、申立期間の大半は、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年6月に払い出されていることが確認でき、その時点では、36年4月以降の申立期間も時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の母親又は妹が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は国民年金の加入手続や保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 3 月から同年 7 月までの期間、39 年 5 月から同年 8 月までの期間、40 年 2 月から同年 8 月までの期間、41 年 2 月から同年 10 月までの期間、42 年 1 月から 43 年 1 月までの期間、43 年 3 月から同年 9 月までの期間、44 年 2 月から同年 7 月までの期間、50 年 5 月から同年 7 月までの期間、53 年 6 月及び同年 7 月、54 年 6 月及び同年 7 月、55 年 6 月及び同年 7 月、56 年 5 月から同年 7 月までの期間、57 年 5 月から同年 8 月までの期間、58 年 5 月から同年 12 月までの期間、59 年 5 月から 8 月までの期間、60 年 5 月から同年 8 月までの期間、60 年 12 月及び 61 年 1 月、平成元年 5 月から同年 8 月までの期間、4 年 1 月から同年 3 月までの期間、4 年 5 月から同年 8 月までの期間、5 年 5 月から同年 9 月までの期間、6 年 5 月から同年 8 月までの期間並びに 7 年 5 月及び同年 6 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 3 月から同年 7 月まで
② 昭和 39 年 5 月から同年 8 月まで
③ 昭和 40 年 2 月から同年 8 月まで
④ 昭和 41 年 2 月から同年 10 月まで
⑤ 昭和 42 年 1 月から 43 年 1 月まで
⑥ 昭和 43 年 3 月から同年 9 月まで
⑦ 昭和 44 年 2 月から同年 7 月まで
⑧ 昭和 50 年 5 月から同年 7 月まで
⑨ 昭和 53 年 6 月及び同年 7 月
⑩ 昭和 54 年 6 月及び同年 7 月
⑪ 昭和 55 年 6 月及び同年 7 月
⑫ 昭和 56 年 5 月から同年 7 月まで
⑬ 昭和 57 年 5 月から同年 8 月まで
⑭ 昭和 58 年 5 月から同年 12 月まで

- ⑮ 昭和 59 年 5 月から同年 8 月まで
- ⑯ 昭和 60 年 5 月から同年 8 月まで
- ⑰ 昭和 60 年 12 月及び 61 年 1 月
- ⑱ 平成元年 5 月から同年 8 月まで
- ⑲ 平成 4 年 1 月から同年 3 月まで
- ⑳ 平成 4 年 5 月から同年 8 月まで
- ㉑ 平成 5 年 5 月から同年 9 月まで
- ㉒ 平成 6 年 5 月から同年 8 月まで
- ㉓ 平成 7 年 5 月及び同年 6 月

船を下りて船員保険の資格喪失をしている期間のうち、昭和 45 年 3 月から 48 年 8 月までの期間及び 61 年 5 月から 63 年 8 月までの期間は、国民年金の加入手続を行っているため、その他の期間についても手続を行っているはずである。国民年金保険料については、集金人に納付していたと思うが、妻が加入手続や集金人への納付を行っていたので、詳しくは分からない。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間は 23 回、計 106 か月に達するなど長期間に及んでおり、社会保険庁の記録によると国民年金に加入していた期間についても長期の保険料の未納期間が存在する上、申立人は、申立期間のうち 19 か月については、船員保険の加入期間としても申し立てるなど、申立内容には不合理な点が見受けられる。

また、申立人の元妻が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、また、国民年金への加入手続や保険料を納付していたとする申立人の元妻から聴取しても、加入手続、納付金額等についての記憶が明確ではなく、申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 45 年 6 月の時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 7 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 7 月から 61 年 3 月まで

昭和 41 年に結婚した当時、夫は厚生年金保険に加入していたが、私は美容室を自営し収入があったので国民年金に加入していた。保険料は集金人に渡したり、市役所内の銀行で納付したりと納付方法はさまざまであったが、毎月、納付していた。領収書は無いが、国民年金の被保険者資格を喪失する手続をとった記憶は無く、3 年近くも納付していない期間があったとは思えない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が居住する市の国民年金被保険者名簿に、「昭和 58 年 12 月 13 日電話連絡で喪失さす」及び「資格喪失（届）催告昭和 59 年 1 月 10 日」の記録があり、同市が、国民年金に任意加入していた申立人の国民年金保険料が未納となっていることを理由に、申立人に対し、国民年金の資格喪失の催告を行っていたことが推認される。

また、社会保険庁の記録によると、申立人は、昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料を 62 年 1 月に一括で納付していることが確認できる上、申立期間当時の国民年金保険料は、納付書により金融機関で納付する方法がとられており、申立期間の国民年金保険料を、毎月、集金人に納付したとする申立内容と矛盾する。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、申立期間について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年8月から50年11月までの期間及び59年3月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和46年8月から50年11月まで
② 昭和59年3月から61年3月まで

結婚後、夫は厚生年金保険に加入したが、私は美容室を自営し収入があったので結婚前と同様に国民年金に加入していた。保険料は自宅に来た集金人に渡していた。国民年金の任意加入や喪失の手続をとった記憶は無く、未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、①昭和46年8月から50年11月までの期間については、申立人が居住する市の国民年金被保険者名簿に「喪失年月日 46・8・2」及び「資格喪失提出 47 6/20」の記載があるとともに、申立人の国民年金手帳にも「昭和46年8月2日資格喪失」の記録があり、当該期間について、申立人の国民年金の資格喪失の処理が適正になされていたことがうかがわれる。

また、申立期間のうち、②昭和59年3月から61年3月までの期間についても、上記の国民年金被保険者名簿に「任意喪失申出書提出中 59 3/31」の記録があるとともに、61年6月に同年4月にさかのぼって第1号被保険者の届出を行っていることが記録されており、申立人の納付状況の記録と一致していることから、社会保険庁の記録に不自然さは見られず、国民年金の資格得喪の処理は適正に行われていたものと考えられる。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、申立人の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛媛国民年金 事案 60

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から54年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から54年1月まで
加入時期については覚えていないが、昭和50年から55年ころ、宿舎の住人の間で「追っかけ救済（復活）」が話題になり、復活が可能になったので、未納分を一括納入した。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、国民年金保険料を納付した具体的な記憶も無いとしている。

さらに、申立人は、申立期間を含む昭和36年度から60年度までは、国民年金の任意加入の対象者であり、54年2月に国民年金に初めて任意加入していることが申立人の居住する市の国民年金被保険者名簿により確認でき、その時点では、遡及して国民年金に任意加入することはできず、申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立期間は214か月と長期であり、申立人が申立期間に国民年金に加入したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 6 月から 40 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 6 月から 40 年 12 月まで
編物学校に通っていた 23 歳ごろまで、祖母と同居しており、祖母が集金人に国民年金保険料を納付していた。一度、祖母が納付しているところを見たことがあり、未納とされているのは納得できない。母の家に転居した後は自分で集金人に納付した。

第3 委員会の判断の理由

申立人の祖母が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は申立期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず、当時、国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとされる申立人の祖母も既に死亡していることから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳が作成された昭和 40 年 8 月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛媛国民年金 事案 62

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から52年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年4月から52年11月まで

当時居住していた市で、国民年金の加入手続きをした記憶は無いが、毎月自宅に来ていた集金人に国民年金保険料を支払い、その都度小さな領収書をもっていた。領収書はピンクの縁取りがあるもので、保険料額は1,000円未満であったと記憶している。領収書は薄い茶封筒に入れて保管していたが今は無い。昭和53年3月に現在居住の市に転居したとき、同市の担当者にオレンジ色の手帳を2冊渡したが、1冊しか返してくれなかった。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、国民年金保険料を納付したとする集金人について、男女を含むいろいろな人であったと主張したり、納付したとする保険料月額が1,000円未満であったと主張をするなど、確認できる申立期間当時の状況とは必ずしも一致せず、保険料の納付状況等が明確ではない。

また、申立期間は任意加入期間であることから、さかのぼって国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 3 月から平成 2 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 3 月から平成 2 年 3 月まで
銀行員が、毎週、職場に来ていたので、妻と私の二人分の国民年金保険料を一緒に納付していた。私だけ未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人の国民年金の加入手続、納付金額等についての記憶は明確ではない。

また、社会保険庁の記録によると、申立人の妻の昭和 57 年度及び 58 年度の保険料は前納されているとともに、申立人及びその夫の国民年金保険料の納付日は、平成 3 年 10 月までについて別々となっているなど、毎月、申立期間を含む昭和 58 年 3 月以降の夫婦の保険料を一緒に銀行員に渡していたとする申立内容には不合理な点が見受けられる。

さらに、申立人が居住する市が保管する国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和 58 年 3 月に厚生年金被保険者資格を喪失した後、国民年金に加入するための資格取得届を平成 3 年 6 月に提出しているが、その時点では、申立期間の大部分（昭和 58 年 3 月から平成元年 4 月までの期間）は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

高知国民年金 事案 41

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 2 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

私は、昭和 36 年 4 月より、ほぼ毎月、自宅に来ていた女性の集金人に、国民年金保険料を約 150 円、支払っていた。領収方法は当初、手帳に印を押してもらった方法だったが、その後、印紙となった。それにもかかわらず、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）が無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険庁の国民年金受付処理簿によれば、昭和 42 年 1 月 9 日に払い出されたと推認され、国民年金手帳記号番号の払出し時点では、申立期間のうち、36 年 4 月から 39 年 9 月までの期間は時効により納付できない期間であり、また、39 年 10 月から 40 年 3 月までの期間については、これを納付するには過年度納付によることとなるが、申立人は国民年金保険料をさかのぼって納付した記憶が無いと申し立てており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、社会保険庁の国民年金受付処理簿によれば、申立人と同日に国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認される申立人の夫についても、申立期間を含む昭和 36 年 4 月から 42 年 3 月までが未納期間となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

高知国民年金 事案 42

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 42 年 3 月まで

私は、昭和 36 年 4 月より、ほぼ毎月、自宅に来ていた女性の集金人に、国民年金保険料を約 150 円、支払っていた。領収方法は当初、手帳に印を押してもらった方法だったが、その後、印紙となった。それにもかかわらず、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）が無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険庁の国民年金受付処理簿によれば、昭和 42 年 1 月 9 日に払い出されたと推認され、国民年金手帳記号番号の払出し時点では、申立期間のうち、36 年 4 月から 39 年 9 月までの期間は時効により納付できない期間であり、また、39 年 10 月から 41 年 3 月までの期間については、これを納付するには過年度納付によることとなるが、申立人は国民年金保険料をさかのぼって納付した記憶が無いと申し立てており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、社会保険庁の国民年金受付処理簿によれば、申立人と同日に国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認される申立人の妻については、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料が未納期間となっているほか、40 年 4 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料が納付済みとなっているが、国民年金手帳記号番号の払出し時点で 39 歳であり、60 歳までに加入できる期間を加えても年金の受給資格期間に達しないため、過年度納付により納付しなければならない事情があった申立人の妻のみが申立

期間の一部について保険料を納付したと考えるも不自然ではない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

高知国民年金 事案 43

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年5月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月から49年3月まで

私は、昭和48年ごろ、夫の国民年金保険料を納付するために市役所を訪ねた際、市職員から国民年金への加入を勧められたので加入手続を行った。

その後、市職員から、「6年間の未納があるので、納付すれば年金が満額支払われます。」と言われて、1万6,000円くらいを納付したにもかかわらず、申立期間について、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、国民年金保険料を納付したとする納付場所、納付方法等についての申立人の記憶が明確ではなく、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人が納付したと主張する金額は、特例納付した場合の国民年金保険料の金額（約6万円）と大きく異なっており、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間のうち昭和48年4月から49年3月までの期間は、特例納付が可能だった期間ではない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

高知国民年金 事案 44

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月から 47 年 3 月まで

私は、夫が厚生年金保険に加入している期間以外は、夫と共に国民年金に加入し、私が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間について、私だけが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）が無く、また、保険料の金額や納付方法についての記憶が無いとしているほか、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の夫は、特例納付により国民年金保険料を納付した時点での年齢が 41 歳であり、過去の年金加入期間に 60 歳までに加入できる期間を加えても年金の受給資格期間に達しなかった。そのため、特例納付により納付しなければならない事情があった申立人の夫のみが申立期間の保険料を納付したと考えることも不自然ではなく、このことは、昭和 36 年 4 月から 37 年 10 月までの期間及び 40 年 12 月から 41 年 3 月までの期間の国民年金保険料を特例納付により納付できたにもかかわらず、納付していないことから裏付けられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

高知国民年金 事案 45

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月まで

私は昭和 39 年から自営業を営んでいることから、確定申告書（控）を保管しているが、58 年分の確定申告書（控）には国民年金保険料の記載があるので、申立期間について、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した確定申告書（控）を見ると、昭和 58 年分の欄には、58 年 12 月に納付した昭和 57 年度分の国民年金保険料に相当する金額が記載されていることから、申立人の主張は不合理であり、申立人が国民年金保険料の納付期間を誤認している可能性がうかがわれる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を過年度納付により納付していたのであれば、昭和 59 年分又は 60 年分の確定申告書（控）に保険料の記載があるはずであるが、いずれも国民年金保険料の記載が無い上、申立期間直後の 59 年 4 月から 61 年 3 月までの期間について免除申請を行い認められていることから、申立期間当時、申立人が国民年金保険料を納付したとは考えにくい。

さらに、申立人の夫は、昭和 56 年度及び 57 年度の国民年金保険料を申立人と同一日に納付しているが、申立期間については未納となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 47

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

社会保険庁の記録では、昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料が未納とされている。

申立期間については、妻や同居していた妻の母が地域の納付組織を通じて、保険料を納付していたはずで、未納の期間があるはずはない。調査の上、国民年金保険料が納付済みであると認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻の母が、申立人に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は、国民年金の加入及び保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年10月31日に払い出されているとともに、39年4月から41年3月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立人が国民年金に加入した時点で、申立期間については、時効により納付できなかったものとするのが自然であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

佐賀国民年金 事案 44

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 1 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 1 月から 61 年 3 月まで
結婚後も、国民年金に任意加入して保険料を納付していた。社会保険庁の記録では、昭和 60 年 1 月 1 日資格喪失となっているが、国民年金の任意加入をやめた記憶は無い。

昭和 60 年 1 月から 61 年 3 月までの期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、保険料の納付方法についての申立人の記憶が明確ではない。

また、市保管の被保険者名簿においても、申立期間は資格喪失のため未加入となっており、申立期間に係る納付記録は存在しない。

さらに、当時申立人が利用していた銀行の出入金記録によると、昭和 59 年 12 月までは、同銀行の口座から国民年金保険料が、口座振替されているが、60 年 1 月以降は、口座振替をするに十分な残高があるにもかかわらず、口座振替されておらず、申立人が市役所へ資格喪失の申出あるいは口座振替の停止の申込みを行ったことが推察される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

佐賀国民年金 事案 45

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 9 月から 53 年 3 月までの期間及び同年 12 月から 54 年 8 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 9 月から 53 年 3 月まで
② 昭和 53 年 12 月から 54 年 8 月まで

昭和 56 年 11 月に A 市に転入し、A 市役所の窓口で未納だった国民年金保険料を一括で納付した記憶がある。金額ははっきり覚えていないが、十数万円だったと思う。

その時対応した、市役所職員から「これですべて年金額につながります。」と説明を受けたので、申立期間が未加入であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間にかかる国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、国民年金の加入手続や納付したとする保険料額の記憶も曖昧である。

また、申立人が加入手続を行い、未納だった保険料を一括で納付したと主張している昭和 56 年 11 月時点で、申立期間は、時効により納付できない期間である上、特例納付の実施期間でもなく、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、当時、A 市の市役所窓口において、過年度分の国民年金保険料の収納事務は行っていなかったため、納付することができなかったものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

佐賀国民年金 事案 46

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年11月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年11月から51年9月まで

昭和53年11月、結婚に伴う住所変更手続のためにA市役所へ行ったところ、窓口で当時未加入だった国民年金の保険料を納付するよう求められたため、後日、未納期間分の保険料15～16万円をA市役所の窓口で一括して支払った。

社会保険庁の記録では、B町で国民年金に加入し保険料を納付した記録があるとのことであるが、夫の希望で住所をB町に異動しただけで、実際にはA市にずっと住んでおり、B町役場には行ったこともない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年1月にB町において申立人に払い出されたものであることが申立人の所持する国民年金手帳及び国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、A市で加入手続を行ったとする申立人の主張と矛盾する。

また、この時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、これ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

一方、申立人の主張する、昭和53年11月又は国民年金手帳記号番号が払い出された54年1月は、特例納付の実施期間であったものの、A市役所及びB町役場いずれにおいても、特例納付保険料の収納事務は行っていなかった。

また、申立人は国民年金保険料を手元の結婚資金から支払ったとしているが、このことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）や周辺事情は無い。

さらに、申立人は、国民年金手帳記号番号の払出しと同時期の昭和54年1月18日に、51年10月から53年3月までの国民年金保険料を過年度納付

しており、この過年度納付は、その時点で過年度納付が可能な期間について国民年金保険料を納付したと考えるのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

佐賀国民年金 事案 47

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の趣旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から同年 9 月まで

社会保険庁の記録では、昭和 48 年 4 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料が未納となっているが、国民年金の特例納付制度があることを知り、夫婦で国民年金の加入の手続を行い、二人で合計 30 万円近い金額を納めたことを憶えている。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 50 年 12 月に払い出されており、申立人は、特例納付及び過年度納付により 37 年 5 月から 48 年 3 月までの期間及び 48 年 10 月から 50 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、昭和 50 年 12 月以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は無く、申立期間は、過年度納付では時効により納付できない期間である。

さらに、第 2 回目の特例納付の対象期間は、昭和 48 年 3 月までであり、申立期間は、制度上特例納付ができない期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年8月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年8月から45年3月まで
社会保険庁に照会した結果、申立期間は未納との回答を受けた。
私の結婚前の昭和45年に、父から未納分の国民年金保険料を納めたと言われており、几帳面な父が納付しなかったということは考え難い。
申立期間の国民年金保険料が納付済みであることを認めていただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の納付に関与していないことから、国民年金保険料の納付場所、納付方法、納付時期等が不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和47年6月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間の国民年金保険料が納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から48年3月まで

社会保険庁に記録の照会をした結果、申立期間の国民年金保険料が未納との回答を受けたが、当時の私は、経済的に安定しており、父母と共に納税組合に加入し、固定資産税等や水道料、国民健康保険料等と共に国民年金保険料（1か月当たり450円）を納付していた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人が国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和49年5月時点では、申立期間の大部分（昭和45年4月から47年3月まで）は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から41年3月まで
申立期間については、夫婦一緒に国民年金保険料を納付してきたし、滞納していた期間についても、昭和43年3月に約3年分をまとめてA市の窓口で納付した。
申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和41年9月時点では、申立期間の大部分（昭和36年4月から39年6月まで）は、時効により保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、過年度分の国民年金保険料をA市の窓口で納付したと主張しているが、同市では過年度分の国民年金保険料の収納を行っておらず、また、特例納付の実施されていた時期でもなく、申立内容は不自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 12 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 12 月から 42 年 3 月まで
社会保険庁から申立期間の国民年金保険料が未納であるとの回答があり、納付したはずの銀行に確認したが、納付した事実は確認できなかった。
しかし、当時 3,000 円弱の金額を一括納付した記憶があるので、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、社会保険庁及びA町等の記録によれば、申立人は、昭和 44 年 4 月 17 日に 43 年度の国民年金保険料（計 2,800 円）を、44 年 4 月 19 日に 42 年度の国民年金保険料（計 2,400 円）を、それぞれ一括納付していることから、このことを、申立期間に係る国民年金保険料を納付したものと誤認している可能性がうかがわれる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 58 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 58 年 4 月まで

母から国民年金の大切さについて以前から聞かされていたため、国民年金保険料の納付が困難であるときはきちんと免除の手続を行ってきた。

また、A 市から B 市へ転居する直前の昭和 58 年 4 月に、A 市 C 区役所において、転出の手続や離婚届の提出等を行った際、同区役所の窓口において、保険料の免除申請を行っていた申立期間の分について追納した記憶がある。追納とされていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、B 市の国民年金被保険者記録によれば、申立人は、申立期間直前の昭和 56 年 4 月から 57 年 3 月までの過年度保険料を 58 年 4 月に納付していることが確認でき、さらに、申立人は、国民年金保険料の追納と未納分の納付とを区別できておらず、58 年 4 月に、A 市 C 区役所において、未納分を納付したと記憶していることから、過年度保険料を納付したことを申立期間の分について納付したと記憶違いをしている可能性がうかがわれる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 1 月までの期間及び 45 年 1 月から 46 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 37 年 1 月まで
② 昭和 45 年 1 月から 46 年 12 月まで

国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間の国民年金保険料が未納となっていた。

市役所から黒い手帳をもらい、国民年金保険料が 100 円のころから、夫の分も含めて納付していた記憶がある。その黒い手帳は紛失しており、納付場所も覚えていない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人は、国民年金保険料の納付場所、納付方法、納付時期等に関する記憶が明確ではなく、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 8 月から 39 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 8 月から 39 年 9 月まで

国民年金の記録を確認したところ、申立期間の国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。同期間が未納とされていることに納得がいかない。

同期間については、結婚（昭和 39 年 9 月）後、義父から、国民年金保険料の一括払い（4,000 円）をしたと聞いた。ただ、納付場所や支払方法等については覚えていない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の義父が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、社会保険庁の被保険者台帳の昭和 39 年 9 月以前の欄に「届出前消滅」の記載があるとともに、市役所の被保険者名簿の 39 年 9 月以前の欄にも「時効」の記載があり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 1 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月から 49 年 3 月まで

申立期間の納付金額は覚えていないが、すでに亡くなっている父が払っていたと聞いている。現に父母の国民年金保険料は、申立期間中は納付済みとなっている。

社会保険事務所で国民年金の加入手続が行われているのは昭和 49 年であると言われた。しかし、20 歳当時（昭和 46 年 1 月）、私は自営業であった実家を手伝っており、私が両親と同居していたことは、国民年金保険料の集金に来ていた集金人も分かっていたはずである。20 歳の時点で加入していないのはおかしいし、集金時に加入の説明も無かったとは考えられない。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間に係る国民年金保険料の納付については父親が行ったとしているが、申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）が無く、申立人自身も国民年金の加入及び保険料の納付に関与していないことから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、昭和 49 年 10 月 9 日付けで発行されている申立人の国民年金手帳には、同年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料を同年 11 月 5 日に金融機関を通じて市に納付したことを示す領収証書が添付されていることから、申立人の国民年金保険料は、49 年 4 月から納付されたものとするのが自然である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人について申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 29

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月まで

私は、昭和 35 年 4 月に 19 歳で結婚して、20 歳になったときに義父が国民年金の加入手続をしてくれた後は、私か夫のどちらかが税金等と一緒に国民年金保険料を地区の区長宅に持参していた。申立期間については、夫の国民年金保険料は納付済みであるにもかかわらず、私の分だけが未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料が納付されたこと示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人が加入手続をしてくれたと主張するその義父は、既に死亡しており、国民年金の加入手続の時期や状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 42 年 1 月の時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、市役所の被保険者名簿の検認記録によると、申立人の夫は、昭和 41 年度の国民年金保険料を毎月納付しているのに対し、申立人は、42 年 3 月に一括で納付しており、夫と同時に納付していたという申立人の主張と相違している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 30

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 6 月から 59 年 12 月までの期間及び 60 年 3 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 6 月から 59 年 12 月まで
② 昭和 60 年 3 月から同年 6 月まで

私が 20 歳になった時に、市役所に勤務していた父親が国民年金の加入手続を行い、私の国民年金保険料を納付してくれていたものと思っていた。

申立期間が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

市役所の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 61 年 10 月 6 日に職権適用により、取得年月日を 55 年 6 月 9 日としてさかのぼって適用されていることが確認でき、この時点では、申立期間のうち 55 年 6 月から 59 年 8 月までについては、時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人は、国民年金保険料の納付に関与しておらず、当時、国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたと主張する申立人の父親は、死亡しているため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明であるとともに、申立人の父親が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（領収書、家計簿、確定申告書等）も無く、申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 31

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月から同年12月まで

私は、昭和51年6月にA株式会社に入社してからも、しばらくは国民年金に加入し続け、51年10月から同年12月までの国民年金保険料も居住地の納付組織に納付した。

A株式会社で厚生年金保険に加入した時期は、昭和51年10月であったため、申立期間の国民年金保険料は、厚生年金保険料と重複して納付したことになり、その分の保険料の還付は受けていない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人の居住地に納付組織が存在していたことは確認できるものの、申立人が当該期間の国民年金保険料の納付を続けたとする申立人の納付方法についての記憶は曖昧であり、納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が所持する申立期間に係る「国民年金保険料納付通知書兼領収書」には、納付したことを証明する領収印が押されていないことから、申立期間の国民年金保険料は納付されていないと推認される。

さらに、申立人は、「昭和51年10月の給料日に厚生年金保険の加入を認識した。」と述べていることから、申立人は、厚生年金保険の加入を認識しながら、同年11月及び同年12月の国民年金保険料を納付したことになり、不自然な点がうかがわれる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

宮崎国民年金 事案 49

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

国民年金制度が発足した当時、私達夫婦は加入していなかった。

いつごろか定かではないが、夫が私に、「年金をさかのぼって納めたから人並みにもらえるので安心しろ」と言ったのを覚えている。

昭和60年4月、市役所に国民年金の請求手続に行ったとき、市役所職員から40年4月からしか納めていないと言われた。このとき、最初から納めていると申し立てたが、領収書が無いので認めてもらえなかった。

厳格な夫が言った「国民年金保険料をさかのぼって納めた」との言葉なので、未納とのことには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立人の国民年金保険料を特例納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は国民年金保険料の特例納付に関与していないため、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人は、昭和47年6月に、40年4月から44年9月までの国民年金保険料を納付したことを示す領収書を保管しているが、申立期間については、領収書を保管していない。

加えて、特例納付している昭和40年4月から申立人の60歳到達時までの期間を試算すると、国民年金の受給権を満たす最低年数と合致することから、申立人の夫は受給権を確保するため、意図的に40年4月からの国民年金保険料を特例納付したと考えるのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

宮崎国民年金 事案 50

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

国民年金制度が発足した当時、私達夫婦は加入していなかった。

いつごろか定かではないが、夫が私に、「国民年金保険料をさかのぼって納めたから人並みにもらえるので安心しろ」と言ったのを覚えている。

昭和60年4月、市役所に国民年金の請求手続に行ったとき、市役所職員から40年4月からしか納めていないと言われた。このとき、最初から納めていると申し立てたが、領収書が無いので認めてもらえなかった。

厳格な夫が言った「国民年金保険料をさかのぼって納めた」との言葉なので、未納とのことには納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を特例納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は既に死亡していることから、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人の妻は、昭和47年6月に、40年4月から44年9月までの国民年金保険料を納付したことを示す領収書を保管しているが、申立期間については、領収書を保管していない。

加えて、特例納付している昭和40年4月から申立人の60歳到達時までの期間を試算すると、国民年金の受給権を満たす最低年数と合致すること

から、申立人は受給権を確保するため、意図的に40年4月からの国民年金保険料を特例納付したと考えるのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

宮崎国民年金 事案 51

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月から45年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月から45年12月まで

私は、20歳になって数年後に、A県B市役所で国民年金の加入手続きを行い、後日納付書が送られてきてすべて納付したと思う。加入当初は、遅れていた分を2回に分けて納付した。

当時、年金手帳を2冊持っていた記憶があり、結婚のためC市に転居する際、実家に置いたまま、母が処分したと思う。納付済みとなっている昭和46年1月から47年3月までの分は、今持っている手帳に記録されていないので、処分した方の手帳に、申立期間の分も含めて記録されていたのではないかと思う。

申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、特殊台帳並びにB市及びC市の被保険者名簿にも納付の記録が無い。

さらに、国民年金手帳記号番号は、昭和47年7月31日に払い出されていることが確認できるのみで、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないとともに、申立人が最初に納付を行った昭和48年2月時点では、申立期間は時効により納付できない期間である。

加えて、申立人は、遅れていた分を2回に分けて納付したと主張してい

るが、国民年金手帳記号番号の払出後、昭和 46 年 1 月から 47 年 3 月までの期間について、一括して過年度納付し、また、47 年 4 月から 48 年 3 月までの期間について、一括して現年度納付していることが確認でき、申立人が納付時期及び納付期間を誤認している可能性がうかがわれる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

鹿児島国民年金 事案 28

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年8月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年8月から47年3月まで

申立期間を含め、私の国民年金保険料は、昭和55年9月ごろまで、地区の担当者が集金に来て、父母が、三人分を必ず納付していたはずである。当時の関係書類は何も無いが、母は、私の20歳からの保険料を支払っていると言っている。申立期間当時、私は県外の大学に通っていたが、住所は変更していない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父母が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人自身は、母親から聞かされているだけで、国民年金保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の市への払出しは昭和47年6月27日となっており、この払出しは、市の被保険者記録において、申立人に係る国民年金の受付処理日が同年6月29日と記載されていることと符号し、申立期間の保険料は過年度納付となることから納付組織を通じた納付ができなかったとともに、申立期間には、時効により納付できない期間が含まれている。

加えて、申立人が国民年金加入年齢の20歳になった誕生日直前の昭和42年7月から47年6月までの国民年金手帳記号番号の払出しを確認したが、申立人への別の国民年金手帳記号番号の払出しは確認ができなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

鹿児島国民年金 事案 29

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年2月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年2月から47年3月まで

昭和42年1月の結婚後、2月か4月ぐらいから、義母が私と夫の分を含め三人分の国民年金保険料を納付していた。納付方法については、義母が加入していた婦人会が毎月25日に公民館で集金していたので、そこで納付していた。結婚して約3年後に義母に代わり私が婦人会に入ったので、それからは私自身で三人分を納付していた。

他の税金などを含め家族分をまとめて納付していたのに、私の国民年金保険料だけ納付していないはずはない。当時の証拠書類は手元に無いが、申立期間について国民年金保険料の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人又は義母が申立期間中の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立期間当初については、申立人は国民年金保険料の納付に関与しておらず、納付を行ったとする義母は既に死亡しており、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、社会保険庁の記録によれば、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和47年1月であり、申立期間には、時効により納付できない期間が約3年含まれている。

加えて、昭和41年度から46年度までの納付組織による納付記録台帳（国民年金保険料とりまとめ表）において、申立人の夫及び義母の納付は確認できるが、申立人の納付は確認ができず、46年度に初めて申立人の名前が記載されているものの、納付済みとは記録されていない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

鹿児島国民年金 事案 30

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年4月から同年9月まで

私は、20歳から国民年金保険料を納付してきており、未納は無いと思っていた。毎月、銀行で納付していた（口座引落としを利用していた期間もあったと思うが、それがいつの時期であったかは記憶には無い。）。申立期間以外はすべて納付済みとなっているのに、半年間も未納があるはずがない。42歳のころ（昭和59年ころ）の火事で関係書類はすべて処分してしまい、証明できるものは無いが、国民年金保険料を納付していたことに間違いはない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

また、20歳に到達した昭和37年5月から48年3月までの119月分は50年12月の特例納付により、また、少なくとも申立期間直後の48年10月から50年3月までの18月分は過年度納付により国民年金保険料を納付していることが記録されており、このことは、20歳から毎月納付していたとする当初の申立内容と大きく異なるものとなっている。

さらに、申立人からの聴取結果においては、昭和41年に結婚する前に市からの請求を受けてまとめて納付したことはあるかもしれないと社会保険庁の記録と明らかに異なる説明がある一方で、加入手続についての説明は得られないなど、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等についての記憶が曖昧である。

加えて、申立人は、昭和50年12月23日に特例納付を行っていることが確認できるが、2回目の特例納付は48年3月分までしか納付対象とされていない

かったことから、申立期間の国民年金保険料は納付することができず、また、特例納付を行った時点では、申立期間は時効により過年度納付もできない期間であった。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

沖縄国民年金 事案 28

第1 委員会の結論

申立人の平成9年8月から11年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年8月から11年3月まで

平成11年9月ごろ、これまで保険料を納付していなかった国民年金に加入し、当時納付可能であったすべての期間の国民年金保険料を納付した。納付額は20万円から30万円と記憶しており、全額現金で金融機関や市役所などのいずれかの場所で納付した。当時は役所から国民年金加入を勧める電話が度々あり、その際25年間の加入で年金受給の権利が得られることを聞いたため、20歳からのすべての未納期間を納付するつもりであったが、2年間しかさかのぼって納付できないことを知り、保険料を納められる分だけ納めたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人の国民年金の加入手続、保険料納付等についての記憶は曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の交付年月は平成10年5月であり、平成11年に国民年金に加入したとする申立てとは一致せず、社会保険庁の記録でも、申立人の国民年金手帳は職権により作成、送付されていることが確認でき、申立内容には不自然な点がある。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

沖縄国民年金 事案 29

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 8 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 8 月から 62 年 3 月まで

国民年金保険料の納付記録を確認したところ、昭和 61 年 8 月から 62 年 3 月については納付記録が確認できなかったとの回答をもらった。

20 歳になったので、毎月、母親が私から現金を預かり、役場窓口で納付していたと聞かされた。

領収書も申告に使用し、家計簿もつけておらず、当時の保険料納付を証明する領収書等は残っていないが、当該期間が未納となっていることについて納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人及びその母親の国民年金の加入手続の時期についての記憶が曖昧であるとともに、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人から現金を預かり国民年金保険料を納付していたとされるその母親は、毎月、国民年金保険料を役場の窓口で納付しており、数か月分をまとめて納付したことはないと主張している。しかし、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和 62 年 3 月 6 日であることから、申立期間について国民年金保険料を納付するためには、数か月分を納付する必要がある、申立人の母親の主張は整合性が無く、また、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生年金 事案 94

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 2 月から 35 年 5 月まで
年金受給の手続の際、A社に係る厚生年金保険の加入期間について調査依頼を提出したところ、記録が無いとの回答を受けたが納得できない。再調査を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した写真及び当時の勤務実態に係る申立内容から、申立人が申立てに係る事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人の勤務期間や保険料控除についての申立内容は不明確であり、保険料控除については毎月 2,000 円ほど食費等の費用を給料から控除され、その中に厚生年金保険料が含まれていたと考えられるとしているが、これを確認する関連資料及び周辺事情は無い。

また、申立人と共に住み込みで勤務していた者を含め申立人が同時期に勤務したとしている同僚の中に、厚生年金保険の被保険者記録が無い者が見られることから、事業主は、一部の従業員について厚生年金保険の加入手続を行わなかったものと考えられる。

さらに、申立期間より前に勤務した者から「申立人が当該事業所において働き始めたと聞いた」との証言があるのみで、保険料控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生年金 事案 95

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 13 日から同年 9 月 1 日

A社に勤務していた期間のうち、昭和 41 年 4 月 13 日から同年 9 月 1 日までの期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答が社会保険事務所からあった。

申立期間について勤務の事実が確認できる失業保険被保険者離職票等を提出するので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

失業保険被保険者離職票から、申立人が昭和 41 年 4 月 13 日からA社に継続して勤務していたことは認められる。

しかし、当時、当該事業所では、厚生年金保険には責任者となることが予定されている者を除き、一般の社員は入社後 5 か月程度経過してから加入させ、この 5 か月間は保険料を控除していなかったとしており、申立期間の前後 6 か月間に入社した同僚について厚生年金保険の加入状況を確認すると、ほとんどの同僚が入社 5 か月後に厚生年金保険に加入していることが認められる。したがって、申立人も、入社 5 か月後の昭和 41 年 9 月 1 日に厚生年金保険に加入する旨の処理が行われたものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案5

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年から34年までのうち2年ぐらい

A炭鉱鉄道の下請けであったB組出張所に昭和32年ごろに入社し、坑道の作業勤務をしていた。入社4か月目ごろ、左足親指を損傷して労働災害保険から約7万円の補償を受けており、就労していたことは間違いないので、その期間について厚生年金加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の事業所別被保険者名簿では、申立人が勤務していたとする事業所は昭和32年4月1日に適用事業所となっており、厚生年金被保険者は資格取得の順番に管理されており、申立期間内において欠番が無く、申立てのあった上司の氏名は存在するが、申立人の氏名は確認できない。

また、当該事業所は、昭和36年5月1日に全喪しており、親会社であるC建設株式会社（合併により名称変更）に照会した結果、当時の関係書類は現存せず、申立人の在籍及び厚生年金保険加入を確認できない。

さらに、公共職業安定所から雇用保険の加入について「該当なし」との回答を得ている。加えて、労働基準監督署では、労働者災害補償保険法に係る書類の保存期限が経過しているため申立てにある労災補償の記録を確認できない。

このほか、申立人が記憶する当時の上司は既に死亡しているなど、申立てに係る事実を確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案 7

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者となることができない期間であったことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 16 年 12 月から 17 年 3 月まで
戦争の徴用で 2 か所の炭鉱に勤務していた。

社会保険庁の記録によれば、いずれの被保険者名簿にも名前は無いとのことだが、厚生年金保険に加入していたので納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

厚生年金保険料の徴収は、労働者年金保険法施行令(昭和 17 年勅令第 546 号)及び厚生年金保険法(旧法)第 71 条により、「保険給付及び費用の負担に関する規定は昭和 17 年 6 月 1 日から施行」する取扱いとなっている。

以上のことから、厚生年金被保険者期間として算入されるのは昭和 17 年 6 月 1 日以降であり、申立期間は保険料徴収までの施行準備期間であることから、給付の対象とはならない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間は厚生年金保険の被保険者となることができない期間であったことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

釧路厚生年金 事案 5

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 12 月 (日付不詳) から 54 年 8 月 (日付不詳) まで

厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を得た。

申立期間中は冬の一時期を除き A 社に勤めており、保険料控除を証明できる昭和 53 年分給与所得の源泉徴収票を保有しているため、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は、雇用保険の加入記録により、A 社において申立期間の一部の期間において勤務していたことが認められる。

しかし、A 社に照会したところ、申立期間中の厚生年金保険の加入期間は「無し」、厚生年金保険料の徴収についても「無し」とし、「申立人は季節雇用者で、雇用保険と昭和 48 年から健康保険組合に加入しており、厚生年金保険については未加入であった。」との回答であった。

また、申立人は昭和 53 年分給与所得の源泉徴収票を保有しており、保険料を控除されていると申立てているが、A 社からは、「源泉徴収票の社会保険料の金額は、雇用保険料、健康保険料及び当時厚生年金保険には加入していなかったため国民年金保険料がある場合はその金額を記載していた。」との説明を得ている。

さらに、社会保険庁の記録によれば、申立人は、申立期間については国民年金被保険者となっており、昭和 53 年の 1 年間について国民年金保険料を

納付していることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年ころから28年5月31日まで
② 昭和32年ころから33年2月28日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答があった。

①の期間については、株式会社Aに勤務しており、②の期間については株式会社Bに勤務していたことから納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管する被保険者名簿によれば、申立人は株式会社A（現在の株式会社C）において昭和28年6月1日から31年11月1日まで、株式会社B（昭和43年3月に全喪）において33年3月1日から34年2月10日までの間、厚生年金保険被保険者であったことが確認でき、申立期間はいずれも申立人が両適用事業所で厚生年金保険被保険者になる前の期間に係るものである。

①の申立期間について申立人は、当時、株式会社Aには入社から3年以内に運転免許証を取得するという社内規定があり、申立人の運転免許証の取得が昭和29年12月であることから、26年ごろから厚生年金保険被保険者であったとしているが、同社は当時、そのような社内規定が存在したか否かは確認できないとしている。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、株式会社Aが厚生年金保険適用事業所となった昭和18年6月から申立人が同社で被保険者資格を取得した28年6月1日までの間に同社で被保険者資格を取得した全員の確認を行っても、この期間に申立人が被保険者資格を取得した事実は確認できない。

②の申立期間については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、株式会社Bが厚生年金保険の適用事業所の資格を取得した昭和31年9月から申立人が被保険者となった33年3月までの間に同社で被保険者資格を取得した全員の確認を行っても、この期間に申立人が被保険者資格を取得した事実は確認できない。

さらに、申立てに係る事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 21

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年5月から25年3月まで

社会保険事務所に申立期間に勤務したA株式会社での厚生年金保険加入について照会したところ、未加入との回答を得た。しかし、当時の従業員名や給与から保険料を控除されていたことを記憶しており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管するA株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、同社の厚生年金保険適用事業所の資格取得は、申立期間（昭和23年5月から25年3月まで）の後である昭和29年9月1日となっている。

また、A株式会社は昭和37年12月16日に全喪しているが、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同社が厚生年金保険適用事業所であった期間において同社で厚生年金保険被保険者となった全員の確認を行っても、その中に申立人及び申立人が当時の従業員（社長を除く）であったとして掲げた者が被保険者資格を取得した事実は確認できない。

さらに、申立てに係る事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月から同年 4 月 1 日まで

社会保険事務所に照会したところ、株式会社Aに勤務していた期間のうち昭和 38 年 1 月から同年 4 月 1 日までの厚生年金保険未加入であるとの回答を得た。

昭和 38 年 2 月に総務担当の女性職員から厚生年金保険に加入するので年金手帳を持って来るように言われたことや、同年 2 月分の給料から保険料は控除されていたことを記憶しており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管する株式会社Aの健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格取得は昭和 38 年 4 月 1 日となっており、申立期間（昭和 38 年 1 月から同年 3 月まで）に同社で厚生年金保険被保険者の資格を取得した全員の確認を行っても、38 年 4 月 1 日以前に申立人が被保険者資格を取得した事実は確認できない。

また、株式会社Aの社会保険事務所への届出状況及びそれを踏まえての社会保険事務所の処理状況をみても、申立人が申立期間において被保険者資格を取得したことをうかがわせる状況は確認できない。

さらに、申立てに係る事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年10月1日から30年10月1日まで
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していない旨の回答があった。

この期間については、A株式会社B出張所の現場係C班に勤務しており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA株式会社B出張所の現場係C班に勤務していたとしているが、社会保険庁の記録ではB出張所においては厚生年金保険適用事業所であるが、C班の存在は確認できない。

また、A株式会社の説明によると、同社は昭和20年代から40年代中ごろまでの工事施工は直営施工の現場係制度という方式で行っており、申立期間当時、現場係としてC班が存在したことは確認できる。さらに、現場係（班長）においてはA株式会社と嘱託関係にあり、同社の社員名簿にも登載され、厚生年金保険に加入している場合もある。しかし、現場係制度において、「班」に勤務する個々の労働者については、現場係（班長）が労働者の募集を行い、その募集した労働者については、同社の現場所長が直接契約を結んでいたため、同社の社員としては認識していなかったとしている。

加えて、申立人の厚生年金保険料の控除を推認できるその他の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 1 日から 38 年 11 月 30 日まで
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していない旨の回答があった。

この期間については、A株式会社B作業所C班に勤務しており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA株式会社B作業所C班に勤務していたとしているが、社会保険庁の記録ではB作業所及びC班とも厚生年金保険適用事業所として存在は確認できない。

また、A株式会社の説明によると、同社は昭和 20 年代から 40 年代中ごろまでの工事施工は直営施工の現場係制度という方式で行っており、申立期間当時、現場係としてC班が存在したことは確認できる。さらに、現場係（班長）においてはA株式会社と嘱託関係にあり、同社の社員名簿にも登載され、厚生年金保険に加入している場合もある。しかし、現場係制度において、「班」に勤務する個々の労働者については、現場係（班長）が労働者の募集を行い、その募集した労働者については、同社の現場所長が直接契約を結んでいたため、同社の社員としては認識していなかったとしている。

さらに、申立人の厚生年金保険料の控除を推認できるその他の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月から 33 年 5 月 31 日

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答があった。中学を卒業し、A社に就職した際には厚生年金保険に加入していなかったが、一度家庭の事情で退職し再就職した昭和 29 年 4 月ごろからは、労働組合からの提言もあり厚生年金保険に加入しているはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険庁が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、健康保険の番号に欠番は無く、その中に申立人の氏名は見当たらない。

さらに、申立人は当時の同僚、労働組合の関係者など、当時を知る人は一人もいないとしており、かつ、A社は、既に全喪しているため、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月1日から33年3月末日まで
A社を昭和28年3月末日に退社し、翌月の同年4月1日にB協同組合に入社、C協同組合連合会の健康保険証を交付された。
その後、同協同組合を昭和36年7月末日に退社したが、当初の5年分の加入記録が不明だとされた。

第3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所で保管している健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の資格取得は昭和33年4月1日となっており、当該協同組合が適用事業所となった26年7月1日から申立人が勤務していたとする33年3月末日までの間を確認しても、申立人の氏名は見当たらない。

さらに、申立人は同期入社をしたとする女性から、「昭和28年当時は自分が厚生年金保険に加入していないことは知っていた、29年に自ら会社に掛け合い厚生年金保険に加入させてもらった。」と確認しており、当該組合がすべての従業員に対して厚生年金保険の加入手続を行っていたわけではないことが推認できる。

このほか、当該組合はすでに全喪しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 10 月から 37 年 2 月 1 日まで
② 昭和 37 年 5 月 29 日から 38 年 5 月まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A社に勤務した昭和 36 年 10 月から 38 年 5 月までの期間のうち、37 年 2 月 1 日から同年 5 月 29 日までの記録は確認できたが、それ以外の期間については確認できなかったとの回答をもらった。

中学卒業後、集団就職にてB社に勤務し、同社を退社した翌日からA社に勤務したと記憶している。給与明細書等はないが、間違いなく在籍しており、厚生年金保険にも加入していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所で保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 36 年 10 月 1 日から 38 年 10 月 4 日までの間に資格を取得した被保険者の記録を確認したが、健康保険の番号に欠番も無く、申立人については、37 年 2 月 1 日から同年 5 月 29 日までの期間を除き、加入記録は確認できない。

さらに、当該事業所の前後に勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に資格を取得したすべての被保険者記録を確認したが、上記と同様、申立人の記録は確認できない。

このほか、A社は既に全喪しており、申立内容を裏付ける関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

青森厚生年金 事案3

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 11 月から 33 年 4 月まで
② 昭和 33 年 11 月から 34 年 4 月まで
③ 昭和 34 年 5 月から同年 8 月まで
④ 昭和 36 年 5 月から同年 8 月まで
⑤ 昭和 37 年 5 月から同年 8 月まで

申立期間における船員保険の加入記録について照会したところ、加入した事実が無い旨の回答をもらった。私は、18 歳から A 社の捕鯨船 B 丸に乗船し、30 歳で退職するまでの 13 年間、夏季は北洋、冬季は南氷洋に每期出漁し、小型艇の艇長として勤務していた。未加入の期間があるはずがないので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る船員保険料の控除については保険料を事業主より給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、確認することができない。また、当時の船員手帳を所持しておらず、申立人が申立期間において、A 社の捕鯨船に乗船していた事実も確認することもできない。

さらに、A 社の事業員履歴台帳に記載された船員記録をみると、同社において乗船したとする申立期間以外の 17 期間すべてにおいて、社会保険庁が管理する船員保険加入記録とほぼ合致するとともに、ほかに船員として乗船した期間があることをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人は、「18 歳だった年の 2 月に大型自動車免許を取得し、当該免許の技術をいかせる小型艇艇長として A 社に採用され、免許を取

得した年の秋から捕鯨船に乗船した」と主張しているが、申立人の記憶では、免許の取得は昭和34年2月であり、同年秋より乗船したとすると同年11月からとなっている船員保険の記録と整合性がとれる。このことから、申立期間の①、②及び③については、申立人が免許を取得し捕鯨船の乗船を開始したとする時期より前の期間が含まれていることなど、申立人の主張と矛盾する点もうかがえる。このほか、申立期間の④については、C社という事業所で加入した厚生年金保険被保険者記録が確認でき、申立期間の⑤については、国民年金保険の保険料が納付された記録がある。

これらを総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 8

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 12 月 16 日から 33 年 6 月 1 日まで
A社に係る厚生年金保険の加入期間について、社会保険事務所に照会したところ、昭和 30 年 12 月 16 日に資格喪失した旨の回答を得た。
しかし、私は、昭和 33 年 5 月末までの間、A社に臨時工員として継続して勤務していた事実があるので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間においてA社に臨時工員として勤務していたことについては、同社が、申立期間の人事記録及び厚生年金保険被保険者資格取得・資格喪失届の写等の書類を保管していないため、詳細は不明であるが、申立人による配属先及び勤務状況に係る説明が具体的であることから、その事実があったものと推認される。

しかし、申立期間に係る事業主による申立人の厚生年金保険料の控除を推認できる関連資料及び周辺事情が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岩手厚生年金 事案9

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年8月から21年10月まで
 : ② 昭和21年10月から23年12月まで
 : ③ 昭和26年5月から27年3月まで

社会保険事務所に、A丸（①の期間）、B丸（②の期間）及びC丸（③の期間）で乗船していた期間について加入記録を照会したところ、申立期間について記録が無いとの回答であった。記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、申立人が乗船していたと主張する船舶の所有者が船員保険の適用を受けた記録が無く、申立人は申立期間における船員保険料の控除について記憶しておらず、当該保険料控除に関する事実を確認できる給与明細等の資料も無い。

また、申立期間に係る船舶所有者等関係者から申立人の船員保険の適用について確認できる関連資料や証言を得ることができなかった。

なお、申立期間のうち②の期間については同僚の証言により乗船していたことは推認されるが、同僚もその乗船期間については船員保険の記録が無く、申立人が船舶所有者により給与から船員保険料を控除されていたことは確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 10

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 6 月 6 日から 37 年 8 月 20 日まで
年金の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答をもらったが、私は昭和 34 年 6 月 6 日から 38 年 3 月 19 日まで A 事業所に勤務していた。申立期間について、厚生年金保険被保険者となっていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所が保管していた「健康保険 厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」によると、厚生年金保険の資格取得日は昭和 37 年 8 月 20 日となっており、社会保険庁の記録と一致している。

また、同様に事業所が保管していた「失業保険被保険者資格決定通知書」の確認日付は、昭和 37 年 8 月 27 日となっており、備考欄には公共職業安定所による職権適用であることを示す「補脱」と記載されている。この記載のある従業員は、申立人とは異なった職種のものも含め十数名おり、公共職業安定所の指導により失業保険に加入したと推認される。

さらに、事業所に照会したところ、当時は全従業員を社会保険に加入させる資力が不足しており、社会保険事務所の指摘があるまで加入手続をとらなかった可能性がある旨の意見が出されている。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月 1 日から同年 4 月 30 日まで
A (株) に勤務した昭和 55 年 1 月から同年 4 月までの期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。
勤務した期間は短いが期間を定めた雇用ではなかったはずである。

第3 委員会の判断の理由

A (株) より、正社員は厚生年金保険の加入手続を行っており、正社員を対象として採用時に提出させる誓約書を、創業以来保管しているが、その中に申立人の誓約書は確認できないことから、申立人は臨時雇用であったと思われる旨の回答が提出されている。

また、公共職業安定所の雇用保険の加入記録によれば、申立期間における記録は確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無く、申立人の保険料控除に係る記憶もあいまいである。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 14

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年3月1日から昭和20年1月31日まで
樺太でA事業所に勤務した昭和17年3月から20年1月までの期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

はしけで石炭を沖の大型船まで運び、積み込む仕事をしてきた。三百人以上も勤めていた会社であり、厚生年金保険があったと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業主による申立人の厚生年金保険料の控除を推認できる関連資料及び周辺事情が無い。

一方、申立人が勤務していたとのA事業所のあった樺太については、「樺太に施行すべき法令に関する法律（明治40年法律第25号）」及び「樺太内地行政一元化二伴フ樺太ニ於ケル命令適用ノ特例ニ関スル件」（昭和18年勅令241号）において適用される法律が定められていたところ、これら法令においては、別途、勅令により定めるとされていたが、厚生年金保険法を樺太に適用する勅令は発せられていない。このことから、樺太に存在した事業所については、厚生年金保険法の適用はなかったことが判断できる。

このため、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福島厚生年金 事案6

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月まで

平成 19 年 6 月 9 日に年金記録相談に行ったところ、A社の厚生年金被保険者の資格喪失年月日が昭和 58 年 4 月 9 日となっているとの回答があったが、自分の記憶では、59 年 4 月 9 日だと認識している。

なお、当時の給与明細等参考になるような資料は一切無いが、社会保険事務所の回答に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立人の雇用保険の記録によれば、申立人の主張するA社における雇用保険の離職日は昭和 58 年 4 月 8 日であることが確認でき、また、申立人は同年 4 月 9 日から国民年金の被保険者となり、申立期間中の国民年金保険料はすべて納付済みであることから、申立期間中にA社に雇用され、厚生年金保険に加入していたとは考えにくい。

なお、社会保険事務所を通じ、A社及び同社の合併先のB社、C健康保険組合、A社の委託社会保険労務士に対して調査を行ったが、申立期間当時の記録が保管されていなかったことから、申立人が申立期間にA社において厚生年金保険に加入していた事実を確認することができなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福島厚生年金 事案7

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年1月から40年ごろまで

昭和39年5月に2級ブロック建築技能士の資格を取った。この資格は7年以上の勤務経験が無いと取れないため、28年ごろから働き始めても35年ごろとなるので、この間はA社にいたことになる。

また、昭和39年に建築技能士の資格を取った後、すぐには会社を辞めることができなかつたので、社会保険庁の記録の30年12月まででは無く40年ごろまではA社で働いていて厚生年金保険に加入していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料及び申立人の勤務の実態が確認できる資料等はない。

また、申立人から当時の勤務状況を詳細に聴取したところ、積雪がある冬期間は外での仕事が出来ないため毎年のように会社を辞めていたと申立内容を一部変えており、申立内容に一貫性が認められない。

さらに、2級ブロック技能士の検定を主管しているB職業能力開発協会の職員は、同検定受検資格については必ずしも事業所に勤務していたことが条件ではないと説明している。

加えて、A社は既に解散（全喪）しており、当時の同僚等から詳細な証言を得ることができず、申立内容に係る事実を確認できる関連資料等は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 18

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 5 月から同年 12 月まで
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、上記申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことが判明した。申立人は、昭和 37 年 5 月から 40 年 4 月まで A 株式会社に勤務していたので、被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立では、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る給与明細書等の資料が残っていないことから、保険料が控除されていたことを確認することができない。

また、申立人と同時期に同じ会社から同社に転職したとする同僚の資格取得日が、申立人と同じ昭和 38 年 1 月 5 日になっており、唯一証言を得ることができたその同僚の保険料控除等に関する記憶も曖昧である。

さらに、申立期間前後の期間を含む被保険者名簿を見ても、連番で被保険者の氏名が記載されており、申立人の記載が脱落した痕跡は認められない。

このほか、事業主や他の同僚の証言等も得ることができず、申立内容が正しいことを裏付ける関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 19

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 11 月から 40 年 4 月まで
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、上記申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことが判明した。申立人は、昭和 37 年 5 月から 40 年 4 月まで A 株式会社に勤務していたので、被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立では、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る給与明細書等の資料も残っていないことから、保険料が控除されていたことを確認することができない。

また、唯一証言を得ることができた当時の同僚も、既に昭和 38 年 3 月で同社を辞めているため、申立人の勤務実態や保険料控除の事実について確認することができない。

さらに、申立期間前後の期間を含む被保険者名簿を見ても、連番で被保険者の氏名が記載されており、申立人の記載が脱落した痕跡は認められない。

このほか、事業主や他の同僚の証言等も得ることができず、申立内容が正しいことを裏付ける関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 24

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 3 月から 39 年 12 月まで

A 区にあった B 社に勤務していたが、昭和 37 年に同社が倒産し、同社の社長が C 市に設立した D 社に 37 年 3 月から 39 年 12 月まで勤務した。

社長、社長の家族及び同僚の名前を記憶しているため、C 市に設立された D 社に勤務していた期間において厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C 市に設立された D 社は、社長、社長の家族の氏名等から有限会社 E という名称の会社であると推認できるが、同社は昭和 60 年 2 月 26 日に全喪し、社長は既に他界している。このため、社長の妻が、申立人が同社に勤務していたこと、及び申立人の給与から厚生年金保険料を控除し、申立てどおりの資格の取得及び喪失の届出を行い、保険料を社会保険事務所に納付したことを証言しているが、これを裏付ける賃金台帳等関連資料は一切無いことから、申立人が同社に勤務していたとは推認できるものの、申立人が給与から保険料を控除されていた事実までは確認できない。

また、有限会社 E の厚生年金保険の新規適用は、申立期間の途中である昭和 37 年 8 月であり、申立人によると社長の妻は申立期間当時、同社で働いていたとするが、社長の妻自身の資格取得も申立期間後の昭和 41 年 8 月 1 日となっている。

さらに、申立人が記憶していた同僚については、社会保険庁の記録で厚生年金保険の資格取得を確認することができない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年2月15日から同年6月1日まで
厚生年金保険の資格取得年月日は、社会保険庁の記録では、昭和22年6月1日となっている。当時勤務していた事業所から交付された「在籍証明書」では、同年2月15日から在籍したことが証明されているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書等、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる資料は無い。

また、事業主が申立どおりの資格取得届を提出した証拠は無く、申立期間に係る雇用保険加入記録も、雇用保険法（旧失業保険法）施行前のため確認することができない。

さらに、申立人が採用時に世話になったことを記憶している者、当該事業所の保管する資料から申立人より先に入社したと認められる者について、社会保険事務所の被保険者名簿において、申立人と同時（昭和22年6月1日）に、厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、同僚等の証言も得ることができず、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 8 月 31 日から同年 12 月 1 日まで
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、上記申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことが判明した。申立期間については、申立期間の給与明細書は無いが、雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書の離職日で平成 3 年 11 月 30 日となっており、A株式会社で継続して勤めていたことから、厚生年金の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る厚生年金保険料の控除については、申立人が給与明細書等を所持せず、確認することができない。

また、当該事業所に照会したところ、申立人が申立期間に勤務していたとする当時の給与時間数計算元帳には平成 3 年 9 月から同年 11 月までの勤務実績の記録が無いことから同期間の給与の支給が無く、申立人の厚生年金保険料を国に納付したとは言えないとの回答があった。さらに、申立人は平成 3 年 9 月及び同年 10 月の 2 か月ほど入院していたことを本件申立後に思い出したとしている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

群馬厚生年金 事案7

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 9 月 1 日から 42 年 4 月 1 日まで
申立期間について、A社に勤めており、給与支払明細書の中で社会保険料を控除されていた記憶があるので、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A社において勤務していたとしているが、当該事業所が保有している従業員名簿では申立人の氏名は確認できない上、本社と同一敷地内にある給油所の常勤雇用であれば厚生年金保険及び雇用保険の届出漏れは想定しにくいとの回答を得ており、勤務実態について確認ができない。

また、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたか否かについては、事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、健康保険料、厚生年金保険料及び失業保険料の控除の記憶はありと申し述べているものの、具体的な控除金額の記憶も無く、また、所得税の源泉控除の記憶は無いとしており、かつ、申立期間に係る雇用保険の加入記録も確認できないことから、信憑性^{びよう}に欠けるものである。

さらに、A社における申立期間に係る資格取得者を厚生年金保険・健康保険被保険者原票により、健康保険被保険者番号 307 番から 397 番までを確認したが、申立人の記録は確認されず、加えて、申立期間中に申立人の次女が誕生しているが、分娩費^{べん}等の給付金は受けた記憶は無いと申し述べていることから、健康保険及び厚生年金保険には加入していなかったと推認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

群馬厚生年金 事案 8

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 5 月から 45 年 6 月まで

申立期間と同じ時期に A 社に勤めていた妹は、厚生年金保険の加入記録がある。私は、勤務場所、勤務時間も妹と全く同じ条件で勤務していたのに、妹は加入していて私は加入していないということには納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

A 社からの申立人の年金記録に関する回答によると、申立人は、申立期間においてパートタイマーとして在籍していたものの、同社保有の社会保険加入台帳には申立人の氏名の記載が確認できないことから、厚生年金保険には加入していなかったとしている。また、雇用保険の記録においても、申立期間に係る加入の確認ができない。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、保険料控除の記憶についても明確ではないことに加え、A 社が保存していた申立人に係る昭和 45 年分の源泉徴収票では申立期間の一部ではあるものの、申立人が支払った社会保険料は 0 円となっていることから、申立期間すべてにおいて申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていなかったことが推認できる。

加えて、申立人は申立期間について、国民年金に加入し国民年金保険料を納付している。

これら申立内容及び関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

群馬厚生年金 事案 9

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 7 月 16 日から 43 年 3 月 20 日まで

厚生年金保険の記録を確認したところ、A社に勤務していた時の加入記録が昭和 40 年 7 月 1 日から同月 16 日までしかなかった。40 年に子供の幼稚園入園と同時に入社し、43 年 3 月に子供の小学校入学と同時に退社した。最初の 3 か月は見習いで、同年 7 月から厚生年金保険に加入したことは分かるが、すぐに辞めたということはない。仕事は会社の敷地内にある社員寮に住み込みで管理人をしていた。43 年 3 月に退職したときは会社から頼まれて給料締切日の 20 日を過ぎても働いていた記憶がある。申立期間に係る年金記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、雇用保険の記録により、少なくとも昭和 40 年 7 月 1 日から 42 年 10 月 22 日まではA社との間に雇用関係があったことが確認できる。

一方、申立期間に係る申立人が所有していた厚生年金保険料の控除が確認できる給与明細書は、社会保険庁の記録と一致する昭和 40 年 7 月分のみであり、同年 8 月分以降の給与明細書等は保有しておらず、引き続き保険料控除がされていたか否かについては確認できないものの、当該事業所から提出された厚生年金資格取得確認及び標準報酬決定通知書、厚生年金保険資格喪失確認通知書によると、事業主から年金記録どおりの届出が社会保険事務所に行われていたことが確認できる。また、申立人が保有していた昭和 42 年分所得税源泉徴収票によると、社会保険料の金額は確認できるものの、これについては雇用保険料相当額であり、厚生年金保険料が控除されていたことは認められない。

さらに、申立人は申立期間について、夫の厚生年金保険・健康保険被保険者原票により健康保険の被扶養者であったことが確認できる上、国民年金に任意加入し、保険料をすべて納付している。当時、「会社敷地内に社員寮があり、郵便や電話の連絡先は会社となっていたことから、国民年金保険料の納め忘れの際は、会社事務担当者が市役所からの連絡を受けた」と申し述べており、厚生年金保険に加入していたとすれば、その会社事務担当者から国民年金離脱の助言等が行われ得る状況にあったが、そのようなことは無かったとしていることから、厚生年金保険被保険者であったとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 54

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年5月から26年7月まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、昭和24年5月から26年7月まで厚生年金保険の加入記録が無かった旨の回答を社会保険事務所からもらった。申立期間についてはA炭鉱で勤務しており、申立期間前に勤務していたB炭坑より会社の規模が大きかったので厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は親類の紹介により当該事業所に勤めていたなどの申立内容から、同社に勤務していたと推認できるが、勤務期間を確認できるものは無く、かつ、給与明細書等、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる資料は無い。

また、当該事業所は既に全喪しており、関連会社に申立人に係る厚生年金保険の適用について照会したところ、申立期間当時の人事記録等は既に処分しているとの回答があり、申立内容に係る事実を確認できる関連資料は無い。

さらに、申立人は同僚等についても記憶しておらず、同僚の状況や証言を得ることもできない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 7 月 23 日から 33 年 12 月 1 日まで
夫が代表者の事業所A社で、夫と共に昭和 28 年 7 月 23 日から厚生年金保険に加入していたはずなのに、社会保険庁の記録では、自分だけ 33 年 12 月 1 日からの加入となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、事業主は夫であったが実質的には申立人が事業主であり、経理事務所に依頼していた社会保険関係の事務に自ら関わっていたため、申立期間について、厚生年金保険に未加入であったはずがないとしているが、申立人の当該事務の内容に係る証言及び厚生年金保険料控除に関する記憶は曖昧であり、申立人が厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立人は、夫と同時に厚生年金保険に加入したとしているが、A社が新規適用事業所となった当時の社会保険事務所の厚生年金手帳記号番号払出簿を見ると、当該事業主である夫及び従業員の計7名が連番で昭和 28 年 7 月 27 日に払い出され、その取得日は同月 23 日となっており、この中に申立人の氏名は無く、当該7名の前後の者は別の事業所の被保険者であることが認められる。

一方、申立人の厚生年金手帳記号番号の払出しは、当時の厚生年金手帳記号番号払出簿において、昭和 33 年 12 月 18 日に払い出され、その取得日は同月 1 日であることが確認できる。

以上のことは、社会保険事務所に保有するA社の被保険者原票においても確認でき、申立人が同製版所の新規適用時から業務に従事していたことは事実であるとしても、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得は、同社が何らかの

理由でそれ以降に手続を行ったと考えられ、申立てに係る期間は厚生年金保険被保険者ではなかったと思われる。

また、申立人は、社会保険の保険証により医療機関に受診していたと主張するが、申立人本人が政府管掌健康保険に加入していたことを確認できる関連資料や周辺事情は無く、申立期間において政府管掌健康保険の被保険者であったことの確認はできない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情等は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年5月30日から23年6月まで
② 昭和23年6月から25年4月まで及び26年9月
から35年1月まで

A店(①の期間)及びB組合(②の期間)に勤務していた期間について、厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、加入記録が無いとの回答であった。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、申立人も保険料が控除されていたことに関する具体的記憶は無いとしている。

A店に係る申立期間①については、当該事業所が確認できず、社会保険事務所の調査結果等から厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できなかったことから、申立人が申立期間において当該事業所の従業員として厚生年金保険の被保険者となることはできない。

また、申立人から提出のあった当時のA店における勤務状況を記載した資料から、申立人が勤務していた事実は認められるものの、住み込みで奉公したとするその勤務内容及び申立期間に係る当時の年齢が12歳から15歳であったことから、厚生年金保険被保険者であったとは考えにくい。

B組合に係る申立期間②については、申立人から提出のあった当時の同組合における勤務状況を記載した資料及び同組合に加入していたC店(申立人は同店に住み込みで勤務し、同時に同組合の業務に従事したとしている。)の事業主の妻等の証言から、申立人が勤務していた事実は認められるものの、社会保

険事務所の調査結果等から厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できなかったことから、申立人が申立期間において同組合の従業員として厚生年金保険の被保険者となることはできない。

また、B組合における雇用保険被保険者資格についても、組合自体の雇用保険適用事業としての確認ができないほか、加入が考えられる健康保険組合においても事業所の確認ができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情等は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 57

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 11 月 2 日から 50 年 11 月 1 日まで
② 昭和 32 年 4 月 1 日から 36 年 7 月 30 日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、昭和 44 年 11 月から 50 年 10 月までの期間及び 32 年 4 月から 36 年 7 月までの期間について、厚生年金保険の加入記録が無かった旨の回答を社会保険事務所からもらった。①の申立期間についてはA研究所で勤務しており、②の申立期間についてはB区の個人病院で勤務していたので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の夫が、申立人の厚生年金保険の加入記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書等、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる資料は無い。

また、①の申立期間について、申立人は昭和 36 年 8 月から平成 11 年 5 月まで継続して勤務していたと主張しているが、雇用保険の加入記録をみると、昭和 37 年 2 月 1 日に被保険者資格を取得し、44 年 10 月 31 日が離職日となっていることが確認できる。その後、再度、当該研究所において 50 年 11 月 1 日に被保険者となっており、それぞれの雇用保険の加入記録は厚生年金保険の加入記録と一致する。

さらに、当該研究所が加入している健康保険組合の健康保険の加入記録は、申立期間前の記録については資料が無く確認できないが、申立期間後の昭和 50 年 11 月 1 日に資格取得していることが確認できるとともに、社会保険庁の記録によると、申立人は 50 年 7 月から同年 10 月まで国民年金保険料を納付し

ていることが確認できる。

このほか、当該事業所に照会したところ、申立期間に係る人事記録等を得ることはできず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

また、②の申立期間については、勤務していた個人病院を特定できず、申立人の記憶が曖昧であるとともに、厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる資料は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年秋ごろから47年ごろまで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に勤務していたころの加入記録が無かった旨の回答を社会保険事務所からもらった。昭和43年秋ごろから47年ごろまで勤務していたので申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書等、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる資料は無く、申立人は保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所でないことが、社会保険事務所の調査結果から確認できることから、申立期間において当該事業所の従業員として厚生年金保険の被保険者となることはできない。一方、当該期間に係る申立人の雇用保険加入記録も確認できない。

さらに、当該事業所名では、法人登記簿で確認することもできず、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 60

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から平成 3 年 12 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、昭和 62 年 4 月から平成 3 年 12 月までの期間について加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、A社に勤務しており、厚生年金保険に加入していたはずであるので被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたと主張するA社が保存している「諸給与支払内訳明細書」によると、申立人は、申立期間において当該事業所に勤務していたことは認められるものの、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実は確認できない。

また、申立人は、申立期間前に勤務していた事業所を昭和 62 年 1 月 10 日に退職し、その後、申立期間も含め国民健康保険の被保険者であったこと、及び社会保険庁の記録によると、平成 4 年 3 月以降に国民年金の加入手続を行った上、国民年金保険料を 2 年 4 月にさかのぼって納付していることなどから、申立人は、申立期間、政府管掌健康保険及び厚生年金保険の被保険者とされていなかったことを認識していたものと考えられる。

さらに、申立期間に係る雇用保険加入記録も確認できず、ほかに申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 61

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月から 31 年 1 月 25 日まで
② 昭和 31 年 12 月 21 日から 36 年 11 月 26 日まで

昭和 29 年 4 月に A 社に入社し、52 年 12 月まで継続して勤務していたのに、社会保険事務所の記録では、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答があった。申立期間についても鉄筋工として現場で働いていたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

申立期間①については、申立人に贈られた表彰状の記載内容から、申立人が昭和 29 年から A 社に在籍していたと思われるが、社会保険事務所の記録では、当該事業所の厚生年金保険の新規適用は同年 12 月 1 日であることが確認できることから、申立期間のうち同日までの間は、当該事業所の従業員として厚生年金保険の被保険者となることはできない。一方、社会保険事務所が保管する A 社の厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人は 31 年 1 月 25 日に 2 名連番で資格取得していることが確認できる。

このことから、申立人については、昭和 29 年に入社したものの事業主が何らかの事情により厚生年金保険の加入時期等の調整をしていたものと考えられる。

申立期間②については、雇用保険被保険者記録には昭和 37 年 12 月から 52 年 12 月まで在籍していたとされているが、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和 31 年 12 月 21 日に資格喪失しており、その後、36 年 11 月 26 日に再度資格取得したことが確認できる。

また、申立人は当時、事業主の息子の使い込みや同僚の健康保険証が使用できなくなるなどのトラブルがあったことを記憶しており、当該事業所の事務処理に瑕疵^{かし}があったことが推察される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 12

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 3 月 16 日から同年 7 月 31 日まで
② 昭和 33 年 8 月 20 日から同年 10 月 31 日まで

私のA社での厚生年金保険加入記録は昭和 33 年 8 月の 1 か月しか無いが、そんなに短かったはずはない。知人の紹介で入社したので、正社員だったはずである。給与明細書等はないが、中学校の卒業式の翌日からその年の秋ごろまで勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

公共職業安定所に照会したところ、昭和 40 年 3 月 30 日以前に離職した雇用保険被保険者の記録は残っておらず、事業所においても人事記録等は処分済みとのことから、申立人が申立期間において、当該事業所に勤務していた事実が確認できない。

また、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたと思うとしているが、記憶が曖昧で、厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる関連資料（給料明細書等）及び周辺事情は見当たらない。

さらに、申立人が記憶していた当時の上司及び同僚 4 名の計 5 名のうち、厚生年金保険被保険者名簿に記載されている者は 1 名のみで、その者も申立人のことを覚えていないと証言している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 13

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 4 月から 26 年 3 月まで
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が確認できなかった旨の回答を得た。
当時A社に勤務していたことは事実なので、申立期間について厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社に在籍していたことは、同社が保管する職員名簿から確認できるが、当該職員名簿によると、申立人は、昭和 21 年 5 月 2 日に徴兵による休職から復職した後、同年 6 月 30 日に依願退職しており、翌 22 年 2 月 19 日付けで退職金が支給されている。

また、A社では、雇用形態が変わる場合についても、同社に勤務していれば必ず職員名簿に記載されることから、申立期間の大部分の期間について勤務の実態があったことは確認できない。

さらに、申立期間においてA社は厚生年金保険の適用事業所になっているが、社会保険庁が保管する同社の被保険者名簿に申立人の記録は無く、申立人の同社における厚生年金保険加入に係る記録は確認できない。

加えて、申立人は、保険料が控除されていたことに関する記憶を有しておらず、給与明細書等、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる資料も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 14

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 12 月 14 日から 2 年 1 月 1 日まで
社会保険庁の記録では、平成元年 12 月の厚生年金保険期間が未加入となっている。実際には、元年 12 月 14 日に A 社から B 社に異動したものであり、保険料が控除されたことを証明する当時の給与明細書を提出するので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書から、申立人が申立期間において、申立てに係る事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、上記給与明細書及び預金通帳における給与振込記録では、現在、厚生年金保険被保険者期間となっている平成 2 年 1 月から同年 7 月までについては、厚生年金保険料の控除がされているものの、申立期間については、厚生年金保険料の控除がされていない。

また、雇用保険被保険者期間の加入期間についても資格取得年月日は、社会保険庁の記録と同じ平成 2 年 1 月 1 日となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関係資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

長野厚生年金 事案 9

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 1 月 30 日から同年 3 月 28 日まで
申立期間は、間違いなく A 社に勤務していて、厚生年金保険料を控除されていた。保険料を控除されていたことを証明する資料はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

A 社は、昭和 33 年 1 月 1 日に適用事業所として新規適用となっているが、同社の「健康保険・厚生年金被保険者名簿」に申立人の記載は無く、雇用保険被保険者記録も昭和 34 年 3 月 30 日以後の記録しかないことから、申立人が A 社において勤務していた事実が確認できない。

また、A 社は、平成 10 年 1 月に廃業していて当時の人事、給与関係資料等は保存されておらず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情はない。

さらに、A 社の元専務は、「当時、30～40 人の従業員がいて、営業の外回りが多く、申立人の勤務期間が短すぎて記憶に無い。」と説明している。

以上のことから、申立人が、A 社において厚生年金保険被保険者として、事業主より申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを認めることはできない。

石川厚生年金 事案6

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年11月から28年4月1日まで

私がA社に勤務した昭和25年11月から29年3月までの期間のうち、28年4月から29年3月までの期間のみが厚生年金保険の加入期間として記録されているが、残りの期間についても加入していたはずであり、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

A社を退職後、失業保険を受給したが、給付が高額であったのは、同社に3年余にわたって勤務し、その間、失業保険に加入していたからである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和25年11月からA社に勤務しており、厚生年金保険への加入についてもその時点から認めてほしいと述べているが、同社の事業開始は27年3月からであり、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは同年5月1日からである。

また、申立人はA社退職後の失業保険の受給額が高かったと記憶しており、それは同社に勤務した期間すなわち失業保険に加入していた期間が長かったからであると述べているが、当時の制度に合致しておらず誤解であろうと推認される。

さらに、申立人のA社の当時の幹部、同僚、勤務地等に関する記憶は、申立人の厚生年金保険への加入を昭和28年4月から29年3月までとする社会保険庁の記録とおおむね整合する。

加えて、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料の控除等が確認できる資料を所持しておらず、給与からの保険料の控除についての記憶も有していない。A社は昭和36年に解散していることなどにより、申立人の厚

生年金保険料の控除等が確認できる会社資料も残存していない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

石川厚生年金 事案7

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から25年5月1日まで

私は昭和16年ごろから27年1月までA社に勤務していた。社会保険庁の記録では厚生年金保険への加入が昭和25年5月からとなっており、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和16年ごろからA社に勤務していたとしているが、当時の同僚の証言等からは勤務の始期が同社新規適用時（昭和22年10月1日）以前にさかのぼる可能性がある一方で、申立人が記憶する初任給の額からは勤務の始期は昭和16年より相当に後であろうと推定されるなど、申立人の勤務の始期については確認できない。

また、申立人は申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる資料を所持していない上、A社は昭和28年に解散しており、人事記録や社会保険関係資料は残存していない。

さらに、申立人はA社で社会保険関係事務を担当していたと述べているが、当時存在していなかった社会保険事務所へ手続に出向いたと述べるなど、不可解な点がみられる。

なお、A社の新規適用時の健康保険厚生年金保険被保険者名簿と厚生年金手帳番号払出簿は合致しており、同社が昭和22年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることに不自然さは無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

石川厚生年金 事案8

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 20 日から 44 年 6 月 20 日まで

私は申立期間についてA社に勤務していた。給与明細等は残っていないが、社会保険料を控除されていたと記憶している。当時の事業主から同社に勤務していたことについての証言書を得ており、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 41 年 5 月末に婚姻する前は飲食店に勤めていたとしており、婚姻後は漁業に従事するために昭和 42 年 1 月初旬まで住民票を他県に移している。また、申立人が昭和 40 年ごろ 3～4 年間A社に勤務していたとする元事業主の証言書が提出されているが、元事業主は勤務期間については関係書類が残っておらず、分からないとしている。

さらに、雇用保険に関しても、申立期間における申立人の記録は確認できない。

これらのことなどから、申立人がA社に勤務した事実は推測されるものの、勤務期間等については確認できない。

加えて、申立人は、給与明細等の申立期間において厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる関連資料を保有しておらず、社会保険料の控除について具体的な記憶は無い上、A社は平成 16 年 6 月に解散しており、当時の会社関係の資料は残存していない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

石川厚生年金 事案 9

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 2 月 1 日から 50 年 1 月 31 日まで

私は昭和 42 年 8 月から 50 年 1 月まで A 社に勤務していたが、社会保険庁の記録では厚生年金保険の加入期間が 43 年 1 月末までとなっており、納得がいかない。申立期間についても厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人は保険料控除に関する具体的な記憶は無い。

また、A 社からは、申立人は昭和 43 年 2 月 1 日に雇用形態を嘱託（委任契約）に切り替えたことにより厚生年金保険の被保険者資格を喪失させた旨の回答があり、同社から提出された職歴記録により雇用形態が変更されたことを確認することができる。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人は昭和 43 年 2 月から 55 年 11 月まで国民年金に加入し、国民年金保険料を納付し続けていることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

石川厚生年金 事案 10

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 2 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
昭和 47 年 2 月 1 日から臨時職員としてA事業所に勤めていたが、厚生年金保険の加入期間は同年 7 月 1 日からとなっている。
申立期間が未加入となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間においてA事業所に勤務していたことは、申立人に係る人事記録により事実と認められる。

しかし、申立人は、申立期間において厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書等の資料は有しておらず、給与から社会保険料が控除されていたかどうか記憶していない。

また、A事業所では、申立期間当時に雇用していた臨時職員の厚生年金保険の取扱いに関する資料は保存しておらず、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことは確認できないほか、申立人の雇用保険への加入は、厚生年金保険と同じ昭和 47 年 7 月 1 日となっている。

さらに、申立人と同時期に任用されている者が3名おり、この3名については厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できるが、当該事業所の記録において申立人は「日々雇用」とされており、他の3名とは雇用形態が違うものであったため、厚生年金保険加入に関する取扱いに違いがあったものと思われる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

石川厚生年金 事案 11

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 10 月 29 日から 7 年 1 月 1 日まで
私は A 社で平成 6 年末まで働き、健康保険被保険者証も使用したと記憶している。同社が倒産してからは、引き続き B 社で働いた。申立期間について厚生年金保険加入の記録が無いことには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

A 社は、平成 6 年 10 月 31 日に裁判所に自己破産を申請し、それに先立つ同月 29 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなって（全喪して）いる。一方、B 社は、6 年 10 月 29 日付けで「A 社等の店舗の経営を譲り受け、店名を変えて営業を継続する」旨を関係先に通知している。同社は 7 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっている。

また、A 社の全喪に伴い、申立人を含む当時の同社在籍者が一斉に健康保険任意継続被保険者として平成 6 年 10 月 29 日に資格取得、7 年 1 月 11 日に資格喪失している。

さらに、A 社の元役員等の証言や申立人の当時の同僚の源泉徴収票からは申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたと判断できない上、両社は既に存在せず、そのほかに厚生年金保険料の控除が確認できる資料も無い。

加えて、申立人は、B 社退社後、申立期間の年金未加入について指摘を受けて、同期間について国民年金に遡^{そきゆう}及加入し、過年度納付している事実が確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 14

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年ごろから 23 年ごろまで

厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、申立てに係る事業所における加入記録は無い旨の回答を得たが、3年ほど勤務した記憶があり、同僚は同事業所における加入記録があることから、厚生年金被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る給与明細等、厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる資料は無く、申立人は厚生年金保険料の控除の有無について記憶が無い。

また、社会保険庁の記録によると、申立人が記憶している同僚4名の資格取得日はすべて昭和23年2月10日となっており、申立人が勤務していたとする時期以後の資格取得になっている。

さらに、申立期間のうち、昭和22年の3か月間において、別事業所の厚生年金保険被保険者記録があることが確認できることから、申立期間に継続して申立てに係る事業所に勤務していたとまでは言えない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 16

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 6 月 1 日から 37 年 9 月 1 日まで
A社に勤務していた期間について、厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答があった。
しかし、私は、A社に昭和 34 年 6 月 1 日に入社し、当初より厚生年金保険に加入していたはずであるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料は無い。

また、申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況については、A社がすでに全喪しているため、これらを確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

加えて、申立人から聴取しても、A社における勤務実態や保険料控除の状況について明確な回答が得られない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 17

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 12 月 23 日から 63 年 3 月 30 日まで
② 昭和 63 年 4 月 2 日から同年 5 月 31 日まで
③ 昭和 63 年 6 月 19 日から同年 12 月 31 日まで
④ 平成元年 10 月 4 日から同年 11 月 2 日まで

厚生年金保険被保険者期間の照会を行ったところ、A教育事務所管内の小学校に臨時講師として勤務していた一部の期間が抜けていた。人事異動通知書のとおり、勤務していたことは確かなので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した人事異動通知書により、申立人はすべての申立期間当時、A教育事務所において雇用され、小学校の臨時講師として勤務していた事実は確認できるものの、事業主により申立人が給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立人は、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたかを記憶していない。

さらに、申立人は、すべての申立期間について、国民年金に加入し、国民年金保険料をすべて納付していることが確認できるとともに、申立期間③及び④については国民健康保険への加入も確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及び収集した関連資料等をみると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 23

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 2 月 28 日から 46 年 5 月 31 日まで
私は、昭和 35 年 2 月から父が経営する A 事業所に雇われ同事業所が廃業する 46 年 5 月 31 日まで勤務していた。当時、弟（両親の二男）も私と一緒に勤務しており、弟の資格喪失日は 46 年 5 月 31 日となっているが、私の資格喪失日は 44 年 2 月 28 日になっている。父が私についてだけ資格喪失の手続を取るはずがない。資格喪失日を 46 年 5 月 31 日に訂正し、それまでの期間を厚生年金保険加入期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の弟（申立人の両親の二男）や当時の取引先の社長の証言から、申立人が申立期間において A 事業所に在職していたことは推認できる。

しかし、被保険者名簿では、申立人の資格喪失日が昭和 44 年 2 月 28 日となっており、健康保険証が返却されたことを示す「証返」の印が押印されている。また、申立人の弟（申立人の両親の三男）について、44 年 1 月 10 日に資格取得に係る届け出がいったん受理され、その取消がなされている記録がみられ、その備考欄には「家族のため被保険者にならない」との記載がある。

当時、申立人は個人事業主である父と同居しており、弟（三男）の資格が取り消されたことを契機に、社会保険事務所が申立人の厚生年金保険被保険者としての加入に係る資格を確認し、資格喪失の取扱いがなされたことが推認される。なお、申立人が同様に働いていたと申し立てている弟（二男）については、当時結婚し、事業主（父）とは同居しておらず、厚生年金保険加入要件を満たしていたと認められる。

さらに、申立人の雇用保険の加入記録では、離職日が昭和 44 年 3 月 29 日となっている。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 24

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月 1 日から同年 10 月 31 日まで
② 昭和 36 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで

A社に勤務していた期間のうち、昭和 33 年 4 月 1 日から同年 10 月 31 日までの期間が厚生年金保険に未加入となっている。(申立期間①)

また、B市のC社(正確な名称は不明としている)で勤務していた昭和 36 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの期間が厚生年金保険に未加入となっているが、入社時に年金手帳の有無を聞かれた記憶がある。(申立期間②)

いずれの期間とも健康保険で病院を受診した記憶があり、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人と一緒にD県から集団就職でE県に出てきたとの中学校同窓生の証言があり、昭和 33 年 4 月から勤務していたことは推認できる。一方、昭和 30 年から 34 年までの間に申立人と同様中学卒業後にA社に就職したと思われる5人の資格取得月をみると、5月及び7月が各1人、10月が4人となっており、同事業所では相当の試用期間の後、社会保険への加入手続きを行っていたとみられる。

申立期間②について、申立人は事業所名、所在地等を明確に記憶しておらず、就職の際に世話をした人物からも事業所に関する情報は得られなかった。また、申立人の氏名及び生年月日による被保険者データの検索、B市に所在する事業所の被保険者データの検索でも申立期間に係る申立人の厚生年金保険の記録は確認できなかった。

さらに、申立人がこれら申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる資料等は見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 25

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 6 月 1 日から 60 年 12 月 4 日まで
② 昭和 61 年 1 月 1 日から 63 年 7 月 31 日まで

昭和 59 年 5 月に前の勤務先が倒産したので、すぐにA社に就職し 60 年 12 月 30 日の閉鎖まで勤務していた。また、61 年 1 月からB社に就職し、平成 7 年 2 月に退職した。当時、妻が健康保険証で通院していた記憶があり、妻も社会保険料控除について記憶している。また、両事業所とも社会保険の適用が無いと思われず、被保険者期間に空白があることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の在職状況について見ると、雇用保険の加入記録により、昭和 60 年 6 月 1 日から 60 年 12 月 31 日までA社に勤務していたこと、また、63 年 7 月 1 日から平成 7 年 1 月 31 日までB社に勤務していたことが確認できる。

一方、申立期間①について見ると、A社の適用事業所としての記録は無く、同事業所の厚生年金保険の適用年月日は申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日である昭和 60 年 12 月 4 日となっている。また、申立期間②について見ると、B社の適用事業所としての記録は無く、同事業所の厚生年金保険の適用年月日は申立人の厚生年金資格取得日である 63 年 8 月 1 日と一致している。

さらに、B社の社長は、適用事業所となった昭和 63 年 8 月 1 日以前の保険関係は個人任せにしていた旨陳述している。このほか、申立人が申立期間①及び申立期間②に係る厚生年金保険料をそれぞれの事業主により給与から控除されたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 26

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 1 月及び同年 2 月

私は、昭和 36 年 1 月から 9 月まで、A 社に建設作業員として勤務した。同社での被保険者記録が 36 年 3 月 8 日から 9 月 27 日までであることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の在職状況については、申立人は「当時の生活状況は苦しく、勤務先を変える時はいつも次の就職先を見つけてから転職していた」と申し立てているが、申立人の厚生年金保険被保険者記録を見ると会社間を短期間で就職している実態が見られ、A 社に勤務していたとしても矛盾は見られない。

厚生年金保険の被保険者資格取得について、A 社の被保険者名簿よれば、申立人と同じく昭和 36 年 3 月 8 日に 9 名が厚生年金保険被保険者資格を取得しているが、そのうち 8 名は当該年度の高校卒業年齢である。申立人は入社時に会社から「その年度に採用の人と一緒に扱わせてもらう」と言われ、厚生年金保険のことだとは思わずに了承した旨を陳述している。被保険者名簿の記録は、申立内容を裏付けるものとなっている。

このことから、A 社は同日付けをもって、申立人に係る厚生年金保険被保険者としての資格取得届出を行ったと考えるのが相当である。

このほか、申立人が被保険者資格取得以前に事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 27

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月 25 日から 57 年 6 月 15 日まで
昭和 57 年 4 月 25 日から 57 年 6 月 15 日まで A 社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。同社にはハローワークを通じて就職したので、厚生年金保険に加入していないはずはない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の在職状況については、厚生年金保険被保険者名簿で A 社での在籍が確認できる同僚の裏付け及び勤務実態についての明瞭な記憶等から同社に勤務していたことは推認できる。

一方、申立期間における厚生年金保険被保険者の資格についてみると、A 社が加入していた B 厚生年金基金及び C 健康保険組合のいずれにおいても、申立人の加入記録は無い。また、申立人も同基金の加入員証をもらった覚えは無いと陳述している。さらに、申立期間について申立人の雇用保険の加入記録も見当たらない。

この点について、A 社の元代表者は「当時、採用後 3 か月間の試用期間を設け、その間は社会保険には加入させていなかった」と陳述している。これらのことから、同社は試用期間にある申立人について、社会保険料を控除していなかったと推認できる。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間にかかる厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福井厚生年金 事案 21

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から 34 年 4 月 1 日まで
遠い親戚である A 社の社長に請われて、中学校を卒業してすぐに就職し、昭和 31 年 4 月から 34 年 3 月まで勤務したが、社会保険庁の記録では加入記録が無かった。在職中の 32 年に社屋を移転したこと、33 年秋ごろに指を切断したことや同僚を記憶している。給与明細など資料は無いが勤務していたのは明らかなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が A 社に勤務していたことは、申立内容などから認められるが、当該事業所は、社屋移転などにより申立期間当時の給与台帳等の関係書類は保管されておらず、保険料控除を確認できる資料は無く、当時のことを知る人物も存在しない。

また、社会保険庁が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の記載は無く、欠番も無い。

さらに、申立人が記憶している同僚の中にも、健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載の無い者が多数存在する。

加えて、申立人は事業主により給与から保険料を控除されていた記憶は無く、そのほか、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福井厚生年金 事案 22

第1 委員会の結論

申立人は申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月1日から29年12月10日

昭和27年4月から29年12月にかけて、A社B出張所で現場主任の助手として勤務(旧姓)していたが、主任の日報の水増請求等の責任を転嫁されて退社となり、退職時の同年12月1日から10日ごろまでの日給300円も未払いである。

当時の所長、主任、女性事務員の名前は、役職名で呼んでいたの思い出せず、給与明細書等も残っていないが、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金手帳記号番号は、申立期間後のC社D営業所に勤務した昭和30年7月1日に払い出されており、申立期間に係る27年4月1日から29年12月31日までの厚生年金手帳番号払出簿及びA社B出張所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の記載は無く、ほかの厚生年金手帳番号が払い出され勤務していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人自身も、ほかの厚生年金証書記号番号(当時の名称)を有していなかったことを認めている。

さらに、A社からは、「申立人が社員として勤務していた記録は無く、アルバイト等の社会保険加入適用除外者であれば、把握していないので勤務していたとしても確認できない」と回答している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に勤務して厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 5 月 1 日から 35 年 7 月 1 日まで
昭和 30 年 5 月から 45 年 5 月まで A 社に勤務していたが、社会保険庁の記録では 35 年 6 月以前の加入記録が無かった。
A 社には、先輩の B 氏から社会保険もあると誘われて勤めており、勤務している間は厚生年金保険料も徴収されていたと思うので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において A 社に勤務していたことは、先輩の B 氏の証言等から認められるものの、申立人が厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、給与所得の源泉徴収票などの資料は無い。

また、A 社は、既に全喪しており、当時の社長は死亡し、後継者の所在が不明であるため、申立てに係る事実を確認できる関連資料は無い。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚のうち、数名は申立人と同様に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していない。

なお、申立人の雇用保険の資格取得日は、昭和 42 年 9 月 1 日であり、申立期間における加入記録は無く、厚生年金保険被保険者資格取得日から約 7 年経過後の加入となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 1 月 1 日から 49 年 8 月 1 日

昭和 44 年 4 月 1 日から 49 年 8 月 1 日までの厚生年金保険加入期間について照会したところ、昭和 48 年 1 月 1 日から 49 年 8 月 1 日の間の加入記録が無いとの回答があった。

私は、昭和 44 年 4 月 1 日に A 事業所 (B 支店) に採用され、昭和 48 年 1 月 1 日付けで A 事業所 C 支店に転勤したが、49 年 7 月末日付けで同社を退職するまで継続して勤務した。

昭和 49 年 8 月から国民年金保険料を納めており、当時区役所で年金加入期間が空いていないことを確認済みである。

間違いなく、昭和 49 年 7 月末日まで A 事業所に勤務し、厚生年金保険料を納めているので、記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所から提出のあった申立人に係る厚生年金被保険者資格喪失確認通知書及び申立人の人事記録により、申立人が昭和 47 年 12 月 31 日付けで同事業所を退職したことが確認できる。

また、申立人は退職後も勤務していたと主張しているが、申立期間において給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる資料は無い。

さらに、雇用保険の加入記録でも、厚生年金保険被保険者記録と同じく申立期間は雇用保険の被保険者期間ではないことが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる資料等は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 1 月から 44 年 3 月まで

私は、申立期間中、A社に勤務していたが、社会保険事務所に照会したところ、当該事業所において被保険者記録は無いとの回答を受けた。しかし、帳面の切れ端やチラシの余白に書かれた給与明細には、厚生年金保険や失業保険等の記載があったことを鮮明に覚えており、また、事業主夫妻からは「保険はきちんとしてある」と言われていたので、被保険者記録が無いとされていることに納得できない。給与明細は残っていないが、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務し、保険料の控除を受けていたと主張しているが、その事実を確認できる給与明細等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

また、雇用保険被保険者の記録において、申立期間中に申立人が被保険者であった記録は無い。

さらに、申立人は、申立期間中の昭和 41 年 4 月 1 日から 44 年 3 月 31 日までの期間について国民年金保険料を納付しており、このうち 42 年 10 月 1 日以降については、任意加入期間となっている。

このほか、当該事業所は、既に廃業しており、また、事業主夫妻も死亡していることから、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 16

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月から同年 9 月まで

私は、昭和 42 年 4 月から、工事現場の事務担当者として、A社に就職した。勤務地は、B工事事務所、C出張所、D工事事務所の順で、43 年 2 月 16 日まで勤務して退職したと記憶している。

A社は、E社の下請会社で、厚生年金保険料も控除されていたと思う。

しかし、昭和 42 年 4 月から 9 月までの 6 か月間については、厚生年金保険の加入記録が無いとされており納得ができない。

なお、A社に勤務していたことを示す資料として、昭和 42 年 5 月にE社とA社の従業員が合同でF温泉に職員旅行をしたときの写真もある。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、雇用保険の加入記録により、A社に、申立期間を含めて勤務していたことは認められるが、給与明細書等、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる資料は無い。

また、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人の資格取得年月日は昭和 42 年 10 月 1 日と記録されており、申立期間に係る加入記録は無い。

このほか、申立期間当時におけるA社での同僚等の証言も得られず、申立てに係る事実を確認できる関連資料等は無。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 17

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 3 月 21 日から同年 11 月 14 日まで

社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録では、昭和 48 年 11 月 14 日にA社に勤め始めたことになっているが、私は、前の会社の退職日(48 年 3 月 21 日) から間を空けて再就職することはなく、当時、妻は第一子を宿しており、私が、社会保険のない会社に就職することは考えられない。

私がA社に勤め始めたのは、昭和 48 年 3 月であり、厚生年金保険料についても、入社当初から控除されており、社会保険庁の記録に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録から、申立人がA社に昭和 48 年 8 月 16 日から在籍していたことは確認できるが、申立人が主張する申立期間の 48 年 3 月から在籍していたことを示す資料は無く、また、申立人が申立期間当時、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、同社の事業主から、申立人が在籍していたことの証言は得られたが、申立期間当時、厚生年金保険被保険者であったことを確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

さらに、A社退職直後に就職した会社に提出した申立人作成の履歴書によると、「昭和 48 年 5 月 A 社入社 (昭和 48 年 12 月 15 日現在)」との記載があり、申立人が主張するA社への入社時期と異なっている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月から 35 年 5 月まで

私は、中学校を卒業した昭和 32 年 3 月から、准看護師免許を取得した 35 年 5 月まで、学校の職業紹介により A 市所在の B 病院の分院（C 市所在）に全寮制で勤務していた。

1 年目は看護師見習の身分でお礼奉公し、2 年目からは、午前中は病院に勤務し、午後は准看護学校に通学しており、月給は 2,500 円程度だったと記憶している。

B 病院に勤務した期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において B 病院に勤務していたことは、当時、看護師見習として勤務していた同僚の証言により確認できる。しかし、申立人は、給与から健康保険料及び厚生年金保険料並びに失業保険料が控除されていたかどうかを記憶しておらず、また、給与明細書等の関連資料は無く、申立人の給与から各種保険料が控除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、B 病院の厚生年金保険の新規適用は昭和 32 年 4 月 1 日であり、申立人同様 10 代の資格取得者は 2 名確認できるが、申立人及び同僚の看護師見習（4 名）は確認できないことから、正規の職員と看護師見習を区別していたことがうかがえる。

さらに、申立人の同僚の看護師見習のうち、准看護師免許の取得後も B 病院にて雇用を継続している者は、免許取得前に厚生年金保険の資格を取得していることから、当時、数名の看護師見習を受け入れていた B 病院では、看護師見習のうち雇用を継続する者とししない者を区別していたことがうかがえる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 19

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年4月から31年4月まで
② 昭和31年5月から同年10月まで
③ 昭和32年10月から34年2月まで

私が勤務していた以下の会社について、厚生年金保険の加入記録が無い。これらの会社に勤務する前は公務員であり、法律をよく理解していたので、会社から厚生年金被保険者証や健康保険証をもらわなければ、当時、勤務していた会社に苦情を言ったはずである。勤務期間の記憶は昔のことなので正確ではないが、いずれの会社も従業員が40人程度の規模の会社なので厚生年金保険料は控除されており、私の厚生年金保険の記録が無いことに納得できない。

①の期間は、A社B支店に勤務
②の期間は、A社C支店に勤務
③の期間は、D社に勤務

第3 委員会の判断の理由

①の期間については、A社B支店は、昭和32年11月1日に新規に厚生年金保険の適用事業所となっており、厚生年金保険の適用事業所ではなかった。また、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、さらに、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

②の期間については、申立人が記憶していたA社C支店は、正しくはA社E支店（昭和24年11月1日新規適用）であり、当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿（紙台帳）では、申立人の氏名を確認できず、整理番号の欠番等、記録の欠落をうかがわせる事情も見当たらない。また、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も見当たらない。

③の期間については、当該事業所に保存されていた申立人に係る源泉徴収簿（昭和32年及び33年）によれば、32年11月から33年7月までの給与から厚生年金

保険料は控除されていないことが確認できる。また、申立人の元同僚の証言により、申立人がD社に勤務していたことは確認できるが、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 8 月から 37 年 9 月まで

私は、昭和 35 年 8 月から 37 年 9 月までの間、A社に勤務していたが、すべての期間について、厚生年金保険の記録が無いとのことであった。

A社には、社長を含め8名程度の従業員が在籍し、社長及び事務員の氏名も記憶していること、及び在勤中に妻が出産しているが、国民健康保険ではなく健康保険を使ったと記憶していることから、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社長及び事務員の氏名、並びに取引先等について詳細に記憶していることから、A社に勤務していたものと推認できる。

一方、申立人は、給与から厚生年金保険料や雇用保険料が控除されていたと主張しているが、社会保険庁の記録によると、A社において、申立人の厚生年金保険の資格取得及び健康保険への加入の事実を確認できず、申立人の給与から各種保険料が控除されていたことをうかがわせる事情及び控除の事実が確認できる給与明細書等の資料は見当たらない。

A社の閉鎖法人登記簿によると、同社は、昭和 29 年 5 月 11 日に設立されているものの、厚生年金保険被保険者資格の新規適用は 38 年 4 月 1 日（事業主は同日に被保険者資格を取得）であることから、申立人は、同社において、申立期間における厚生年金保険被保険者資格を取得することはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 21

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 22 年 2 月 1 日から 24 年 11 月 20 日まで
② 昭和 25 年 2 月 28 日から 27 年 3 月 1 日まで
③ 昭和 27 年 9 月 2 日から 29 年 1 月 10 日まで
④ 昭和 29 年 7 月 1 日から 30 年 3 月 1 日まで

社会保険事務所の記録によると、私が役員として経営に参画していたA社での被保険者期間は、昭和 24 年 11 月 20 日から 25 年 2 月 28 日までとなっているが、私は、22 年 2 月 1 日の同社設立時から 27 年 2 月 28 日まで同社に在籍し、厚生年金保険被保険者であったはずである。

また、B社での被保険者期間は、昭和 29 年 1 月 10 日から同年 7 月 1 日となっているが、私は 27 年 9 月 2 日から 30 年 2 月 28 日まで同社に在籍し、厚生年金保険被保険者であったはずである。

いずれも正確な記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社及びB社に勤務していたことは、商業登記簿の記載から事実であるとみられ、自ら役員として届出等に関与していたとしているものの、給与明細書等、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを示す資料を確認することはできない。

また、社会保険庁の厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立てに係る各事業所の新規適用年月日は、A社が昭和 24 年 11 月 20 日、B社が 29 年 1 月 10 日であり、申立期間のうち、①22 年 2 月 1 日から 24 年 11 月 20 日までの期間及び③27 年 9 月 2 日から 29 年 1 月 10 日までの期間については、申立人は当該事業所で厚生年金保険被保険者となることができない。

さらに、申立期間のうち、②昭和 25 年 2 月 28 日から 27 年 3 月 1 日までの期間及び④昭和 29 年 7 月 1 日から 30 年 3 月 1 日までの期間については、社会保険庁の厚生年金保険被保険者名簿において申立人の記録は無く、同僚等の証言も得られず、

申立人が厚生年金保険被保険者であったと判断することができる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、B社については、申立期間中の昭和29年9月1日に全喪している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 22

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 8 月 19 日から 46 年 3 月 1 日までの厚生年金保険被保険者期間を 45 年 4 月 19 日から同年 11 月 1 日に修正することは認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 19 日から同年 11 月 1 日まで
社会保険事務所の記録によると、私の厚生年金保険の加入期間については、A社に係る期間が昭和 45 年 8 月から 46 年 2 月までの 7 か月間、B社に係る期間が 45 年 11 月から 46 年 2 月までの 4 か月間となっており、A社の 45 年 11 月から 46 年 2 月までの期間は、B社での加入期間と重複している。

しかし、私がA社に勤務したのは、昭和 45 年 4 月 19 日から同年 11 月 1 日までであり、同社を退職後しばらくしてからB社に勤務しており、A社とB社に重複勤務した事実は無い。

A社の事務手続の遅れにより、厚生年金保険の加入開始時期が 4 か月遅くなったものと考えられるので、同社での加入期間を昭和 45 年 4 月 19 日から同年 11 月 1 日までに修正して正しい年金を給付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社を退職した直後にB社に入社した際に提出した履歴書には、申立人が昭和 45 年 6 月から同年 10 月末までA社に勤務したとの記載があり、この記載内容が事実と異なることをうかがわせるような事情は見当たらず、申立期間のうち、45 年 4 月及び 5 月については、A社での勤務の事実を確認できない。

また、昭和 45 年 6 月及び同年 7 月の 2 か月間については、当該履歴書からもA社での在籍は確認できるが、厚生年金保険料が給料から控除されていたことを推認できる給与明細書等の資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらないほか、A社における申立人の雇用保険の記録も確認できないことから、当該期間において、申立人が厚生年金被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立人は、社会保険庁の被保険者記録にある、A社とB社の重複している厚生年金被保険者期間については、重複勤務した事実は無いとして、加入期間の修正を申し立てているが、A社の事業主から申立人の被保険者資格喪失日を昭和 46 年

3月1日とする届出が提出され、45年8月19日から46年3月1日までは厚生年金保険加入期間となっていることから、加入期間の抹消を含む被保険者期間の修正を認めることはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の昭和45年8月19日から46年3月1日までの厚生年金被保険者期間を45年4月19日から同年11月1日に修正することは認めることはできない。

和歌山厚生年金 事案 4

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年3月1日から24年2月28日まで
② 昭和27年8月5日から同年12月31日まで
③ 昭和29年3月22日から同年9月30日まで
④ 昭和33年12月26日から34年4月30日まで

A工業所(①)、B工業所(②、③)及びC工場(④)での厚生年金保険加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、申立期間当時これらの事業所に勤務していたことは事実であるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が主張する①及び②の期間は、A工業所及びB工業所が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間であり、④の期間は、C工場が、厚生年金保険の適用事業所でなくなった全喪後の期間であることが確認できる。また、③の期間は、被保険者名簿において、B工業所における申立人の資格喪失日が昭和29年3月21日と記録があり、加えて、同事業所は申立期間の途中である同年6月4日に全喪していることが確認できる。

また、給与明細などの保険料控除を確認できる書類も無く、申立人の保険料控除に関する記憶も曖昧である。

さらに、すべての事業所は廃業しており、申立内容を確認する事ができない上、同僚等の証言も得られない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

広島厚生年金 事案 17

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月1日から33年11月30日まで

私は、昭和22年4月から40年9月までA商店に勤務していたが、社会保険庁の厚生年金保険の加入記録では、勤務していた期間のうち33年11月までの記録が無いことになっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立期間中に勤務していたとする当該事業所は、昭和33年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できることから、申立期間において当該事業所の従業員として厚生年金保険の被保険者となることはできない。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、さらに、当該事業所は、既に全喪しており、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、雇用保険の記録について確認したところ、申立人は昭和33年9月15日に被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 18

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 3 月から 34 年 5 月まで

私は、昭和 28 年 3 月 A 商会に就職したが、31 年ごろ当該事業所の代表者が行方不明となり B 商会に業務が引き継がれ、34 年 5 月まで勤務した。

社会保険事務所から、この期間に厚生年金保険に加入していた事実が無かった旨の回答をもらったが、A 商会では、厚生年金保険料かどうか不明だが、何か控除されていた記憶があるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとする A 商会は、厚生年金保険の適用事業所であったとする記録が無く、また、B 商会は、昭和 40 年 2 月に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立人は申立期間において両事業所の従業員として厚生年金保険の被保険者となることはできない。

さらに、A 商会に勤務し、後に B 商会を設立した同社の事業主の証言により、申立人が申立期間に両社に勤務していたことは認められるが、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを認めることはできない。

広島厚生年金 事案 19

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 9 月ごろから 23 年 8 月末日ごろまで
平成 19 年 6 月 14 日に社会保険事務所へ、昭和 20 年 9 月から 23 年 8 月末まで勤務した農業会の厚生年金保険加入期間の記録照会をしたところ、厚生年金保険被保険者の記録は無いとの回答があった。

農業会における厚生年金保険加入を証明できる書類は何も無いが、当時の同僚であったA氏（旧姓B）は、私が農業指導員として勤務していた旨を証言してくれている。

A氏やほかの同僚C氏の厚生年金保険加入記録があるのなら、私の加入記録もあるはずだと思うので申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、同僚の証言により農業会に勤務していたと推認できるが、社会保険事務所保管の農業会の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無い。

また、A氏及びC氏の厚生年金保険に係る記録を調査したが、申立期間について両者とも農業会に係る厚生年金保険加入記録は確認できなかった。A氏は健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名の記載はあるが、厚生年金保険の記号番号の記載が無いため、健康保険のみ適用していたと思われる。

さらに、申立てに係る事実を確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

広島厚生年金 事案 20

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 6 月 15 日から 61 年 10 月 31 日まで
私は、昭和 60 年 10 月 1 日から 61 年 10 月 31 日まで建設会社に勤務していた。
しかし、社会保険庁の年金記録では、当該勤務期間のうち申立期間について厚生年金保険の加入記録が無く納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間中に勤務していたとする事業所は、社会保険庁の記録によると、昭和 35 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となり、平成 9 年 1 月 23 日に全喪していることから、申立期間当時は適用事業所であったことが確認できるが、申立人が厚生年金保険に加入していたことは確認できない上、当時の事業所の部長の証言でも申立人が勤務していたことは確認できるが、具体的な勤務期間については記憶に無いとしている。

また、給与明細書等、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる資料は無く、申立人においても保険料控除されていたことに関する具体的な記憶もない。

さらに、雇用保険の加入記録においても、申立てに係る事業所における申立人の離職日は昭和 61 年 6 月 14 日となっており、厚生年金保険の資格喪失日と同時期である。

加えて、申立期間のうち昭和 61 年 6 月から同年 9 月までの 4 か月分については、国民年金保険料が納付済みとされている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

島根厚生年金 事案9

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年5月から43年4月まで
② 昭和44年2月から46年4月まで
③ 昭和50年2月から同年5月まで

昭和42年5月にA事業所に入社後、退職するまで引き続いて勤務していた。申立期間①は入社当初の期間であり、申立期間②及び③は同事業所に在籍していた期間である。これらの申立期間について、厚生年金保険被保険者としての加入記録が無いことに納得できない。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所に保存されている厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書及び資格喪失確認通知書により、社会保険庁の記録のとおり届出がされており、申立期間についての届出が行われていないことが確認できる。

また、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

さらに、同事業所は、「勤務日数や勤務時間の拘束が無く、契約の実績に応じた報酬が支給される嘱託委託という契約形態があり、会社に籍が在りながら厚生年金保険被保険者の資格を喪失する場合もある。申立期間について申立人の給与から厚生年金保険料を控除していない。」と回答している。

このほか、申立期間の保険料控除に係る事実を確認できる関連資料等はない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

島根厚生年金 事案 10

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月16日から22年3月31日まで
申立期間は、A事業所に勤務していた。

この期間については、A事業所に勤務していた者で厚生年金をもらっている者もいることなどから、この期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の資料を引き継いだB事業所が保管している申立人の退職願等から、申立人が申立期間当時、A事業所で勤務していたことは確認できる。

しかし、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和36年7月4日である。

また、当時の同僚として申立人が回答した4名については、申立期間において厚生年金保険に加入していた記録が確認できない。

さらに、申立期間において、事業主により給与から保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 9

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年9月1日から35年7月1日まで
昭和31年9月から35年6月までA漁協とB社に勤務しており、B社については、入社当時から厚生年金保険の被保険者であったと思うが、厚生年金保険の加入記録をみると、35年7月からとなっており納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る事業主による申立人の厚生年金保険料の控除を推認できる関連資料及び周辺事情は無い。

申立期間について、申立人は、A漁協の厚生年金保険の被保険者であったため、金銭的負担を伴うB社の厚生年金保険の被保険者となる必要性が乏しく、A漁協を退職し、B社のみの勤務となった昭和35年7月に初めてB社の厚生年金保険の被保険者になったと推認される。

また、A漁協の組合長であり、B社の事業主でもあるC氏においても申立人と同様A漁協のみの厚生年金保険の被保険者となっていることから、申立期間において、申立人が、B社における厚生年金保険の被保険者であったとは考え難い。

このほか、保険料控除に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 10

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月 20 日から同年 10 月 1 日
厚生年金保険の加入期間について、社会保険事務所に照会したところ、昭和 38 年 9 月以前の期間については加入記録が無いとの回答をもらった。
38 年 1 月に A 社 B 事業所に試用員として就職しており、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、事業主が申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたことを推認できる関連資料及び周辺事情は無い。

また、申立人が勤務していた A 社に使用される試用員については、内規に基づき、昭和 38 年 10 月 1 日から厚生年金保険の適用を受ける手続がなされるようになった。

これにより、社会保険庁の記録によると、B 事業所を管轄する A 社 C 支社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 38 年 10 月 1 日であり、申立期間は厚生年金保険の適用事業所となっていないことから、申立人が当該事業所の従業員として厚生年金保険の被保険者となることはできない。

さらに、申立人が厚生年金保険に加入していたとして挙げた同僚 2 名の厚生年金保険被保険者資格取得年月日を社会保険庁の記録により確認した結果、申立期間後(昭和 40 年 3 月及び同年 4 月)に別の事業所において厚生年金保険の資格を取得していることが確認できる。

このほか、保険料控除に係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

山口厚生年金 事案9

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年1月31日から29年8月頃
昭和26年5月1日から29年8月ごろまでの有限会社A商店での厚生年金保険加入記録を照会したところ、厚生年金保険加入期間は昭和26年5月1日から27年1月30日までであった。27年1月31日以降も当該事業所で勤務していたので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、有限会社A商店は昭和27年1月31日に全喪事業所となっており、健康保険厚生年金保険被保険者名簿において当時在職していた申立人を含む7名が厚生年金被保険者資格を喪失している。

また、7名の備考欄にはそれぞれ「証返納済」と記載されており、健康保険被保険者証が社会保険事務所へ返納されていることが確認できる。

さらに、申立人が昭和27年1月31日以降も当該事業所で勤務していた事実及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の保険料控除に係る記憶も曖昧である。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 9 月から 41 年 7 月まで

昭和 40 年 9 月から 41 年 7 月までの有限会社A工務店での厚生年金保険の加入記録について照会したところ、同社で厚生年金保険に加入していた事実は確認できなかった。

当時は定時制の学生であり、昼間の仕事として有限会社A工務店で働いており、健康保険には間違いなく加入していた記憶があるので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により昭和 40 年 9 月 8 日から同年 12 月 25 日までの在籍は確認でき、申立人が有限会社A工務店に勤務していた事実は一部確認できる。

しかし、有限会社A工務店の厚生年金保険の新規適用は昭和 41 年 8 月 1 日であり、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではなかった。

また、申立人が名前を挙げている同僚4名は名字のみであるが、同社の被保険者名簿には見当たらず、事業主の長男の厚生年金保険の加入時期も新規適用の昭和 41 年 8 月 1 日からであり、当該事業所の新規適用以前に厚生年金保険への加入をうかがわせる事実は無い。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主によって給与から控除されていた事実は確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の記憶も曖昧である。

このほか、申立てに係る事実は確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 5 月 1 日から 42 年 4 月 30 日まで
昭和 40 年頃から 42 年 4 月ごろまでの A 株式会社での厚生年金保険加入記録を照会したところ、厚生年金保険加入期間は昭和 39 年 10 月 8 日から 40 年 4 月 30 日までであった。昭和 40 年 5 月 1 日以降も当該事業所で勤務していたので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、昭和 39 年 10 月 8 日から 40 年 4 月 30 日まで A 株式会社にて在職していたことは確認でき、この記録は社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録と一致している。

しかし、申立人が昭和 40 年 5 月 1 日以降も当該事業所で勤務していた事実及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立人は講師として顧客先に出向く仕事をしており、単独行動が多かったため、当時のことを知る同僚から証言を得ることはできない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月から同年 7 月まで

私は中学校を卒業後すぐに、A市にあったB鉄工所に就職した。

社長はCさんで、私は本社ではなく支所で働いていた。昭和 36 年 8 月にD鉄工所に移ったが、それまでは保険料を引かれていたと思う。そのことを証明するものは何も無いが、働いていたことは間違いないので申し立てをする。

第3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

申立人は、当時の給与額及び厚生年金保険料控除額を申立てているが、これは当時の保険料率で計算される厚生年金保険料控除額と大きく相違する。

また、申立人が、同時期に入社したと主張する1名について社会保険事務所の記録を確認したところ、被保険者資格の取得は申立人の離職後の昭和 36 年 9 月 6 日であり、B鉄工所では入社後、数か月経過後に厚生年金に加入させるという取扱いをしていた可能性が高いと思われる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 9 月 1 日から 44 年 7 月 1 日まで
私は、昭和 42 年 9 月 1 日から 44 年 8 月 31 日まで、A株式会社B支社（勤務場所はC市）に勤務していたが、社会保険庁の記録では、42年9月1日から44年7月1日までの加入記録が無いことになっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

当初の申立期間は、申立人に係るA株式会社B支社における社会保険庁の記録である、昭和44年7月1日から同年8月31日までの加入記録以降の、44年9月1日から45年8月31日までとしていたが、雇用保険加入記録照会によって判明した42年9月1日から44年8月31日までを基準として、申立人が申立期間の変更を申し出たものであり、勤務していたこと^{あいまい}はうかがえるが、勤務期間の記憶は曖昧である。

また、社会保険事務所保管の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が、A株式会社B支社に勤務したと主張する昭和42年9月1日から、申立人に係る厚生年金保険被保険者記録が存在する44年7月1日までの間に、資格取得届が処理された厚生年金保険被保険者の中には、申立人の記録は無く、かつ、その期間中の厚生年金保険被保険者に係る政府管掌健康保険の被保険者番号は、連続番号で払い出されており、欠番は無い。

さらに、申立期間とほぼ同一時期に、申立人と同様の業務内容で勤務をしていたことを記憶している同僚についても、当該期間中に資格を取得した事実は確認できない。

加えて、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていた記憶は無く、確認できる資料（給与明細書、所得税源泉徴収票等）は無い。

このほか、A株式会社B支社は既に全喪しており、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 12 月 1 日から 34 年 12 月 31 日まで
私は、昭和 30 年 12 月 1 日から 34 年 12 月 31 日まで A 物産株式会社に勤務していたが、社会保険庁の記録では、その全期間について加入記録が無いことになっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務したと主張している A 物産株式会社での、申立期間当時の作業内容、作業指示者及び同僚 2 名の氏名の一部を記憶はしているものの、これら上司や同僚の厚生年金保険被保険者期間は、申立人が記憶している上司等の在職期間に比べて非常に短いこと、及び、これらの者は、申立期間の途中である昭和 33 年 6 月 1 日、同年 8 月 4 日及び同年 9 月 6 日に厚生年金保険の被保険者記録を喪失しているなど、当該事業所での厚生年金資格取得日及び資格喪失日は、実際の在職の状況と相違していることがうかがわれる。

また、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていた記憶は無く、確認できる資料（給与明細書、所得税源泉徴収票等）は無い。

さらに、社会保険事務所保管の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、A 物産株式会社が新規適用事業所となった昭和 27 年 1 月 1 日から、申立期間の終期である 34 年 12 月 31 日までの期間に、資格取得届が処理された厚生年金保険被保険者の中には、申立人の記録は無く、かつ、その期間中の厚生年金保険被保険者に係る政府管掌健康保険の被保険者番号は連番で払い出されており、欠番は無い。

加えて、A 物産株式会社は既に全喪しており、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断する

と、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

香川厚生年金 事案5

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年3月20日から27年5月5日

平成19年7月17日付けの「厚生年金保険の期間照会（回答）」により、A社において「昭和27年5月5日から28年3月25日以外の記録は見当たりません。」との回答をもらったが、B社で24年3月から厚生年金保険に加入し、その後、同社がA社になってからも継続して加入していたはずであり、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

当時の同僚との記念写真や申立人の証言から、申立人が、A社（A社は、個人会社「B社」の事業主が、B社を昭和24年4月1日に全喪し、その後、法人化し「A社」として同年6月10日に新規適用事業所となったもの）に24年から勤務していたと推認されるが、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書などの資料は無い。

また、A社では、「当時の人事記録、出勤簿、資格取得・喪失届写し等の書類は無く、B社との関係も不明である。」とのことであり、申立期間に係る保険料控除についても確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

徳島厚生年金 事案16

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月1日から41年10月1日まで
平成19年7月、社会保険事務所に対し、A事業所における昭和40年5月から41年9月までの厚生年金加入期間について照会したところ、加入事実が無い旨の回答をもらった。

給与明細書等はないが、申立期間当時、当該事業所に勤務していたのは事実であり、厚生年金保険料も控除されていたと記憶している。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てのあった事業所は、厚生年金保険の適用事業所であることが確認できるとともに、申立人が記憶している当時の同僚の氏名等から、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所の健康保険厚生年金被保険者名簿を確認しても、申立人の氏名等は登載されておらず、欠番も確認できない。

また、申立人からの提出資料として、失業保険被保険者証のコピー（2枚）が提出されているものの、いずれも、申立てのあった事業所における記録に該当しておらず、申立人の雇用保険被保険者記録において、申立期間に係る該当記録は確認できない。

さらに、その他申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことがうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

徳島厚生年金 事案17

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年9月から同年12月28日まで
昭和41年9月、申立てに係る事業所に住み込みで入社し、同年12月28日まで勤務した。

当時の給与明細等の証拠資料は残っていないが、申立事業所に勤務していたのは事実であるので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所は、昭和36年11月1日から平成4年5月31日まで厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できるが、8年6月1日に解散しており、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる関連資料は無い。

また、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の記録は確認できないほか、申立事業所が加入していた健康保険組合の健康保険被保険者記録についても確認できない。

さらに、雇用保険被保険者記録においても、申立期間に係る雇用保険被保険者期間は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年6月26日から平成6年1月10日まで

私は、A事業所の下請企業であったB事業所に勤務していた。

A事業所が経営不振に陥ったため受注が無くなった後は、C事業所から鞆製造の下請を行っており、私は、縫製部門の責任者として仕事を行っていた。

給与明細等は残っていないが、勤務していたのは事実であるので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B事業所において、昭和52年4月から55年6月26日までの間の厚生年金保険被保険者記録が確認できるなど、申立人が同社で勤務していたことは確認できる。

しかし、申立期間当時、B事業所は、厚生年金保険の適用事業所では無く、健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社の厚生年金保険適用期間である昭和52年4月1日から55年12月31日までの間の厚生年金保険被保険者資格取得者を確認したところ、健康保険の記号番号に欠番は無く、現在の申立人の記録以外は確認できない。

また、申立人が当時の代表者だったと主張する同僚については、B事業所が全喪した昭和55年12月から国民年金に加入していることが確認できる。

さらに、申立期間に係る雇用保険被保険者記録は無いほか、厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 5 月 22 日から同年 7 月 1 日まで
② 昭和 45 年 4 月 21 日から 46 年 3 月 20 日まで
③ 昭和 46 年 3 月 20 日から同年 4 月 1 日まで
④ 昭和 46 年 8 月 31 日から同年 10 月 1 日まで
⑤ 昭和 47 年 12 月 29 日から 48 年 1 月 5 日まで
⑥ 昭和 48 年 8 月 21 日から同年 9 月 1 日まで
⑦ 昭和 49 年 9 月 1 日から同年 5 月 20 日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社（①及び②の期間）、B社（③及び④の期間）、C社（⑤及び⑥の期間）及びD社（⑦の期間）について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。

昭和 42 年 5 月 22 日から 49 年 5 月 20 日まで継続して勤めており、給料から保険料を引かれていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人から聴取しても、保険料控除の記憶は明確ではない。

また、社会保険庁が保管するA社、B社、C社及びD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間に係る申立人の記録は無い。

さらに、いずれの申立期間についても、申立人が雇用保険に加入した記録は無い上、社会保険庁の記録では、C社を除くA社、B社及びD社にお

ける健康保険被保険者証が、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届と同時に社会保険事務所に返納されていることが健康保険厚生年金保険被保険者原票により確認できる。

加えて、申立期間当時の雇い主は既に死亡している上に、申立人から聴取しても、申立当時の同僚についての記憶が無いことから、申立てに関する証言を得ることもできない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 16

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
昭和 42 年 4 月から A 社 B 工場に勤めたが、厚生年金保険の資格取得日は同年 12 月 1 日である旨の回答をもらった。
古いことであるため資料は無いが、昭和 42 年 4 月から勤めたことは間違いないので申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録によると、A 社 B 工場における申立人の資格取得日は昭和 42 年 9 月 9 日であり、それ以降、当該事業所に勤務していたことは確認できるが、42 年 4 月から勤務していたことを確認できる関連資料等は無い。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人から聴取しても、保険料控除の記憶は明確ではない。

さらに、社会保険庁が保管する A 社の申立人に係る厚生年金被保険者原票及び厚生年金保険記号番号払出簿によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は昭和 42 年 12 月 1 日であり、加えて、申立人が、申立期間当時、一緒に働いていたとする同僚についても、申立人と同一年月日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

なお、A 社の健康保険組合からは、「申立期間当時、A 社では試用期間があったと思われる」との説明があった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことと認めることはできない。

愛媛厚生年金 事案 17

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 3 月から 35 年 3 月まで
② 昭和 35 年 4 月及び同年 5 月

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社B所（①の期間）及びC社（②の期間）について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。

厚生年金保険被保険者証の交付を受けたかどうか憶えていないが、給料から保険料を引かれていた記憶はあるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管するA社D支店の厚生年金保険被保険者名簿の中には、申立人が一緒に勤務していたと主張する上司の記録はあるが申立人についての記録は無く、また、A社及びA社の健康保険組合における申立人の在籍及び加入に係る記録は、保存期間が終了しているため、いずれも確認できない。

また、申立人が主張するE市F区に所在するC社は厚生年金保険の適用事業所としては存在せず、当時、同市G区に所在するH社（C社と名称が酷似）の厚生年金保険被保険者名簿にも申立人の記録を確認することはできない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 16

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月1日から47年12月31日まで

昭和44年9月から47年12月まで、A社に勤務した。入社の時、事務担当者が厚生年金手帳を預かった記憶があり、ずっと厚生年金保険に加入していると思っていた。病気をしたこともなかったので健康保険証を所持した記憶は無い。申立期間について厚生年金保険に加入していなかったことは退職直後に承知していたが、会社に問い合わせることなくそのままにしており、実情を知りたいので調査を依頼した。

第3 委員会の判断の理由

A社を引き継いだB社では、A社が厚生年金保険の新規適用の手続を行った昭和40年7月1日から54年3月までの社会保険手続に関する届書が保管されており、厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書や、算定基礎届の事業所控である健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額決定通知書に申立人の記載は確認できない。

また、申立人は保険料控除について、勤務していた当時は確認していなかったとしており、控除についての記憶は曖昧である上、健康保険証を所持していた記憶も無い。

さらに、申立人はA社を退職後に社会保険事務所に出向いた時、同社での厚生年金保険加入記録が無いことを聞かされており、当時から未加入であることを認識していたと証言している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

熊本厚生年金 事案 13

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 12 月から 54 年 12 月まで
② 平成 11 年 2 月から 12 年 1 月まで

申立期間について、厚生年金保険料控除の事実が確認できる給与明細書は廃棄したため残っていないが、勤務したのは事実であるし、給料から厚生年金保険料を控除されていたことも事実であるので、同期間の厚生年金保険の加入を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、賃金台帳等の資料が無く、申立人は、申立期間についていずれも2年から2年半ぐらい勤務したと主張しているなど、勤務の始期及び終期に係る記憶はあいまいである。

また、雇用保険加入記録及び関連団体の記録から、申立期間における在職の事実は確認できない。

さらに、申立人が昭和 52 年 12 月から 54 年 12 月まで勤務していたとする A 社の厚生年金保険適用年月日は、60 年 2 月 1 日であり、かつ、関連団体の記録においても、申立期間には、A 社は存在しない。

加えて、申立人は、申立人が廃棄したとする当時の給与明細書の内容について記憶が無いとしている。

これら申立内容及びこれまで収集した関係資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

熊本厚生年金 事案 14

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年8月15日から26年6月まで

昭和21年8月15日、A事業所に事務員として就職し、摘発された公安価格違反物件の管理、保管、配給等の業務に従事していた。昭和26年に同事業所が解散したため失職した。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票などの資料が無い。

また、A事業所は、現存しておらず、申立人が勤務していたことを証明する事業主や同僚の証言も得られない。

さらに、申立人については、A事業所の雇用保険被保険者資格の取得歴が確認できず、申立てに係る事実を確認できるほかの関連資料及び周辺事情も見当たらない。

加えて、A事業所は、社会保険庁の記録において厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大分厚生年金 事案6

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 9 月から 46 年 12 月まで
(A社)
② 昭和 62 年 3 月から 63 年 12 月まで
(B社)

私は、申立期間についてA社及びB社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無いとされた。それぞれの事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が勤務していたとするA社の厚生年金保険の適用は、昭和53年4月1日であることが、社会保険事務所が保管する事業所名簿により確認できる上、同社において、申立人が厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細等の関連資料は無い。

申立期間②について、申立人がB社に勤務していたことは、雇用保険の加入記録及び同社からの給与振込みを記録した金融機関の通帳により確認できるものの、申立人の厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細等の関連資料は無い。

また、社会保険事務所が保管するB社の厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人が記憶している複数の同僚等の氏名はあるものの、申立人の氏名は無く、被保険者番号の欠番も無い。

なお、申立人は、申立期間②において夫の健康保険の被扶養者として認定されていることが判明している。

さらに、当時、経理を担当していたB社の社長夫人は「申立人が厚生年金保険に加入していたかどうか不明である。」と証言している上、当時の年金事務担当者は「申立人は厚生年金保険に加入していなかったように思う。」

と証言している。加えて、両者とも、「当時、B社には厚生年金保険に加入していなかった者が複数名いた。」と証言している。

このほか、B社には、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

その他の事情及び収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

鹿児島厚生年金 事案 5

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 8 月 31 日から 52 年 8 月 10 日まで
申立期間を含め、^{たんぼ}田圃の植付け作業とその後 6 か月間の出稼ぎを交互に計 6 回繰り返した。最初は一人で A 社に、2 回目以降は友人を誘って同社の下請会社に働きに行っていた。

申立期間における出稼ぎについて、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

給与明細書等、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料は無い。

申立人が A 社における厚生年金保険の被保険者であることが確認できる昭和 46 年 3 月 1 日から同年 8 月 31 日までの期間については、最初の出稼ぎの期間と推察される。

また、雇用保険の被保険者情報により、申立人が A 社において雇用されていたことが確認できる昭和 51 年 6 月 15 日から同年 8 月 8 日までの期間については、同社の下請け会社に出稼ぎしていた期間と推察される。

しかし、申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 8 月から 49 年 3 月までは国民年金に加入し、国民年金保険料を納付しており、49 年 4 月以降は国民年金保険料が申請免除となっていることが確認できる。

また、申立人は、2 回目以降の出稼先として、A 社の下請け会社で働いたとしているが、その社名を覚えておらず、倒産したらしいと説明している。

さらに、申立人は、2 回目以降の出稼ぎについては同僚五人と同じ会社に働きに行ったと主張しているが、社会保険庁の記録により、それを裏付けることは難しく、そのほか、申立てに係る事実を確認できる関連

資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

沖縄厚生年金 事案 21

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 5 月から 55 年 12 月まで

私は、申立期間について勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無いとされた。保険料の控除の事実が確認できる書類は無いが、当該事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録があり、A社に勤務していた事実が確認できるが、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細、所得税源泉徴収票などの資料が無い。

また、「昭和 38 年ごろから現在に至るまで社会保険に加入していた従業員の加入名簿を管理しているが、その中に申立人の氏名は見当たらない。」旨事業所から回答を得ているほか、当委員会における調査の結果、政府管掌健康保険に加入していないと推認されることから、政府管掌健康保険と一体である厚生年金保険についても加入していたとは考えられない。

さらに、申立人は申立期間について国民年金保険料を納めており、また、B村から国民健康保険証を取り寄せた旨述べているなど、申立人の厚生年金保険の加入及び保険料の控除に関する記憶は曖昧であり、申立てに係る事実を確認できる関係資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

沖縄厚生年金 事案 22

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和 55 年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

昭和 54 年 7 月 1 日から 61 年 8 月 31 日まで継続してA社に勤務していたが、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を受けた。当時の給与明細書は既に破棄しているため、参考となる資料は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実が確認できる給与明細書、源泉徴収票などの資料が無い。また、当該事業所に照会を行ったところ、申立人はいったん退職しており、その際に健康保険証の返納も受けている。人事記録等は既に処分されているが、申立人が退職をし、再入社したことは間違いないと回答している。

一方、申立人は、昭和 54 年 7 月から 61 年 8 月まで継続して勤務していたとして主張しているが、当該事業所における申立人の厚生年金保険被保険者資格の得喪状況を見ると、①54 年 7 月 1 日に取得、翌 55 年 6 月 1 日に喪失し、②55 年 10 月 1 日に再取得、61 年 9 月 1 日に喪失している。この①の資格喪失の際に申立人の健康保険証が返納されていることが確認でき、申立期間について厚生年金保険と一体として加入すべき政府管掌健康保険に加入していないことから、申立人は、厚生年金保険に加入し保険料を納付していなかったことが推認できる。

このほか、申立期間の申立てに係る事実を確認できる関連資料等はない。

これらを総合的に判断すると、申立人が、厚生年金被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

沖縄厚生年金 事案 23

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 11 月 2 日から 63 年 8 月 10 日まで

私は、A社に勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いとされた。保険料の控除の事実が確認できる書類は無いが、当該事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料が無い。

また、事業所に照会を行ったところ、昭和 60 年 12 月にA社がB社に吸収合併されたことに伴い、申立人を含むA社の営業社員が正社員から退職扱いとなり、申立人は出来高制の報酬契約による「外注営業職」に変更になっていることが、C社（B社を吸収合併）が保管している社員名簿及び当時の役員の証言により、確認できる。

さらに、申立人の厚生年金保険及び雇用保険の加入記録とも、申立人の退職日が昭和 60 年 11 月 1 日となっており、外注扱いにした、とする事業所の記録との整合性がとれている。

加えて、社会保険庁が保管している記録により、申立人は申立期間の始期である昭和 60 年 11 月より、国民年金保険料の免除申請を行っていることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及び収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

沖縄厚生年金 事案 24

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月 1 日から 46 年 3 月 (日付不詳) まで
私は、申立期間について A 社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無いとされた。保険料の控除の事実が確認できる書類は無いが、当該事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実が確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票などの資料が無い。

また、事業所への照会を行ったところ、A 社は、当時の人事記録等は廃棄されているが、申立人の申立期間について厚生年金保険に加入させていなかったと文書にて回答しており、当時の代表者も当該申立期間について申立人が社会保険に加入していなかったと述べている。

さらに、社会保険庁が保管している資料を見ると、申立期間において当該事業所に係る厚生年金保険手帳が払い出された者が申立人の夫を含め 8 人いるが、申立人が厚生年金保険被保険者として適用されていた事実は確認できない。加えて、当該事業所における申立人の雇用保険の加入記録も確認できない上、申立人の厚生年金保険の加入及び厚生年金保険料の控除に関する記憶は曖昧である。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関係資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。